
令和7年11月26日開会

令和7年12月12日閉会

令和7年 第4回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日 程 と 目 次

会期 17日間〔本会議5日間、休会12日（議案調査4日、委員会3日、議事整理1日、県の休日4日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
11. 26	水	本 会 議（第1号）	
		1 長谷尾代表監査委員の就任挨拶……………	1
		1 開会……………	2
		1 諸般の報告（9月及び10月の例月出納検査結果、職員の給与等に関する報告及び勧告、報告1件、議員派遣報告）……………	2
		1 会議録署名議員の指名……………	2
		1 会期決定の件……………	2
		1 第105号議案から第123号議案を一括議題……………	2
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	3
		1 議員提出第10号議案（大分市佐賀関の大規模火災からの復旧・復興に向けた支援を求める意見書）を議題……………	6
		1 御手洗（吉）議員の提案理由説明……………	6
		1 議員提出第10号議案を原案のとおり可決……………	7
11. 27	木	休会（議案調査のため）	
11. 28	金	休会（議案調査のため）	
11. 29	土	休会（県の休日のため）	
11. 30	日	休会（県の休日のため）	
12. 1	月	休会（議案調査のため）	
12. 2	火	休会（議案調査のため）	
12. 3	水	本 会 議（第2号）	
		1 第89号議案から第102号議案までを一括議題……………	10
		1 森決算特別委員長の報告……………	10
		1 猿渡議員の反対討論……………	11
		1 第89号議案及び第90号議案を委員長の報告のとおり可決及び認定……………	15
		1 第93号議案から第96号議案まで及び第98号議案から第100号議案までを委員長の報告のとおり認定……………	15
		1 第91号議案を委員長の報告のとおり可決及び認定……………	16
		1 第92号議案、第97号議案、第101号議案及び第102号議案を委員長の報告のとおり認定……………	16
		1 一般質問及び質疑……………	16
		1 二ノ宮議員（県民クラブ）の質問……………	16
		・ 主食の安定確保及び中山間地域農業の再生について	
		・ 地域生協等と連携した持続可能な地域づくりについて	
		・ 県民の防災力向上に向けた「県災害教育センター」の設置について	
1 大友議員（自由民主党）の質問……………	27		

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県境地域の振興について ・ 企業誘致について ・ 歯科口腔保健対策について ・ 複合的な社会福祉施設の整備について ・ 山国川における特定都市河川指定及び河川整備について ・ 教育を巡る諸課題について 	
		<p>1 戸高議員（公明党）の質問…………… 38</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療政策について ・ 障がい者eスポーツの推進について ・ 選ばれるおおいたの実現に向けた取組について ・ 県の広報・広聴の在り方について ・ 防災人材の育成について ・ 道路管理者による占用物件の維持管理の適正化について 	
		<p>1 首藤議員（自由民主党）の質問…………… 49</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大分市佐賀関の大規模火災における被災者支援について ・ 魅力ある大分県づくりについて ・ 国際交流の推進について ・ 大分空港の活性化について ・ 国道442号の整備について ・ 学校における熱中症対策について 	
12.	4	木 本 会 議（第3号）	
		<p>1 一般質問及び質疑…………… 63</p>	
		<p>1 猿渡議員（日本共産党）の質問…………… 63</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際情勢の変化が本県経済に与える影響について ・ 複合的な社会福祉施設について ・ 南石垣支援学校の跡地について ・ 化学物質過敏症について 	
		<p>1 木付議員（自由民主党）の質問…………… 72</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業の振興と地域の活性化について ・ 社会資本整備について ・ 農業農村整備事業について ・ 地域医療提供体制の確保について ・ 内部統制について 	
		<p>1 吉村（尚）議員（県民クラブ）の質問…………… 83</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくりについて ・ 日産自動車の九州生産移管を見据えた対応について ・ 県外事務所について ・ 観光政策について ・ 教育の充実について 	
		<p>1 梶田議員（自由民主党）の質問…………… 96</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大分県の観光政策について 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制の確保について ・ドローン操縦士の育成について ・中山間地域の農地保全について
12. 5	金	<p>本 会 議 (第4号)</p> <p>1 諸般の報告 (140か所の定期監査結果、14か所の臨時監査結果、人事委員会の意見聴取結果) 109</p> <p>1 第124号議案、第125号議案を議題..... 110</p> <p>1 佐藤知事の提案理由説明..... 110</p> <p>1 一般質問及び質疑..... 111</p> <p>1 岡野議員 (自由民主党) の質問..... 111</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども・子育て政策について ・農業を巡る諸課題について ・畜産振興について <p>1 三浦 (由) 議員 (日本維新の会) の質問..... 123</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市佐賀関の大規模火災からの復旧・復興について ・副首都構想について ・留学支援について ・大分市に対する県費補助金について ・コンテンツツーリズムについて ・株式会社サンリオ及び株式会社サンリオエンターテイメントとの連携について ・クラサドーム大分の改修について <p>1 太田議員 (自由民主党) の質問..... 134</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興について ・循環型社会の構築について ・県民の安全・安心の確保について ・スクール・サポート・スタッフについて <p>1 原田議員 (県民クラブ) の質問..... 143</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の県政運営について ・県内進出企業の環境対策について ・地域公共交通の維持・確保について ・教育行政について ・カスタマーハラスメントについて <p>1 第105号議案から第125号議案まで及び請願2件を所管の 常任委員会に付託..... 153</p> <p>1 付託表..... 153</p>
12. 6	土	休会 (県の休日のため)
12. 7	日	休会 (県の休日のため)
12. 8	月	休会 (常任委員会開催のため)
12. 9	火	休会 (常任委員会開催のため)
12. 10	水	休会 (常任委員会予備日)
12. 11	木	休会 (議事整理のため)

12. 12	金	本 会 議 (第5号)
		1 諸般の報告（11月の例月出納検査結果、人事委員会の意見聴取結果、出前県議会報告）…………… 156 1 第105号議案から第125号議案まで及び請願14、請願15に対する各常任委員長の報告…………… 156 1 今吉福祉保健生活環境委員長の報告…………… 156 1 小川商工観光労働企業委員長の報告…………… 157 1 森農林水産委員長の報告…………… 157 1 阿部（長）土木建築委員長の報告…………… 157 1 清田文教警察委員長の報告…………… 157 1 太田総務企画委員長の報告…………… 158 1 堤議員の討論…………… 158 1 猿渡議員の討論…………… 159 1 三浦（由）議員の討論…………… 160 1 第105号議案から第115号議案まで及び第117号議案から第124号議案までを委員長の報告のとおり可決…………… 161 1 第116号議案を委員長の報告のとおり可決…………… 161 1 第125号議案を委員長の報告のとおり可決…………… 161 1 請願14を委員長の報告のとおり不採択…………… 161 1 第126号議案を議題…………… 161 1 佐藤知事の提案理由説明…………… 161 1 第126号議案に同意…………… 161 1 議員提出第11号議案（トラック運送事業者を取り巻く深刻な問題への対応を求める意見書）、議員提出第12号議案（共有林の処分に関する制度整備を求める意見書）を一括議題…………… 161 1 清田議員の提案理由説明…………… 162 1 議員提出第11号議案及び第12号議案を原案のとおり可決…………… 162 1 議員派遣の件…………… 163 1 閉会中の継続審査及び調査の件…………… 163 1 閉会…………… 164
付		1 請願…………… 167

令和7年第4回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和7年11月26日（水曜日）

議事日程第1号

令和7年11月26日
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 第105号議案から第123号議案
（議題、提出者の説明）
- 第4 議員提出第10号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 第105号議案から第123号議案
（議題、提出者の説明）
- 日程第4 議員提出第10号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	井上 明夫
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
高橋 肇	木田 昇

二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 1名

成迫 健児

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	久家 里三
人事委員長	和田 久継
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	深田 茂人
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渊野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時

嶋議長 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、先般再任されました長谷尾雅

通代表監査委員から御挨拶があります。

長谷尾代表監査委員 10月1日付で代表監査委員に再任されました長谷尾雅通でございます。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

午前10時1分 開会

嶋議長 ただいまから令和7年第4回定例会を開会します。

嶋議長 これより本日の会議を開きます。

嶋議長 日程に入るに先立ち、11月18日の大分市佐賀関の大規模火災により被害に遭われました方々、避難を余儀なくされている方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

また、犠牲となられました方に対し、深く哀悼の意を表します。

諸般の報告

嶋議長 次に、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、9月及び10月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、去る10月1日に人事委員会から、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告及び勧告がありました。

なお、文書は、その写しを既に各議員に配付をしております。

次に、知事から損害賠償の額の決定について報告がありました。

なお、報告書は、お手元に配付の議案書の末尾に添付してあります。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の規定により、お手元に配付の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第1号により行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

嶋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、太田正美議員及び二ノ宮健治議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

嶋議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月12日までの17日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定します。

日程第3 第105号議案から第123号議案

(議題、提出者の説明)

嶋議長 日程第3、第105号議案から第123号議案を一括議題とします。

第105号議案 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

第106号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第107号議案 当せん金付証券の発売について

第108号議案 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について

第109号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第110号議案 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第111号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

- 第112号議案 食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正について
- 第113号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第114号議案 大分県中小企業活性化条例の一部改正について
- 第115号議案 大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第116号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第117号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第118号議案 工事請負契約の締結について
- 第119号議案 工事請負契約の変更について
- 第120号議案 工事請負契約の締結について
- 第121号議案 大分県地方港湾審議会条例の一部改正について
- 第122号議案 工事請負契約の変更について
- 第123号議案 大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について

—————→…←—————

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

冒頭、去る10月17日、村山富市元総理が御逝去されました。生前の御功績をたたえ、深く敬意を表しますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

令和7年第4回定例会県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて、今回提出しました諸議案について説明を申し上げます。

先週18日、大分市佐賀関で大規模な火災が発生しました。亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、高齢者の避難などに際し、地域で助け合いながら対応された住民の皆様の行動に深く敬意を表したいと存じます。

県では、火災の発生を受け、速やかに災害救助法の適用を決定するとともに、熊本県や福岡

市、自衛隊などによる応援も得て消火活動に当たりましたが、残念ながら170棟を超える家屋が焼失し、避難生活を余儀なくされている方が数多くいらっしゃいます。そのような中、国からリエゾンの派遣を受けておりましたが、今回の火災を強風による自然災害とする協議が調い、昨日、被災者生活再建支援法の適用を決定したところであります。引き続き大分市や関係機関と連携し、一日も早い生活再建に向け、支援策の早期実施に全力を挙げてまいります。

大分市、各市の消防局、それから東部師団、第7方面隊をはじめとしました消防団の皆さんの現場での頑張りがありまして、さらなる延焼拡大が防げたことに対しまして、改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

また、昨日も地震がありましたけれども、現地、中に入りますと、ガラスが落ちてきたり、瓦が落ちてくるような状況がまだございます。くれぐれも安全に注意をしつつ、様々な取組をさらに進めていただきたいというふうに考えております。

次に、経済情勢でございます。

日本銀行大分支店の11月の景気動向調査では、一部に弱めの動きが見られるが、緩やかに回復しているとされ、県内経済は、物価高の影響を受けながらも持ち直しの動きが続いております。今後この流れを自立的な成長軌道へとつなげていくには、物価上昇に見合った賃上げの実現が重要であります。

こうした中、来年1月に本県の最低賃金は、過去最大となります81円の引上げにより1,035円となります。賃上げは経済成長の前提となる一方、県内企業からは負担の増大を懸念する声も聞かれます。このため、県では、中小企業が賃上げに踏み出せるよう、企業間取引の適正化支援や、補助金の賃上げ枠拡大などに取り組むとともに、9月の補正予算では、国の業務改善費助成金へ上乘せする県独自の奨励金を拡充したところであり、既に中小企業による活用が始まっています。

また、県発注業務では、労務単価上昇に対応するため、賃金スライド制度を導入し、委託事

業者の賃上げを促進しています。加えて、先月には、効果的な賃上げ支援策の検討・実施・進捗管理を行う部局横断のプロジェクトチームを立ち上げました。全庁一体で賃上げ関連施策を展開することで、賃金と物価の好循環を後押ししてまいります。

そのような中、国では、先週、物価高対策を含む総合経済対策が閣議決定されました。県民や事業者の負担軽減につながる取組として、例えばガソリンなどの燃料価格については、暫定税率の廃止が実施されるまでの間、現行の補助額を増額して対応する見込みとなっています。また、厳冬期の電気・ガス料金への補助のほか、自治体が地域の実情に応じきめ細やかな対策を講じられるよう、重点支援地方交付金の大幅な拡充なども盛り込まれました。現在、具体策について情報収集に努めているところであり、今定例会に追加提案できるよう、補正予算の編成を鋭意進めているところでございます。

物価高騰など経済面の課題と並び、県民の命と暮らしを守る防災・減災対策の強化も喫緊の課題であります。

近年の豪雨災害の頻発・激甚化に加え、南海トラフ地震への備えや、先日の佐賀関の大規模火災を踏まえた消防力の強化など、防災・減災の取組をさらに進めていく必要があります。特に、孤立集落対策や被災者支援等については、昨年の能登半島地震の教訓を踏まえ、対策の強化に重点的に取り組んでおり、佐賀関の大規模火災でも備蓄物資が効果的に活用されるなど、その重要性を再認識したところであります。

県内では、孤立のおそれのある集落が全体の35%に当たる1,202か所に上り、その多くで簡易トイレや食料などの備蓄が十分ではありません。このため、今年度は市町村への支援を強化し、避難所への分散備蓄を進めるとともに、啓発を通じて家庭での備蓄意識の向上を図っております。

また、大規模災害時の避難所運営では、市町村職員のみでは迅速な対応に限界があります。そこで、新たな取組としまして、大規模災害時に避難所の運営や環境改善を支援する避難所運

営コーディネーターの養成に着手しました。先月から始まった養成講座には、各市町村から防災士ら29名が1期生として参加しており、今後は防災訓練等を通じ実践力を高め、被災者支援体制の充実につなげてまいります。

あわせて、災害時に配慮が必要な高齢者や障がい者などへの支援体制の充実にも取り組んでいきます。能登半島地震では、福祉施設や職員自身が被災をして、単独での福祉避難所の開設・運営が困難となる事例が見られました。このことを踏まえ、県では各地域の福祉避難所が相互連携できる体制の構築を図っています。先月には、中津市内の七つの福祉施設に参加いただき、避難者や職員の相互受入れを想定した県内初の合同訓練を実施しました。今年度は大分市、津久見市でも同様の取組を進めており、今後、全市町村でこうした連携体制を整えてまいります。

消防隊の現場即応力の向上も重要であります。今月の8日からの2日間、本県では10年ぶりとなります緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練を九州各県の援助隊251隊806名をはじめ、多くの関係機関の参加の下、実施をしました。大雨と地震の複合災害を想定した部隊の展開や、倒壊病院等からの抛出、製油所火災対応、後方支援活動などの訓練を実施し、様々な状況に対応できる体制能力の強化を図ったところであります。この訓練によって、受援体制や情報連携についてさらなる強化が必要といった点も確認されたことから、今回得られた成果と課題を今後の備えにいかし、災害に強い防災体制の構築を一層図ってまいります。

県民の命と暮らしを守るためには、県土強靱化の取組が不可欠であります。県では、これまで国土強靱化5か年加速化対策の関連予算を最大限に活用して、河川改修や砂防ダムの整備、優先啓開ルート上の道路の安全対策などを推進してまいりました。

この5年間の主な成果として、河川では、13の河川で約12キロメートルの整備が完了する見込みであり、整備を進めた津久見川や八坂川では、昨年の台風第10号の際に治水効果を

発揮して、浸水被害の軽減につながりました。また、砂防では、県内50か所で土砂災害対策を実施し、別府市境川に整備した砂防ダムが土砂の流下を防ぐなど、防災効果を上げております。道路では、緊急輸送道路上の42橋の耐震補強や、トンネル等の老朽化対策を進め、災害時の輸送路確保を強化しております。

こうした取組により、県土の強靱化を着実に推し進めてきましたが、南海トラフ地震の新たな被害想定を踏まえた対策の強化が喫緊の課題となっています。また、頻発・激甚化する風水害への備えも一層重要であります。国は、5か年加速化対策が今年度末に終了を迎えることから、来年度から新たに第1次国土強靱化実施中期計画として、5年間でおおむね20兆円強の規模で取組を進める方針であります。本県も、この計画に基づく対策予算を活用し、さらなる県土の強靱化に向け、引き続き着実に取り組んでまいります。

次に、大阪・関西万博では、観光誘客や関連イベントを通じ、魅力発信に取り組んでまいりました。こうした経験を踏まえ、県の強みをさらに海外へと広げてまいります。

今月11日から米国西海岸地域で実施しました交流促進ミッションには、私も参加をいたしました。県内企業と共に訪問したスタンフォード大学では、グローバル人材育成やビジネス環境について意見を交わし、遠隔講座などによる県内大学との連携推進のほか、九州－台湾間の経済交流と人材ネットワーク構築を目的とする国際会議の大分での開催提案もいただきました。さらに、サンフランシスコ市長とは、経済や行政分野での連携の可能性について意見交換を行うなど、経済・人的交流が一層深まったと考えております。

加えて、大阪・関西万博を契機に交流を深めた国、地域との関係も大切にし、その輪を将来へと広げてまいります。例えば、小説「赤毛のアン」を通じて本県とゆかりのあるカナダ・プリンスエドワードアイランド州とは、9月の州首相の来県を受けて県内でも新たな交流の動きが生まれており、今後は教育や文化といった、

幅広い分野での関係拡大を図ってまいります。

国際交流の広がりにはスポーツの分野にも及んでおります。9月の世界陸上では、本県で事前合宿を行ったポルトガル代表のイザック・ナデル選手が男子1,500メートルで金メダルを獲得しました。代表チームは合宿中、県内大会にオープン参加するなど、地域との交流を深める機会ともなったところであります。

10月には、3回目となるツール・ド・九州2025が海外有力チームを多数迎え、日豊海岸を北上するルートで開催されました。コースとなった延岡市や佐伯市を訪れた観戦客は速報値で約4万4千人に上り、食や観光の魅力、豊かな自然を広く発信できたほか、今回初めて宮崎県との2県にまたがるレースが実現したことで、広域的な連携や持続可能な大会運営の面でも成果が得られたと考えております。来年は熊本県との連携を予定をしており、今回得られた成果をさらに発展させてまいります。

さらに、今月16日には、第44回大分国際車いすマラソンが開催されました。海外からも高い評価を受ける本大会は、国内外のトップ選手ら170名を超える参加に加え、アジア・チャレンジ・アスリートとしてベトナムから2名の選手を招待するなど、アジア地域のパラスポーツ振興にも寄与しております。海外選手と県民との触れ合いも年々深まり、今年は御鎮座1300年を迎えた宇佐神宮を訪問するなど、交流の裾野が着実に広がってきております。今後も本県の国際交流を象徴する大会として、その価値を高めてまいりたいと考えております。

国際交流やスポーツを通じて多様なつながりが深まる中、県内の在留外国人は初めて2万人を超え、多文化共生の推進が一層重要となっております。10月には県内初の文部科学大臣認定の日本語学校が佐伯市に開校し、今後、留学生と地域との交流を通じた活性化も期待されます。

また、県が初めて実施した外国人意識調査では、7割を超える方が本県での生活に満足している一方で、外国語での相談先が分からないとの回答も約半数に上り、対面相談のニーズも高

いことが明らかとなりました。こうした課題に対応するため、外国人向けの情報発信を強化するとともに、市町村と連携しながら、より身近で相談できる体制の充実を図ってまいります。

技能実習生や特定技能人材の受入れ拡大が続く中においては、企業側の理解と適切な対応も重要となります。そのため、おおいたジョブステーションに専門の窓口を開設して企業からの相談・支援体制を強化しており、9月の移転以降、既に100件以上の相談に応じております。今後も外国の方々が大分で安心して暮らし、地域の一員として活躍できる環境づくりを推進してまいります。

さきほど申し上げた補正予算と並行いたしまして、現在、令和8年度当初予算案の編成作業を本格化させています。来年度は、安心・元気・未来創造ビジョン2024の実現に向けて諸施策を加速するとともに、賃金と物価の好循環などの喫緊の課題にも的確に対応する必要があります。これらの取組を強力に推進するため、予算特別枠を過去最大に並ぶ25億円に設定して、知恵を絞って具体的な施策に磨きをかけているところであります。新たな挑戦と既存施策の深化を両輪に、県民生活の安心と地域の元気を確かなものとし、本県の未来を切り拓く取組を加速させてまいります。

次に、提出しました諸議案について、主な内容を御説明申し上げます。

第108号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正については、引き続き森林を守り育てる取組を進めるため、いわゆる森林環境税に係る適用期間を延長するものであります。

第115号議案大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正については、県内企業における若手人材の育成や在職者のリスクリングを推進するため、県立工科短期大学校に聴講生制度を導入するものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

嶋議長 これをもって提出者の説明は終わります。

した。

—————→…←—————
日程第4 議員提出第10号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)
—————→…←—————

嶋議長 日程第4、議員提出第10号議案を議題とします。

—————→…←—————
議員提出第10号議案 大分市佐賀関の大規模火災からの復旧・復興に向けた支援を求める意見書
—————→…←—————

嶋議長 提出者の説明を求めます。御手洗吉生議員。

[御手洗(吉)議員登壇]

御手洗(吉)議員 ただいま議題となった議員提出第10号議案大分市佐賀関の大規模火災からの復旧・復興に向けた支援を求める意見書の提案理由を説明いたします。

令和7年11月18日の夕刻、大分市佐賀関において発生した大規模火災により、お一人の貴い命が失われ、住宅など170棟が延焼する極めて甚大な被害が生じ、多くの住民が避難を余儀なくされています。被災された方々は、住み慣れた家や日常生活を失い、気持ちの整理のつかない状況であり、また、被災地域は高齢者が多く、これから寒さが厳しい季節を迎える中、長期間に及ぶ避難生活も想定され、心身の変調などが心配されます。

県では、大分市をはじめ関係機関と連携して対応しているところで。

このような中、政府におかれましては、被災者生活再建支援法の適用に当たり、自然災害に該当するものと認めていただいたところですが、一日も早い被災者の救済と被災地域の復旧・復興のため、災害救助法の弾力的な運用や、被災者生活再建支援法に基づく支援金の早期支給、廃棄物処理に係る補助金適用などの措置を講じるよう強く要望するものです。

案文は、お手元に配付しておりますので、朗

読は省略いたします。

以上で説明を終わります。御賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

議員提出第10号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

—————→…←—————

嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明27日、28日、12月1日及び2日は、議案調査のため休会としたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。よって、明27日、28日、12月1日及び2日は、議案調査のため休会と決定しました。

なお、29日、30日は、県の休日のため休会とします。

次会は、12月3日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。お疲れさまでございました。

午前10時24分 散会

令和7年第4回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月3日（水曜日）

議事日程第2号

令和7年12月3日

午前10時開議

第1 第89号議案から第102号議案まで
（議題、決算特別委員長の報告、質疑、
討論、採決）

第2 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 第89号議案から第102号議案ま
で

（議題、決算特別委員長の報告、質
疑、討論、採決）

日程第2 一般質問及び質疑

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	木付 親次
三浦 正臣	古手川正治
元吉 俊博	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄

佐藤 之則

三浦 由紀

欠席議員 1名

井上 明夫

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	井下 秀子
労働委員会事務局長	一丸 淳司
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

嶋議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第2号により
行います。

日程第1 第89号議案から第102号議案
まで

(議題、決算特別委員長の報告、
質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第1、第89号議案から第102号議案までの各決算議案を一括議題とし、これより委員長の報告を求めます。決算特別委員長森誠一議員。

[森議員登壇]

森決算特別委員長 おはようございます。決算特別委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、第3回定例会で付託を受けました第89号議案令和6年度大分県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について、第90号議案令和6年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第91号議案令和6年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第92号議案令和6年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第93号議案から第102号議案までの令和6年度各特別会計歳入歳出決算の認定についての議案14件であります。

委員会は、9月16日から11月5日までの間に8回開催し、会計管理者及び監査委員ほか関係者の出席、説明を求め、予算の執行が適正かつ効果的に行われたか、また、その結果、どのような事業効果もたらされたかなどについて慎重に審査いたしました。

その結果、各般の事務事業等は、議決の趣旨に沿っておおむね適正な執行が行われており、総じて順調な成果を収めているものとの結論に至りました。

なお、使用料の減免については、その目的や必要性をより丁寧に議会に説明するよう努めていただきたいと思います。

付託を受けた案件について、第89号議案及び第90号議案については全会一致をもって、第91号議案については、賛成多数をもって可決及び認定すべきものと決定いたしました。

また、第93号議案から第96号議案まで及び第98号議案から第100号議案までについては全会一致をもって、第92号議案、第97

号議案、第101号議案及び第102号議案については賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、決算審査の結果、お手元に配付の決算特別委員会審査報告書のとおり、改善あるいは検討を求める事項について取りまとめたところであります。

その全ての朗読は省略いたしますが、いくつかの項目について申し述べたいと思います。

まず、財政運営の健全化についてであります。

令和6年度の普通会計決算において、県債残高は、大分県行財政改革推進計画の目標額を達成しておりますが、今後は、人口減少や公共施設等の老朽化への対策、社会保障関係経費の増加など、義務的経費の増大が見込まれます。そのため、財源確保の強化やスクラップ・アンド・ビルドの徹底など、今後も行財政運営の効率化、健全化に努めていただきたいと思います。

次に、収入未済額の縮減等についてであります。

令和6年度の一般会計における収入未済合計額は、前年度に比べ減少しておりますが、減少額は前年度に比べ縮小しており、収入未済額全体としても依然として多額であることから、今後も引き続き収入未済額の縮減と新たな発生防止に努めていただきたいと思います。

次に、個別事項についてですが、今回は10の項目を上げており、それぞれの項目名については、①生成AIの活用について、②ホーバークラフトの利用促進について、③県立病院への支援について、④浄化槽の適正な維持管理について、⑤持続可能な観光地域づくりについて、⑥県内中小企業等の支援について、⑦県産農林水産物のさらなる海外市場拡大について、⑧道路・河川等の維持管理について、⑨大分スポーツ公園の持続可能な運営について、⑩遠隔教育の在り方について、以上のとおりであります。

本委員会でまとめた事項については、今後の事業執行及び来年度の予算編成に反映させるなど、適時適切な対応を講じられるよう要望いたします。決算特別委員会の報告といたします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。
猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。上程された決算議案について、日本共産党を代表し、反対の立場から討論します。

まず、第92号議案2024年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

まず、歳入全体についてです。

今回の一般会計歳入決算額は7,372億8,336万円であり、新型コロナウイルス感染症対策関連費など当然必要なものも含まれていますが、施策ごとの賛否を問えない以上、以下の意見により反対討論をします。

県税等の収入未済額については、前年に比べて減少したとはいえ、2024年度末で13億33万円の残で、また、不納欠損も県税として230件、1億3,784万円となっています。県内中小企業はコロナ禍後も疲弊しており、その後の円安や物価高騰による影響により経営は大変厳しくなっているのが実態です。

納税者が期限を示した上で納税猶予の相談をしたにもかかわらず、クレジットカード払いを勧められ、猶予が可能であることの説明を受けなかったという事例を指摘しました。未収額の減少は必要なことではありますが、納税指導はあくまで納税者に寄り添い、事情をよく聞いて納得と了解の下で実施すべきです。県民の苦しい状況をよく聞くことで、今後の県政にいかす真摯な姿勢が大事ではないでしょうか。

以下、歳出決算についての反対の理由を具体的に述べていきます。

まず、県民の暮らしを応援し、社会保障を充実する予算を求めます。

年金の充実、医療や介護の負担軽減など、誰もが人間らしい暮らしを送れるようにすることは、消費を促し、経済活性化にもつながるとい

う意味でも重要だと考えます。

福祉分野では、介護予防活動、放課後児童対策、障がい者福祉支援など重要な施策もあります。子ども医療費助成については、2024年度より高校生年代まで通院も含め拡充したことは評価できますが、市町村は厳しい財政状況にあっても独自に小・中学生の通院助成を実施しています。県が助成制度を拡充すれば、市町村の子ども医療費の自己負担をなくすことができるなど、さらなる子育て支援制度の充実が見込まれます。早期に拡充していただくよう求めます。

介護分野では、訪問介護の基本報酬削減により廃業に至り、訪問介護事業所がなくなった地域が全国各地に生じるなど、大変厳しい状況です。国の責任で、住民負担とならないよう、基本報酬の引上げと介護職員の基本給引上げを実施することが必要です。

また、行政のデジタル化やマイナンバー制度により地方自治体が持つ個人情報と国や民間の情報が関連づけられれば、プライバシーが国家権力に握られる危険があります。デジタル化を進める上では、個人情報の保護は大変重要であり、個人情報保護条例を復活させ、本人の同意なく個人情報が移転されることを防止すべきです。

さらに、マイナ保険証の普及により、政府が国民の所得、資産、社会保険給付を一体的に把握し、徴税強化と給付削減を狙っていると懸念されます。経済界も、個人情報を利用して利益を拡大することをもくろんでいます。

本県におけるマイナ保険証の取得率は97.3%となっています。従来の健康保険証は昨年12月2日以降新たに発行されず、暫定的に来年3月までは窓口で利用できますが、それ以降は利用できなくなります。健康保険証の廃止以降、医療機関の窓口で利用者の資格情報を確認する方法は、期限切れ保険証の暫定的な運用も含めると9種類が混在する異常事態となります。

連携ミスによる重大事案やカードリーダーの不具合などが多発する中で、マイナカードやマイナ保険証取得はあくまでも任意であり、押し

つけにならないよう、将来的にも紙などの保険証を残し、マイナ保険証は中止すべきです。

県立病院のマイナ保険証の利用割合は全体の約41%と高くはなく、現行保険証で何ら問題がないので、国に対して、紙などの保険証を今後も使えるように求めていると考えています。

厚生労働省の発表では、自治体病院の約9割で赤字経営となっています。本県県立病院の経営状況は、病院局の経営努力で、一般病床利用率や入院患者1人1日当たり収益など、改善している指標もあります。しかし、物価高騰や賃金上昇の影響を価格転嫁できず、前回の診療報酬改定が十分でなかったため、13億1,300万円の赤字となっています。

人件費については、時間外手当の削減を考えるとのことですが、人員削減や非正規雇用への転換をしないよう求めます。県立病院は、救急医療や周産期医療、感染症対応など、採算性は低いですが、県民に欠かせない政策医療を担っており、安定的な医療提供体制を確保するためにも一般会計からの負担増額を求めます。

また、今回、国の補正予算に医療・介護等支援パッケージとして前倒しで補助金を措置することによって、国民の声に押されての措置だと思えます。補助金にとどまらず、診療報酬の改定時期には物価高騰を上回る報酬改定を行うよう、また、介護報酬については、前倒しの臨時改定で特に訪問介護の報酬を大幅に引き上げるよう国に求めるべきだと考えます。

環境問題では、CO2削減のため再生可能エネルギーの導入を推進することは、大分県にとっても大切な施策です。全国トップレベルの再エネ供給量を誇る本県として、さらなる推進を図る必要があります。また、南海トラフ地震等による原発などの複合災害に対し、県民の命を守る対策としての原発の廃炉を国に求めるべきです。

日本製鉄のばいじん公害は、低減したとはいえ、地域住民の被害はまだまだ大きいものがあります。さらなる削減に向けた指導強化と細目協定の規制等の強化を求めます。

本県の中小企業は、県内全事業所数の99.9%を占め、雇用の7割を占める県経済の屋台骨です。物価高に賃上げが追いつかない中で、賃上げは国民の最大の関心事とも言える問題です。しかし、中小企業では賃上げしたくても厳しい状況があり、政治が本気で応援すべき課題です。

大分県内の中小企業者数3万1,967社のうち、国の業務改善助成金に上乗せ支援する県の業務改善奨励金の支給件数は181件であり、僅か0.57%です。岩手県、徳島県、群馬県、奈良県、茨城県などでは、中小企業等の賃上げへの直接支援を実施しています。

茨城県では、物価上昇を上回る賃上げを促進しようと、大幅賃上げを実施する中小企業などを対象とした、いばらき賃上げ支援金が6月から始まりました。時給で35円以上引き上げた中小企業に正規雇用1人当たり5万円、非正規雇用1人当たり3万円を支給しています。さらに、岩手県は、12月補正で県の賃上げ支援金第三弾として、時給60円以上引き上げた中小企業に従業員1人当たり6万円から8万円、最大50人分を補助する方針を示しました。国への働きかけを強めるとともに、先進地に学び、条件をつけない県独自の賃上げ支援を考えるべきです。

また、各金融機関に対し、制度融資の趣旨を徹底し、経営状況を総合的に見て融資可否を判断するよう指導することを求めます。

企業立地促進事業については、企業誘致件数は50件で、8.1億円の決算額となっています。補助金適用は数年後なので時差が生じるものの、補助金を交付した企業の新規雇用者数は764人とのことです。補助要件として常用雇用の人数は規定されていますが、期限の定めのない正規雇用については進出企業には要求しないという問題があります。進出企業は、補助金なくても立地条件や労働力、交通網、自然環境など総合的に考え、進出先を決めているものです。企業誘致補助金はやめるべきです。

土木関連予算において、生活に密着した道路の利便性、安全性を向上させるため、路肩の拡

幅等を行う身近な道改善事業や、南海トラフ地震対策等の地震・津波・高潮対策調査など、必要な事業もあります。

来年度予算において、これら事業は引き続き取り組んでいただくとともに、耐震改修、子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業は拡充するよう求めます。そして、県中小企業活性化条例でもうたわれているように、さらなる支援策の強化として、一般的な住宅リフォーム助成制度へと拡充すべきです。特に物価高騰、資材費高騰の中で、中小建設業者は塗炭の苦しみの中にあります。県としても、経済波及効果があると認めている地域内循環経済として、是非実施すべきものと強く要望します。そして、最悪の不公平税制である消費税の廃止を目指しながら、緊急に5%への減税や、インボイス制度の廃止を国に強く求めるよう要望します。

東九州新幹線や豊予海峡ルート構想の広域交通の推進に要した2024年度の額は2,671万6千円、佐藤県政2年間の総額は3千万円余りであり、今年度予算と合わせると8千万円を超える見込みです。県民の要望が強くないので、機運を盛り上げるために2024年度に2,671万を超える税金を使ったことに対し、反対します。

東九州新幹線については、議論の前提として、在来線の在り方、人口流出の問題など、県民が負の影響も理解した上で議論を進めていくべきです。このような議論なしに整備計画への格上げだけで推進しようとするのは本末転倒です。

また、豊予海峡ルート構想は、何兆円かかるか、何十年かかるか分からない事業です。2008年3月の冬柴国土交通大臣の記者会見で、海峡横断プロジェクトの調査については、個別のプロジェクトに関する調査は今後行わないこととすると明言しています。私たちが8月末に国土交通省と面談で協議した際に、担当職員は、今後調査を再開することはないと明言しました。機運醸成に税金を使っても実現せず、税金の無駄遣いに終わると考えます。豊予海峡ルート構想については、きっぱり中止すべきです。要望や課題は山積しており、県民の血税も職員の仕

事内容も県民の要望に応えるためにいかすべきです。

知事部局の職員の病気休職者は、2024年度は減少したものの、9年前の1.4倍の33名と増加傾向にあり、病休者の91%が精神疾患です。精神疾患は、長期にわたる治療が必要な場合もあり、再発のリスクも心配で、家族や身近な人も大変です。これまで行財政改革という名で定数の削減を進めてきたこと、非正規に切り替えてきたことが問題で、行政課題が複雑化、多様化する中で、正規職員の定数拡大こそ必要だと考えます。心身ともに健康に働き続けられるような環境づくりに一層努力することを求めます。

会計年度任用職員は、圧倒的に女性の比率が高く、多くの方が主たる家計維持者となっており、本県も官製ワーキングプアを増加させた一翼を担ってきたと言わなければなりません。安心して公務の仕事をするためにも、安定した雇用と賃金が大切です。正規職員並みに報酬を引き上げ、希望に応じフルタイムや期限の定めのない働き方に変えるべきです。

次に、日米共同訓練などの問題です。

県民の安全のために、日出生台での米海兵隊の演習中止など、軍事基地化させないことを求めます。

日米共同訓練に加え、今年は日英共同訓練が実施され、陸自大分分屯地に長射程ミサイルの保管庫の新設工事が進み、湯布院駐屯地の第2特科団への格上げなど、軍事基地化が進んでいます。

今年は、さらに、別府港に海上自衛隊の護衛艦「かが」が寄港し、また、9月に実施されたレゾリュートドラゴンでは、別府などの住宅地でもオスプレイが飛び回り、家が揺れて怖かったと声上がるなど、軍事基地化が進んでいることを県民は実感しています。

県は、県内演習場における他国参加の訓練が増えることは、地元の方々の負担や不安などの増大につながると答弁しています。戦争の準備ではなく、平和の準備こそ必要だと考えます。大分県として、国に対し、憲法9条を生かした

平和外交を進め、他国との共同訓練は中止するよう求め、軍事基地化に反対する姿勢を取るべきです。高市首相が台湾有事は存立危機事態になり得ると発言し、国際問題になっています。日本共産党は、こういう発言自体が軍事的緊張を高めることを指摘し、発言の撤回を再三求めています。本県の経済や観光に打撃を与える事態であり、本県として高市首相の発言の撤回を求めるべきです。

次に、同和行政についてです。

部落差別は、長年の取組により改善され、基本的には解決したにもかかわらず、部落差別解消推進事業として、相談、啓発、担い手育成などとして運動団体に委託料という名目で約820万円を支出しています。

また、人権教育振興費として、部落解放同盟に85万5千円、全日本同和会に25万7千円、中高生の同和問題の研修として交通費等、支給しています。法が失効している以上、このような委託料は廃止すべきです。

地域改善対策奨学金貸付金は、法失効により2004年度で貸与終了していますが、ずさんな貸付実務によって2024年度末でも9,932万円もの滞納額となっています。これも同和対策の負の遺産です。

大分市は、ごみ収集運搬業務委託の入札をめぐる官製談合事件を受け、課名を人権尊重推進課などに変更し、入札方法も変更するなどしています。団体補助金は以前から出していないとのこと。佐藤知事が大分市長であった2022年7月に起きた問題です。部落差別は、長年の取組により基本的には解決しているという認識の下、同和関連予算は廃止し、一般行政として取り組むことを求めます。

次に、農林水産業についてです。

日本の食料自給率は、カロリーベースで見れば38%で、先進国の中で最低水準です。米作って飯食えねえという状況を変えていくために、減反・減産の押しつけをやめて増産に切り替えること、価格保障、所得補償により安心して米を作れる農業にすること、外国産米の輸入を中止することの3点を国に求めるとともに、本県

としても、支援品目に米を加えるなど、米の増産に向け支援することが必要だと考えます。

水産資源の保護や、海や河川の環境保全の大切さなどを訴えた全国豊かな海づくり大会の成果をいかすためにも、森から川、海へとつながる豊かな自然環境の保全に一層力を入れるとともに、第一次産業が大分県の基幹産業であるとの位置付けで振興策を講じるよう求めます。

次に、教育についてです。

ヤングケアラーの支援のためにも、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置時間を令和4年度から増やしてきたことは評価できます。しかし、教職員の病気休職者も8年前の1.4倍と増加傾向で、精神疾患が約8割を占めます。産休・育休代替の教員の早期配置、スクールサポートスタッフの配置、ペーパーティーチャーへの声かけなど様々な努力をしているものの、2024年度4月当初の教員の欠員は47人となっています。

全国学力・学習状況調査や大分県学力定着状況調査は、教員や生徒児童に大きな負担になっているため中止し、国連子どもの権利委員会から勧告されている異常な競争教育を正すことが必要だと考えます。教育予算を増やし、中学校35人、さらに、30人以下少人数学級を目指すなど、教育条件の改善に取り組むべきです。それがこどもたちの学力向上にとっても、いじめ、不登校をなくすためにも、働き方改革、教育不足の解消のためにも必要だと考えます。

最後に、2016年、大分県で問題になった組合事務所に対する隠しカメラ事件は、大分県警察が団体の出入りを人感センサーのビデオカメラで監視していたという内容でした。今回は、ビデオカメラのリース代が2024年度は67件、決算額として約290万円支出しています。どのように活用したかは、捜査に支障が出るとして公表されていませんが、過去の隠しカメラ事件の教訓として、使用方法については、個人情報保護や違法な使用はしないということが大前提に、厳格な規定の下、運用することが大切と考えます。

日本共産党として、今回の一般会計決算につ

いて、物価高騰が続く中で、県民の暮らしと福祉の充実で県民の所得を向上させ、安心して県民が暮らせる予算に転換させることを求めます。大企業に補助金を出すのではなく、苦勞している中小企業者に支援が行き渡るようにすること、さらに、家族経営を含む多様な形態の農林水産業の振興等を県政の中心に据えることを求めるものです。これらを来年度予算に反映させることを強く求め、反対討論とします。

次に、特別会計について、反対討論を行います。

まず、第91号議案2024年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての反対です。

工業用水道事業会計は、責任水量制を導入していますが、基本料金は1立方メートル当たり、第1種15.8円、第2種8.8円で、全国平均の22.91円に比べてかなり低額です。また、一般家庭の水道料金と比べても、浄水経費がかかるからといっても破格の料金設定となっています。契約している企業は、日本製鉄など世界的にも巨大な企業であり、内部留保も十分に蓄えている企業です。料金単価を引き上げることで、県政貢献への繰出しに回すことが必要ではないでしょうか。さらに、安く仕入れた工業用水を転売し利益を得ていることは、県民の納得を得られるものではありません。

次に、第97号議案2024年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

1996年に条例制定して事業に着手し、当初の起債額約129億円に加え、利子約20億2,600万円を含め償還、企業が来るであろうと18年間、約158億円をかけて造成したものの、売却が計画どおりに進まず、当初計画では2004年度に完売予定だったものが、20年間も延長し、苦勞して売却してきた事業です。このような負の遺産の事業に賛成できません。

次に、第101号議案2024年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

6号地の土地の造成企業の償還に約20億2,500万円支出しています。これまでも指摘してきましたが、県民の税金をつぎ込み造成したものの、結局、予定の企業進出が一部しかなかった負の特別会計であり、大企業優遇事業の失敗であり、賛成できません。

最後に、第102号議案2024年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

これも、港湾施設の維持管理や、大分港大在コンテナターミナルのガントリークレーン等の管理運営や港湾技能施設整備など約16億2,400万円の決算であり、大企業優遇の事業として反対します。

以上で各決算議案に対する討論を終わります。
(拍手)

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第89号議案及び第90号議案について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、第93号議案から第96号議案まで及び第98号議案から第100号議案までについて採決します。

各案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第91号議案について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定でございます。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数でございます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、第92号議案、第97号議案、第101号議案及び第102号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は、認定でございます。

各案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数でございます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2 一般質問及び質疑

嶋議長 日程第2、第105号議案から第123号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。二ノ宮健治議員。

〔二ノ宮議員登壇〕（拍手）

二ノ宮議員 皆様、おはようございます。県民クラブの二ノ宮健治です。質問の機会をいただき、ありがとうございます。

傍聴者の皆さん、今日は少し時間が遅くなって大変申し訳ありません。早朝から寒い中、そして、お忙しい中をわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。力強い応援をよろしく願いいたします。

執行部の皆さん、今回も地方創生であります。どうかよろしく願いいたします。

ちょっとぎっくり腰で苦勞していますが、さて、質問に入る前に2点についてお話をさせていただきます。

一つ目は、大分市佐賀関の大火へのお見舞いです。

テレビに映し出される信じられない光景に、早期の鎮火を願っていましたが、多くの要因が重なって未曾有の大火災となりました。お亡くなりになられた方の御冥福と被災された皆さん

方へ、県民クラブを代表して衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、連日、消火活動等に御尽力いただいています関係者の皆さんに、心からの敬意を表させていただきます。既に多くの取組が始まっていますが、一日も早い復旧・復興と、住宅の確保や避難生活の健康の維持などに県民の皆さんと一丸となって取り組むことをお誓いし、お見舞いの言葉とさせていただきます。佐賀関の皆さん、頑張ってください。

二つ目は、村山富市、トンちゃんへの追悼です。

大分県初の内閣総理大臣となったトンちゃんが、101歳の天寿を全うされました。御功績について改めて申し上げるまでもありませんが、葬儀には、中国をはじめアジア各国の高官から多くの弔電が寄せられていました。このことは、戦後50年の節目でされた村山談話において、日本の植民地支配と侵略を認め、痛切な反省とおわびを公式に発表し、アジア諸国との関係改善に大きく貢献したことが、アジアの国々で高く評価されているからだと思います。この談話をバイブルとして、戦争のない平和な社会の維持が私たちの使命だと、心を新たにしているところです。

そして、常に大衆と共に大衆に学ぶことを信条として、市政、県政、国政を一貫して変わらぬ姿勢で貫き通したトンちゃん、私たちは、あなたの生き方を地方政治家のかがみとしてこれからも大切にしていけることを申し上げ、追悼の言葉といたします。ありがとうございました。

それでは、質問に入ります。

県長期総合計画の目標実現に向けて、2点お聞きします。

1点目は、大きく変化する時代の要請や潮流に対応する人口減少対策についてであります。

県長期総合計画も、はや3年となる令和8年度の予算編成が始まっています。先般、県政重点方針並びに予算編成方針が示されましたが、私が重点方針の中で特に重要だと考えているのは、変化の激しい時代にあって時流を丹念に読み解き、県政の諸課題に迅速かつ適正に対応す

るとのくだりです。

県長期総合計画の中で、時代の要請や潮流の変化として6項目が上げられています。この6項目は今後の県政推進の全ての事業に影響があり、時流の変化を的確に読み解きながら事業遂行、執行していかなければ、県総合計画は画餅となり、計画に描かれた10年後のすばらしい大分県は実現されないのではないかと危惧をしています。

この六つの変化の中でも、特に想定を上回るスピードで進む人口減少と地球温暖化問題の深刻化と自然災害の脅威は、総合計画の実現には最も喫緊の課題であると考えますが、地球環境問題については後で述べることとして、これからは想定を上回るスピードで進む人口減少を中心に質問いたします。

この課題のポイントは、団塊の世代だと考えています。出生数の減少がさらに加速していく中、団塊世代が今年で全員が後期高齢者となり、農村部等でまだまだ現役で頑張っている人たちもいらっしゃいますが、今後、確実に働く側から支えられる側へと大きく転じていくことになります。このことは、労働力人口の減少や社会保障費の増大を招き、地域の医療体制や福祉サービスの持続可能性にも深刻な影響を及ぼすと考えられます。

また、地方では、若者の流出が止まらず、団塊の世代の高齢化も相まって特に中山間地域では担い手不足が顕著です。農業、商業、地域活動など、地域社会を支える基盤が急速に弱体化しています。出生数の減少にも歯止めがかからず、もはや自然増を期待することは難しい状況です。こうした現実を前に、県レベルでできることには限界があるという認識は、多くの自治体関係者の共通の思いではないでしょうか。

だからといって、手をこまねいてはいただけません。人口減少は避けられないとしても、その影響を緩和する政策、そして人口減少社会でも豊かに暮らせる地域構造を構築することこそ県政に求められる使命だと考えます。

既にデジタル化やリモートワークをいかした新しい地方の働き方の促進や、県外からの関係

人口、移住定住の拡大などが実施されていますが、ここで重要なのは、これまでの10年とこれからの10年の違いを的確に把握し、どのような対策を講じるかです。ことわざでいうと、月とスッポンであり、まだ言えば、地域社会の行動が変わる10年、さらに、全く質の異なる人口減少の10年がやってくるということです。

そこで、知事にお尋ねします。知事の描く大分県の将来像を含め、今後10年を見据えた人口減少対策をどのように再定義し、これまでと全く質の異なる、想定を上回るスピードで進む人口減少にどのように対応していくのか、知事にお伺いいたします。

これからは対面席で行います。

〔二ノ宮議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの二ノ宮健治議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。二ノ宮健治議員の今後10年を見据えた人口減少対策についての質問にお答え申し上げます。

国立社会保障・人口問題研究所の2023年推計では、2035年の本県人口は98万4千人まで減少して、うち65歳以上が36万人を占め、36.6%となる見込みであります。県では、昨年9月に10年後の本県の目指す姿を示したビジョン2024を策定しまして、人口減少を抑制する攻めと、人口減少に適応した守りの両面からの対策により2035年の人口を100万人の維持を目指すということにしております。

まず、人口の自然増対策としましては、婚活イベントの充実や不妊治療費、保育料の負担軽減など、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでを切れ目なく支援し、合計特殊出生率を現在の1.37から1.84に高めることを目指してまいります。

次に、人口の社会増対策でございます。将来の担い手となる若者・子育て世帯に重点を置いて移住定住策を強化します。移住決断の鍵とな

る仕事の確保のため、県内企業からニーズの高いITスキルなどの習得を支援し、この4年間で300人を超える若年者の県内移住につながっております。市町村独自の取組を含め、こうした移住支援策を通じて直近5年間で7,671人の県内移住を実現しており、引き続き、地方回帰への関心は高いことから、この追い風を逃がさず、移住者に選ばれる大分県を目指してまいります。

他方、人口減少に適応した対策も必要であります。誰もが住み慣れた地域に住み続けられるよう、単独では立ち行かなくなった機能を複数集落で補い合うネットワークコミュニティの強化を急ぐとともに、移動や買物等の生活支援を一層推進いたします。県内各地で自助、共助の機能が低下する中で、市町村と共に地域ごとの状況に即した柔軟な支援策を講じてまいります。

また、地域の人手不足に対応するため、進化を続けるAIの活用に取り組む事業者への伴走支援や、スマート農林水産業の実装、介護ロボットやオンライン診療など、県民の仕事や暮らしを支え、効率化に資するDXの普及も支援してまいります。

大半の自治体では、当分の間、一定程度の人口減少を覚悟せざるを得ない状況でございますけれども、若者や子育て世帯が暮らしやすさや子育ての喜びを実感して、地域に愛着を持ち、担い手として活躍できる大分県の実現を目指してまいります。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。もう県もいろんな事業をやっていることはよく分かっています。一番大切なのは、さきほど申し上げたんですけれども、これまでとは全く質の異なる人口減少の10年が確実にやってくるのだと思っています。さきほどから言っていますように、このことについては、もう県政全般に極めて横断的な課題で、もはや一部局だけで対応できる局面ではないというふうに思っています。市町村においても同様で、多岐にわたる人口減少課題が同時進行で深刻化しています。こうした中で、総合計画に基づく各施策を最適な形で

実行するためには、部局横断の議論が不可欠です。

そこで、再度知事に伺うわけですが、人口減少を県政の最重点として位置付けるのであれば、県庁横断で政策を構築・統合する機能、強力な対策組織として、例えば知事直轄の人口戦略局を設置すべき時期に来ているのではないかと考えています。知事のお考えをお聞かせください。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 人口戦略局のような横断的な取組は大変重要だというふうに考えておまして、部局横断的な政策の企画、調整を行う組織として、各部局の政策担当で構成します政策企画委員会というのを設置しております。これは毎週開催して、特に重要課題であります人口減少対策について度々当政策企画委員会で議論しながら、そこから各部局に政策を反映させていくというふうな取組を進めているところでございます。したがって、二ノ宮議員御指摘の点については、この政策企画委員会が人口戦略局のような、そういう位置付けとしてしっかりと機能させていきたいというふうに考えております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。具体的に、私の住んでいる由布市の現状を少しお話をしたいと思っています。

昨年度の出生者数は、挾間町が158名、そして湯布院町が31名、そして庄内町は僅か6名でした。20年前まではそれぞれが独立した町でしたが、今は由布市というくくりで全てがまとめられています。良質な住宅環境にある挾間町の人口が増加しているために、日出町と同じように人口減少が少ない元気な市としてカウントされています。このことは県内どこでも同じで、良質な住宅環境のある地域への人口一極集中が進み、同じ市の中で過疎と過密という二極化が進行しています。そして、このことはさらに顕著になっていくのではないかと危惧しております。

今回の質問は、少子化に加えて、過疎地域を支えてきた団塊世代がいなくなる、この過疎地

域が急減に崩壊していく、これまでとは全く質の異なる人口減少が始まる、そして過疎地域も救ってほしいと、くどいようですが、何回もこのことについて訴えてきましたし、今日の質問もそのとおりであります。このままの体制では、さきほど政策企画委員会という言葉が出たんですけれども、この難局を乗り切るのには難しいのではないかというふうに思っています。例えばですが、人口減少対策本部等を立ち上げて、もう一段階ギアを上げて本格的に行動を起こさなければ、もう取り返しのつかない、正に今が最後のチャンスだという具合に思っています。知事に再度お伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 組織をつくって取り組むという問題というよりは、あらゆるいろんな知恵でありますとか政策を総動員しまして、人口減少対策に取り組むべきフェーズにもう入ってきていると思うので、そのような姿勢で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。何か組織の話になったんですけれども、質問の肝というのは、さっきから言っていますように、大きく変化する時代の要請や潮流に対応する人口減少対策についてです。是非全庁を挙げて取り組んでいくこと、そのためにも組織をもう少し整えて効率的な運営をよろしくお願いしたいと思っています。

次に移ります。2番目は、関係人口の創出・拡大による地域の持続的発展についてです。

県長期総合計画では、人口減少の克服と併せて地域の持続的発展も大きな柱と掲げています。人口減少が加速する中で、これまで移住定住の促進や地域おこし協力隊などの取組が進められてきましたが、その中でも、地域外の人材や資源を地域活性化に結びつける関係人口の拡大は、地方創生を進める上で極めて重要だと認識されています。

県では、令和4年度からの3か年事業として、ゆわえばO I T Aを実施し、都市部で働きつつも、地方での暮らし方、生き方を模索したい、

地域の資源を生かしたビジネスに挑戦したい市などのために、学び・つながるプログラムによる事業を展開してきました。この事業は県内全市町村で実施され、私の地元の由布市では、観光資源をいかした体験型プログラムの開発や、竹田市では地元への愛着づくりに向けた企画など、地域の魅力の発信につながる動きも見られるなど一定の成果が見られましたが、多くの市町村では、関係人口の受皿となる体制が十分に整っていないことや、地域運営組織、N P Oなど、関係人口を受け入れる場合でもコーディネーター人材や活動資金の確保が難しく、持続的な仕組みになっていないという声が聞こえています。このような中で、参加者との関係を単発で終わらせず、継続的に地域とのつながりを深めていく新しい仕組みづくりであるゆわえばO I T A事業に期待していたところでしたが、残念なことに6年度をもって終了しています。

そこで、この3か年間の取組による具体的な効果も含め、地域の持続的発展に向けて、関係人口の創出・拡大にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

昨年度まで3か年、県内全市町村で実施してきましたゆわえばO I T A事業ですけれども、これは都市部から地域貢献意欲の高い計82名の方々が本県のプログラムに参加していただきまして、64人の関係人口の創出につながったものの、さきほど議員御指摘のとおり、県内市町村側のいくつかの課題も顕在化してきたところでございます。例えば、受入れの調整役となるべきメンターという方の人材不足であるとか、都市部の対象者への継続的な情報発信体制の不備などが課題でありまして、県内では、その後、市町村の本格的な取組には至っておりません。

こうした中で、国は、令和6年の法改正によりまして二地域居住という制度を創設しており、現在、県内では正に由布市が、都市部の企業に対する二地域居住のニーズの調査や、受皿となるべき由布院地区の空き家の把握等を進めてい

るところでございます。

また、先般発表されました国の経済対策を見ますと、ふるさと住民登録制度という創設が盛り込まれておりまして、来年の夏以降になりますけれども、先行的にモデル自治体を、これは全国公募いたしまして制度設計を具体化させていくこととされております。既に先般、各市町村への説明の場を設けたところでありまして、ゆわえば事業など、これまでの取組で見えてきました受入れ側の諸課題への対応も含めまして、振興局の総合補助金等も活用しながら関係人口の拡大に意欲的な市町村を随時支援してまいります。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。さきほど知事の答弁の中にも移住支援を積極的に行っていくという回答があったんですけども、移住定住については、まず、その地域との取っかかりから始まります。ゆわえばO I T Aがこの取っかかりを生み出す一つの機会じゃないかというように考えています。これまで一定の成果があったのに、なぜ3年間で事業を終了したのか、県として明確な後継事業を示していない点は大きな問題だと私は考えています。

こうした入口支援が途切れれば、市町村の取組は再び個別断片的となって、せっかく芽生えた外部人材とのつながりもなくなると考えますが、例えばさきほど出ましたが、由布市でも、国のふるさと住民登録制度を今研究しながら、是非取りたいということで頑張っています。このような国の事業も活用しながら、県独自の関係人口の創出・拡大を図っていきたいと思っておりますが、ゆわえばO I T Aの次の一手といたしますか、どう考えているか、部長にお聞きします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 今、県内の市町村長さん方にお聞きしますと、もう皆さん口々に、高齢化で、このままでいきますと地域が立ち行かなくなるぞというようなことをおっしゃっておりますけれども、実は今年度、私のところに、お二人の市長さんが具体的に何とかできないかとい

う相談に来られたところでございます。その二つの市については、早速この夏場から、県の関係部署の複数の職員が各地域に市の職員さんと繰り返し入っております、どんな支援がその地域に必要なかということと一緒に考えて、そして、今正に地域課題に即した新年度予算の準備をしようということで進めているところであります。

国の事業は、どうしてもやっぱり47都道府県、同じような仕組みでというようなことが多くございますし、また、県の事業も、とかく18市町村に共通の支援策というふうになりがちでございますので、各市町村からは、使い勝手がちょっと悪いんじゃないかということが訴えられることもよくあるところでございます。

さきほど議員が言われました、全く質の異なるこれからの10年、それに向けて次の一手はというお尋ねでございますけれども、ふるさと住民登録制度もいいんですけども、まずは各市町村が、国や県のそうした画一的な施策を待つということではなくて、やはり地域ごとに異なる現状をしっかりと県と一緒に踏まえて対策を考えて、そしてそれを県のほうは、振興局の総合補助金であるとか、あるいは各部局の予算を使って柔軟に、それから個別的にしっかりと支援していくと、そういった形が関係人口も含めて各地域の複雑な地域課題の解決に割と速やかにつながっていくのではないかなと思っておりますので、そういった一手で進めていきたいなと思っております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。私もそのように思います。一番大事なのは、なかなか市町村で独自でという、もちろんそのことも必要なんですけれども、県が、やはりもう少し総括的にといたしますか、そういうことを是非お願いしたいと思っております。

いろいろ調べたんですけども、関係人口の成功モデルというのはいろいろありますが、UIターンで全国一になった島根県のしまコトアカデミーが有名です。このことをずっと調べて

みたら、結局、関係人口の入口から出口、移住までの一体管理を県がしているわけですね。この中で、5年間で1千名が関係人口化し、そしてその移住者が300名という驚異的な数字になっています。

大分県は島根県より条件が悪いとは思っておりません。そういうことで、これからの中山間地域というのは、移住定住者が地域を助けるというほど移住人口といいますか、移住定住の必要性を感じています。そういうことで、県としてもちょっと主体的に是非取り組んでいただきたい。そういうことについて、もう一度一言あればお願いします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 若干繰り返しになりますけれども、今、我々の部署で、高齢化が進む地域の課題であるとか、そういったものも当然として対応しております。やはり各地域でどういう課題があるかというのをしっかりと見ることが大切ですので、何か県庁の中で、よしやるぞといくら意気込んでも、やはり各地域に出ていって、その地域がどうなのかというのを市町村の方と一緒にまずは分析をし、何が課題なのかというのを見せていただくことが、その取組のきっかけになると思います。

ですので、我々も各市町村に、何かないですかと、一緒に考えましょうということで私も出向いていますけれども、そういったことでまず課題を個別に抽出して、それからしっかりとやっていくということが今後大切になるというところでなかりかと思っております。しっかりと市町村と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。課題を見つけたときに、それを助けるというか、それが県だと思っています。そういうことで、もう全国で移住定住の争奪戦が今始まっています。なかなか市町村だけでは難しいと思いますので、是非県が主導的に取組をお願いしたいと思えます。

次は、主食の安定確保と中山間地域農業の再

生についてです。少し長くなります。

人口減少と高齢化の加速により、県内の中山間地域では耕作放棄地が増加し、かつて地域を支えた米作りだけではなく、集落機能や地域文化までもが急速に失われており、日々の生活の中でその変化を肌で感じながら暮らしています。私は、国土の約6割を占める中山間地域で、唯一安定的に生産可能な作物は米以外にないと思っています。中山間地域で米を作ることは、国民の主食を安定的に供給することにつながり、さらに、米生産の多面的機能として、水源の涵養、土壌の保全、生物多様性の維持、景観の形成、防災機能の発揮に加え、農村文化の継承や地域コミュニティの推進なども上げられます。

そこで、これまで何度も質問しましたが、中山間地において米を作り続けるための方策についての私の持論をお話しし、知事のお考えをお聞きしたいと思っています。

私は、この課題解決について、次の3点が必要不可欠だと思っています。時間の関係もありますので、簡潔に説明します。

まず1点目は、食管制度、食糧管理制度の復活です。米5キログラムが4,250円と大騒ぎした令和の米騒動ですが、この米騒動を一言で言えば、農家の販売価格と消費者の購入価格、どちらもが納得する価格設定は難しいということです。生産者は、生産費や土地管理維持費、賃金等の合計から価格設定し、消費者は主食ですから安いほうがよいわけです。国民の主食を守るためにも、生産者が農業を継続できる価格の設定と、消費者が納得できる価格の設定、双方が納得できる方法は、以前の食管制度の復活が一番だと考えます。

2点目は、中山間地域等直接支払制度の拡充・充実についてです。国土の6割が中山間地である我が国では、アメリカのような集積化や広域化農業は難しいと考えます。そこで、中山間地域で、さきほども言いましたが、唯一安定的に生産可能な作物は米以外にないとの持論から、この制度の拡大・充実を中山間地域農業の救世主となると考えています。

具体的には、中山間地域等直接支払交付金に

ついて、現在の10アール当たり2万1千円の上限を3倍の6万3千円にすることです。そうならば、中山間地域農業で生活ができる可能性が高まり、若いオペレーターの移住などにより中山間地域農業が守られる可能性が出てくると考えます。

3点目は、環境保全への補助金制度の新設です。例えば山岳地帯が多く農牧適地が少ないスイスのように、農業が多面的機能を守ってくれている、農家は市場価格だけでは採算が取れない構造的条件にあることを認めた上で、直接的な生産補助金だけではなくて、景観や環境保全といった多面的な機能の維持について手厚く保護するという提案です。農業の持つ多面的機能により都市部の皆さんも大きな恩恵を受けており、中山間地域農業を国民全体で守るための環境保全等への補助金の新設は可能ではないかと考えています。

夢みたいな提案だと思われるかもしれませんが、ここまで大なたを振らなければ、中山間地域農業は衰退し、農村地域が荒廃することが目に見えています。以上のことを踏まえて、主食の安定確保と中山間地域農業の再生に向けた知事のお考えをお伺いします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 主食の安定確保と中山間地域農業の再生についての御質問でございます。

本県の耕地面積の7割、中山間地域であります。農産物の生産拠点であるほかに、県土の保全など大切な機能を多く有しております。今後の人口減少に伴いまして、こうした地域でも農業従事者が大きく減っていくことは避けられないところでございます。これまで大切に維持してきた農地を次世代に引き継ぐためには、力強い担い手の育成、収益性の高い産地づくりの両面から取組を進めていくことが重要であります。

このため、担い手を支える環境づくりとして、地域計画の見直しによる農地の集積・集約化、基盤整備、労働力を補完するサービス事業者の体制整備、それからスマート技術の導入等を進めて、より効率的な水田経営を目指しております。また、大規模な集積・集約化や大区画化が

難しい地域については、引き続き地域の特性に合った高収益な園芸品目などの導入を推進して、持続と成長が可能な営農の実現を後押ししております。

他方で、地域で行う農地や水路等の保全活動も大事でありまして、平地との条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金や、水路補修など地域の共同活動を支える多面的機能支払交付金の有効活用を積極的に働きかけております。例えば由布市の平石地区では、棚田と水路の保全に取り組み、虫が舞う環境を育むことで都市住民との交流が進められており、こうした地域ごとの工夫を支援してきております。

国では、令和9年度から水田政策を抜本的に見直すということで、今見直しが行われております。これら交付金も含めた取組を強化するというふうにも聞いておりまして、期待しているところでございます。県としましても、知事会等を通じて支援拡充を要請しているところでございまして、米に係る需給見通しや適正な価格形成に関する動向も併せて注視してまいります。

中山間地域農業の振興には、担い手の育成・確保、農地の有効活用、地域づくりなどを総合的に取り組んでいく必要があります。そこで、県農業成長産業化推進本部で、中山間地域農業・農村活性化指針を年度内に策定することとしておりまして、これを市町、農業団体と力を合わせて着実に実行して、中山間地域の持続可能な農業・農村づくりを進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 私が提案したことに関しては、あまり具体的な回答がなかったんですけども、本当は時間があればこういうことを議論したいんですけども、国の制度を変えていただくということはもちろん大切です。

そういう中で、さきほど私が提案したことについて、県独自の支援として、例えば中山間地域での米生産に特化した加算支援、それから環境保全型農業の県独自補助、若手オペレーターの確保に向けた移住支援や機械導入補助への強化などが考えられますが、県単独での対策を講

じる考えはないか、農林水産部長にお聞きをしたいと思っています。

嶋議長 瀧野農林水産部長。

瀧野農林水産部長 お答えいたします。

本県の中山間地域農業の振興には、担い手の育成・確保から、農地の有効活用、そして収益性の高い産地づくりなどに至るまで総合的に取り組んでいく必要があると考えております。その中で、地域性に応じた品目選定や農地の整備、スマート技術の導入などのほか、就農時の支援や集落営農組織の人材確保などによりまして経営拡大を支援し、地域を牽引する力強い担い手を数多く育成してまいります。

また、今後も不足します労働力を補完していくために、サービス事業体の体制強化を図るなど、担い手のみならず、地域全体を支える取組も進めてまいります。こうした多方面からの本県における特色ある支援によりまして、企業の参入を含む新たな担い手を呼び込む好循環を多く生み出し、魅力的な産地、地域づくりにつなげてまいります。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。国は国、県は県独自で是非支援をお願いしたいと思っています。

知事にお聞きします。県の令和8年度政府予算に関する要望書を見ると、残念ながら今回もさきほど私が言ったソフト面じゃなくて、農業の成長産業化やハード面の要望となっているようです。さきほど言いましたように、今、中山間地農業施策の制度改正、それがないと、なかなか県独自の事業とか、そういうものではもう対応できないようなところまで迫っているんじゃないかという具合に考えています。是非そういう要望を国の要望書の中に加えていただきたいと思うんですけれども、知事のお考えをお聞きします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 中山間地域の振興については、さきほども答弁申し上げましたが、これまでも知事会等を通じて施策の充実と強化を要望してきております。中山間地域の実情を伝えるとともに、

さきほど述べました交付金の充実のほか、地域を支える体制、人材づくりなどの対策強化についても求めているところでございます。国では、今後5か年を農業構造転換集中対策期間と位置付けておりまして、水田政策も抜本的に見直すこととしておりますので、国の動向を注視しながら、各県とも連携して引き続き持続可能な中山間地域農業の振興にも取り組んでまいります。

私も、要望活動のとき、毎回、農林水産省にもお伺いしまして農林水産大臣にもお会いして要請をしておりますけれども、これからも引き続き強力に要請してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 よろしくをお願いします。

最後に、知事へ、私、農業というのは、もうかる農業と、それから農地・農村を守る農業の二つがあると思っています。どんなに努力しても、もうかる農業にたどり着くことができないのが農地・農村を守っている中山間地域の農業だと、そういう自覚です。さきほどから言っていますように、もう6割を占める中山間地域の生活を守ることが県全体を守ることにつながると思っていますので、是非中山間地域の振興に大なたを振るっていただきたいと思っています。

それでは、次の質問に移ります。地域生協等と連携した持続可能な地域づくりについてです。

県長期総合計画では、持続可能な地域づくりを柱の一つとして掲げています。人口減少と高齢化の進行により、特に中山間地域や、郊外では従来の行政サービスだけでは支えきれない課題が増え、住民同士の助け合いや地域団体との協働がますます重要になっています。

その中で、地域生協、生活協同組合は、地域の暮らしを支える極めて重要な存在だと理解しています。県内には三つの地域生協、六つの職域生協、そして三つの医療福祉生協と、計12の生協が活動しています。組合員数も48万人を超え、総事業高も320億円を超える超マンモス組織で、県内全域に組織網があります。

県生協では、従来の組合員の物資供給から、買物弱者対策として、移動店舗販売、宅配事業、

高齢者見守り隊などに加え、県内産の販売拡大や学校、福祉施設の連携を通じて地産地消や地域経済の循環にも貢献していただいています。さらに、災害時の物流ネットワークをいかした物資提供や、コープおおいたでは、地域の見守りや災害支援などを目的に県内全ての自治体と連携協定を締結しており、こうした活動は、正に地方の持続可能性を支える社会的なインフラであり、行政との連携強化が一層求められます。

しかし、現状では、行政施策と生協活動の連携が十分とは言えません。生協の持つデータや物流機能を活用した地域福祉や買物支援、災害対応などの分野での県、市町村と生協が戦略的に協働できる仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

そこで、今後、県として、地域の暮らしを支える生協をはじめとする協同組合や地域団体との連携を強化し、持続可能な地域づくりを進めていくべきと考えますが、企画振興部長の見解をお伺いします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 今、二ノ宮議員から生協に関する御質問をいただきましたけれども、今回の佐賀関の大規模火災に際しましては、コープおおいたの皆さん方が被災された方々に連日の炊き出しを行っていただきました。そうした温かい御支援いただきましたコープおおいたの皆様方、それから一緒になって多くのボランティアの方々もお手伝いいただきました。皆様方に心よりお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

答弁のほうでございますけれども、県内では、地域生協やスーパー、個人商店などが宅配等を行っておりますが、中山間地域など、どうしても採算が見込めない地域では十分に展開できておりません。他方、そうした地域においては、市町村や社協、それからボランティア団体などが買物支援を行っております。

杵築市においては、採算が取れずに撤退した地域生協の移動販売車を今度は市の社協が譲り受け、人件費等を負担して事業を継続していらっしゃる。また、2年ほど前から由布市で

は、市の補助を受けましてイオンが移動販売や無人店舗を運営しているほか、佐伯市においては、沿岸部や離島においてボランティア団体が買物代行を実施しております。

一方で、こうした不採算地域であっても、事前の市場調査、それから綿密なニーズ把握、これを徹底することによりまして、行政支援なしでも採算が取れるという注目に値するビジネスモデルを確立した移動販売事業者も県内進出をしてくいておりますので、現在そうした事業者の協力を得ながら、持続可能な地域づくりに向けた柔軟な支援策を関係自治体と検討しているところでございます。

持続可能な地域づくりには、こうした買物支援のほか、高齢者の見守りなどでも事業者の協力を得ながら総合的に取り組むことが必要となります。今後、買物弱者の増加など、様々な課題の顕在化が懸念されます中、地域生協や関係団体に参画いただきながら取組を進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。

少し視点を変えて、生活環境部長にちょっとお伺いします。

先般、大分生協連合会から県に県政への要望が提出されています。その中では、食品ロス削減の推進や、県内食料自給率の向上、さらに、大規模災害等の被災者支援など、多岐にわたり生協が取り組む事業について要望されています。その中で、生活協同組合の育成・強化についてという要望に対し、県は、昨年度、今後とも地域コミュニティの確かな担い手である生活協同組合との連携をさらに深めていきたいと回答していますが、私自身も、さきほどから申し上げますように、持続可能な地域づくりには生協などの協働が不可欠と考えています。そこで、回答にある連携をさらに深めるということについて、今後どのような取組を行おうとしているのか、生活環境部長にお伺いします。

嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えいたします。

本県では、生協とは、これまでも災害時の物

資供給や食品ロス対策等としてのフードドライブ、それから子育て交流会、生活困窮者に対する家計相談事業など、幅広い分野で協働してまいりました。さきほど企画振興部長が申し上げましたが、とりわけ今回の佐賀関の大規模火災においては、発災の翌日から避難所のベッドの設営やキッチンカーでの温かい食事の提供など、御協力をいただいたところでございます。今後も、これら相互扶助の精神に基づきました生協の取組や、生協が持つ地域や職域でのネットワークをいかしていただける取組について連携を深めていきたいと考えております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。

再度企画振興部長にお聞きします。

今回の質問の趣旨というのは、簡潔に言えば、民間活力との協働と支援だと思っています。さきほどから言っていますように、行政だけでは支えきれない、特に中山間地域での課題解決には民間の力が必要だと思っています。効率の悪い中山間地には民間も手を出してくれませんが、生協も地方では経営に苦慮しているというように聞いています。生協は、これまで多くの地方創生的な事業に取り組んでいただいております。もう一步強力な連携による行政の後押しがあれば、さきほど申し上げた全県に張り巡らされた組織力等でこれからの地方創生に重要な役割を果たしてくれると思いますが、このことについて部長の考えを再度お聞きします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 地域生協の組織、ネットワーク、大変貴重でございますので、ここは何らか今後も役割を是非とお願いしたいところでございます。

ただ、地域生協と同様とまではいかないかもしれませんが、地域を見渡しますと、やはり例えば元気なNPOの団体が頑張っているところもありますし、割と民間企業でそういう活動に熱心なところもございます。生協も含めて、そういう地域にある資源といいますか、人や組織、そうしたものを各市町村がいかにかうまく使っていくかということだろうと思っております。

で、前の質問でお答えしたように、その地域、地域の課題を市町村職員と一緒にこちらも観察、分析をさせていただいて、何が効果的な対策かというところを、画一的ではなくて、各市町村、地域、地域ごとにしっかり定めて応援していくということが大事だろうと思っておりますので、地域生協と是非また考えていきたいと思っております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。民活というのは、当然行政がやらなければならないこと、そのことを民間の力を借りてやるということだということのように思っています。いろんな力を持っている生協等について、もう少し積極的に協働をお願いしたいと思っています。

最後になります。県民の防災力向上に向けた県防災教育センターの設置についてお伺いします。

さきに述べた地球環境問題の深刻化と自然環境の脅威についてですが、地震、豪雨、土砂災害など自然災害の激甚化、頻繁化が続く中、被害を最小限に抑えるためには、行政によるハード整備や防災体制の強化に加え、県民一人一人が自らの命を守る力を身につけることが不可欠です。県では、令和6年度に能登半島地震を踏まえた地域防災計画の見直しや、AIを活用したマイ被害想定などにより防災意識の向上に取り組んでおり、こうした取組は高く評価されています。

しかし、実際の災害時には、知識と行動との差が命を分けることが少なくありません。避難判断の遅れ、地域連携の不足、若者層や高齢者の防災教育の機会の乏しさなど、現場ではまだまだ課題が山積しています。こうした中、今こそ県民全体の防災力を体系的に育む学びの拠点が必要ではないでしょうか。

例えば、児童生徒や地域住民、企業、ボランティアなどが一体となって防災を学べる震度体験装置や水害VRなどを備えた県災害教育センターの設置です。ここで災害教育や訓練、地域防災リーダーの育成、AIによる危険予測の学習などを一体的に行うことができれば、県民の行動力につながると思っています。県議会でも、

今年度、防災減災・県土強靱化対策特別委員会ができて本格的に調査研究を進めています。

そこで、お伺いいたします。県として、激甚化する災害に備え、県民の防災教育・訓練の充実を図るための拠点となる県災害教育センターを設置するべきと考えますが、防災局長の考えをお伺いします。

嶋議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えいたします。

今回の佐賀関の大規模火災では、消防団をはじめ多くの住民が相互に声を掛け合い、避難することで、多くの貴い命が救われました。被災地区では、防災士である区長を中心に実践的な防災訓練を毎年行っており、このような地域ぐるみの取組が高齢者等の早期避難にもいかされたというふうに伺っております。

県では、地域の避難訓練等で中心的役割を果たします防災士の養成に力を入れるとともに、アドバイザーの派遣や地震体験車の巡回などのアウトリーチにより、地域の方々が防災について学びやすい環境をつくってまいりました。

御提案の災害教育センターについては、充実した設備による疑似体験や、学校など集団での防災学習に効果があるというふうに認識しております。一方、施設を設置している自治体からは、施設の見学や一過性の体験にとどまり、地域での継続的な活動につながりにくいとの評価も伺っているところであります。佐賀関の災害を踏まえまして、地域での火災に対する教育や訓練を一層強化するとともに、命に直結する地域防災力をさらに高めるため、先進事例も参考にしながら、よりよい防災教育や訓練の在り方を研究してまいります。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。この防災センターの設置については、平成30年の第1回定例会から今度でもう4回目の質問になります。もうずっと知事と防災局長の回答は一貫しております。センター機能と同様の防災教育を、地震体験車による疑似体験、アドバイザー派遣による訓練などにより、県民全体の防災地域の向上を図るとの回答です。

今回もほとんど同じような回答だったと思うんですけども、そこでお聞きします。私の第1回の質問から僅か7年間で、県内で18名の方が豪雨災害や台風で亡くなっています。行方不明者も1名います。この中には、災害時の的確な判断や行動があれば救えた命もあったのではないかと思います。このことについてどのようにお考えでしょうか、局長にお伺いします。

嶋議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えします。

議員御指摘のとおり、災害時には的確な判断ですとか行動というのが重要でありまして、今回の佐賀関の場合は、日頃の訓練と、その訓練をいかした住民の声かけなど、正に共助のたまものだというふうに思っております。今回の佐賀関のような事例ですね、正に好事例と言っていると思うんですけども、これはほかの地域でも展開していくようにしなければならないというふうに思っておりますし、そのためには、どのような手法が最善なのかというのはしっかり研究していきたいというふうに考えております。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。来年、防災庁がスタートします。恐らく国も、いろんな災害の中で本格的に新たな取組を始めるということじゃないかと思っています。その中で、地方機関も2か所、今予定をされているそうです。九州であれば大分県が最有力地ではないかと思っています。もしできるとすれば、明野のほうに今計画中の総合庁舎の併設や県消防学校等についても、是非頭の中に置いていただきたいと思っています。

いろんなところを私たちも見てさせていただいているんですけども、自らの命を守る力をつける、そのことが一番大切だと思っています。そのためにも、もう一歩進んで、いろんなものを今、設備、施設ができていますけれども、防災センターといいますか、教育センターの設置に向けて是非検討していただきたいということをお願いして、終わります。

嶋議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えいたします。

私も、今年の7月に、奇跡の一本松で有名になりました岩手県の陸前高田市の東日本大震災の伝承館のほうに伺ってまいりました。確かに、津波で流された車の展示ですとか壊された橋脚の展示ですとか、あと、動画が見れるシアターが複数あったり、当時、災害対策本部が苦悩した記録というのが残されておりまして、非常に勉強になりました。

今回の佐賀関の火災についても、何らかの形で皆さんに伝承するような仕掛けが必要だというふうに思っておりまして、それが議員御提案のような施設を活用するのがいいのか、今の時代ですので、デジタルアーカイブというような手法もあろうかと思ったり、デジタルの活用が難しい方には、紙での記録誌というような残し方もあろうかと思ったり。いろんな手法を検討しながら、実際に発災したときの住民の行動に直結するような防災教育というのをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

嶋議長 ニノ宮健治議員。

ニノ宮議員 ありがとうございます。

これで終わります。(拍手)

嶋議長 以上でニノ宮健治議員の質問及び答弁は終わりました。大友栄二議員。

[大友議員登壇] (拍手)

大友議員 16番、自由民主党、大友栄二でございます。今回も質問の機会を与えていただきました先輩、同僚議員に感謝を申し上げます。

そして、また、今日は傍聴席のほうに、地元、中津しもげ商工会工業部会の皆さんが傍聴に来ていただいております。日頃からの御支援に心より感謝を申し上げます。

1月18日に発災した佐賀関大規模火災から2週間が経過いたしました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

今回、私自身は、火災や防災関連の質問いたしませんけれども、我が会派から、地元の首藤議員が代表で本日4番手で質問いたします。我々自民党も、20日、21日と各省庁にて要望

した際に、火災の件もしっかりとお願いしてまいりました。早速、党本部においても災害対策特別委員会が設置され、24日には古賀委員長が来県し、県連役員、地元議員と現地調査を行ったところでありまして。国においても、被災者生活再建支援法を速やかに適用していただきまして、知事はじめ県執行部の皆様方におかれども、昼夜を問わず迅速に動いていただいていることに、私の立場からも感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、被災者にとっては、まだまだ先が見えない状況でございます。引き続き被災者に寄り添った支援を行っていただくことを切にお願い申し上げます。私の質問に入りたいというふうに思います。

まず、県境地域の振興についてであります。

少子高齢化、人口減少が加速する中で、特に県境地域のような地方においては、都市圏への人口流出も相まって、インフラや産業、コミュニティの維持など、様々な課題が深刻化しております。そうした中でも、県境地域が安定した経済と社会を維持、構築していくためには、一層の振興策が求められると考えます。

一方で、こうした取組を進める上でも、県単独で対応するには限界がある課題が増えていきます。広域観光やまちづくりをはじめ、医療や防災、交通インフラ、産業振興、人材育成といった様々な分野において、県境を越えた広域で連携することが現実的かつ効果的な解決策につながる場合も少なくないと考えます。

例えば医療面では、20万人を超える医療圏を担う中津市民病院のように、県境付近の住民にとって最寄りの病院が他県にある場合もあり、救急搬送の連携などは不可欠であります。防災の観点からも、豪雨や地震などの大規模災害に備え、隣県との情報共有や避難所の相互利用が求められます。さらに、公共交通の維持、観光資源の広域的な活用、若者の進学、就職の選択肢拡大など、県境を意識しない仕組みづくりも大切になってまいります。

中津市においては、九州周防灘地域定住自立圏の構想として、大分県北の中津市、宇佐市、

豊後高田市と福岡県豊築地域の豊前市、上毛町、吉富町、築上町で連携し、共生ビジョンを策定しております。山国川を挟んで同じ生活圏であるこの地域は、特に県境連携が行われてきたのではないかというふうに思います。

そうした中、福岡県では、県境地域である豊築地域と有明地域の2地域について、県全体と比べて人口減少や経済活動の縮小が著しい状況にあるとして、昨年12月に県境地域振興ビジョンを策定、連携事業を予算化し、取組を進めています。この事業の対象は福岡県側の県境地域だけにとどまっておりますけれども、地域全体の振興を図るためには、隣県にある本県においても同様に連携して施策を行っていくのが効果的であるというふうに考えます。

今後、人口減少が進んでいく中で、様々な機能を補い合い、広域連携を行うことが地域の維持、発展に必要不可欠となっているのではないのでしょうか。こうしたことを踏まえ、今後の県境地域の振興についてどのように取り組んでいかれるのか、知事の見解をお伺いいたします。

以降は対面席よりお伺いいたします。

〔大友議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの大友栄二議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 大友栄二議員の県境地域の振興についての質問にお答え申し上げます。

通勤・通学や福祉・医療をはじめ、余暇の楽しみ方など人々の社会活動が広域化している今日において、単独の市町村で解決できない課題も多く見られます。とりわけ中津市などのいわゆる県境地域においては、共通の生活圏を形成する隣県の自治体間でより丁寧な調整や連携が必要となっております。

そこで、県では、関係県と問題意識を共有しながら、様々な分野で施策を進めているところであります。

まず、県北地域では、中津市と豊前市等によるコミュニティバスの共同運行を支援しているほか、本年4月に中津市民病院を救急救命センターに指定し、機能強化を図ったことで、県境

を越えた利用が進んでおります。日田彦山線沿線では、停留所の増設や運行ダイヤの充実を通じてBRTの利用促進が図られたほか、福岡県と共に観光振興や地域活性化を支援しており、今年春の酒蔵巡りには昨年を上回る5千人以上の方が訪れております。

また、熊本県とは、中九州横断道路の整備を加速するとともに、来年、改称40周年を迎えます阿蘇くじゅう国立公園において、ブランド力を生かした観光振興に取り組んでおります。

県南地域では、東九州伊勢えび街道や、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを通じて宮崎県との連携を続けているほか、今年10月にはツール・ド・九州2025宮崎・大分ステージを共同で開催しまして、4万4千人の観戦客で大いににぎわったところであります。

また、九州一四国を結ぶフェリーの将来の大型化に対応するため、臼杵港新ターミナルを本年5月に供用開始したほか、大分市や佐伯市等と南予地域の小学生の相互交流を総合補助金で支援しております。加えまして、四国との交流をさらに活発化するという一方で、愛媛県、中村知事との愛媛・大分交流会議を重ねておまして、豊予海峡ルート構想についても前進を図っているところでございます。

県境をまたいだ近隣自治体間の交流は、経済面の相乗効果が期待されるとともに、関係人口、交流人口の拡大も見込めることから、引き続き関係自治体の声も伺いながら、そのような地域振興にさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。福岡県の服部知事の公約の中に、県境連携というのが上げられているそうであります。ある会で服部知事にお会いしたときも、しっかり佐藤知事と共に県境連携をやっていくんだと、話していくんだということも言われていましたんで、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思いますし、経済、医療、観光のほかに、今、ごみ処理場の問題なんかも県境をまたいで連携していこうという話になっているところであります。是非本

県としても、福岡県や市町村としっかり方向性を共有して、引き続き県境連携の支援に努めていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、企業誘致についてであります。

本県経済の活性化に向けた最も即効性のある取組は、大きな雇用や経済波及効果を生み出す企業を誘致することであると考えます。昨年の第4回定例会においても、自動車産業と半導体産業との連携などに鑑み、県北西部への誘致促進について質問したところでありますが、地域の産業基盤の強化につながる企業誘致を実現するには、やはり産業用地の確保が極めて重要と考えます。

こうした中、現在、中津市三光臼木・諫山地区及び日田市石井地区においては、産業用地の開発や企業誘致を行う民間事業者の募集が進められており、地域経済の活性化に向けた期待が高まっております。これらの地域は、九州北部へのアクセスにも優れ、物流面でも有利であることから、産業用地としてのポテンシャルも高いと考えられます。今年で2年目を迎える産業用地整備加速化期間の具体的な取組としても大いに注目をしているところであり、民間事業者の参画を通じた迅速な用地開発が期待されます。

県内のほかの地域においても、企業立地を支える用地の確保は喫緊の課題であります。半導体関連産業をはじめ物流など、幅広い分野での投資の機運が高まる中、県内各市町村がそれぞれの特性をいかして主体的に産業用地の整備や企業誘致活動を展開することは、雇用の創出や地域経済の底上げにつながる重要な取組であると考えています。一方で、県全体のバランスの取れた産業用地の整備、企業誘致を推進していくことも求められることから、県においては、市町村への支援を含め、広域的な視点で取組をお願いしたいと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。

まず、中津市及び日田市で進められている産業用地開発と企業誘致を行う民間事業者の募集について、今後の具体的なスケジュールや、県としてどのような支援を行うのか、お聞かせください。あわせて、こうした民間活力の活用

による産業用地整備も含め、県全体の今後の企業誘致についてどのような方針で取り組んでいられるのか、見解をお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 企業誘致についてでございますけれども、本県には、これまで積極的な企業誘致により幅広い分野で国内有数の企業がバランスよく立地して、さらには、地場企業と共に発展する中で、厚みのある産業集積が進んでまいりました。今後も積極的な企業誘致の取組を継続するためには、企業のニーズに応じた産業用地の確保など、受入れ環境の整備が喫緊の課題となっております。

産業用地整備3か年加速化期間の取組初年度としまして、昨年度は、市町村が選定した85か所、1,120ヘクタールの候補地のうち、28か所、669ヘクタールの大規模候補地について、県が一括してインフラ状況や開発コストの調査を行いました。今年度は、この中から地権者との調整が進んでいる日田市と中津市において、産業用地の開発と企業誘致を併せて行う民間事業者を公募しております。日田市が今月、中津市は来年2月に民間事業者の選定を行い、県と市の3者で基本協定を結び、開発に向けた協力体制を構築する予定であります。その後は、3者が連携して、企業の投資計画に沿った用地整備を速やかに実施してまいります。

来年度は、加速化期間の最終年度であります。他の候補地についても誘致活動を強化するとともに、令和6年度に拡充した開発費用に対する補助金などを活用して、市町村による民間事業者への支援を含めた取組を後押ししていきます。あわせて、中津日田道路や中九州横断道路の整備など広域交通ネットワークの構築、産業人材の育成など、企業誘致に必要な環境整備も着実に進めてまいります。

一方で、他県との競争が激化する中で、企業誘致に向けた積極的な情報発信も重要であります。今月15日には東京で、来年1月には台湾で企業誘致セミナーを開催しまして、本県の立地環境や生活環境といった魅力をより多くの企業の経営層に知っていただけるようPRに努め

ていきます。

企業誘致に当たっては、特定地域に偏ることなく、受入れ環境の整備と積極的な誘致活動を一体的に進めて、県内各地に企業を呼び込み、多様な雇用と活力の創出につなげていきたいというふうに考えております。引き続き市町村と連携して、スピード感を持って企業誘致に取り組んでまいります。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。環境整備の話までしていただきました。さきほども触れましたけれども、企業誘致による県北西部の発展、これは県全体の活性化に直結するというふうに私は考えております。民間事業者が開発を行うということでもありますけれども、確実な誘致に結びつくよう、県としてもスピード感を持ってしっかりと後押しをしていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、歯科口腔保健対策についてお伺いいたします。

歯と口腔の健康は、生涯を通じたQOL向上に不可欠であり、栄養状態、認知症、フレイル、誤嚥性肺炎、生活習慣病とも密接に関連しております。本県では、平成25年に議員提案条例として制定した大分県歯と口腔の健康づくり推進条例のもと、県民の健康寿命延伸を目指して取り組んでこられました。条例前文にも、口腔の健康は生涯にわたりあらゆる世代にとって重要と明記をされており、正に人生100年時代の土台であります。

また、昨年3月に策定された第二次大分県歯科口腔保健計画に基づき、生涯を通じた歯科口腔保健対策を図っており、県歯科医師会など関係機関と連携し、虫歯や歯周病予防等の各種対策に取り組んでいるものと承知しております。

一方で、本県の乳幼児期や学齢期の虫歯を持つ者の割合は、年々減少しているものの、全国平均を上回る状況が続いています。令和6年度の学校保健統計調査によれば、本県の12歳児1人平均虫歯本数は0.9本と、全国平均の0.53本を大きく上回っています。年齢別に虫歯のある者の割合を比較しても、5歳から17歳

まで全年齢で全国平均を上回っており、17歳でいえば全国平均の38.7%に対し、本県は50.9%となっている状況であります。

また、80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合は、平成28年の55.1%と比べ、令和4年は52.7%と下がっています。学校の卒業後は歯科健診の機会も減り、また、生活も不規則になりやすいことから歯周病が急減に増え、40歳以降では、進行した虫歯や歯周病により歯の喪失が増加するというふうに言われております。こうした実態を踏まえると、全ての年代を通じた歯科疾患の予防、重症化予防にこれまで以上に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

そこで、県条例制定からの成果に対する評価も含め、今後、歯科口腔保健対策にどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、条例の趣旨を踏まえた県計画に基づきまして、ライフステージに応じた対策を推進しております。

まず、乳幼児期から学齢期では、健診時のフッ化物塗布のほか、こども園や小・中学校等でのフッ化物洗口を実施しております。その結果、12歳児の虫歯本数は、平成25年の1.7本から令和6年には0.9本へと大きく改善いたしました。しかしながら、依然全国下位であるため、取組の拡大を図ってまいります。

次に、成人期では、20歳以上の歯科健診受診率は、平成28年の26.5%から令和4年は37.4%に上昇しております。さらなる向上に向け、5年度から事業所への歯と口の健康に関する出前講座を開始いたしましたほか、本年度は「あるとつく」を活用したキャンペーンなどを実施しているところです。

高齢期では、地域ケア会議への歯科衛生士の参画や、通いの場でのお口体操の普及などにより、80歳以上の方の自分の歯の本数は、平成28年の14.8本から令和4年の16.2本まで改善しており、引き続き取組を進めてまい

ります。令和5年度には、こうした対策の強化を図るため、庁内に口腔保健支援センターを設置し、歯科専門職も増員したところでございます。

今後とも、市町村や歯科医師会等と連携し、全世代への歯科口腔保健対策の充実を図ってまいります。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 健康を維持していくためには、口腔ケアが大切だということは言うまでもありませんけれども、障がい者の口腔ケア、診療については、健常者とは違う診療の大変さがございます。先日、会派の福祉保健環境対策調査会において、県の口腔保健センターへ伺って障がい者歯科診療の現場を目の当たりにさせていただきました。健常者とは違って、まず診療を受ける環境に慣れる時間が必要だということに加えまして、患者の障がいの状況に応じた対応が必要となるため、スタッフも大変多く必要でありますし、1人当たりの診療時間も長くなるというような状況、もう大変な状況でございました。

こうした背景から、障がい者等の歯科診療に対する診療報酬加算はあるものの、このような専門施設の経営は厳しい状況にあるということもお伺いしております。もちろん各施設の経営努力、これは必要でありますけれども、障がい者歯科診療体制を安定的に維持していくためには、県からの支援、これも引き続き重要であると考えます。

そこで、口腔保健センターの安定的な運営の確保について県の見解をお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えします。

障がい児、障がい者の専門の歯科医療機関であります口腔保健センター、あと、別府発達医療センターもございますけれども、経営的に厳しい状況であるというふうに認識しております。県では、令和2年度から運営費の赤字部分の2分の1を上限500万円補助するというところでスタートさせ、令和5年度には定額の500万円の補助ということで、安定的な運営のために見直しを行ってきています。

また、コロナ禍の感染予防対策のため、令和4年度から今年度まで100万円を追加で補助させていただいており、そのような形で運営の支援を行っておりますので、今後とも口腔保健センターの安定的な運営、歯科医師会ともしっかりと連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 条例の理念をいかして、大分モデルの口腔健康支援体制の構築、これを強く期待しております。

センターについては、今答弁をいただきましたけれども、私は、ある地域の患者さんのアンケートの意見を少し数十人分拝見いたしましたけれども、センターのあることのありがたさ、できれば、それぞれの地域にセンターが欲しいという声が多くて、本当に必要とされる施設であるんだなということを改めて実感したところでございます。

引き続き安定運営ができるように、今500万、100万という話がありましたけれども、コロナ禍の100万の補助はもう終わりということで、さらなる支援が必要であるというふうに感じていますので、そこを強く要望させていただいて、次の質問に移りたいというふうに思います。

社会福祉施設の整備についてお伺いいたします。

社会福祉法人の本来的使命の一つに、地域のセーフティーネットであり続けること、多様化、複雑化する地域ニーズ、あるいは制度の谷間に落ちてしまっている新しいニーズに対応し、事業の多角化、多機能化を志向することがあります。また、福祉分野でも人手不足が深刻化する中、限りある人材や地域資源を効果的、効率的に活用しながら、多様な福祉ニーズに応えていくサービス基盤を地域単位で整えていくことも重要であると考えます。

こうした中、私の地元の社会福祉法人が、撤退する商業施設跡地を活用し、こども・子育て分野を中心に、障がい児支援や共生社会づくりなど、複数の福祉サービスを一元的に提供する

施設の整備を構想しております。具体的には、こども園の分園や病児保育、放課後等デイサービス、医療的ケア児支援、産前産後ケアなど、こどもを真ん中に据えた、高齢者など多様な世代が集う地域サロンなどであります。

ところが、こうした複合施設を整備する場合、各分野の法制度や所管庁、補助要件等がばらばらであるため、調整や認可、申請が非常に複雑になるというふうに向っております。現在、当法人は市との協議を進めているところでありますが、県としても、多くの場合にハード整備の補助者になると思われれます。施設の設定主体である事業者の目指す福祉サービスの実現に向け、施設整備を円滑に進めるためには、県としても、こうした複雑な調整の一元化等に関与していただきたいというふうに考えます。

そこで、こどもまんなか社会の実現に向けた複合的な社会福祉施設の整備について、県としてどのように対応していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

御質問のありました社会福祉法人の構想については、こどもや障がい者、高齢者などが交流する拠点づくりを目指すものであり、県といたしましても、地域共生社会の実現に向け、大変有意義なものとして認識しております。

こうした中、事業実施に当たっての対応窓口が、児童福祉や高齢者福祉は市町村、障がい福祉は県など制度により異なっているということで、事業者には御負担もあるものと思われれます。このため、県においては、主たる窓口において、できる限りワンストップで対応するよう努めておりまして、市町村からの相談にも丁寧に応じているところでございます。当該法人の構想についても、中津市と情報を共有しておりまして、必要な連携を図ってまいります。

また、県では、令和2年度から多世代交流の活動を行う社会福祉法人に対しまして、活動拠点の整備費用等を独自に助成しており、昨年度までに51件の支援を行ったところでございます。そのほか、民間の財団などによります助成

制度の情報なども収集し、適宜提供しているところですので。今後とも、社会福祉法人等からの相談に対し、しっかり対応してまいります。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 この福祉法人が、このような施設を造りたいという思いに至ったきっかけでありますけれども、一昨年、中津市で起きました、小1のお子さんを母親が殺害したというような悲しい事案がございました。そのことが原因というか、根本にあったということでございます。今、保健師さんが多忙化している中で、なかなかしっかり母親の相談を聞くことができない環境ということもありますんで、軽度な部分においては、それを民間が担って、日頃から母親が集え、子育てを助け、地域と子育てコミュニティの中でささいな悩みも相談できるよう場づくりが必要ではないかというところが根底にあって、このような施設を造りたいということでございます。

2年間計画を練って進めておりまして、現在、市とも相談をしながらやってきましたけれども、今、情報共有しながらやられているという答弁もいただきましたけれども、なかなか行政支援の部分では解決策が見いだせていない状況ではないのかなというふうに思っております。そこで、例えば振興局が持っている総合補助金等を活用して、機動的にこういう支援ができないかというところを部長にお伺いしたいと思います。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 今、議員おっしゃったように、当該法人の構想を、大変孤独・孤立を防いだり、子育てしやすい環境づくりといった意味で非常に期待されるような取組かなというふうに受け止めております。中津市とも情報を共有して、必要な補助制度等の情報提供するなど、しっかり対応しております。

また、私ども福祉保健部で所管している制度では対応できないような経費については、今、議員おっしゃったような総合補助金の活用ということもあり得るのではないかと思いますので、適宜、振興局、あるいは企画振興部ともしっかり情報共有してまいりたいと考えておりま

す。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 この事例は、今後の社会を鑑みた際に、ニーズは高いというふうに思いますし、全国に先立つモデルケースになり得るというふうに私は感じて、取り上げさせていただきました。

よく民間からの相談を受ける際に、行政はできないことを並べ立てるといようなことを言われてしまうこともありますけれども、私は胸張って、県職員さんはしっかり前向きにやってくれていますよということを言っていますので、今回のケースにおいても、可能にするためには何が必要かということと一緒に考えて、寄り添っていただくことを切に要望して、次の質問に移りたいと思います。

山国川における特定都市河川指定及び河川整備についてであります。

近年、全国各地で大規模な水害が相次いでおり、災害の頻発・激甚化、そして広域化が顕著となっています。地元中津市を流れる山国川においても例外ではなく、平成24年、29年、そして令和5年と、近年度々豪雨に見舞われ、そのたびに流域では大きな被害を受けてまいりました。地域住民にとっては、正に毎年のように水害の心配をしているというのが実情であり、治水対策のさらなる推進が強く求められています。

県においては、これまで被災直後から迅速な災害復旧をはじめ、災害関連事業、床上浸水対策特別緊急事業、そして広域河川改修事業等による河道拡幅や橋梁の架け替えなどの治水対策に取り組まれてきたと承知しています。その結果、令和5年の豪雨では、人家などの家屋浸水被害は大幅に減少しており、これらの事業による治水対策が一定の効果を上げているものと評価しております。

しかしながら、山国川の治水対策は依然として道半ばであり、流域全体の安心・安全を確保するためには、今後も継続的かつ確実な事業の推進が不可欠であると考えております。

また、近年進められている流域のあらゆる関係者で水災害対策をハード・ソフト両面から推

進する流域治水の取組はとても有用であると認識していますが、この取組の加速化を図るため、今年度は、山国川流域を対象として特定都市河川の指定に向けた取組が進められていると承知しております。私も、去る8月19日に本耶馬溪町で開催された地元説明会に参加させていただきました。住民の皆様に関心の高さを強く感じたところであります。

そこで、特定都市河川の指定により期待される効果も含め、山国川の整備にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

山国川においては、平成24年、九州北部豪雨を契機とした河川改修に加え、令和3年からは、流域のあらゆる関係者が一体となって水災害対策に取り組む流域治水を進めています。令和5年7月の豪雨では、それまでの河川改修の効果もあり、耶馬溪町下郷地区の浸水被害が大幅に減少しました。

しかしながら、依然として流域内で浸水被害は発生していることから、河川改修を含めた流域治水のさらなる加速化が必要と考えています。このため、現在、山国川では、特定都市河川の指定に向けた手続を進めており、指定後、新たに流域水害対策計画を策定することで、国から重点的に予算を受ける対象となり、河川改修の一層の進捗が期待できます。

また、この指定により、一定規模以上の開発に対して雨水流出抑制対策が義務づけられることから、流域全体の貯留機能が保全され、水害に強いまちづくりも推進されます。まずは特定都市河川の指定を目指すとともに、引き続き山国川流域の治水安全度向上に向け、取り組んでまいります。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 流域治水の取組、これ非常に大切であるというふうに思っておりますけれども、住民の皆様は、新たな負担とか規制が発生するのではないかというような心配、懸念を持たれていることも少なくありません。引き続き丁寧な

説明をお願いして、県民の安心・安全を担保できる取組を進めていただきたいというふうをお願い申し上げます。

続いて、教育をめぐる諸課題についてであります。

私の地元、中津南耶馬溪校もそうありますが、最近、地域の高校で全国募集を開始する事案が増えており、地域の高校の活性化の面からもこの取組に感謝申し上げます。

しかしながら、その実績を見てみますと、10人弱程度の入学者を確保している学校もある一方、極めて少ない学校もあるとお伺いしています。そこで、心配なのが、令和8年4月入学生の全国募集を開始している我が地元の耶馬溪校の今後です。

耶馬溪校普通科を環境・社会共生科に改編し、耶馬溪の自然を教材とした環境学を展開することではありますが、考えてみれば、これを他地域に置き換えてみても成立しなくもありません。もちろん山国川流域の自然環境の保護や自然災害についての理解を深め、環境問題や産業課題を考え、その手だてを発信する学びを実践するという目的に沿っていろいろ準備していただいていることには感謝しておりますし、また、全国からこれを目指す生徒さんが集まることを心から希望しているところであります。

しかし、他地域の宇宙関連や農業、醸造など地域の特色をいかした取組に比べ、少し色が薄いのではないかと危惧をしております。これまでも再三申し上げてきたように、地域資源を活用した耶馬溪校にしか出せない特色、これを例えば耶馬溪ダムをいかした部活動という分野で出せるのではないかとというようなことなど、もっといろんな検討が必要ではないかというふうに考えています。

そのためには、県教育委員会だけではなく、地元である中津市も主体となり、耶馬溪校をどのようにしていくか、全国から生徒に選ばれるためにどうすればよいかを地域全体で考えていく必要があると考えます。もちろん耶馬溪校だけではなく、全県でも15年後には高等学校の生徒数が現在の3分の2となるなど、今後の環

境が変わっていく中で、今こそ地域の高校の活性化のために何ができるか、その在り方について議論すべき時期が来ているのではないかと考えています。

全国募集はその手法の一つではありますが、実施する以上は、これまでの実績等を踏まえ、よりよいものにブラッシュアップしていく必要があると考えます。こうしたことを踏まえ、県立高校入試の全国募集について、これまでの成果をどのように総括し、今後の在り方をどのようにお考えか、教育長にお伺いいたします。

続いて、地域の高校を選択しやすくする仕組みについてであります。

本県の高校入試制度は、平成の初期の学区制から段階を踏んで今の全県一区入試制度へ変化してまいりました。全ての子どもたちに平等に学ぶ機会を与えるという視点から考えると、この入試制度は、正に子どもたちのニーズに合ったものなのかもしれません。

しかしながら、近年の普通科高校入試志願者数を見てみますと、大分市内は定員を大幅に超える倍率であり、それとは逆に、周辺地域においては軒並み定員割れを起こすという状況が続いております。高校無償化の影響もあり、私立高校を選択しやすくなったということなどもあり、それだけ子どもたちの選択の幅が広まったという反面、中学卒業生の減少も拍車をかけ、地域にはなくてはならない既存校の定員確保が難しい時代に突入しております。

こうしたことから、私は、かねてから全県一区制度を検証し、不具合があるのであれば、そのアップデートを図るべきだということを主張してまいりました。そのような中、5月に示されました通学区制度検証委員会の答申において、全県一区と分割通学区とを二項対立の構図とせず、全県一区をベースとしながら、一部の選抜方法で通学区を設定する制度設計もあり得ると見解が示されたことは、正に我が意を得たりと、うれしく思ったところでございました。

答申を受け、1度の受験で複数校を志願できる制度については、受験機会を拡大するもので

あり、定員確保の対策としても一定のメリットがあると考えことから、一次入試に複数校志願制度を導入し、二次入試は実施しないこととするということが示されました。これは、第二志望については、出願可能な高校を出身中学校の所在地ごとに定めるとされていることから、地域の高校を選択しやすくする仕組みの構築と理解しておりますが、制度の理解が地域に浸透しているとは言い難いのではないかとこのことを心配しております。

同時に、複数校志願制度は、入試の一手法にしすぎないということも忘れてはなりません。さきほど触れたとおり、地域資源を活用した特色こそ、そこにその学校がある意味になるわけであり、地域に学校がなくなると寂しくなるといった感情的議論ではなく、その学校が地域を牽引していく可能性を持つ以上、地元がそこに高校を残したい、地域の灯を守り続けていきたいという強い意思を持って取り組んでいくことが大切だというふうに考えます。

こうしたことを踏まえ、複数校志願制度の導入の狙いや具体的な制度の内容も含め、地域の高校を選択しやすくする仕組みの構築に向け、どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 2点質問をいただきました。

まず1点目、県立高校入試の全国募集についてです。

少子化が急速に進む中、公立高校の全国募集は39道県で取り組まれ、年々競争が激化しています。本県でも、定員確保と多様な生徒が切磋琢磨する環境づくりのため、これまで4校で実施し、全体として県外生が増加しています。既に卒業生を輩出している久住高原農業高校では、県外生の竹田市内での就農や九州大学への合格が県内生や地元の中学生により刺激を与えており、全国募集は学校の魅力向上と地元からの入学生の増加につながっています。

全国募集には、地域資源をいかした独自の教育と生活環境整備の一体的充実が不可欠です。耶馬溪校では、小規模校であることを逆手に取

って地域全体を学校と捉え、周囲の自然環境を題材にしたきめ細かな教育を展開したいと考えています。あわせて、議員御指摘の耶馬溪ダムでの水上スキーも全国唯一の部活動としてPRを強化してまいりたいと考えております。

さらに、今年、新たに作成した「おんせん県留学」ガイドブック等により県人会などを通じ県外へ積極的にPRするとともに、地元自治体と連携して当該学校ならではの魅力づくりに取り組んでまいります。

今後の全国募集の実施校の拡大については、その学校の特色や関係自治体の受入れ体制等を慎重に見極めながら検討してまいりたいと考えています。

2点目、地域の高校を選択しやすくする仕組みについてお答えします。

複数校志願制度は、1度の受験で二つの高校への志願を可能とし、受験生の負担軽減を図りつつ、進路選択の幅を広げる仕組みです。また、普通科への第二志願では、出身中学校の所在地ごとに出願可能な高校を設定して、受験生の主体的な進路選択と地域の高校の定員確保の両立を目指しており、まずは今年度入試での受験生の志願動向を注視したいと考えています。

本制度については、中学、高校の教員を対象とした入試要項説明会を10月に開催して丁寧に説明したほか、全児童生徒に配布する「教育だよりおおいた」に掲載して周知を図っているところです。また、制度導入の初年度でもあり、県の全戸配布の広報誌にも掲載して、さらなる周知に努めてまいります。

他方、議員御指摘のとおり、中学生が進学したいと思える学校づくりに向け、地域と協働する体制の構築も重要です。そこで、来年度、全ての地域の高校に学校運営協議会を設置し、自治体や地元企業などと共に地域の特色や生徒のニーズに合致した学びの在り方を議論することとしています。今後は、複数校志願制度の効果を検証するとともに、本協議会を核に、中学生に選ばれ、地域の活力を生み出す学校づくりを推進してまいります。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 耶馬溪校の部活動の件、私、水上スキーまでは言っていないんですけども、何回も言っているんで定着したようで、ありがとうございます。

全県一区入試制度、これがスタートして以来、初めての大きなチャレンジということになっておりますんで、生徒たちが学びたい環境で学べ、さらには、地域の高校がしっかりと活性化していけばと強く期待しているところであります。

一方、私学の無償化など社会情勢の変化もあり、選ばれるためのさらなる魅力づくりの向上、これが急務でございます。現状では、専門高校を除けば、言わば偏差値で学校を選んでいる状態であり、さきほど申し上げたとおり、生徒数が現在の3分の2となる中で、特色のない高校、これは淘汰されていくのではないかなど危惧しております。

選ばれるための高校、魅力ある高校になるためには、私は、かねてから出口づくり、これが鍵になるということをしてまいりました。例えば、この学校は外語大学への進学に強いなど、特定の大学、学部強い高校であったり、経済のスペシャリストになるためのコースがあるとか、特定分野の就職口につながる学科があるとか、出口づくり、出口対策を強化した学校づくりを進め、選ばれる学校づくりを目指していくことが大切だと考えます。

ただ漠然と高校に進学するのではなくて、何がしたい、何が学びたいと生徒が選ぶことのできる学校を目指し、また、大学、企業が即戦力、有力人材として迎えたいと考えてもらえるような、どのような人材を養成していくのか、高校側ももっと研究し、高めていくことが必要だというふうに考えます。選ばれる高校づくりに向けた教育長のお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

各高校では、市町村や地元企業と連携した探求学習や職業人講話等を通して、個に応じた特色のある進路指導を行っております。具体例を挙げますと、例えば由布高校では、世界的

な観光地の湯布院に近接する地の利をいかして、普通科に観光や情報ビジネスのコースを設置しています。ここでは、韓国語や中国語等の第二外国語、あるいはビジネス基礎などの商業科目の履修を可能としておりまして、湯布院や別府のホテル等で活躍する卒業生も生まれています。

また、玖珠美山高校では、これは来年度から玖珠、九重両町の教育委員会が主体となりまして、放課後に教員養成講座を開くこととしております。教員を目指す生徒の入学が増えることを期待しているところであります。

このような出口対策の充実を進め、中学生が魅力を感じる高校独自の特色づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。

全国公募を行うに当たって、ちょっと一つ聞きたいこと、気になる点がございまして、お伺いいたします。

全国公募で通ってくる生徒さん、これは自宅から離れているため、保護者の方は、住まいの面などが心配になるというふうに思います。耶馬溪校においては中津市が住宅の整備などを行っているようですが、特に市街地でない地域もあることから、他の地域ではどのようになっているのか、心配になるところであります。

住まいの環境整備は、地域活性化につながる地元市町村の責務かもしれませんが、県立高校を運営する県も一緒になって考えてもらおうと、心強いというふうに考えております。全国公募を行う高校における生徒の住環境の整備についてどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

現在、全国募集を実施している高校のうち学生寮を設置しているのは、国東高校と久住高原農業高校の2校であります。その他の高校では、地元の市町村がアパートや下宿の家賃補助等を行っているところもございますが、今後、県外生が増加したとき、地域によっては下宿やアパートが確保できない、不足するというようなこ

とも心配されるところであります。

他県の全国募集で成果を上げている学校では、市町村が全国募集を移住定住や関係人口の増加施策に位置付けて積極的に取り組んでいるというような事例も見受けられまして、地元の自治体の協力は肝要と考えますが、県としても、どのような支援が可能か、市町村と共に検討していきたいと考えております。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 しっかり県の支援もお願いしたいというふうに思います。

高校の魅力化や全県一区制度、入試制度のアップデート、これは私もこだわりを持ってしつこく何度も同じ質問をさせていただいているところがございます。ようやく大きな一歩を踏み出していただいたというふうに思っているんですけども、実はまだまだ言いたいこともありますし、これは決してゴールではありませんので、引き続き地域の実情に合った、そして生徒の皆さんが希望を持って学べる環境整備に向けて、検証とアップデート、これを重ねていただくことをお願いして、最後の質問に移りたいと思います。

若者の政治参加を促すためには、選挙制度の理解だけではなく、社会課題を主体的に考え、情報を的確に判断する力を養うことが不可欠であります。特に現在は、SNSをはじめとするインターネット上に膨大な情報があふれておりますが、その中には虚偽情報や誤解を招く内容も少なくありません。他方、現在行われている主権者教育が、形式的なものにとどまっている現状があるのではないかと感じています。さらに、情報の信頼性を見極め、活用する能力、インターネットリテラシーの向上についても、学校教育の中では行き届かない部分が大いのではないのでしょうか。

ネット上においては、とがった情報や誹謗中傷が拡散されやすい傾向にあり、平等性に欠けた偏った情報が受け取りやすい環境もあるなど、間違った理解をしてしまう危険性が多分にはらんでいます。近年の各級選挙におけるネット上での情報発信は、そうした傾向が顕著であり、

我々政治家であっても、情報の正確性を見誤ってしまいそうになることも少なからずあるのではないかというふうに感じています。

さらには、学校現場において、教員がネットリテラシーや政治的中立性をどう守りながら教育を行うかという難しさも存在します。インターネットやSNSの普及を踏まえ、若者が誤情報に惑わされず、多様な意見を尊重しながら判断できるよう、ネットリテラシーを主権者教育の一環として強化していかなければならないと考えます。

こうしたことを踏まえ、高校における主権者教育の実践事例など、現状の取組状況を含め、インターネットリテラシーを踏まえた主権者教育についてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

社会課題を主体的に考え、情報を的確に判断する力の育成は、主権者教育の要であり、学習指導要領においても、メディアリテラシーなど、主権者として良識ある公正な判断力等を身につけることの重要性が示されています。これを踏まえ、各県立高校では、選挙制度の理解に加え、情報を批判的に評価し、自立的に判断する力を育成しています。特に、公民や情報の教科においてSNS上の虚偽情報の見分け方や情報の出どころ確認を扱う授業に力を入れています。具体的には、インターネット上にある事例を基に、生徒自身が情報ソースに遡ってファクトチェックを行い、他の生徒と協議しながら、情報の真偽や信頼性を判断する力を養っています。

また、今後、生成AIを活用する場面が増えてくることから、本年7月に改訂したガイドラインに基づき、利用時の留意点など、注意喚起を行っているところであります。

今後も引き続き、政治的中立性を踏まえつつ、教員研修の充実や好事例の横展開を進め、生徒が情報を正しく取捨選択できる実践的な判断力と倫理観を養う主権者教育の強化を図ってまいります。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。細かい再質問もいたしませんけれども、教育の中でしっかりと取組を進めるべき内容だというふうに思っていますので、またしっかりとよろしくをお願いします。

昨今、オールドメディア、そしてまたニューメディアという言葉をよく耳にいたします。オールドメディアは間違っていて、ニューメディアが正しいと信じている方、また、その逆も一定数いらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますけれども、どちらの情報においても、何が正しい情報であるか判断する能力を持った中で見定めていくこと、これが重要であるというふうに思っております。

先日、中津市でも中津市民講座が行われまして、講演の題材は、メディアリテラシーについてということでした。それだけ課題意識を持つべき分野であるなというふうに感じているところでございます。

特に、ネット上においては、規制が厳しい中で、新聞、テレビでは知り得ない情報、これが手に入る反面、偏った情報やエビデンスを持たない情報、これも少なくありません。主権者教育というのは、若者の政治参画とか、単に投票率を上げると、それだけを目的とするだけではなくて、将来の社会を支える若者が自らの頭で考え、情報を取捨選択し、責任ある行動を取る力、これを育むことができるように、ネットリテラシーを含む実践的で効果的な主権者教育の推進を強く求めて、この質問を終わりたいというふうに思います。

今日もお昼を過ぎて、皆さん、おなかがすかれたと思うので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

嶋議長 以上で大友栄二議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午後0時23分 休憩

—————→…←—————

午後1時40分 再開

大友副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。戸高賢史議員。

[戸高議員登壇] (拍手)

戸高議員 皆さん、こんにちは。公明党の戸高です。このたび、大分佐賀関大規模火災から2週間が経過いたしました。この火災でお亡くなりになられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

また、発災直後より御支援いただいた全ての方々に感謝申し上げます。

我々も先週から今週にかけて、県内8か所で行った被災者救援の会の募金活動に参加しました。本当に多くの方に御協力いただきました。高校生の方、自分の小遣いから募金箱に入れていただく姿もありました。全県で心温まる支援の輪が広がっていることに感謝申し上げます。生活再建には本当に長期間にわたる支援が必要であるというふうに思っております。寄り添いながら、今後もどうか力強い御支援をお願いしたいというふうに思っております。

先般、避難所に伺ったときにも、地元の未来とか地域の未来はどうなるんだろうかと、そういう心配もありました。そういう未来図が描けるために、どうか知事をはじめ執行部の皆さん、力強い御支援を今後ともお願いできればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、今日は9点について質問させていただきます。

在宅医療の推進について、まず伺います。

急速な高齢化により、在宅医療のニーズは年々増加しています。本県では、これまで訪問看護ステーションの新設に対する支援策を続けてきた結果、現在、県内の訪問看護ステーションは231か所と、数では全国でも上位となっています。しかし、小規模な事業所が多く、終末期の方を受け入れることができる24時間対応の機能強化型訪問看護ステーションは少ないといった現状も踏まえ、県では、質の強化へと転換を進めています。

これまでも、この議場において在宅医療、特に重度疾患への在宅対応や看取りなど、何度も議題となりました。9月の定例会では、代表質

問として、新たな地域医療構想について取り上げました。その際、佐藤知事からは、治す医療から、治し、地域で支える医療への転換に向け、病院と在宅医療や介護との連携強化を進めることや、郡市医師会単位における医療・介護従事者による連携会議で、在宅医療供給体制の強化に向けた課題の共有や改善策の協議等行っていることなど、在宅医療を中心とした答弁がありました。また、在宅医療に不可欠な訪問看護の充実に向け、24時間365日体制で対応できる機能強化型訪問看護ステーションを拡充する取組など、県が在宅医療に力を入れて取り組んでいる姿勢を強く感じたところです。

機能強化型訪問看護ステーションへの移行や新規参入は、各事業所にとってハードルも多くあると思いますが、県の支援により少しずつ体制が整っていると伺っています。一方、大分市以外の設置数は少なく、未設置の医療圏も残るなど、地域間格差の是正も課題があると考えます。

そこで、地域間格差の是正に向けた取組を含め、今後の在宅医療の推進についてどのように取り組んでいかれるのか、知事にまず伺います。

〔戸高議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの戸高賢史議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 戸高賢史議員の在宅医療の推進についての質問にお答えいたします。

高齢化の進行に伴い、在宅医療の需要は今後さらなる増加が見込まれております。その基盤である訪問看護の充実が不可欠となっております。

県ではこれまで、訪問看護ステーション新設時の設備整備に対し9件助成するとともに、eラーニングを活用した訪問看護師養成研修を開催して、昨年度までに420人が受講するなど、人材育成にも取り組んでまいりました。その結果、この10年間でステーション数は2.4倍まで増加しており、県全域での提供体制の充実が図られてきたところであります。

他方、看護職員が5人未満の小規模事業所の

割合は66.2%と、全国の53.4%に比べて高く、昼夜を問わない看取り等のニーズに十分応えにくくなっているという課題がございます。このため、看護職員を手厚く配置し、24時間365日、慢性期、終末期の患者や重症の医療的ケア児などに対し、専門性の高いサービスを提供できる機能強化型訪問看護ステーションの設置を促進してきております。

令和5年度から開始しました機能強化型への移行を希望するステーションに既設のステーションからアドバイザーを派遣する取組により、機能強化型ステーションは4年度の6か所から6年度には12か所まで拡大したところであります。

しかしながら、地域によっては必要な人材が十分に確保できず、移行できていないステーションもあり、現在、南部、西部、北部の医療圏では、機能強化型が未設置な状況でございます。

そこで、昨年度から、規模拡大のために新たに看護職員を雇用するステーションに対し、訪問看護の研修期間中の人件費等を助成する制度を設け、これまでに9件活用されるなど、人材確保に対しても支援しているところであります。

こうした取組に加え、今後は、医療圏域ごとにステーションが規模や機能に応じて相互に連携して、医療機関を含めた適切な役割分担を進めることで、全医療圏で機能強化型ステーションが設置されるように後押ししてまいります。

引き続き、県看護協会など様々な関係者と連携しながら、自宅で療養したいという希望に応えられるよう、在宅医療の充実を図ってまいります。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。医療圏ごとにそうした体制をきちっと全域に広げていくというような答弁をいただきました。

確かに、二次医療圏の一般の医療というか、設定をされた二次医療圏自体がもう2040年にはピークになるというような状況も踏まえた上で、また、2040年には、高齢化率が35%に達するという中で、やっぱり在宅のニーズってすごく大事であるというふうに思っており

ます。

ただ、これがしっかりとニーズ調査を行って、地域ごとにやっぱり差があるし、ニーズも違うというふうに思いますので、こうしたニーズをどう捉えて今後の展開につなげていこうとしているのか、ちょっと福祉保健部長、考えをお伺いしたいと思います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

在宅医療のニーズについてです。この訪問診療の利用者については、約9割が75歳以上の方が占めているというような状況がございます。大分県の75歳以上の人口は、これから2030年にかけてピークを迎えるということで、これからも訪問診療のニーズは増えていくということでございます。

県の長期総合計画においても、2022年の訪問診療の受診者数が1万4,600人ほどですけれども、これが2030年には1万7千人ほど、約17%増加するというふうに見込んでおります。また、圏域ごとにも地域医療構想、9年前につくった構想ではありますけれども、東部医療圏や豊肥医療圏が2030年にピークを迎える、あるいは他の医療圏でも2035年にピークを迎えるといったような見込みもございます。

来年度、また医療計画中間見直しの年になりますし、新たな地域医療構想の見直し作業も徐々に本格化していくというようなこともございますので、そういった見直しの機会を捉えて、今後の将来的なニーズも分析、あるいはしっかり情報発信をしていきたいと思っております。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。しっかりと捉えていただきたいと思います。

加えて、診療科ごとの課題っていうのもあると思います。そういったことも加味して、しっかりと体制をつくるよう、医療と介護の連携、しっかり進めていただきたいと思います。

次に、予防医療についてであります。

日本人の1人当たりの生涯医療費が2,755万円との推計がありますが、そのうち65歳

以上の医療費は1,550万円と大きな割合を占めています。そこで、健康寿命の延伸や医療費の抑制には、予防医療が重要であると考えます。発症を予防する、若しくは発症しても早期発見して早期治療へとつなげていくことで重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につなげることができます。中でも、生活習慣病予防には、栄養、運動、睡眠など生活習慣の改善や、健康診断、歯科健診、がん検診などの推進が特に重要です。

我が党では、これまで予防医療を推進してきましたが、その強力な推進により、2006年にはがん対策基本法が制定され、2020年までの15年間で、75歳未満のがん死亡率は25%減少してきたところですよ。ピロリ菌除菌治療の保険適用拡大では、胃がんで亡くなる方が年間5万人から3万8千人へと大幅に減少しました。また、乳がん、子宮頸がんの検診では、検診無料クーポンの配布や受診勧奨の取組により、乳がん検診率は2007年の24.7%から2022年には47.4%へ、また、子宮頸がん検診率は、同じく24.5%から43.6%へと上昇しました。予防医療を強化することで、2030年には1.5兆円の医療費が削減できるとも試算されており、現役世代の負担軽減にもつながります。

また、総務省の就業構造基本調査によると、2022年の介護や看護を理由にした離職の数は10万6千人にも上っています。親の介護が必要になる中高年層、団塊の世代が後期高齢者となり、介護離職者数は高止まりの傾向が続いています。働き手世代の大量離職は、労働力不足にも直結するため、社会全体に与える影響も深刻です。介護離職による経済的損失は、2030年には9.1兆円にも上ると試算があります。

今、日本では、高齢化に伴う社会保障費の増大により、国民の負担感も高まっています。医療へのアクセスを抑えて、社会保障費を減額させるといった議論がなされていますが、予防医療によって健康な人を増やすことで、費用を削減し、保険料を抑制する取組の重要度が増していると感じます。

本県でも予防医療について様々な取組がなされていますが、その重要性和これまでの取組の成果を踏まえ、今後の予防医療の推進にどう取り組むのか伺います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

健康寿命日本一を目指す本県の健康増進計画では、生活習慣病の発症予防と重症化予防が何よりも重要と考えており、食や運動、心の健康など七つの分野の取組を進めております。

このうち、栄養・食生活の分野では、うま塩もっと野菜プロジェクトにより、減塩や野菜摂取を勧めるメニューを提供する店舗を575か所まで拡大させたところでございます。

運動の分野では、「あるとっく」をリニューアルいたしまして、生活習慣の記録機能の追加や情報のプッシュ型配信で利用促進を図り、歩数を競う職場対抗戦には、過去最多の6,300人以上が参加いただきました。

また、生活習慣病の発症予防に重要な特定健診の受診率は、平成20年度の41.4%から令和5年度の60.0%へと大きく上昇しております。トリプル健診キャンペーンやSNS等での普及啓発により、さらなる向上を図ってまいります。

加えまして、糖尿病性腎症の重症化予防については、大分大学や県医師会と連携して診療ガイドを作成し、地域での早期介入が進んだところでございますが、その結果、新規の透析導入患者数は、平成28年の181人が令和5年は148人まで減少したところでございます。

今後ともこうした取組を通じまして、関係機関と連携しながら、生活習慣病の発症予防と重症化予防に力を入れてまいります。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。未然に防ぐという一次予防、そして早期発見という二次予防、そして重症化を防ぐという三次予防、この段階に分けられると思いますが、それにも、その前にゼロ次予防ということで、健康的な生活を送れる環境整備ということで四つの立て分けがあらうと思います。県とか市町村がやって

いるのは、このゼロ次から一次の取組ということであらうと思いますので、このゼロから一次の取組って、すごく結果として見えにくいという部分があるかと思います。そういう意味では、しっかりと粘り強く、今後も取組を進めていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、睡眠障害についてであります。

予防医療の普及に向けては、目的や取組内容を周知していくことが重要です。我が党においては、中でも生活習慣病のリスクを高める不眠症や睡眠時無呼吸症候群といった睡眠障害に悩む人への支援も進めてきました。

健康づくりの基本は、よく寝て、よく食べて、よく運動するです。食事の量や栄養に気をつけたり、運動に意識して取り組む人は多い一方、睡眠の質や量に関心を持つ人はまだまだ少ないと感じます。OECDの2021年のデータによると、日本人の平均睡眠時間は7時間22分で、調査対象の33か国では最下位となっております。睡眠時間は全ての年代で足りておらず、国の調査でも睡眠で休養が十分に取れている人の割合は減少傾向となっております。また、アメリカのシンクタンクの試算によると、睡眠不足による生産性の低下や産業事故の発生などで、試算当時のレートでは、年間約15兆円の経済損失が日本国内で発生しているとの報告もあります。

寝不足が慢性化すると、肥満、高血圧、2型糖尿病、心疾患、脳血管障害の発症リスクの上昇や、症状の悪化に関連し死亡率の上昇にも関与することが明らかとなっております。また、鬱病などの精神疾患においても発症当初から睡眠の問題が出現し、再燃、再発のリスクを高め、質、量ともに十分な睡眠を確保することにより、心身の健康を保持し、生活の質を高めていくことは極めて重要です。

厚生労働省は2023年にこれまでの睡眠指針を改定し、健康づくりのための睡眠ガイドラインをまとめました。その中で、こども、成人、高齢者へ向けた良質な睡眠を取るために推奨される取組が示されています。

こどもの健やかな発達、成長を促すとともに、現役世代の健康維持や生産性アップに貢献し、高齢者の健康寿命の延伸につなげるためには良質な睡眠の確保に向けた機運を高め、睡眠の多面的な重要性を周知する必要があると考えます。

また、睡眠障害は、診療科が精神科や呼吸器内科、耳鼻咽喉科などにまたがって受診先が分かりにくいとの指摘があります。迅速に適切な医療へアクセスできるような取組が必要であります。良質な睡眠確保に関する取組を含め、睡眠障害への対応について、福祉保健部長に伺います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

令和4年に実施いたしました県民健康づくり実態調査では、睡眠で十分な休養が取れていると回答した県民は77.3%であり、県の目標値であります80%を下回っております。このため、県では、正しい知識の普及啓発や相談支援の充実に努めているところです。

普及啓発では、当事者やその家族向けのリーフレットのほか、専門職向けの相談・指導の手引を作成、配布しており、ホームページにも掲載しております。

また、健康アプリ「あるとつく」では、6時間以上の睡眠が取れたかどうかを記録できるようにいたしましたほか、睡眠に関するコラムを今年度、既に2回配信しております。

さらに、企業向けのメンタルヘルス出前講座などにおいて、公認心理師等が睡眠の重要性を伝えているところです。

相談支援については、各保健所やこころとからだの相談支援センターで受け付けており、センターでは、今年度これまで147件、不眠関連の相談に応じ、必要に応じて医療機関につないでおります。

今後も引き続き、良質な睡眠を確保するための普及啓発や相談支援体制の充実に図ってまいります。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。

佐藤知事はよく眠れていますでしょうか。答

弁はいりません。

現在、厚生労働省の審議会で、睡眠障害内科、それと睡眠障害精神科っていう、新たな診療科を追加する検討がなされていると聞いております。来年3月頃に議論をまとめるとしておりますけれども、新しい診療科の標榜というのは18年ぶりということで、こうした機会を捉えて良質な睡眠の確保、県としても取り組んでいただきたいと思います。

次に、障がい者のeスポーツの推進についてであります。

昨今、eスポーツは単なる娯楽の枠を超え、共生社会実現のためのツールとしても可能性が高まっています。中でも、障がいのある方々を対象としたeスポーツの取組は、身体的制約を超えて参加できる特性を持ち、自己表現や自信の醸成、コミュニケーション能力の育成、さらには就労、社会参加への道を開く非常に有効な手段となります。

こうした中、徐々にその取組は広がりを見せており、一般社団法人日本eスポーツ協会では、障がいを持つ方の社会参加支援を目的に、啓発動画や体の不自由な方向けeスポーツイベント運営マニュアルを公表しています。また、全国的な活用事例としては、障害者手帳を持つ方も参加できるeスポーツ大会を通じ、能力の見える化と就労支援につなげている企業もあります。さらに、民間事業者が福祉施設の従事者を対象としたeスポーツにおける障がい者の社会参加の意識調査によれば、障がい者のeスポーツへの社会参加に賛同すると回答したと方は83%に上っています。同じく、学校教員を対象とした調査でも、障がい者のeスポーツによる社会参加に賛成する割合は極めて高く、社会参加の機会として非常に高い期待を持っていることが分かります。

東京都では、本年度、eスポーツ機器を障がい者福祉施設に貸し出す施策を実施しています。この施策により、静電式スイッチや大型ボタンなど、使いやすいコントローラーを活用でき、施設間のオンライン交流や体験を通じて、参画の裾野が広がっているということでもあります。

他方、本県においては、別府市の社会福祉法人太陽の家にeスポーツ施設が設置され、12月13日には創立60周年記念事業としてeスポーツフェスティバルが開催される予定であると伺っています。

このように、民間企業や社会福祉法人、地域の現場において、着実に取組は進められています。大分県としても障がい者のeスポーツについて積極的に推進していただきたいと考えますが、これまでの取組を含め、今後どのように普及していくのか、福祉保健部長の見解を伺います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

eスポーツは、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず参加できるインクルーシブスポーツとして近年注目を集めており、障がい者の社会参加の機会創出が期待できるものと認識しております。このため、県の指定管理施設であります身体障害者福祉センターあすぴあでは、令和3年度からeスポーツ教室やドローンサッカー体験会等を実施しております。昨年度は24回開催し、健常者も含め、延べ906名が参加するなど、年々規模を拡大してきております。

あわせて、障がい者施設的环境づくりも大切です。まず、施設職員に対しましては、新たに県知的障害者施設協議会が研修会をこの8月に開催し、eスポーツ活用の機運を高めたところです。また、県でもeスポーツを通してITスキルを取得することで一般就労を目指す事業所の設備整備等を支援しており、昨年度助成した事業所では、利用者の大幅増につながるなど、着実に成果が上がっているところでございます。

今後は、こうした取組に加え、あすぴあにおいてeスポーツ大会の開催等にも取り組みたいと考えており、引き続き、関係機関と連携しながらeスポーツの普及に努め、障がい者の社会参加を促してまいります。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 eスポーツ大会の取組も積極的に行っていきたいという答弁をいただきました。ありがとうございます。

福祉保健部が所管する障がい者スポーツの中のeスポーツという立てつけなのかなというふうには思いますけれども、各部局とも連携してお願いしたいというふうに思っております。

観光産業の成長産業化について伺います。

観光は、地域経済を力強く牽引する成長産業であると同時に、人々の価値観や文化、心の豊かさをつなぐ重要な社会の資源でもあります。本県は、温泉資源をはじめ、誇るべき自然や食、文化、スポーツなどのコンテンツを有しており、そのポテンシャルは極めて高いと思います。

近年、観光は単なる消費ではなく、地域の文化、自然、暮らしに触れ、共感と感動を通じて価値を創造する産業へと変化してきました。それは、地域の人材育成や産業連携、国際交流、移住や関係人口、ウェルビーイング向上など、多くの分野にその効果を波及させる、県民にとって地域を豊かにする戦略分野であります。観光産業は今後も拡大し、旅行需要の大幅な増加が見込まれています。そこで、本県においても市場動向を的確に捉え、滞在価値の向上や高付加価値型観光の実現など、地域経済への波及効果を最大化する取組を加速する重要性を感じています。

そのためにテーマ性、体験、IT活用による稼ぐ観光のモデル化のほか、文化、食、自然、スポーツといった地域資源の磨き上げ、国内外への情報発信とターゲット別の戦略的プロモーション、農林水産、福祉、教育など産業を横断した連携施策などを効果的に推進する必要があります。

さきに触れたとおり、観光分野は経済波及効果はもとより、地域の誇りやアイデンティティを醸成し、文化の継承も図りながら、国際感覚や健康と心の豊かさを育む領域であります。県として未来を見据えた成長産業として、今後の展開を推し進めていく必要があります。

地域の享受する効果を最大化するためにも、観光産業の成長産業化に向けどう取り組むのか、知事の見解を伺います。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 観光産業の成長産業化でございます。

観光産業、旅行者のニーズが多様化してきております。そのような旅行者の消費の拡大を通じまして、地域経済へ大きな波及効果をもたらします。本県にとりましても重要な成長産業となるというふうに考えております。

県では、観光によりまして地域を活性化するために、関連事業者、そして地域も一体となりまして、第5期のツーリズム戦略に示します二つの推進指針を軸としまして施策を進めているところでございます。

一つ目は、住んでよし、訪れてよしの経済・環境・社会における持続可能な観光地域づくりということでございます。地域の暮らし、文化、そして自然環境など、県内各地に存在します多様な魅力ある地域資源を活用しながら、旅行者を心地よくお迎えできる地域づくりを進めているところであります。さらに、それを磨き上げて、そこでしか体験できない、大分ならではの付加価値コンテンツの造成を支援することで、地域にもたらしめ経済効果をより一層高めてまいります。

また、観光は関連する分野が多岐にわたります。裾野が広い産業と言われております。各分野との連携ということで、食文化体験を通じた農林水産業の振興でございますとか、温泉資源を活用した旅行者の健康増進でありますとか、教育旅行を通じた学びの深化など、様々な分野との相乗効果を図ってまいります。

二つ目は、データマーケティングに基づく施策の展開ということでございます。市場動向を的確に把握して、各種データに基づいて、また、旅行形態等に応じたきめ細かいターゲティングを行って、現在、観光関連データを可視化、分析するためのツールを整備中でございます。これによりまして、観光関連事業者などがいつでもデータにアクセス、活用できる環境を創出し、また、勘や経験だけではなく、エビデンスに基づいた施策展開を後押しいたします。これによりまして、多様化する観光ニーズに対応した柔軟で戦略的な誘客を図って進めてまいりたいというふうに考えております。

これらによりまして、住民の皆さんも地域に

誇りと愛着が持てる環境をさらに磨き上げていく中で、旅行者が繰り返し訪れたいという仕組みを構築しまして、観光産業の成長産業化をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

今後、経済、環境、社会の好循環による持続可能な観光地域づくりを進めるために、おんせん県おおいたのさらなる発展を目指してまいります。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 知事、答弁ありがとうございました。

観光にはK P Iというのはすごく大事であろうと思いますし、特に大分県の観光については、外国人の旅行客であるとか消費額といったことがあると思いますけれども、要は、何ていうんですかね、ウェルビーイング指数っていうか、地域波及内指数っていうか、そういうこともバランスよくやることによって、持続可能な地域で観光の形が作られていくのではないかなというふうに思いますので、今後の検討も含めて考え方に入れていただきたいと思いません。

あと、ちょっとデジタルコンテンツの発信の件ですけれども、UGC（ユーザー生成コンテンツ）型の活用というか、要するに、それぞれがそれぞれの大分県の発信をいろんなところでやっていただいている。そういったことがちょっと増えてきておりますので、そうした活用もこれからしっかり取組を、どういうふうな効果的な拡大ができているのか、拡散ができているのか、そういうことも視野に入れて取り組んでいただきたいと思っております。質問はしません。

県内スポーツの施設の活用について伺います。

県が保有、管理するクラサドーム大分や別大興産スタジアムなど大型のスポーツ施設は、県民スポーツや地域大会の場として重要であるのみならず、プロスポーツの公式戦や大規模大会の開催、さらには、合宿誘致や交流人口の創出など、県経済活性化や文化振興のキーとなる資産であると考えます。

9月の定例会において、古手川県議の質問に

対する答弁であったとおり、現在、県は年明けを目途に、他県の先進事例や県内施設の利用状況等の調査をまとめ、今後のスポーツ施設の在り方を検討する方針を示していますが、この機会を捉え、単なる公共施設運営から高度な利活用戦略を持った成長ドライバーへと転換すべきと考えます。

御承知のとおり、九州内には民間資本を活用した大型複合施設としてのスタジアム・アリーナ事業の事例もあります。今後のスポーツ施設の運営や整備など、その在り方を考える上で施設の利用ニーズや集客力など詳細に調査し、その施設にとって最適なスポーツなど誘致を行っていく必要があると考えます。

そこで、今回は、県内スポーツ施設の中でもクラサドーム大分と別大興産スタジアムについてお尋ねします。

まず、現在の利用状況について、どのように分析しているのかお伺いします。

また、その利用状況を踏まえた上で、これらの施設を活用したプロスポーツや国際大会、テストマッチ、大型イベントなどの戦略的な誘致方針を体系的に整理し、さらなる活用に取り組んでいただきたいと考えますが、企画振興部長、どうか答弁をお願いします。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

クラサドーム大分は、トリニータのホームスタジアムとして1試合平均で約1万人の観客が訪れておりますほか、この夏にはスタジアムライブの開催によりまして2日間で8万人を集客するなど、県内の交流人口の増大や地域の活性化にとって欠かせない施設となっております。

一方、こちら県民の利用率は高い別大興産スタジアムについては、施設の老朽化や設備の不足等によりまして、興行サイドからの要請に十分に応えられず、平成20年以降、プロ野球1軍の公式戦の開催から遠ざかっているという状況でございます。

県では、現在、さきほども御紹介いただきましたが、民間大手コンサルと協力しまして、この両施設を含む県内スポーツの施設の利用状況

や、それから全国の先進事例等について調査を進めており、年明けを目途に結果を得る予定でございます。

また、先月の知事と市町村長との意見交換の場がございましたけれども、ここで市町村長の皆さん方からは、集客力のあるスポーツイベントや大規模コンサートなどの拠点整備、これは県が行いまして、住民の方々が生近に利用するような施設は市町村が整備するというような、各々の役割分担が大切ではないかという提案もなされたところでございます。

議員御指摘の戦略的な誘致方針の策定も、このスポーツ施設の在り方を検討する上でこれはもう必要と、必須となりますので、今後、県民の方々や市町村、さらには指定管理者の皆様方、関係者と共に議論を進めてまいりたいと考えております。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 答弁ありがとうございました。

別大興産スタジアムの利用状況を見てみると、本当に非常にタイトなんですね。年間稼働率、午前中で7割ぐらい確保されているということで、そして、ニーズも大きいと。大体11月頃になると私のところへ電話とかメールが来るんですよね。来年のプロ野球の年間のスケジュールが出る頃に、また大分もやられませんかという話で、それはいろいろ理由が、これもここで議論があったとおりでありますけれども、そういう意味では施設改修も含めてしっかりと活用を検討していただきたいというふうに思っていますし、この戦略的誘致を行うには、やっぱり長期的なスパンが必要になるというふうに思っております。

ナショナルチームがやっぱり集客とか、すごく誘客も含めて見込まれるんですが、年間スケジュールってやっぱりすごく限られているということで、例えばラグビーであると、ネーションズチャンピオンシップとかいうのに日本が参加するようになったんで、来年は恐らくもういつものテストマッチシーズンというのはそこに取られていくのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、長期的なスパンでしっかりとした誘致の体制と、そしてその基盤に基づいた財政措置、予算措置も必要になってくるといふふうに思っておりますので、是非その体制整備のために力を貸していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に、県の広報・広聴の在り方についてであります。

県政運営において、県民への確実な情報伝達と困り事に対する相談支援体制の充実、行政への信頼を確保し、県民満足度を高める上で大変重要な課題です。

現在、ホームページや印刷物、SNSなど媒体が多様化している一方、情報提供手段の整理や導線設計が受け手側の個々の方々にとっては最適化されておらず、使える情報として届いていない面もあるのではないかと考えます。県民目線で行政サービスを設計するユーザー中心の行政広報、いわゆるUXの向上が求められているのではないのでしょうか。

他方、県にとって県民の声を受け止める広聴窓口も課題があります。県では、福祉、教育、子育て、医療、労働、環境、防災、移住・定住など、多岐にわたる分野で相談窓口が設置されています。こうしたサービスの提供体制が縦割りであるがゆえに、どこに相談すればよいか分からない、複数窓口で電話したといった声が聞かれることもあります。さらに、これからはAIチャットによる自動ナビゲーションなど、県民が最短で適切な窓口へアクセスできる工夫も必要かと思えます。

県の広報の基本的な方針として、各部局が発信する情報を全体として一貫性を持って整理、統合し、県民に正確、迅速、分かりやすく届けるための広報戦略が必要であると考えます。

また、相談窓口が多岐にわたる現状を踏まえ、利用者のライフステージやニーズを軸とした情報整理等を行い、相談窓口の一元化や可視化を図るデジタル版ワンストップ総合相談アプリの作成など、今後検討すべきではないかと思えます。

こうしたことを踏まえ、行政側の組織構造を前提とする情報提供、相談窓口から、県民の視点、行動ラインに寄り添う広報・広聴体系へと、その在り方の転換を図るべきと考えますが、見解を伺います。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

近年、情報のデジタル化が加速する中で、県ではSNS等での広報を強化する一方で、パソコンやスマートフォン等の使用にどちらかというとな慣れな方々には、テレビや広報誌等も活用しながら、県民各々の状況に応じた情報発信に努めているところでございます。

また、今、年間約1,200件に上る県政に対する御相談、それから御意見等については、着実に担当課に引き継ぎまして、必要に応じて回答を作成したり、あるいは迅速な対応に直接つなげているというところでございます。

加えて、今、一日で見ますと6万件を超えて閲覧されております県のホームページでございますけれども、極力新着情報、注目情報などはトップページに集約したり、それから、視覚障がい者向けの読み上げ機能の充実も盛り込んでおり、利便性の向上も随時図っているところでございます。

一方で、県政全般を扱っておりますホームページの情報はおのずと多岐にわたりまして、それからまた日々更新、蓄積をされていくというようなことで、利用者の皆さんから見れば必要な情報になかなか的確にアクセスできない、アクセスしづらいという声もいただくことがございます。そのため、現在、生成AIを活用した、これは九州初の自動応答システムというものを年明けの2月から導入することとしておりまして、これが導入されますと、県民が求める情報へのアクセスは飛躍的に改善される見込みとなっております。

今後もデジタルのさらなる活用も検討しながら、県民の利便性が向上するよう、効果的な広報・広聴に取り組んでまいります。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 飛躍的に利便性が高まるという、そ

う言っていましたが、楽しみにしております。

次に、防災人材の育成について伺います。

災害の被害を最小限にするための予防措置や災害発生時の対応、復旧に関する知識、スキルを持つ防災人材は、地域社会の安全を確保するために重要な役割を果たしています。

本県における防災人材の育成については、地域の自主防災組織の活性化や自治会ごとに防災知識を備えた人材を育成するため、これまでも女性も含む防災士を養成するとともに、スキルアップ研修も行うなど、地域の防災力向上に資する取組を進めてきました。また、高校生防災リーダー校を指定し、大分大学とも連携するなど、若い世代の防災意識向上にも力を入れています。中津市では、小学校4年生から6年生の児童を対象としたジュニア防災リーダーの養成など、将来の安全と安心に役立つ人材の育成も行われています。

先日、東京都荒川区を訪ねました。中学校防災部の活動について伺いましたけれども、荒川区は地盤が弱いとされており、地震に関する地域危険度測定調査では、その25%が最大ランクの危険度5となっています。区内には区立中学校が10校ありますが、10年前の2015年に全ての学校に防災部が創設されています。各校30人程度、区内全域で合計300人の生徒が防災部に入部している状況です。きっかけは、東日本大震災の際、中学生や高校生が後方支援として重要な役割を果たしたことから、南千住第二中学校がレスキュー部を創設し、それが区としての取組に広がったことによるものです。防災対策会議や釜石市の被災地訪問、ジュニア防災検定の受検、小型で軽量な可搬消防ポンプ等の災害機器の操作訓練などが行われています。中でも、大事な取組だと感じたのは、地元消防団との連携です。一緒に活動し、消防団や自主防災組織の活動も知ることで、卒業後も地域への関心を持ち続け、将来的には消防団への参加など地域活動の担い手として活躍を視野に取組を進めているとのことでありました。

このような将来の地域防災の担い手の育成により、その人材が主体的に地域に関わるきっか

けをつくっていくことも大事だと思います。

そこで、県内自治体が行うジュニア防災リーダーの養成などの取組も含め、県として防災人材の育成にどのように取り組んでいくのか、防災局長に伺います。

大友副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えいたします。

頻発、激甚化する風水害や、今回の佐賀県のような大規模火災への対応には、地域における防災人材の育成が重要であり、高齢化が進展する中では、消防団や自主防災組織への若い世代の参画促進が喫緊の課題となっております。

別府市など12の市町村では、小学生を中心とした少年消防クラブを結成しており、7月にはメンバー56名が県消防学校でのホースを使った放水訓練や地震体験をするなど、消防活動や災害に対する理解を深めました。

また、県では、今年度から高校生防災リーダーを養成する六つの高校と地域の消防団が連携し、体験型の防災教育を行っています。例えば、別府鶴見丘高校の生徒が消防団の詰所を訪問し、消防団の成り立ちや消防ポンプ車の仕組みに関する説明を受け、地域に根差した防災活動の重要性を学びました。大分鶴崎高校では、地元の小学生と一緒に段ボールを使った簡易トイレを製作したり、消防団による天ぷら油の発火実験で火の恐ろしさを体感するなど、防災意識を高めたところ です。

今後は、こうした取組を土台に、高校生防災士の養成へと発展させ、若い世代における防災人材の育成をさらに進めてまいります。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。こういう荒川区のような取組がいいかどうか分かりませんが、やっぱりその関わりっていうのはすごく大事だというふうに思います。実際に生徒が社会人となってもう10年たって戻ってきて、地元の消防団として参画をして活動しているっていうような事例がちょこちょこ出てきているということもすごく大事な取組であるかなというふうに思っておりますので、防災意識という、部ですから、意識を持ってやっぱり取り

組むんで、社会に出てもその意識がやっぱり残っているということ、すごく大事な取組であるというふうに思っております。しっかり進めていただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、道路管理者による占用物件の維持管理の適正化についてであります。

近年、全国では、道路陥没などインフラの老朽化に伴う事故事例が発生しています。特に、地下に埋設された下水道管や通信ケーブル、ガス管などの老朽化が要因となっているケースも報告されており、道路の地下埋設物の点検や計画的な修繕は重要です。

埼玉県八潮市における下水道管の破損に起因する道路陥没事故を受け、国では、道路メンテナンス会議の下部組織として地下占用物連絡会議を設置し、道路管理者と地下占用事業者の点検結果や情報共有を開始しました。

さらに、今年7月の道路法施行規則の一部改正により、占有者が点検結果を道路管理者へ報告する旨の規定が設けられるとともに、報告を受けた点検結果等を道路メンテナンス年報に公表されるということになりました。あわせて、地下埋設物情報のデジタル化、一元化が進められ、地下空間情報プラットフォームの整備が国の政策方向として示されております。

本県においても、平成26年に大分県道路メンテナンス会議を設置し、地下占用物の連絡会議も開催されています。安全な道路インフラの確保と県民生活の安心に直結する本テーマは大変重要であると考えます。

今後も、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進む中、メンテナンスに係る人材や予算、技術支援など、様々な課題がある中で、ICTやAIを活用した点検の効率化や精度の向上に取り組み、計画的な予防保全を進める必要があります。そこで、道路の地下空間情報の把握も含め、道路管理者による占用物件の維持管理の適正化についてどのように取り組むのか、土木建築部長、お願いします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

県では、管理する道路のパトロールにおいて路面のひび割れや陥没などの調査を行い、異常箇所の早期発見と対応に努めています。

これまで県内で地下占用物が原因の道路陥没は発生しておりませんが、今後も老朽化が加速する中で、地下占有者と道路管理者双方が緊密な連携の下、先端技術等を活用し、適切な維持管理を行うことが重要と認識しております。

下水道では、埼玉県での陥没事故を契機に国が下水道管内部のさらなる見える化を掲げ、メンテナンス技術の高度化やデータベース化を進めており、県内でも管路点検用の水中ドローン等を活用した効率的な点検を実施しているところでございます。道路管理においても、今年度から緊急輸送道路などにおいて、高解像度カメラで撮影した路面の状態をAIで解析しており、異常の検出など調査精度の向上に取り組んでいるところでございます。

これらの結果を管理者間で共有し、相互に補完することで、事故を未然に防止いたします。

なお、道路地下空間情報を一元化するシステムについては、来年度から国において検討予定であり、その動向を注視してまいります。

今後も地下占有者と連携を強化し、安全で安心な道路の維持管理に尽力してまいります。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございました。

地下空間プラットフォームについては来年度からということでもありますけれども、やっぱり基礎情報っちゅうのはちょっと整理して、情報収集して整えておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、今回の地下占用物連絡会議ですか、下部組織とかいっていますけれども、基本的には今までやっていた大分県道路メンテナンス会議のメンバーと同メンバーということによりしいかというふうに思っていますが、ここで議論された計画っていうのはどういうふうに生かされてきているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

まず、道路メンテナンス会議というのは、施設管理者の代表として国、県、各市町村の施設管理者が集まって会議を持って情報共有するところでございます。

その下、地下占用物の連絡会議のメンバーとしましては、やはり地下占用物の管理者ということになりますので、各市町村の上下水道の管理者が中心となって、それに国、県が入って、情報共有をしているというところでございます。

基本的には、さきほどお話もありましたように、法律改正で地下占用物の安全性について報告義務があるようになっておりますので、そういった情報を共有し合うことになっております。

ただ、この会議だけではなくて、やはりこういった事故を未然に防ぐためには、日頃から連携を取って、やはり点検期間とかそういったところでずれもございません。適切な時期に適切な情報を共有していくということが重要だというふうに考えております。

今後もしっかりそういった会議等を通じて取り組んでまいりたいと思います。

大友副議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。地下がやっぱり見える化して、予防保全にも最適な対応ができる、そんなシステムが構築されればいなというふうには思っております。

これで終わります。大変ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で戸高賢史議員の質問及び答弁は終わりました。首藤健二郎議員。

〔首藤議員登壇〕（拍手）

首藤議員 8番、自由民主党、首藤健二郎、ただいまから一般質問を行います。本日の一般質問において、この機会を与えていただいた先輩、そして同僚議員の皆様、ありがとうございます。そして、特に、今回は特別な御配慮もいただきました。ありがとうございます。しっかり務めてまいります。

そして、本日、傍聴にお越しいただきました、私にとりましては非常にたくさんの傍聴の方にお越しいただきました。ありがとうございます。

（拍手）励みになります。心を込めて行います。

まず初めに、大分市佐賀関の大規模火災における被災者支援について伺います。

先月18日、私の自宅からも程近い佐賀関の中心部が大規模火災に見舞われ、誠に残念なことに1名の方がお亡くなりになるとともに、182棟と多くの建物が延焼しました。犠牲となられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対し心からお見舞い申し上げます。

あまりにも大きな被害となった今回の火災では、古い木造住宅などが密集する市街地であったことが被害の拡大につながったと言われております。近年、同様の大規模火災は多く発生しており、147棟を焼損した2016年の新潟県糸魚川における火災、2022年に北九州市小倉北区の旦過市場一帯を焼いた火災もやはり古い木造建築物が立ち並んでいたとされております。

先月24日、自民党の災害対策特別委員長を務める古賀篤衆議院議員が現地を訪れ、被災の現状把握や被災者の今後に心を砕かれておりました。その際、県選出の国会議員のほか、私も同行し、規制エリアの中を初めて目の当たりにいたしました。広範囲に及ぶ景色に愕然とするほかありませんでした。

その時点での一番の悩みは、自然災害に認定されるかどうかでした。翌日には、その自然災害に認定され、迅速に声を届けることの重要性を実感した次第でございます。

被災した方々におかれましては、住み慣れた我が家を焼失し、日常が一変してしまった状況の中で、今はまだ気持ちの整理すらつかない方も多いことと思っております。県としてもしっかりと被災した方々を支えていただきたいと思います。

他方、住宅の再建をはじめ、被災者が日常生活を取り戻せるようになるには非常に時間がかかることが予想されます。これから寒さの厳しくなる季節を迎える中、感染症への対策も必要になるでしょう。長期間に及ぶ避難生活は、心身ともに被災者の疲弊を招き、ともすると、災

害関連死といった事態にもつながりかねません。

被災者の生活は、避難所から二次避難先へと次第に移っていくところであり、申請が始まったようですが、被災者は高齢者が多く、中には健康に課題を抱える方も少なくありません。

そこで、長期間に及ぶ避難生活の中、被災者への支援にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

以下、対面席で行います。

〔首藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの首藤健二郎議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 首藤健二郎議員の大分市佐賀関の大規模火災における被災者支援についての御質問にお答え申し上げます。

まずは、このような大規模火災にもかかわらず、奇跡的に犠牲者がお一人、最小限にとどまったことについては、日頃から地域の方々が築いてきた絆と迅速な避難行動、そして互いに助け合う共助の精神のたまものであるというふう感じております。

今回の火災は、全焼家屋が多数に上ることから、住民の方々がふだんの生活を取り戻すためにはかなりの時間を要するのではないかというふう感じております。

先週、私は鳴県会議長と共に首相官邸を訪れまして、高市総理に対しまして、生活再建等に向けた支援を要請いたしました。総理からは、精一杯の支援をしたい。今は避難されている方々の健康管理が最優先であり、何でも言ってほしいという力強い温かいお言葉をいただいたところであります。

幸いにも、被災者生活再建支援法の早期適用、災害救助法の弾力的運用、災害廃棄物処理への補助等の支援策が次々と国から示されまして、着のみ着のまま避難された方もたくさんおられましたけれども、財産を失った被災者が早期に生活再建を進める大きな後押しとなったところでございます。

発災翌日から、県、市、社協、そして県内外のNPO団体等で構成される災害マネジメント

連絡会議も開催されまして、避難所環境のさらなる改善、仮住まい等への移行後の見守り方法など、切れ目のない支援に向けた議論も重ねてきているところでございます。

現在、避難所の環境整備自身はおおむね整っていると考えておりますけれども、地域の高齢化率が7割を超え、平均年齢も67歳でございます。このような方々の体調にも不安があります。県内でインフルエンザの感染者も増加する中で、避難所においてもインフルエンザが発生いたしました。健康管理が一層重要となっております。薬剤師会でございますとか看護師会、そして医師会なども現地に入って対応いただいておりますし、また、県でも医療、保健、福祉の専門職チームを派遣しまして、きめ細かな支援を行っているところでございます。

長期間に及ぶ避難生活は、議員が御指摘いただきましたとおり、災害関連死といった事態にもつながりかねません。市が実施をしました避難者への仮住まい等の意向調査も踏まえながら、少しでも快適な住環境の提供に向けまして、引き続き支援をしてまいりたいというふう考えております。

今後は、被災者の生活再建のフェーズに移ってきております。先週28日に市、国などと連携して対応を図るために、大分県庁の中に大分県佐賀関被災者生活再建支援本部を立ち上げました。県としましては、被災された方々一人一人の状況、あるいは心情に寄り添いながら、段階に応じた生活再建と復旧復興に向けて、大分市と共にスピード感を持って取り組んでまいりたいというふう考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。ありがとうございます。本当に細部にわたりきめ細やかな対策を考えられているということで、よろしくお願いたします。

さきほども寒さにも触れましたけれども、年を越えるということも考えられます。やっぱり新年をどこで迎えるかとか、あるいはどういった気持ちで迎えるかということもありますので、その辺のお気持ちに沿った取組を是非していた

だきたいと思います。

一度火災が起こりますと延焼を止めることは難しく、その被害からの復旧はさらに困難を極めます。特に、住宅を復旧するには多大な負担が伴います。今回の佐賀関の火災では、区内は高齢者が多いと伺います。こうした住民が再び区内に自宅を再建するには、多大な困難が伴うのではないのでしょうか。県としてどのように住宅再建を後押ししていくのか、防災局長にお伺いします。

大友副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えいたします。

まず、県としてやるべきことなんですけれども、被災者生活再建支援法を適用したことによりまして、最大300万円支給されるということになりますけれども、まずこの手続の迅速化を図りまして、住民への早期支給というのを実現させたいというふうに考えております。

住宅再建については、昨日、大分市が主催しました第2回の住民説明会や過去のアンケート調査でもいろんな意見がございます。例えば、集団で住める住宅を建ててほしいですとか、反対に、一人ででも地元に戻りたい、中には、少数意見でありますけれども、佐賀関には住みたくなかないというような、そういった意見もございます。そういったニーズや意見をしっかり酌み取りながら、先般設置いたしました佐賀関の被災者生活再建支援本部を中心に、住宅再建の検討の主体でございます大分市や、国とも十分に連携しながら、最善の支援策のほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 今、答弁をいただきました。本当にそれぞれ考え方や、今後の暮らしをいろいろ今考えていらっしゃると思いますので、本当にきめ細やかにお願いしたいと思います。

被災者の多くが高齢者である状況の中、住宅の確保も含め、生活再建に大きな不安を抱えているのではないかと思いますので、そうした方々のこれからの日々が少しずつでも落ち着きと希望に向かう歩みとなるよう、県としても全力で支援していただきたいと思います。

その方向ですけれども、やっぱり道しるべとなるような、何かこう未来像が必要だと思うんですね。関崎灯台に象徴されるような、何か一筋の明かりですね、明かりに向かって、よし、じゃあ、これからこの明かりに向かって進むんだというような気持ちになるような、是非支援を考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に参ります。魅力ある大分県づくりについて、まずはUIJターンの促進について伺います。

少子高齢化、人口減少は、現在の日本社会が直面している最も深刻な課題の一つです。将来的には働き手の減少や高齢者の増加が社会全体に大きな負担をかけることが予想されていますが、特に、本県のような地方では、その進行が顕著なのではないのでしょうか。大分市内でもバスの便数が減るなど、公共交通機関は縮小する一方です。タクシーも潤沢にあるとは言えません。中山間地域では、若者がいなくなり、買物や医療など生活を支える機能の維持も困難になっている様子がうかがえます。そして、何より、地域の活力がなくなっていく、さらなる人口減少につながるという悪循環に陥りかねません。

人口減少対策については、以前から何度も伺いしておりますけれども、地域に活力を戻していくための早急な対策として、移住・定住施策に力を入れていくべきと考えます。中でも、UIJターンの促進は重要です。そのためには、一度本県を離れた方をはじめ、多くの方々に本県への愛着を持っていただき、本県で暮らすことに魅力を感じてもらう必要があるのではないのでしょうか。

先日、たまたま大分に帰省していた女性から、大分を変えてください、どうか私も帰ってくるができる大分にしてくださいと訴えかけられました。聞けば、望むような働く場所がないとのこと。さらに、車を所有しないと移動もできないし、ガソリン代も高いとのことでした。もちろん、大分県内にも数多くの企業は存在しますし、車が不要な都市部とは違った生活上の利点も多くあるはず。しかし、この女

性にとって、そうした本県の魅力は感じられていないのではないのでしょうか。

U I J ターンの促進策として様々な補助金などの取組はあります。こうした取組が移住のきっかけや動機になることは重々承知しておりますけれども、一方で、補助金がなくなれば移住しなくなりかねない応急措置でもあります。根本的な解決を図るには、やはり大分県に帰りたい、暮らしたいと思えるような環境づくりこそが重要なのではないのでしょうか。

そこで、地域の活力を取り戻していくため、今後、どのようにU I J ターンの促進に取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 U I J ターンの促進についてでございます。

本県人口の社会増減、10代後半から20代前半の転出超過が大きく、とりわけ、女性の転出が多くなっております。進学や就職等により県外に転出した若年層が地元に戻らない背景には、地域コミュニティの狭さでありますとか、希望する就職先の不足などが挙げられているところでございます。

このため、県では、若者、子育て世帯に重点を置いた移住・定住施策に力を入れるとともに、女性が働きやすく暮らしやすい魅力的な地域づくりを進めているところでございます。

まず、移住の前提となる仕事の確保ですけれども、個々の希望に応じた就職先のあっせん、面接試験対策など、きめ細かな支援を行い、県内企業からニーズの高いITスキル等の習得を通じて、4年間で300名を超える移住につなげております。あわせて、この4年間で200件以上の企業誘致を実現し、農林水産業の成長産業化を進め、転入者の就職を後押ししております。

次に、子育てや教育環境の充実であります。第2子以降の保育料の全額免除や高校生年代までの子ども医療費助成などの経済的支援のほか、来年度までの3年間で子育て世帯向けの県営住宅を90戸整備いたします。また、今年度から、県立高校4校で開始した遠隔授業を来年度は1

2校まで拡大いたします。

また、女性の働きやすい職場づくりを掲げる女性活躍推進宣言企業は485社に達して、女性の採用や登用に積極的なおおいたキャリアール認証企業も92社に増えております。男女が共に仕事と家庭を両立できる環境の醸成を図ってまいります。

県内自治体の移住支援策を活用した昨年度の移住者数は1,746人と、5年連続で過去最多を更新しました。コロナ禍後も依然として高い地方回帰の機運をしっかりと活用しながらU I J ターンをさらに促進して、女性や若者から選ばれる大分県を目指してまいります。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁をいただきました。是非よろしくお願いいたします。

先月、福祉保健生活環境委員会の所管事務調査で県外に参りました。栃木県で地域コミュニティづくりに取り組む方々のところに行ったんですけれども、その代表の方が、地域の受入れ体制をどう構築するかが大事だと。受入れ活動をする方々本人がいかに関心しているかどうか、これが、これこそが人が集まる秘訣だというふうにおっしゃってました。そこは本当に、高齢者の方からお子さんまでいろんな世代の方々が一緒になって活動する取組をやられているところでしたけれども、やっぱり作業するというか活動を支援する方々が自ら楽しんで、一緒になって楽しもうよという雰囲気をつくっているという、これが一番ですよという言葉を受けて、正にそのとおりだなと思いました。U I J ターン促進に取り組む方々、そして住んでいる我々がまずは楽しみながら活動することが非常に大事であると感じた次第であります。

次の質問に移ります。効果的な広報についてであります。

本県の魅力を広く、多くの方々に伝えるには、やはりその広報手段も重要です。近年、我々の暮らしにおいては、情報収集の多様化により、テレビや新聞など従来型のメディアを利用しない人が増加しております。私たち県議会議員においても、インターネットで日々のニュースを

知るとともに、フェイスブック、インスタグラム、エックスといったSNSから団体や個人の活動などの情報を得ています。私自身も県民の皆様日々の活動を知ってもらおうべく、インスタグラムなどを活用した情報発信に努めているところです。

このようなメディアの利用動向について、面白い調査結果がありましたので、御紹介します。

ある民間調査機関が令和3年2月に発表したインスタグラムの利用動向に関する調査結果ですが、インスタグラムを利用している人のうち、毎日利用していると回答した割合が全国平均63.4%となる中、大分県は86.4%と非常に高く、しかも全国1位となっております。県民においてSNSの利用が非常に浸透しているということに驚いたところですが、各種メディアの利用状況については、本年6月に総務省の発表した調査結果があります。まず、主なメディアの平均利用時間を見ますと、全年代において、インターネットの平均利用時間が最も長く、テレビの視聴を既に上回っている状況です。

また、いち早く世の中の出来事や動きを知るために最も利用するメディアとして、年代別で見ると、10代から50代ではインターネットを選んでいるといった結果となっております。

これまで県では、テレビや新聞といった従来型のメディアで県の施策やイベントなどの情報を発信してこられていると承知しておりますが、スマートフォンの普及による県民等の情報収集の方法の変化を捉え、県の情報発信も柔軟に対応していくことが大事なのではないかと考えております。

そこで、県民等が必要としている、又は県民等に届けたい情報を発信するため、今後、県として効果的な広報にどのように取り組んでいけるのか、企画振興部長に伺います。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

インスタグラムやエックスなどの普及に伴いまして、県では公式SNSを運用し、受け手が利用するツールに応じた情報発信に努めているところでございます。特に、SNSを日常的に

活用する若者などにも何とか訴求する発信となるように、令和4年度からは、デジタルマーケティングに精通している外部の専門アドバイザーの方に委嘱しまして、SNS広告の掲載の仕方とかそういったことなど、デジタル広報を強化しているところでございます。

例えば、昨年度実施したLGBTに関する相談窓口を設けたんですけれども、その事例を一つ御紹介しますと、対象の年齢層とか関心に応じてデジタル広告をそれに入れようということなどで活用したところ、そのホームページの閲覧数は156倍と、今まで何やってたんだというぐらいに跳ね上がりまして、相談件数も実質倍増するなど、高い効果が得られております。

また、民間調査による情報の収集手段の変化を見ますと、近年はやはりスマートフォンやパソコンなどによるものが6割を超えているということから、デジタル媒体によるさらなる広報の強化に取り組むとともに、やはり県内、今全戸配布をしております広報誌で「新時代おおいた」という、見ていただく紙媒体がございしますが、これはやはり高齢者などに情報を届ける重要な手段でございますので、こちらのほうも引き続き充実を図ってまいります。

今後も受け手に応じて広報媒体や発信内容を工夫しながら、効率的で効果的な広報に努めることとしたいと考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁をいただきました。私もどうやってネットとか、あるいはYouTubeとか広報していいのか、今まだ、私ももう65歳でございますから、あまりついていけずに試行錯誤しながら取り組んでいるんですけれども、午前中にも議論ありましたけれども、昨今、何ていいますか、本物かうそか、いわゆるインターネットリテラシーを問われて、見る側が本当にちゃんとした判断基準だとか、正しいのはどれかを選択する時代にこれから突入すると思うんですけれども、であるからこそ、私は、県がそういったところを取り組むというのが重要であると思っています。

前回も出会いサポートセンターの取組につい

て要望しましたがけれども、やっぱり大分県がやっている信頼性であるとか、個人情報の管理であるとか、やっぱりそこがつながっていい循環を生んでいると思うんですね。ですから、やっぱり大分県が積極的にネットの活用をして、正しい情報をより多くの方に工夫をしながら届けるといったことに是非取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。スポーツによる地域の元気づくりについてであります。

地域の活力や魅力を高める上では、スポーツの存在も欠かせません。本県には、多くのプロやプロを目指すスポーツチームが本拠地を置いております。これは単純に県内で身近に高いレベルのスポーツを見る機会が得られるというメリットにとどまらず、県民のアイデンティティーの醸成や地域への愛着、誇りにもつながるものだと思います。また、スポーツツーリズムとして、他県からの観戦客の来訪による経済効果も見込めるなど、県内スポーツチームの存在は本県に計り知れない恩恵をもたらしていると思います。

このように、本県に大きな恩恵をもたらす宝とも言えるスポーツチームが本県で継続的に活動できるようにサポートし、活性化していくことは、県政における重要な課題と言えますが、さきの決算特別委員会でも議論されたように、その支援の目的や必要性については、丁寧に説明していく必要もあると考えます。

特に、プロスポーツにおいては、ファンを大切にしなければなりません。その魅力によって憧れを喚起するとともに、見る人を刺激することによって県民のスポーツに対する関心を高める、また、スポーツに親しむ機会の充実につなげていく必要があるのではないのでしょうか。

こうしたスポーツを通じた好循環を実現することにより、県民が地域の元気を感ずることができるようになるためにも、レベルの高いスポーツ観戦やスポーツツーリズムの推進など、さらなるスポーツ振興施策を展開していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、本県の魅力の向上につなげるために

も、県としてスポーツによる地域の元気づくりに今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いします。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

県では、県内プロチームによる学校訪問を通じまして、地域住民との交流を促進しております。今年度は57校を訪問するほか、来年度については新たに複数のプロチーム合同での訪問も企画しているところでございます。

また、平素から、各チームともに子どもたちとの、例えば農業体験であったり、地域住民との美化活動などにも取り組んでおりまして、先日のトリニータのホーム最終戦の際には、正に佐賀関大規模火災への義援金を募るなど、こうした地域との絆も大切にしているところでございます。

今年度のトップチームの県内合宿では、過去最多の約30件の誘致を見込んでおりまして、9月に開催されました世界陸上においては、ポルトガル代表が県内で合宿し、その際、地元の陸上の競技会にオープン参加していただくなど、住民との触れ合いによる地域活性化にもつながっております。

さらに、この10月に開催されましたツール・ド・九州の宮崎・大分ステージでは、両県で約4万4千人もの観戦客が訪れまして、最終日のフィニッシュ地点となりました佐伯市では、大きなぎわいが見られたところでございます。

現在、ラグビー日本代表戦の誘致にも力を入れておりまして、トップレベルのスポーツ観戦を通じて、子どもたちに夢や希望を与えるとともに、スポーツツーリズムによる国内外との交流人口の拡大を通じまして、地域の元気づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。本当に生で見ることの、何ていいますか、興奮だとか、そこから先の夢につながると思いますので、是非よろしく願いいたします。

続きまして、国際交流の推進について伺います。

世界は今、著しい変化の時代に突入しております。我々は、正にこの県議会で本県の未来をつくるための議論をしているわけですが、その前提として、我が国を取り巻く各国の動向、そして我が国との関係を注視することが必要であることは言うまでもありません。10月に発足した高市政権は、発足当初から活発な外交活動を展開しております。我が国の存立の基盤とも言える日米同盟については、トランプ大統領との初対面で個人的な信頼関係の基盤を築き、また、歴史的にも大切な隣人である韓国とも友好的な関係構築に努めております。

外交や防衛は正に国家経営の根幹というべきものであり、国の専権事項であります。自治体は国際関係に無頓着でいいのかというところではないと思います。むしろ観光誘客や県産品の販路開拓といった取組に加え、教育、文化、芸術など幅広い分野で海外との地域間の交流を図ることこそ、地域の活性化はもとより、ひいては国家間の安定的な関係構築の礎になるものと考えております。

旅は偏見、偏狭、心の狭さを致命的に破壊するとは、「トム・ソーヤーの冒険」の著者として知られる米国の小説家マーク・トウェインの言葉です。これは、旅、すなわち異文化体験をすることで、人々が持つ先入観や偏見、心の狭さがなくなり、視野が広がることの重要性を強調したものであり、私は、正に国際交流の真の意義を端的に表した格言であると考えております。この格言からも分かるとおり、県において積極的な国際交流を図るということは、県民が様々な異文化に触れ合う機会を提供することにつながり、それは、県民、特に若者が幅広い視野を持つこと、ひいては、本県の明るい未来を築く第一歩になると、私は思います。

海外展開というと、殊さら観光誘客や県産品の売り込みといった経済面に光が当たりがちであり、もちろん、こうした取組も非常に重要ではあります。こうした未来につながる国際交流の推進こそ、県として取り組む意義があると感じております。

佐藤知事は、過去に海外での勤務経験もお持

ちであり、国際交流への造詣も大変深いものと拝察しております。実際に、今年度だけを見ても、「赤毛のアン」で有名なカナダのプリンスエドワードアイランド州との協定や、知事就任後初となる米国への訪問など、国際交流の推進に積極的に取り組まれており、非常に心強く感じておるところです。

そこで、プリンスエドワードアイランド州との協定の狙いや今後の展開、また、米国訪問の成果を含め、国際交流の推進にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお伺いします。
大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 国際交流の推進についてでございますけれども、大分県は、第5期海外戦略というのをつくりまして、それに基づいて海外の成長を取り込んで、そして共に発展する大分県の実現ということで取組を進めております。

今年の9月にプリンスエドワード州の首相が来県をしまして、そのときに友好関係の構築に関する意向表明書という文書の締結いたしました。今、お話しいただきましたとおり、プリンスエドワードアイランド州というのは「赤毛のアン」の舞台でありまして、孤児である少女が引き取られた先で愛情を受けまして、様々な人と交流する中で大きく成長していくという物語でございますけれども、里親でございますので、現在の児童福祉の充実にも通じる物語であるというふうに考えております。

この作品を翻訳して日本に広めました村岡花子さんは、玖珠町出身の児童文学者の久留島武彦さんが先生でありまして、師弟関係がありまして、その御縁もありまして、プリンスエドワードの御一行にも久留島武彦記念館にも行っていただきましたけれども、今後も交流を進めていこうということになりました。両地域のこどもたちの相互交流でありますとか、物産フェアなどを通じた産業とか情報面の発信、交流も計画をしております。また、こういう交流を通じまして、これから里親制度の普及というのが大事な段階に入りますけれども、その普及啓発にもつなげていきたいというふうに考えております。

次に、米国との交流でありますけれども、先月、サンフランシスコベイエリアに訪問しまして、スタンフォード大学の国際教育プログラム、これは高校生のリーダーシッププログラムをやっていただいておりますゲイリー・ムカイ先生はじめ、関係の先生方とグローバル人材の育成について意見交換を行いまして、今度は県内大学生向けの遠隔講座についても開設をしようということで合意をしました。APUのディレクターにも一緒に行っていただきまして、APUが中心となりまして、各大学参加をしていただいて、こういうプログラムをまた進めていきたいというふうに考えております。

そして、スタンフォード大学の創薬医療機器開発研究所というところがありまして、その所長さんと意見交換したんですけれども、産学官連携によりましてシリコンバレーと台湾、そして大分との経済交流ということで、人材ネットワークの構築を図る国際会議を是非大分で開催したいというお話になりまして、来年度でありますけれども、大分開催に向けて準備を進めていくということになっております。

それから、その次の日に、別府湾と同じように、大変美しいベイエリアを臨む市がサンフランシスコ市でありますけれども、そのルーリー市長さんと面談しまして、今後、同じように景色も、そして観光も重要でありますし、大分には温泉がありますよというお話をしたら、是非一度行ってみたいとお話しされてはいたけれども、こういう多分野での交流促進ですね、ベイエリアを生かした、向こうはフィッシャーマンズワープというのがありますけれども、そういうものも参考にした大分の観光の魅力の向上でありますとか交流ということを進めていきたいということで、機運醸成につなげることができたというふうに考えております。

来月になりますと、また台湾のプロモーションを実施する予定でございますし、台北直行便の就航を追い風としまして、新たな企業誘致、県産品の輸出拡大、そして教育ですね、議会中心にやっていただいておりますけれども、この教育交流、そして教育旅行、それから、観光交

流の促進等にも引き続き、一層力を入れて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、あとやはり、大分が誇る国際的なイベントであります別府アルゲリッチ音楽祭、それから大分国際車いすマラソン、こういう国際イベントを通じて、今まで交流が進んでおりますスイスなど外国との交流、毎回スイスの大使がお見えいただいておりますけれども、こういう方々との交流でありますとか、ラグビーワールドカップを契機として交流が始まりましたウェールズ、そしてフィジーとの文化、スポーツ面の国際交流もさらに深めていきたいというふうに考えております。

今後もこのような取組を通じまして、国際交流に積極的に取り組んでいければというふうに考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 実に、非常に楽しい答弁、ありがとうございます。

さきほどの話とも関連するんですけれども、やっぱり迎える側の我々がいかにフレンドリーにといいますか、温かくというか、迎えるのが重要だと思いますので、そういった交流にまず慣れて活動していくということが非常に大事だと思います。

次の質問に移ります。大分空港の活性化についてであります。

まずは、宇宙関連産業への挑戦についてお伺いします。本年10月26日に、宇宙航空研究開発機構が鹿児島県の種子島宇宙センターからH3ロケット7号機により、新型宇宙ステーション補給機1号機の打ち上げを行いました。その直後の10月30日に、宇宙ステーションに滞在する油井亀美也宇宙飛行士がロボットアームの操作を行い、新型宇宙ステーション補給機と宇宙ステーションとの結合作業に成功したのは、記憶に新しいところです。加えて、この週末の7日にも種子島宇宙センターからH3ロケット8号機の打ち上げが予定されており、ミッションが無事に成功することを願っているところです。

一方、宇宙開発は、これまでの宇宙航空研究

開発機構といった国家中心の官主導から、民間企業が主役となる民主導へと移行が進んでおります。そのような中、10月28日から、東京の日本橋で開催されたNIHONBASHI SPACE WEEK 2025という展示会には、宇宙往還機の開発を行っている日本の宇宙ベンチャー企業をはじめとした50を超える宇宙ビジネス企業や団体の展示に加え、北海道、神奈川県といった8自治体も出展しており、官民ともに宇宙産業への取組が加速しております。特に、神奈川県は、今後の成長が見込まれる宇宙関連産業への参入促進や、県内に集積している宇宙関連企業との共創を図るため、今年度新たに宇宙の共創・交流拠点を設置し、県内企業の宇宙関連産業への転換・参入支援や人材育成に力を入れており、今後は自治体間の競争も激化するとされておりしております。

以上のような社会的背景を踏まえ、大分県として宇宙関連産業への挑戦にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今後の成長が期待される宇宙関連産業に関わる取組を進める自治体が年々増えている状況でございます。本県では、国内初となる水平型宇宙港の実現に向けて、米国のSierra Space（シエラ・スペース）社等と連携しまして、宇宙往還機Dream Chaser（ドリームチェイサー）の大分空港への着陸に向けた検討を進めているところでございます。この機体は、来年後半に米国内で初の打ち上げと着陸が予定されておまして、動向を注視しているところでございます。

また、宇宙関連ビジネスへの企業参入について、本年10月に県内企業2社が開発に参画した小型衛星てんこう2を搭載したH3ロケットが打ち上げられたところでございます。今後も衛星データを活用した作物の生育評価システムや測量機器の開発など、県内企業の挑戦を後押ししていきたいと考えております。

加えて、宇宙産業を担う次世代の人材育成も

必要だと考えておまして、例えば、高校生などがチームで宇宙ビジネス案を企画して、実際に無重力に近い環境で実験、さらには検証するプログラムを東京理科大学などで連携して実施しているところでございます。想像力や課題解決力を養うこれらの取組を通じまして、宇宙への関心をさらに高めていきたい、こう考えております。

引き続き、県内外の多様な主体と連携しながら、宇宙産業の振興に積極的に取り組んでいきたいと、こう考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 是非本当に進めていただきたいと思っております。

続きまして、ホーバーの二次交通対策についてであります。公共交通機関として、国内はおろか世界でも珍しいホーバークラフトの定期就航が実現してから4か月余りたちました。この間、大きな事故もなく、滑り出しとしてはひとまずほっと胸をなで下ろしているところです。

ただ、その利用状況を見てみると、別府湾周遊便については、定期就航の開始以降、乗船率約9割と好調なスタートが切れているようですが、定期便については約3割にとどまっており、心もとないように感じております。右肩上がりのインバウンド需要の取り込みや大阪・関西万博、宇佐神宮御鎮座1300年祭などイベントを契機とした誘客強化を進める中、このホーバーは、本県観光の起爆剤の一つとしても高い期待を背負っているのではないのでしょうか。夜間航行の実現による増便なども含め、さらなる利用促進が求められているところであり、これからの取組に大いに期待したいと思っております。

他方、本来の目的は大分空港へのアクセス改善であり、気になるのはその利便性です。去る12月1日からは、就航後の利用状況を踏まえダイヤ改正が行われるなど、現在の便数においても空港アクセスとしての利便性向上に努めているということは承知しております。ただ、大分空港を利用する方々にとって重要なことは、空港への移動をいかに利便性高くするかということではないのでしょうか。空港利用者の中には、

往路は自家用車で西大分のホーバーターミナルに向かい、ホーバーで空港まで向かった後、復路では大分空港からのホーバーが欠航となったため、後日、タクシーに乗ってターミナルまで自家用車を取りに行かざるを得なくなったという方もいらっしゃいます。こうしたことも踏まえると、やはり大分駅などから西大分のターミナルへの何らかの公共交通による二次交通対策が必要であると考えます。

こうした中、12月からは、約4か月実証運行を続けていた大分駅と西大分のターミナルを結ぶシャトルバスが廃止され、タクシーによるシャトル運行が再び実証されることとなりました。現時点では、県の実証運行のおかげでターミナルにおける一定の二次交通は確保できているものの、最終的に交通事業者がその運行に乗り出して初めて利便性の向上が図られるのではないのでしょうか。

そこで、交通事業者との連携も含め、ホーバーの二次交通対策について、今後どのように取り組んでいかれるのか、交通政策局長に伺います。

大友副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 ホーバークラフトの二次交通対策については、これまで行いました無料シャトルバスの実証運行の結果、大分駅と西大分のターミナル間には、これは曜日や時間帯を問わず、一定程度の安定的な移動ニーズがあるということが確認できました。このため、運行コストの削減であるとか輸送の効率性、また今後の継続性なども総合的に考慮した結果、片道1台当たり定額600円という、実質初乗り運賃かつ相乗りオーケーということで御利用いただけるホーバータクシーとして、今月から改めて実証運行を開始したところでございます。

当面は、このホーバータクシーの利用状況でありますとか、利用者アンケートや生の声、あるいは苦情も含めまして、しっかりと随時分析をしまして、効果やニーズなどをまた見極めながら、県として2月から本格運行に移行できるかどうかという点を判断してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘ありましたように、特にホーバーが欠航した際にはいろいろと御不便をおかけするような場合がありますということも含めて、例えば、エアライナーであるとか、大分市内の路線バス、あるいは県内各地の長距離バスをホーバーターミナルに乗り入れしてほしいといったような声も寄せられているところでございます。

県としましても、まずはこの空港利用者の利便性を第一に考えまして、ホーバーとバスとの相乗効果という観点から、引き続きバス事業者、交通事業者などと協議を重ねまして、この二次交通に関する様々な課題解決に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 今、様々な対策をとということでございますので、本当に様々な考えていただきたいです。

やはり、県民の皆さんと話していると、心配されている方が多いんですよ。やっぱり航空便にそのまま結合せんと使えんやろうという方も非常に多いので、随分議論している方も多いので、よろしく願いいたします。

私もこの間、話ししているときに、ホーバーは水陸両用なんですから、もう大分の駅前の大通りをそのまま走ったらどうですかって、そのまま大分駅に着いて、あるいは祝祭の広場でもいいです。で、その時間だけ一方通行か何かするとかね、そうすると、世界から、何じゃ、大分はという、実現はちょっと置いといて、要は、そういう夢だとか、何か面白いぞとか、何かやっぱりいろいろ知恵を絞って行っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

さきほど質問した宇宙港の成功も、宇宙港の成功があれば、ホーバーの成功というふうにもつながると考えての質問でございましたので、是非夢を抱ける未来の大分県づくりに向けて、世界から注目されるような取組を期待しております。

次の質問に参ります。国道442号の整備についてであります。

この国道442号は、大分市と竹田市を結ぶ重要な路線の一つでもあり、多くの方々に利用されており、近年では、ななせダムや道の駅の完成、TSMCの熊本県への進出等もあり、本路線の重要性は高まっていると感じています。

しかし、ななせダム付近は、野津原バイパスによる大幅な改良がされる一方で、大分市山中から豊後大野市温見までの約5キロメートルの区間は未改良となっており、通行する車両の安全性が確保できているとは言い難い状況が続いております。特に、大分市の石合地区から豊後大野市との市境までの区間は道幅が狭い箇所も多く、離合に苦しむ車両が多く見られます。また、線形不良により見通しが悪い箇所も続く中、山側から覆いかぶさる木々でさらに道幅が狭く感じられるなど、早期の改良が熱望されている区間となっております。

平成26年には、野津原地区と豊後大野市朝地町温見地区の方々により整備促進期成会が立ち上げられ、これまでも知事をはじめ、関係各所に要望活動が重ねられてきたところですが、その期成会の看板も木々に覆われてしまっているような状況です。

この大分市山中から豊後大野市温見までの区間の改良については、これまでも議会において何度となく取り上げられてきましたが、地元住民のみならず、観光をはじめとした域外の利用者も多く利用する道路となっていることから、より一層早期の整備が必要ではないかと考えます。

そこで、国道442号の整備について、今後どのように取り組まれるのか、土木建築部長にお伺いします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

国道442号は、大分市と豊後大野市、竹田市を結ぶ重要な幹線道路の一つであるとともに、日常生活でも利用される道路です。これまで、ななせダム建設と併せ平成30年度までに野津原バイパスを整備したほか、26年度から大分市上宗方で渋滞緩和等を目的として拡幅事業を実施しているところです。

議員御指摘の山中から温見の約5キロメートル区間については、急峻な山地と渓谷に挟まれた狭隘な地形であり、抜本的な改良には多くの事業費が見込まれることに加え、交通量も少なく、取り巻く事業環境は厳しい状況です。そのため、地元と協議を重ね、平成27年度から大分市石合地区の約700メートル区間で待避所の設置など、早期に効果が発現できる局所的な改良を進め、令和5年度に完成しております。

また、石合地区から豊後大野市との境までの約1.5キロメートル区間については、同様に、局所的な改良事業に昨年度着手したところです。

今後も国道442号の山中から温見の間については、事業中の区間の早期完成に努めるとともに、社会情勢の変化や周辺の交通状況等も踏まえながら、整備の在り方を検討してまいります。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。ありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

今年の夏も本当にあそこを通ると、譲るにも、どこまで譲っていいかわからないぐらい草がもう生い茂っているという状況でございます。私、タレント時代もそうですけれども、あの道通るのが、やっぱり好きなんですよね。あの道、今、紅葉もきれいですし、溪流というか、何かもう自然、ちょろちょろっと流れているようなあの川を見ながら走るのが結構好きなので、そういった方、利用される方も本当に多いと思いますので。

この質問を考えた当時は看板が草に覆われていたんですけども、最近刈ってありましたので、御報告申し上げます。

次の質問に移ります。学校における熱中症対策についてであります。最後に伺います。

近年、気候変動の影響により、特に夏季における気温の急上昇が顕著となり、熱中症による健康被害が増加しています。年々暑さを増しているようにも感じますが、今年の夏も異常なほど暑く、また、その期間も長かったように感じています。

特に、学校現場は子どもたちが長時間過ごす

場所であると同時に、屋外での運動などもあることから、熱中症リスクへの備えが必要であると考えます。例えば、体育の授業やクラブ活動での運動が過剰になったまま無理に続けてしまうことがあるかもしれません。特に、運動会といったイベントなどでは、大丈夫だろうと思いついで無理をすることもあり、早期の対応が遅れることになりかねません。運動前後の水分補給が不十分だと、熱中症リスクはさらに高まります。保護者の方々からは心配の声が届いており、学校に水や牛乳の自動販売機を設置してほしいといった声も聞かれます。

遠足や校外学習など、学校の外での活動においても注意が必要です。外で過ごす時間が長く、熱中症リスクも高まる中、教員の目の届かない場所で熱中症にかかる危険性もあります。

県教育委員会では、これまでも空調の整備や暑さ指数を活用した予防対策などに取り組んでおられることと思いますが、教職員や生徒自身が熱中症の危険性を過小評価してしまうと、予防効果を発揮することもできません。教師や生徒に対して定期的な熱中症予防教育を行うことも必要ではないでしょうか。

そこで、本年の熱中症対策の成果も踏まえ、今後、学校における熱中症対策にどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いします。
大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

近年の気候変動に伴う高温化は看過できない問題であり、特に学校現場における熱中症対策は、児童生徒の命に関わる重要な課題と認識しています。

県教育委員会では、これまで教室や体育館の空調整備や暑さ指数を基準とした熱中症のリスク管理を強化してまいりました。加えて、市町村教育委員会の担当者や県立学校の教職員等を対象とした研修、熱中症事故防止に係る文書による注意喚起等を通じて、具体的な予防策や発症時の対応などについて周知徹底を図っています。こうした取組を全ての県立学校において危機管理マニュアルに反映し、暑さ指数による具体的対応を明記するなど、リスク管理の徹底を

進めているところです。

また、児童生徒に対しては、不調を感じた場合は即座に教職員に申し出ることや、生徒同士で水分補給や休憩等の声を掛け合うことなどについて、教育活動全体を通じて指導を行っています。

加えて、中津東高校の事例ですけれども、夏場、暑い日に暑さ指数のパネルを校内に掲示するといった好事例の横展開などによりまして、取組のさらなる実効性を向上させ、熱中症予防に万全を期してまいりたいと考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。是非よろしくお願いたします。

この質問も、保護者の方から、本当に切に望まれたことでありまして、こどもに水筒を持たせているけれども、夏場、氷を入れたら、もう本当水はちょっとしか入らないし、あとそんなに大きい水筒も持たせられないと、かえって重くてですね、何かそういうことを聞いて、ああ、そうかと思つての質問です。

我々の頃は、校庭とか、あと何か水飲み場とかがあって、飲めた時代というか、普通に飲んでいたんですけれども、今はそういうこともないような状況だと思いますので、やはり家庭から持ち込むにも大変であるということも含めて、是非御検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

大友副議長 以上で首藤健二郎議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

大友副議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知いたします。

—————→…←—————
大友副議長 本日はこれをもって散会します。

午後3時30分 散会

令和7年第4回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月4日（木曜日）

議事日程第3号

令和7年12月4日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	木付 親次
三浦 正臣	古手川正治
元吉 俊博	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 1名

井上 明夫

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局长	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	井下 秀子
労働委員会事務局長	一丸 淳司
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

大友副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

大友副議長 本日の議事は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

大友副議長 日程第1、第105号議案から第123号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕（拍手）

猿渡議員 おはようございます。日本共産党の猿渡久子です。

質問に入る前に、佐賀関の大規模火災で亡くなられた方の御冥福をお祈りし、御遺族にお悔やみと被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。また、対応や支援に奮闘いただいている皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

コミュニティの大切さを痛感させていただきました。このコミュニティに学んで、今後にかしたいという思いで質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、一つ目の質問から入ってまいります。

高市首相の台湾問題に関する発言とその影響について質問したいと思います。

1月7日の衆議院予算委員会における、高市早苗首相の、台湾有事は存立危機事態になり得るとの答弁が大きな波紋を広げ、国際問題にまで発展しています。こうした発言そのものが、軍事的緊張を高めることになってしまいます。今回の発言は、自衛隊が米軍とともに軍事介入し、日本が中国に対する参戦国となる可能性を認めた重大な内容であると考えます。

日本政府が発するべきは、軍事的対立をあおる言葉ではなく、あくまで平和的解決を求める姿勢であると考えます。

日本共産党は、国会の予算委員会などを通じて、高市首相のこの発言の撤回を求めています。しかし、いまだ撤回はなされていません。我が党は、台湾の問題について、第1に、台湾の人々の民意を尊重すべきであること。第2に、中国による武力行使や威嚇に反対すること。第3に、日本や米国が武力介入すべきではないこと。この3点を一貫して主張しています。

今回の発言を機に、中国外務省が、日本への渡航を当面控えるよう注意喚起したことにより、訪日旅行のキャンセルが発生しています。さらに再開に向け手続が進んでいた日本産水産物の輸出も事実上停止との報道もされており、このような悪影響の発端となった首相の発言に対し、県としても撤回を求めるべきだと考えます。

また、こうした国際情勢の変化は、本県の観光業や農林水産業等に深刻な打撃を与えかねないものであり、今後、県経済への影響が懸念されます。

そこで、今回の国際情勢の変化が本県経済に与える影響について、知事のお考えを伺います。

〔猿渡議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの猿渡久子議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

猿渡久子議員の国際情勢の変化が本県経済に与える影響についての御質問にお答え申し上げます。

県では、今回の日中間の情勢変化が県経済に与える影響について、観光事業者や輸出関連事業者への聞き取りによりまして、状況把握に努めてきております。

まず、観光についてですが、上海の旅行会社からは、中国本土から訪日旅行全体に占めるキャンセルの割合が3割程度になったという報告が寄せられておりますが、一方で、県内の宿泊施設での目立った動きは、今のところ確認されておりません。観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、令和6年の本県における中国人宿泊客数は、全宿泊客数の約1.2%ということで、シェアは大きくありませんが、今後とも動向を注視をしてまいりたいと考えております。

次に、農林水産物の輸出については、令和5年8月の水産物の禁輸以降、県内事業者による中国向け水産物の輸出は行われておりません。本年6月に中国からの輸入再開の発表を受けて、県内の一部事業者でも、輸出施設の再登録手続を進めておりましたものの、いまだ再登録には至っておらず、今回の輸入停止による直接的な影響は生じていないものと承知をしております。

このほか、中国には県内から酒類や菓子類等、加工食品の輸出が行われておりますが、事業者やジェトロへの聞き取りによりますと、現時点では大きな影響は出ていないということでございます。

県としましては、国際情勢の変化により経済活動が影響を受ける可能性も踏まえて、多様な国、地域からの誘客、そして、輸出先国の多角化に向けた取組を引き続き支援をしてまいります。

なお、外交政策については、国の専管事項でありまして、本件について、日本政府は、従来の立場を変えるものではないと説明をしております。このような大変重要な外交案件について、自治体の長が公式の場でコメントすべきではないというふうには私は考えております。引き続き状況の把握には、さきほども答弁申し上げましたとおり努めてまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 私も別府の観光関係の方に少し御意見聞きましたけれども、今のところ、それほど大きな影響はないということではあるんですけども、県内にも徐々に影響は出てきているかと思えます。やはり今後の大分県の観光や輸出など、県経済にマイナス影響が懸念されますので、やはりその本県の経済や産業に与える影響に対する対応とか、何らかの支援策、考えておくべきではないかと思えますが、その点について、いかがでしょうか。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 今答弁申し上げましたとおり、まず、状況の把握をしっかり進めてまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 この問題、そもそも一国の総理大臣が国会の場で台湾という地域名を上げてこういう発言をしたこと、それがやはり日本に対する武力攻撃がなくても、米軍を守るために自衛隊が中国に対する武力行使を行うという、戦争に参加することがあり得ると宣言したことになりますので、やはり私は、これはもう撤回をしなければならぬと思います。撤回した上でいろいろな話をしっかり進めていくべきだと思います。

では、次の質問に移ります。複合的な社会福祉施設について通告しております。

先日、私、所属しております福祉保健生活環境委員会の県外所管事務調査で、栃木県大田原市の一般社団法人えんがおを訪問し、制度の狭間で支援が届きにくいケースに対応する先進的な取組について学んできました。昨日も首藤議

員が少し触れた視察です。

この施設、えんがおの取組は、高齢者が独り暮らしで電球が替えられないとか、1週間誰も話をしてないとか、そういった高齢者の孤独・孤立の課題に向き合うことから始まったと聞いています。だんだんに取組が広がりまして、今では施設の徒歩圏内、5分圏内に空き家9軒、アパートの空き部屋3軒も活用して、こどもから高齢者まで、そして障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に交流できるコミュニティづくりを進めています。

印象的だったのが、その高齢者の方、独り暮らしだと、ありがとうと言うことは多いんだけど、ありがとうと言ってもらえることはなかなかないという、そういう方の声に答えて、高齢者の方なり利用者の方に何かお願いすると。そして、ありがとうと言われる経験をつくると。スタッフはありがとうと言うことが仕事だという考え方で取り組んでいらっしゃるわけです。

実際に独りで家に籠もりがちだった高齢の女性たちがお総菜を作っているところの場面にお会いしたんですけれども、お総菜作って、学童保育でパックに入れて販売しているんですね。すると、お迎えに来た保護者の方が、おかず1品、買って帰れると。それでとっても助かる、ありがとう、うれしいと、おいしかったと言ってもらえることで、高齢の女性たち、とっても生き生きとした笑顔で取り組んでいらっしゃる姿があり、そういう場面に出会えて、本当に私も幸せな気持ちになりました。これは介護予防にもつながるとも大事な取組だと思います。

また、障がいあるこどもたちが、ふだんはなかなかお友達とうまくいかなかったりということも多いこどもたちが、高齢者から、かわいい、かわいって言ってもらう。もうそのことによって自己肯定感が高まる、笑顔が増えると。お互いに幸せになるという関係になっているんですね。

このように、障がい児や高齢者が一緒に過ごす、あるいは関わり持って過ごすことで役割を持って支え合う複合的な社会福祉施設、これは地域での孤立を防ぎ、誰もが生き生きと暮らせ

る共生社会の実現に大きく寄与するものだと思
って、とても勉強になりました。

県内でも、このような取組や施設を増やして
いくために、まずはこのえんがおのような実践
を担う関係者を県に招いて、講演を聞いたり、
意見交換の場を設けたりして、地域の福祉関係
者のネットワークを構築する、このネットワー
クをもっと進めていくことから取り組むべきで
はないかと考えます。

そこで、障がい児や高齢者が共に過ごし、互
いの役割を通じて支え合う複合的な社会福祉施
設の必要性について、福祉保健部長の見解を伺
います。また、このような施設の実現に向け、
また、取組の実現に向けて、多様な関係者の連
携を深める場を県として提供していただきたい
と考えますが、併せて見解を伺います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

議員御紹介のえんがおの取組については、地
域共生社会の実現に向けて大変有意義な活動で
あると認識をしております。

県では、令和2年度から多世代交流活動を行
うNPO等に対しまして、拠点の整備や活動の
充実を図るための経費を助成してございまして、昨
年度までに51件支援したところです。こうした
取組もありまして、例えば竹田市の荻町では、
古民家を改装して、高齢者や障がい児等に共生
型のサービスを行うHaru+（ハルトス）や
佐伯市で商店街の空き店舗を活用した、とんと
んとん食堂などの好事例も生まれております。

このほか、県内では、子ども食堂や通いの場
など515か所において、多世代交流や支え合
い活動が展開されております。

こうした県内外の先進例については、県が大
分大学と協働で開催しております福祉セミナー
といった場や市町村担当者との会議などを通じ
まして共有をしているところでございます。

また、多世代交流の推進や地域の複合的な課
題などに対応する人材の育成のための研修も実
施をしております、これまでに市町村社協の
職員など延べ273人が受講したところです。

今後とも各地域において多様な人々の交流を

促進し、共生社会の実現に取り組んでまいり
ます。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 ありがとうございます。

別府でも高齢者や子どもたちが集うような場
をつくっていらっしゃる方はいらっしゃるし、
子どもに関わるいろいろな団体が、とにかく集
まって、一堂に会して連携を深めることが大事
だっという取組をやっていらっしゃる方とかも
いらっしゃいます。やっぱりそういう取組をも
っと進める場を県として是非つくっていただ
きたい。

いただいた御意見、大事な御意見だと思
うんですけれども、家庭内に困りを持つ子ども
たちやその保護者を対象とした問題解決にたどり
着くための情報発見の場が欲しいという御意見
いただいています。民間の小さな取組や他県や国
外の情報も含め、広く自分に合った情報を探し
当てられる場、家庭内の問題に気づいて、より
よい解決への道を発見できる場が必要ではない
かと。知って、気づいて、考えて、方法を見つ
け出すと、そういうような意味での場所が必要
じゃないかと。また、支援コーディネーターグ
ループの常駐の場も欲しい、こういう御意見も
いただいていますので、是非今後の参考にして
いただきたいし、えんがおのような取組、全国
に広がっているようですので、是非そういう取
組を聞く場、交流の場、また考えていただ
きたいと思います。

では、3点目の質問に移ります。南石垣支援
学校の跡地についてです。

南石垣支援学校は、児童生徒の増加に伴い、
来年4月に別府羽室台高校の跡地への移転が決
定しています。移転後の跡地をどのように活用
していくのか、地域住民や市民の関心、少し
ずつ高まっています。まだ移転についても御存
じない市民の方もいらっしゃるんですけれど
も、私は、これまで市民の皆さんからいろい
ろな御意見寄せていただきたいと思
いまして、アンケートのような形で御意見寄
せていただきました。

一部ではありますが、紹介させていただくと、
地域の五つの自治会が共同で使っている今の公

民館、これ温泉に併設された別府ならではの公民館なんですけれども、とても狭くて、駐車場が1台もなく不便だと。支援学校の跡地を地域の集まりの場や避難場所として活用できないかという御意見。また、野口小学校跡地のように集会室や会議室など、市民が利用できる触れ合い広場的な場所にできないか。市内の体育館も二つなくなったので、体育施設として使えないかといった御意見や、この地域には児童館がない。赤ちゃんから高齢者まで集える場所が欲しい。外国籍の方も含め、誰もが出入りできる文化交流の場にしてほしいなど、地域の方が集まる場所としての活用を望む声が多かったです。

そのほか、障がい児・者や医療的ケア児・者の避難場所として自家発電施設を備えた防災拠点にしてはどうか。卒業生もたくさんいるので、障がいを持っている方たちが、ここの場所のための、ここを福祉避難所にしたり、あるいは防災教育や障がいについて勉強する拠点、障がいのある人たちが余暇を過ごす場所もないので、そういう場所にできたら、障がいのある方たちも安心して来ることができるんじゃないか、そういう声もいただいています。地域に必要な機能の充実、望む声が多いなと思います。

いろいろな御意見ありますので、もちろん全ての要望に応えることはできないと思うんですけども、私なりに整理しますと、共通しているのは、地域の誰もが安心して集い、支え合える拠点をつくりたいという願いだと思います。地域のつながりを深めて、こどもから高齢者まで、障がいのある人もない人も共に過ごせる場づくり。支援学校の跡ですと、いろんな教室もたくさんありますし、可能ではないかと私は思うんです。

私自身、こうした地域の声に耳を傾けながら、南石垣支援学校跡地は、単なる土地の再利用ではなくて、人が関わって地域の活力を生み出す複合的な公共空間として、えんがおに似たような活用ができるんじゃないか、そういう形でいかしていただきたいという思いを持っています。

また、一方で、もう一つの私の案なんですけれども、別府市には、全国的にも知られる県立

竹工芸訓練センターがあります。毎年定員を超える応募があつて、今年度は定員12人に対して20名の応募がありました。約8割が県外からの志願者です。定員12人に対して、昨年度は応募者が29名、その前の年は27名、2022年度は24名と毎年2倍以上の倍率なんです。平均年齢30代前半、6割以上が毎年県外者です。県立の専門校が定員割れする傾向にある中で、竹工芸訓練センターが人気が高いのは、伝統工芸への関心と将来性への表れではないかと思います。

竹工芸の関係者の方から、こんなに希望があるなら、是非定員増やしてほしいという御意見いただきまして、私は、2022年の商工観光労働企業委員会の中で質問したことがあります。定数を増やせないかと言いましたら、そのときの答弁は、今の定員人数がキャパシティ的に最大だと。ほかに設備を整備しないといけない状況だというような答弁でした。なんですけれども、南石垣支援学校跡地は市街地にあつて、敷地も建物も広く、交通の便もよく、竹工芸の展示や体験、児童館などとの併設にも適した立地だと思います。

もしこの場所に竹工芸訓練センターを移転、拡充できれば、こどもたちが日常的に竹文化に触れて、地域住民も工芸に親しむことができる。こどもたちが地域の文化に誇りを持つことができる。そういう貴重な学びの場になると思います。県外からの研修者も訪れることで、観光や地域経済の活性化にもつながる可能性があると思います。

地域の方々からは、あの支援学校に入ったことがないので、入ってみたいという声もいただいています。知事は、県民との対話を大事にしていってほしいと思いますので、県政ふれあい対話をこの校舎で開催できないか、知事が地域の皆さんの御意見を、市と一緒にしてもいいと思うんです。直接聞いていただくことできないかと思います。

活用方法を検討する間は、臨時的にワークショップなどに利用できるようにして、市民の方が活用しながら、さらに意見を出し合つて、こ

ういうふうを活用してほしいっていうふうな知恵を出し合う、そういうことが大事なんじゃないかと。みんなで自分たちの住む地域について考え合うことによってつながりを深めていく、それが地域づくりになっていく。コミュニティをしっかりとしたものにしていくことにつながるのではないかと思います。

跡地の活用についていろいろと提案させていただきましたが、いずれにしても、地域住民の皆さんの御意見よく聞いて、別府市とも協議しながら検討していただきたいと思います。

そこで、南石垣支援学校の跡地についてどのように考えているのか、教育長の見解を伺います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

遊休県有財産については、県有財産売却等推進計画に基づきまして、まずは、県庁内の全部局で構成する県有財産利活用等検討委員会において、県による利活用を検討することとされており、活用策の提案はありませんでした。

次の段階として、地元市町村による公用、公共用の利活用を優先することとされています。特に本県は、昭和62年に別府市立養護学校から県立の養護学校へと移管された際に、土地の大部分、4分の3程度ですけれども、大部分と建物の一部を別府市から寄附を受けまして、用途廃止時には返還することとされており、既に別府市に検討を打診したところであり、現在、市において検討が進められているものと考えております。

なお、地域住民のニーズについては、広域的調整を行う県よりも、より地域に密着した地元市において調整いただくのが望ましいと考えており、議員の御提案も含め、有効に利活用されることを期待しているところであります。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 私、今年の3月から3回ほど文教警察委員会で今のような、是非意見聞いて、いかしていただきたいっていう、地域の皆さんの声、聞いていただきたいっていうことを言ってきたんですけれどもね。今答弁されたようなことで

したよね。それでいいのかと思うので、あえてここで一般質問で取り上げたんですね。

検討委員会で県で希望を募ったんだけど、何にもなかったって。だから、別府市に今言っていますと。別府市は今から、やっと資料が届いたので検討段階に入るみたいなんですけれどもね。今、県が持っていて、それをもう何もありませんでいいんですかねと私は思うんです。

私なりにもう一つ案、考えてみたんですけれどもね。

まず、公民館の狭さや駐車場の問題、地域住民としては切迫した要望だという意見や、子ども食堂、サロンなど、居場所として活用できないかと。そういう身近なことは別府市として考えていただくっていうことでもいいと思うんですけれども、広いので、一部は県が活用するっていうことも考えていいんじゃないかと思っています。

もう一つの案として、これもちょっと答弁お願いしたいんですけれども、若い世代の居場所、生涯学習の場にできないかっていう思いがあるんです。といいますのも、大分県議会の広報委員会として、ユースモニター制度をつくって、若い皆さんと意見交換の場を持っています。これ2023年度のユースモニターの方からこういう意見があったんです。公設民営のユースセンター設置をと。こどもたちや高齢の方の生涯学習の場はたくさんあるんだけど、若い人たちにそういう場がなかなかないんだっていうんですね。午前中は老人会など、地域の方が活用し、午後は若者の場として、同じ空間を共有することで地域や人とのつながりが強化され、まちおこしを行う際に若者と協働することができたり、若者が起業したいといったときに大人の協力を仰ぐことができたり、そういう世代を超えた協力が可能になるんじゃないかという御意見なんです。

今年のユースモニターの方、今日も午後あるんですけれどもね。その方からも、コワーキングスペースやライブハウスなど、若者が集まって交流できる場所、学んで楽しめる生涯学習の場を求めるような声がありました。

今回、市民の方からいただいた意見の中にも、不登校や貧困などで事実上学ぶ権利を奪われたままの子どもたちや若者たちの多様な学びの場に行かないかといった御意見や、特性や疾患などから社会になじめず、行政に距離を持ちがちな市民のための語らいの場が必要だなどの御意見もあります。

ユースモニターの方と話す中で、大分県、何で、どうしたら若い人たちがもっと住んでくれるかっていう話のときに、遊ぶところが少ないって意見あったんです。遊ぶってどんなこととして遊ぶんだろうってちょっと意見出し合ったんですけれども、竹工芸だとか、温泉だとか、自然だとか、そういう大分県のよさをもっと若い人たちに知ってもらわなければならないかなと。温泉巡りでもいいし、サクラソウを守る活動をしている人たちも高齢化してたりしてね、そういうところに若い人たちが、参加してもらってもいいし、何かそういう生涯学習の場を通して、若い人たちが大分県に誇りを持って語ることができたり、SNSでどんどん発信してくれたりするようになると大変いいんじゃないかと。若い人たちが、集まってきてくれるんじゃないかという思いもあるんですね。

この点について、生涯学習の場、若い人たちの生涯学習の場としては、やっぱり県が考えるべきじゃないかと私は思うんです。県に1か所ぐらいそういう場、この別府の跡地に造ろうよということを考えてもいいんじゃないかと。

それともう一つ、市とやっぱり協議していただくことも大事だと思うんですけれども、市にあっていう場合には、売却ではなくて、移管なのか、さきほどちょっと、もともとは別府市だったっていうお話ありましたけれども、市にあっていう場合にはどういう形になるのか。別府市に丸投げみたいなことではなくって、別府市と一緒に考えるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 今、猿渡議員から新たな御提案をいただきましたけれども、私ども教育委員会が所管している生涯学習、社会教育については、

今、議員御指摘のとおり、若い世代の参加が少ないというのが一つ課題になっておりまして、公民館活動も、実際の参加者は高齢者が主体になって、若者をいかに取り込むかということは今課題として取り組んでいるところであります。

逆に県下各地にそういった生涯学習の場、社会教育の場というのは、公民館が中心に、場所的にはたくさん確保されてて、そこがもうちょっと工夫をして、若者を引きつけるような、ソフトの部分の努力をしていかなければならないと。今ある南石垣支援学校のような大きな施設が、このユースセンターとして必要かということでは検討する余地があるのかなというふうに考えております。

ほかにも、さきほどお話がありましたように、コワーキングスペースとか、若者が集いやすい場というのは、最近どんどん増えてきておりますので、そういったことも含めて、この若者の生涯学習の場について考えてみたいと思っております。

それから、別府市へのこの譲渡ですけれども、これも県有財産売却等推進要綱というのがございまして、寄附された土地については無償で返還するということになります。その他の部分については、利用目的によって減免をしたりして、要は売却という形になります。基本的には、別府市のほうで、一応年度末までに返事をいただくということで検討をお願いしているところであります。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 若い人たちが、例えばバンドの練習したりとか、みんながみんなドラム買ってもらえるわけでもなく、エレキギター買ってもらえるわけでもなく、ピアノ買ってもらえるわけでもなく、そういう防音施設があって、バンドの練習したりする場を造っているところもあるんですね。明石市とか、見に行ったことがありますけれども、そんな、ダンスの練習したり、そういう場をやっぱり造ってもいいんじゃないかというふうに思いますし、いろんなところでそのような活動ができるような、中身を工夫するっていうことも必要だと思いますので、是非、知

事、ふれあい対話持っていただいて、市と一緒に
なって意見聞いてもいいと思いますので、今、
教育委員会の答弁なんですけれどもね。教育委
員会が持っているから。幅広くいろんな活用方
法を考えていただければと思います。

では、次の質問に移ります。化学物質過敏症
についてです。

まず、この化学物質過敏症ですけれども、柔
軟剤や合成洗剤などに含まれる香料や抗菌、消
臭成分などの化学物質によって起こるわけです
ね。芳香剤や消臭除菌スプレー、制汗剤など
によっても起こります。頭痛や目まい、吐き気や
倦怠感、集中力の低下、せきや目や喉の痛み、
アレルギー症状など、大変深刻な体調不良に苦
しんでいらっしゃる方々がいらっしゃいます。
症状が重い場合は失神に至ることもあり、買物
や仕事、外出さえ困難になるなど、日常生活に
大きな支障を来しているということで、私も直
接その苦しんでいらっしゃる方々からお話伺
いました。

柔軟剤などに使われる香料には、香りを長く
保つためのマイクロカプセルが含まれ、このマ
イクロカプセルがくせ者なんですけれども、衣
類や寝具などに付着して残留する特徴があると。
そのために、ほかの人の衣類や持ち物を通じて
化学物質が拡散し、家庭や職場、医療機関や介
護施設などでも影響を受ける可能性があるとい
うことなんです。いわゆる香害、香りの害と
書いて香害と呼ばれる問題です。

化学物質過敏症は、障害者差別解消法におけ
る合理的配慮の対象となり得ることが2017
年の国会答弁でも示されています。また、独立
行政法人国民生活センターは、柔軟剤のにお
いに関する相談を受け、業界事業者に香りの強
さの目安に関する表示方法の指針等を設けるよ
う要望するとともに、行政に対しても適切な使
用方法について、消費者への周知啓発を求め
ています。

こうした中、消費者庁や環境省等は、啓発ポ
スターを作成し、ホームページなどで注意喚起
を行っており、また、福岡県など、都道府県
でも化学物質過敏症の症状や原因物質を紹介して、

県民への理解促進に取り組んでいる都道府県あ
ります。県内では、別府市や国東市でも同様の
一定の取組を行っているようです。

一方で、過敏症の方々が入院や介護を受ける
際に安心して入院できないとか、介護サービス、
自分は受けられるんだろうかと。救急車に乗っ
て大丈夫なんだろうかと、こういう不安の声
が寄せられています。実際に歯医者さんでタオル
かけてくれますけれども、このタオルのにお
いがもう駄目だったということや、病院でお医
者さんに自分は過敏症だと伝えているのに、看
護師さんのおいが駄目だって、もう苦しんだ
というような経験をお聞きしました。

また、災害時に過敏症であることにより避難
所での生活にも不安を抱える方は少なくありま
せん。化学物質過敏症は、花粉症のように誰
でも発症の可能性があり、誰もが当事者になり
得る問題です。過敏症の方が安心して過ごせる
ように、県民の理解を広げ、合理的配慮を求め
ていくべきだと考えます。

そこで、化学物質過敏症について、県の認識
とその対応について、生活環境部長に伺います。
大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えいたします。

国によりますと、化学物質過敏症については、
現状では、その発症メカニズムなどに未解明な
部分が多いとされており。柔軟仕上げ剤の
においに関する大分県内の消費生活センターへ
の相談については、昨年度は1件、過去5年
では9件ございました。県内でも頭痛や目まい
などの症状で困っている方がおりますことから、
県民に、理解し、配慮していただくことも必要
と考えております。

このため、県では、消費者庁や厚生労働省等
が連名で作成しましたポスターがござい
ます。このポスターを掲示することにより、柔
軟剤などの適切な使用や周囲への配慮につ
いて啓発を行っておりまして、今後は、ホ
ームページなどでも周知していきたいと考
えております。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 福祉保健部長に再質問で一つ伺
いたいですけれども、さきほど言いましたように、

医療や介護を受けることが不安だという声は切実で、やはり安心して受けられるようにしなければならないと思うんですけれども、医療や介護の現場にしっかり理解を広げて協力いただくことが大事かと思いますが、この点いかがでしょうか。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

さきほど答弁で言われました、啓発ポスター等は、医療機関や高齢者施設等にもしっかり届いておりますし、県も協力しております。また、看護師等の制服とか、あと、入院のベッドの寝具とか、そういったものを外部委託して洗濯をしているような場合には、そういう柔軟剤等を無香料のものをやるというようにやっているところもあるということで、配慮されているところが多いとは聞いております。

また、実際に入院する際、あるいは病院に初診の際の間診のとき、あるいは高齢者施設を利用する際にケアマネがケアプランをつくるような聞き取りの際に、そういうアレルギーがあるかどうかとかお聞きする際に、そういう香料、化学物質の過敏症っていう趣旨のお申出があれば、適切に個別の配慮を行うということは当然のことであろうかと思っておりますので、そういった配慮は当然合理的配慮としてなされているものと考えておりますが、実際に申出があれば個別に対応するという趣旨で今後も県としても対応してまいりたいと考えてます。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 ユニホームとかは大丈夫だったとしても、下着とかは自宅で洗濯するわけですよね。だから、そういう影響もあるかと思うんです。是非研修会なども持っていただいて、広く知っていただいて、対応いただけるようにしていただきたいと思っております。

学校現場での対応について質問します。

こどもに化学物質過敏症の発生は見られます。日本臨床環境医学会などの調査によると、小・中学生の約1割が香害による体調不良を経験しているとされます。教室や職員室、体育館などでは消臭剤や芳香剤の使用、柔軟剤や整髪剤の香

りなどの化学物質が存在し、過敏症のこどもにとっては、これが頭痛や倦怠感の原因となって授業に集中できない、学校に通えないといった深刻な影響を及ぼしています。不登校の原因にもなっている場合もあります。

しかし、さきほどと同様に、学校現場でもまだ十分に理解が進んでおらず、当事者や保護者が訴えてもなかなか伝わらないと。先生からもらってきたプリントがにおいがついて大変だということもあるそうです。

県として、実態を把握するための調査も必要だと思います。全ての保護者を対象にアンケートを実施し、学校生活の中で体調不良を訴える生徒がどの程度いるのか把握し、その結果を踏まえて、学校全体で配慮できるガイドライン作りを進めていくことが必要だと思います。是非この点、学校現場でどのように取り組んでいくのか、教職員が基本的な知識を持って、研修の中で知っていただくことも大事かと思っておりますが、いかがでしょうか。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

学校における化学物質過敏症への対応は、四つの視点から体系的に進めているところであります。

一つ目は、教職員の理解と認識の向上です。養護教諭研修や校内での教職員研修等を通じて過敏症の正しい知識と個別配慮の具体策、緊急時の対応等を周知徹底しています。

二つ目は、校内環境の管理と改善です。

学校薬剤師による教室等の清掃用品などに含まれる化学物質の量の把握や定期的な換気を徹底するなど、安全な環境確保に努めています。

三つ目は、過敏症のある児童生徒への個別の配慮です。

各学校の個別相談体制を強化し、学校医や関係機関と連携して、個別の症状に応じた適切な支援を講じています。

四つ目は、全校的な啓発の推進です。

児童生徒や保護者に対し、柔軟剤等の過度な使用が他者の健康や学習環境に深刻な影響を与えかねないことについて理解を促し、必要な配

慮の重要性を朝礼や保健便り等を通じて周知啓発しています。今後も引き続きこれらの取組を通じて、全ての児童生徒が安心して健康に学べる学校環境の整備に努めてまいります。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 是非プリントなりタブレットなりで全家庭に化学物質過敏症の深刻な被害があることを知っていただくようにということも進めていただきたいと思ひますし、調査についてはどのように取り組んでいくのでしょうか。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 保護者アンケートに代わるものとして、学校では、毎年、学校保健安全法に基づいて保健調査票を保護者に配付し、児童生徒の身体面で配慮することや学校生活で気をつけること等について記入をしてもらっております。その中でこの柔軟剤の香り等に過敏に反応する児童生徒を把握した場合は、養護教諭等が詳細な聞き取りを行い、個々の児童生徒の症状や学校の施設設備体制等に応じて適切な配慮や対応を行うこととしております。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 全体的な保健調査票というよりも、化学物質過敏症に対しての調査を行うことにより、そうでない家庭にも知っていただく、それが周知にもつながるんじゃないかと思ひますので、答えていただくのは、うちは過敏症なんだという方が答えていただければ、どのくらいの生徒さんいるかっていうことが把握できますのでね。是非その過敏症に対してのそれ独自の調査を全てのこどものところに届くように、家庭に届くような形で取り組んでいただきたいと思ひます。

このマイクロカプセル、マイクロプラスチックですので、環境にも非常に深刻な影響を与えます。

知事、一言何かいただけませんか。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 化学物質も非常に重要な対応だと思ひますし、また、マイクロプラスチックで海洋汚染等、大変今問題になっておりますので、いずれもさきほどの答弁も申し上げましたけれど

も、しっかり取り組みさせていただきたいと考えております。

大友副議長 以上で猿渡久子議員の質問及び答弁は終わりました。木付親次議員。

〔木付議員登壇〕（拍手）

木付議員 おはようございます。18番、自由民主党の木付親次でございます。執行部の皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からも、佐賀関大火災、お亡くなりになられた方、そして、被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

県当局におかれましては、手厚い支援をよろしくお願ひいたします。

それでは、最初に、観光振興についてお尋ねいたします。

令和6年の大分県の日本人及び外国人を合計した延べ宿泊者数は過去最高となりました。そして、外国人宿泊者数も過去最高を記録しました。また、大分空港では、大阪・関西万博の開幕に合わせ、大分ハローキティ空港が開港し、今年度末までこの愛称が使われます。国際線も大分ーソウル線が週7便、大分ー台北線が週2便就航しており、インバウンド誘客の強化も図られています。正に観光県おおいたが花開こうとしております。

本年3月に策定された第5期日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略によりますと、大分観光を次のステージに引き上げるため、地域と旅行者の相互理解による地域生活、環境、文化の構築や多様化する旅行ニーズに対応する受入れ環境の整備、人材の確保、育成を重視した地域経済の安定的な成長、地域素材の磨き上げ、選択と集中による戦略的な誘客、県観光推進体制の強化といった取組が掲げられています。

しかし、持続可能な観光振興を行うには多くの課題もあります。国は、令和12年度に訪日客6千万人、消費額15兆円を目標に掲げています。また、訪日外国人の宿泊者数を三大都市圏と地方で同水準にする目標も掲げる見込みであり、そのためには、地方の宿泊者数を2倍にする必要があります。

令和6年の空港からの入国外国人の合計は約

3, 622万人ですが、そのうち主要7空港、羽田、成田、関空、中部、新千歳、福岡、那覇と仙台空港の合計は3, 481万人として、率として実に96%を占めており、それぞれの地方空港は141万人、4%にすぎません。訪日客6千万人を達成するためには、地方空港への入国者数を大幅に増やす必要があります。大分空港もその一つであります。訪日客の受入れ体制が十分とは言えないのではないのでしょうか。さらなるインバウンド需要の獲得に向けた県内の受入れ体制強化が求められていると考えます。

他方、近年、インバウンドの急激な増加等に伴い、国内で問題となっているのがオーバーツーリズム対策です。

先般、自民党の調査会で京都府に行きましたが、京都府では、京都市に集中する観光客をいかに周辺部に誘導するかが課題のようでした。大分県においても、地域によってオーバーツーリズムへの対応が必要ではないかと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。こうした課題への対応を含め、今後、本県の観光振興にどのように取り組んでいくのか、御見解を伺います。

〔木付議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの木付親次議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 木付親次議員の観光振興についての御質問にお答えを申し上げます。

人口減少社会において、交流人口の拡大に寄与をする観光は、地方創生の切り札として、地域経済を牽引していく重要な産業でございます。今年度からスタートしました第5期ツーリズム戦略に沿って、観光振興に力を入れているところでございます。

特に増加が著しいインバウンドは、観光消費額も高い傾向にあります。その受入れは極めて重要でありまして、インバウンド対策としましては、次の2点が必要というふうに考えております。

一つ目は、観光コンテンツの磨き上げでございます。温泉をはじめ、自然、歴史、文化、芸

術、食など、県内各地の魅力的な地域素材をブラッシュアップをして、さらにそれを活用したアドベンチャーツーリズムなど、インバウンドに人気の高い体験プログラムの高付加価値化を積極的に支援をしております。

二つ目は、海外に向けた情報の発信でございます。

今年3月にリニューアルしました多言語観光情報サイトに加えまして、市場動向やデータ分析を踏まえた効果的な情報発信や観光カード等を活用したプロモーションの展開など、戦略的な誘客をさらに進めてまいります。

一方で、近年のインバウンド増加に伴い、県内の一部地域では、オーバーツーリズムの兆候が見られております。観光の質と地域住民の生活環境との調和を図ることが課題となっております。オーバーツーリズム対策としましては、まず、別府や由布院に集中する観光客に周辺地域へ足を延ばしてもらう取組が必要であります。そのため、大阪・関西万博を契機に再発見をしました地域資源を生かして、それらをつなぐことにより、県内各地を幅広く巡る広域周遊観光の取組を促進をしております。

さらに旅行者が訪問先の自然環境に配慮して、住民の生活や文化等を尊重した行動を取るための責任ある観光の取組を推進することで、持続可能な観光の実現を目指します。

加えて、これらの取組を進めるために、県観光の旗振り役でありますツーリズムおおいの体制強化も欠かせないところでございまして、県や市町村、観光関連事業者等がしっかり連携をして、オール大分で観光振興を推し進めてまいりますというふうに考えております。

こうした取組を着実に進めまして、多くの旅行者が繰り返し大分県を訪れ、また、インバウンドをはじめとしまして、新規の旅行者も増えていき、地域が元気になって、県経済に好循環をもたらす、住んでよし、訪れてよしの持続可能で豊かな観光地づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 どうもありがとうございました。

来年の1月27日に、九州観光振興大会ございます。知事も出席していただけるようになっております。九州の観光の関係者300人ぐらいが出席の予定でありますので、是非大分の観光、しっかりとアピールしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

先日、国東で開催された日本風景街道に関する講演の中で、我が国は観光振興に必要な4要素、気候、自然、食、文化が全て備わっており、フランスと並んで世界でもまれな存在であるということでありました。そして、インバウンド市場のトレンドとして、個人旅行の割合が増加していること。モノ消費からコト消費に移っているという話がありました。これは正に大分県にぴったりと当てはまることだと思います。付加価値の高いアドベンチャーツーリズムは、大分の自然、文化、アクティビティを十分にいかせる観光形態です。しかし、課題もあります。多言語を話せるガイドの養成と宿泊施設です。大分県でも、アウトドアガイド認証制度が始まりましたが、これからだと思います。アドベンチャーツーリズムにどのように取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

大友副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えします。

豊かな自然や歴史、文化を誇る本県にとりまして、アドベンチャーツーリズムは地域ならではの自然や文化を深く体験できる魅力的な観光コンテンツだと考えております。

アドベンチャーツーリズムの推進に当たりましては、地域の魅力を深掘りし、コンテンツの付加価値を高められるガイドの養成と宿泊施設の確保が大変重要となります。

令和5年に11名でスタートいたしましたアウトドアガイド認証制度は、現在45名のガイドが登録されておりまして、安全講習やガイド間交流による資質向上に努めております。多言語対応可能なガイド人材の確保、育成など、裾野の拡大とスキルアップが求められております。

県では、新たな層の参入を促進するため、トップガイドを招いてロールモデルを紹介するセミナーを9月に開催したほか、今月には国東半

島をフィールドに原則英語を使用する実践型研修の開催も予定しております。また、コンテンツに併せて、まだ知られていない地域の宿泊施設を紹介するなど、新たな需要を取り込むための取組も重要であります。

実際にオーストラリアの団体が、杵築市山香町の風の郷という宿がありますけれども、4泊して国東半島を歩いて旅するというツアーも再考されておりました、来年以降も計画があると聞いております。

議員の皆様には、アドベンチャーツーリズム条例制定など、心強い後押しをいただいております。そうした御支援も力にしながら、アドベンチャーツーリズムの推進にしっかりと取り組んでまいります。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 アドベンチャーツーリズム、本当に観光形態だと思います。でも、なかなか形に見えない。私も国東とか姫島行きますけれども、歩いているのもなかなか出会うようなことがないようですので、是非アドベンチャーツーリズム、もっと宣伝といいますか、アピールして、大分県にアドベンチャーツーリズムありと、そういう心構えでやっていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、中小企業のDXについてお尋ねいたします。

本年の中小企業白書では、中小企業におけるデジタル化、DXの取組段階について、デジタル化がほとんど進んでいない状態である段階1から段階4までの四つの段階に分けられています。令和6年度の調査では、段階1の企業は12.5%で、令和5年度調査の30.8%から大きく減少しており、デジタル化に取り組んでいる事業者は増えていると言えます。一方、段階4のデジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる企業は、令和5年度は6.9%であるのに対し、令和6年度は3.2%と、増えていません。

白書では、デジタル化に取り組めていない中小企業も一定数存在しており、DXの実現に向け、さらなるデジタル化の進展が期待されると

しています。また、デジタル化の取組の効果について、売上面、コスト面、人材面に好影響を及ぼしている可能性がうかがえるとも示されていることから、さらなる取組が求められると言えます。

次に、県内企業の状況を見ますと、県の令和7年度春の500社企業訪問調査におけるDXの取組への回答では、文書の電子化、ペーパーレス化や会議のオンライン化等が5割程度となっているものの、AI、IoT等の先端技術の活用は24.2%、データの戦略的活用は11.3%となっており、売上面、コスト面、人材面での効果が見込まれるDXへの移行はまだまだ道半ばと考えられます。また、12.9%の企業では、取組なしと回答しており、全く取り組んでいない企業も存在しています。

中小企業は、人材不足、物価高、人件費の上昇など、厳しい経営環境に直面していますが、このような中でこそ、デジタル化による労働生産性を高める経営に転換していくことが必要であると考えます。

しかしながら、どのシステムツールを使えばやりたいことが実現できるか分からない、資材高騰に伴う利益圧迫の影響でコスト負担ができない、専門家に相談したいがどの程度コストがかかるか分からないなど、中小企業がDXに取り組むことは容易ではありません。DXを進めるためには、きめ細かな対応が求められるところです。

そこで、県内中小企業の現状を踏まえ、県として、中小企業のDXをどのように支援していくのか、商工観光労働部長に伺います。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、県内中小企業のDXの取組状況は様々であるため、県は、事業者の取組段階に応じた支援を実施しているところでございます。まず、取組の初期段階にある事業者に対しましては、DXコーディネーターによる課題整理や方針策定のための伴走支援を実施しているところであります。比較的低廉なデジタルツールの導入を希望する企業に対しては、導

入経費の補助や導入後の定着支援を行っておりまして、これまで225者に対して支援しているという状況でございます。

また、さらなる業務効率化やDXの推進に向けたデジタルツールの導入を希望する事業者に対しては、国の補助金に県独自の上乗せ支援を行っておりまして、これまで56社に対しまして実施しているところでございます。さらに次の段階としまして、データに基づく企業経営を目指す事業者に対する支援については、経営とデータ活用の知識が必要になるため、商工団体等の職員を対象にデータ経営支援者の研修を行っておりまして、これまで67名を育成しているという状況でございます。

加えて、データだけじゃなくて、AIも大変重要でございまして、AIの活用の支援も進めておりまして、専門人材を配置し、現在27者に対して相談、伴走支援を行っているところでございます。今後とも企業の現状に応じた支援を実施しまして、中小企業のDXを着実に後押ししていきたいと考えております。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 さきほどお話ししましたように、取組なしが12%ございます。小規模事業者が多く加入する商工会、こういうところを通じて、是非小規模事業者への支援もお願いするところでありまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、半島振興についてお尋ねいたします。

半島振興を図るため、昭和60年に10年の時限立法として半島振興法が制定され、国、地方公共団体による各種支援措置、施策が講じられていますが、依然として半島地域は厳しい状況にあることから、本年3月に、4度目の法期限延長が行われ、内容の充実が図られました。

半島地域は国土の保全、多様な文化の継承、自然と触れ合いの場、機会の提供等、重要な役割を担っていると同時に、海、山、里の多様な資源に恵まれ、独自の歴史、文化を持ち、優れた自然景観などの観光資源に恵まれています。

大分県では、半島振興対策実施地域として、国東半島の国東市、杵築市、豊後高田市、日出

町が指定されていますが、この国東半島も六郷満山文化、世界農業遺産、峯道ロングトレイルなど、多くの文化や自然に恵まれているところです。一方、三方を海に囲まれ、平野に恵まれず、幹線交通体系から離れているなど制約があることから、産業基盤や生活環境の整備について、他の地域に比較して低位にあり、人口減少、高齢化が進行するなど、厳しい状況にあります。

今回の半島振興法の改正では、法目的に、半島防災及び地方創生、半島地域の役割に、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用が追加され、地域の創意工夫をいかにすることと多様な主体の連携には半島地域以外の関係人口が含まれることが明記されました。また、新たな基本理念が規定されることになり、その中で地方創生、魅力の増進、半島防災・国土強靱化の三つの観点が掲げられています。

このうち、地方創生への観点では、地域の課題を提示し、これらを改善して自立的な地域社会を実現することを目指すとしています。

同様に、魅力の増進の観点では、半島地域の役割、特性を強みと捉え、その魅力の増進を目指すこと、半島防災・国土強靱化の観点では、孤立しやすい半島の地理的特性を踏まえた防災を半島防災と位置付け、国土強靱化理念を踏まえた施策の着実な実施を目指すことがうたわれています。

さらに基本理念にのっとり、国は、総合的な施策の策定、実施、県は、振興に必要な施策の策定、実施のほか、市町の援助を行うよう努めるといった責務に関する規定も新設されたところです。

特に、私は、能登半島地震を踏まえ、半島防災にさらに取り組むべきと考えます。国東半島は、国道が海岸部を走っており、また、半島中央部から放射線状に延びる谷が多いことから、交通の遮断や孤立集落の発生が心配されています。加えて、産業技術総合研究所の調査によって、国東半島沖に海底活断層が発見されています。

そして、何より、人口減少を食い止める地方

創生も大切だと考えます。

そこで、法改正も踏まえ、今後、県として半島振興にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

この10年間の半島振興計画を振り返りますと、関係の4市町に約3千人が移住するなど、一定の成果を上げてはいますけれども、人口減少と高齢化は今後さらなる加速も見込まれますので、今年度内に策定いたします次期計画では、地方創生に資する施策に重点を置いて策定することとしております。

まず、社会増に資する移住定住策に加えまして、子育て世帯への重点支援や遠隔教育の環境整備など、自然増対策も講じてまいります。また、高齢者の移動や買物等の生活支援策を関係自治体と共に現在協議しているところでございます。

さらに、峯道ロングトレイルの情報発信でありますとか、くにさきオイスター等、地元製品のブランド力向上など、総合補助金をこれまで以上に活用いたしまして、半島各地の魅力を高めてまいります。

加えまして、昨年の台風第10号の災害によりまして、必要性が一段と増しました安岐ダムの再生や半島内に今、約170ほどございます孤立可能性集落に通じる道路での落石や土砂崩壊を防ぐため、法面対策などのいわゆる半島防災の視点も新たに計画に盛り込むこととしております。

先日、成功裏に終了しました国東半島芸術文化祭で、しっかり国内外に発信されました半島独自の、これはかけがえのない自然や文化、歴史などをしっかり未来に引き継ぐため、地域の方々と力を合わせまして、持続可能な国東半島の地域づくりに努めてまいります。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 今、部長のほうからお話がありました国東半島芸術文化祭、ラバーダックですね、国東市の人口よりか多くの人が見に来て、もうすごい反響だったと聞いています。それに伴い

まして、近くの売店とか食事処とかも大変潤ったということを聞いていますので、また引き続きよろしくをお願いします。

そして、やっぱり半島振興というのは一部局には限らず、もう全庁挙げた各部署が必ず関わるようなことでありますので、その点も県庁の皆さんにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、社会インフラの老朽化対策についてお尋ねいたします。

道路や河川など社会インフラは、県民の安心・安全な生活を確保し、持続可能な社会を築く上で重要な施設であり、これらの機能を維持し、効果を発揮し続けるためには、老朽化対策は喫緊かつ重要な課題です。

社会インフラは、高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多く、建設から相当な日数を経過しているものが増加の一途をたどっています。

10月末の新聞には、「九州 朽ちる交通路」という見出しで、九州7県3政令市が管理する橋とトンネルの約3割が、昨年3月末時点で劣化が顕著となる築50年を経過している旨の報道がありました。

また、国によれば、令和22年には全国の道路橋の約75%、トンネルの約52%が建設後50年を経過するとされています。老朽化が進行すれば、八潮市道路陥没事故に見られるよう、生命・財産を失う大規模なインフラ事故を引き起こしてしまいます。さらに、今後、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化や南海トラフなどの巨大地震に伴う大規模な被害への懸念が高まる中で、社会インフラの老朽化が加速度的に進行すれば、これまで以上に甚大な被害を引き起こす可能性も示唆されているところです。

このような中、先日、知事からクラサスドーム大分の開閉式屋根の復旧工事を行う旨の発表がありました。ワイヤロープの老朽化により、可動屋根の開閉を停止したことで、広域防災拠点としての機能が十分発揮できるか危惧しているところです。さらに、予定されていたスポーツイベントが天候不良により急遽中止されるといった事案もあったと聞き及んでおり、老朽化

の問題が利用の在り方まで影響を与えています。

こうした状況から、県土の強靱化を最重点課題の一つとして取り組む本県では、社会インフラの老朽化対策も加速させなければならないのではないのでしょうか。とはいえ、予算は限られています。国では、施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じる事後保全で対策を行った場合、令和30年度には、最大12.3兆円を要するのに対し、不具合が発生する前に対策を講じる予防保全で対策を行った場合では、最大6.5兆円と約5割削減されます。一旦、予防保全への転換を促しております。

そこで、本県の社会インフラの老朽化対策について、これを今後どのように取り組んでいくのか知事に伺います。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 社会インフラの老朽化対策についてでございますが、社会インフラの老朽化は、進行すれば機能の低下や停止によりまして、住民生活や社会経済活動に大きな影響を与えるとともに、復旧に多くの時間と費用を要します。

本年1月に発生しました埼玉県八潮市の道路陥没事故では、人命も失われました。また、下水道の使用制限等により、約120万人の方々に影響が及び、現在も本格的な復旧には至っていないというふう聞いております。

県内においても、近年、一部の道路や港湾施設などでひび割れや陥没が発生するなど、老朽化の影響が表れてきております。

そのため、県では橋梁やトンネルなどの主要な社会インフラについて、長寿命化計画に基づく定期的な点検、診断を実施し、必要に応じて早期に補修を行うなど、予防保全型の老朽化対策に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、今後、建設から50年を経過する社会インフラが急速に増加しまして、重大な事故や損傷を引き起こすリスクが高まることから、より一層の効率的かつ効果的な老朽化対策の取組が必要となっております。

例えばドローンによる空撮とAI画像解析を用いた防波堤点検や走行型のレーザー計測によるトンネル点検、三次元データなどを用いた補

修工事のICT施工など、様々な先端技術を積極的に活用してまいります。

さらに、技術職員が不足する市町村への支援として、JRとの協議が必要な跨線橋の点検を県が一括で発注しているところでもあります。トンネル点検の追加も検討しているところであり、引き続き市町村と連携した取組を推進してまいります。

また、議員から御指摘のありましたクラサドーム大分では、屋根の補修方法の検討が、この秋に完了いたしました。国の支援措置を考慮いたしますと、現状の状態での安全のために固定する場合よりも、実質負担額が、開閉機能を持たしたほうがむしろ小さくなるということも期待できるという試算となっておりますので、開閉機能を維持することを予定しているところでございます。

多くの競技団体からも要望いただいておりますし、また、防災の観点上、必要でございますので、できるだけ早い復旧を目指してまいります。

こうした対策を着実に進めるためには、安定的な財源が不可欠でございます。さきほど、国からの支援ということも申し上げましたけれども、国に対しまして、あらゆる機会を通じて、国土強靱化対策関連など、必要な予算の確保を要望してまいります。

今後も、社会インフラの機能を将来にわたり持続的に発揮できるよう、老朽化対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 インフラ整備というのはやっぱり技術者もいるんですよね。やっぱり県はある程度の技術者は抱えています。市町村、特に専門の技術者が少ないということで、今回、国東の災害に対応するのやはり国東市では技術者不足が言われているところでもあります。

是非、その点も考慮しなければいけないんだと思っています。

では、今般、国の経済対策では、自然災害やインフラ老朽化等の危惧から、国民の生命と財産を守るため、令和の国土強靱化として、4兆

円余りの予算案が示されたところです。

これを踏まえ、本県でも一昨日、国土強靱化対策公共事業として、約150億円の補正予算を追加提案する旨の発表がなされました。昨年度の国土強靱化5か年加速化対策事業には、2月補正予算での計上であったところ、今回は12月補正予算として急ぎ対策を講じていただくことに対し、非常に心強く感じているところがあります。

一方、昨年度の補正予算で措置された258億円という規模からとしても、今回の計上額は一部にとどまっているものと伺っています。

今後、国の内示等を踏まえ、事業費の精査を行うと思いますが、新たに閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画の中には、予防保全型メンテナンスの早期転換がうたわれています。

また、20兆円強という規模も踏まえ、老朽化が深刻なインフラ対策を含めた県土の強靱化に向け、さらなる対策を講じていただくようお願い申し上げます。土木建築部長、何かコメントがございましたらお願いいたします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 今回、補正予算として提出させていただいている件でございますけれども、まず、これについては事業効果の早期発現、工期の平準化につなげるために、過去の内示実績を参考に、年度内に執行可能な所要額を計上させていただいているというところでございます。公共事業、これによって年明け以降、公共工事の発注が可能となりますので、出水期までの必要な工程が組めるなど、効果が期待できるというふうに考えております。

なお、国の補正予算が成立されて、内示額等が判明すれば、第1回定例会にて、また計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、県土強靱化の取組については、これまで、3か年緊急対策であるとか5か年加速化対策というところで一定の成果なり、効果を発揮しているところがございますが、まだまだ道半ばの状況であるというふうに考えており

ます。

今、議員もおっしゃってございましたけれども、社会インフラの老朽化対策は予防保全型への移行も含めて取り組んでまいりますし、そのほかにも安岐ダム再生事業であるとか、砂防ダムの土砂災害対策、あと、地震、津波、高潮対策や道路ネットワークの整備、こういったところを着実に進めていく必要があると認識しております。

国土強靱化実施中期計画に基づく対策予算をしっかりと確保しながら、県土強靱化に取り組んでまいりたいと思います。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 ありがとうございます。国の予算、しっかりと受入れ、お願いいたします。

そして、さきほど八潮市のお話もしましたが、やっぱり地下の構造物というのは老朽化がなかなか気づかないので、是非、その辺も注意深くやっていただければと思っています。

それでは、続きまして、公共事業の費用便益分析についてお尋ねいたします。

費用便益分析とは、ある事業の実施に要する費用、用地費、補償費、建設費、維持管理費等に対して、その事業の実施によって社会的に得られる便益、旅客・貨物の移動時間の短縮、事故・災害の減少による人的・物的損失の減少、環境の質の改善等の大きさがどのくらいあるかを見るもので、その事業の採算性を客観的に評価する手法であります。通常、 B/C （ビーバイシー）と呼ばれており、便益が費用を上回っていると、事業を実施する価値があると判断されます。

現在、国交省では、 B/C を算出するときに、社会的割引率4%を適用しています。社会的割引率とは、将来発生する費用や便益を現在の価値にして評価するための率で、この率が高いほど将来の価値は現在の価値よりも低く評価されます。社会的割引率には10年もの国債の利回りを使うという考えもあります。国土交通省の試算では、社会的割引率4%の B/C が1.0で2%のときには B/C が1.6となっており、社会的割引率をいくりにするかで B/C も

変わっていきます。

とはいえ、事業の規模や内容にもよりますが、事業化するには、この B/C が評価されています。冒頭に述べたとおり、 B/C が1以上であればいいのですが、例えば道路事業でいえば、山間部の集落に向かう道路など、人口や交通量の少ない地域での事業は、 B/C が1未満になることも想定されます。しかし、その道路が集落への唯一のアクセス路である場合は、整備の有無が命に関わる問題となるため、 B/C だけで事業の評価をはかるべきではないと考えます。

そこで、道路など、新規事業化を判断する際、公共事業の採択に当たり、費用便益分析がどのように影響するのか、土木建築部長に伺います。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

費用便益分析、いわゆる B/C は、道路や河川など事業ごとに国から示されたマニュアルに基づき算出しています。

新規事業化に当たっては、 B/C を一つの指標としているものの、事業の特性や緊急性、必要性などを鑑み、総合的に判断しているところです。

例えば道路事業では、2車線道路を4車線に拡幅する工事やバイパス整備においては、 B/C が1以上を要件としています。

一方で、未改良区間の道路整備では、 B/C を要件とせずに、走行性・安全性の向上や災害時における避難経路、代替路確保などの観点から事業化を行っています。

なお、議員御指摘の B/C 算出に用いる社会的割引率は、現在、国の示す4%を適用していますが、国は、今後の研究事例等を参考に、必要に応じて割引率を見直すことにしており、その動向を注視していきます。

今後も地域のニーズや事業の必要性をしっかりと把握し、県民の安全・安心を支え、県政の発展に資する公共事業を進めてまいります。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 未改良区間 B/C は、1でなくてもよいということで安心しました。やはり周辺部ですね、なかなかそういう B/C 、1以上出る

ところ少ないと思います。さきほど話しましたように、やはり人の命等がかかっております。そしてまた、道路だけじゃなくて、河川、港湾、また砂防等々、その辺を十分考えていただき、県土の強靱化と県民の安全を守ると、そういう趣旨をしっかりとやっていただければと思っています。

それでは、続きまして、農業農村整備事業についてお尋ねいたします。

農業水利施設の老朽化や農村人口の減少、気候変動による災害リスクの増大に対し、人口減少下における農業用インフラの保全管理のために、土地改良法制を見直した改正土地改良法が、本年4月1日に施行されました。

見直しの背景を踏まえ、今回の改正では、基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置として、頭首工や用水機場などといった農業水利施設の更新事業を、農業者の申請によらず、国又は県の発意により実施できる制度が創設されました。

また、地域の農業水利施設の保全に関する措置として、地域の関係者が連携して取り組めるよう、関係者が議論する枠組みが設けられました。これにより、土地改良区が、市町村その他の関係者と連携して、連携管理保全計画、水土里（みどり）ビジョンを策定し、土地改良施設及び末端施設の保全を行うことができる仕組みが創設されました。

防災・減災・国土強靱化のための措置では、農業者の申請や同意なく、特例的に急速に実施できる防災事業や復旧事業が拡充されました。具体的には、損壊が生じるおそれのある農業水利施設の補強の事業、原形復旧だけでなく、再度、災害の防止のための事業、突発事故被害と類似の被害を防止するための事業が追加されたところです。

さらに、スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置として、農地中間管理機構関連事業が拡充されました。県に加え市町村を事業実施主体に追加するとともに、農地中間管理機構が所有権を有する農用地も事業対象に追加されています。また、無線

基地の設置など、情報通信環境整備事業についても、土地改良区が県知事の許可を受けて実施することができるようになりました。

国は、この土地改良法の改正を踏まえ、本年9月に新たな土地改良長期計画を閣議決定し、生産性向上に向けた生産基盤の強化、農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保、増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化、農村の価値や魅力の創出の四つの政策課題に取り組むこととしています。

県においても、昨年、第5次大分県農業農村整備長期計画を策定し、四つの基本方針のもと、農業・農村を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した農業農村整備を実施することとされているところです。今回の土地改良法の改正を踏まえ、今後、大分県の農業農村整備事業にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。
大友副議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 お答えいたします。

今回の土地改良法の改正によりまして、農業水利施設の老朽化への対応や被災後の改良復旧の迅速な事業実施が促進されるほか、きめ細かな基盤整備のため、市町村や土地改良区が実施する事業範囲が拡大されるなど、今後、スマート農業の推進等の後押しとなるものと考えております。

これは、元気な産地づくりに向けた生産基盤の強化に加えまして、自然災害や施設の老朽化リスクの軽減等につながるものでございまして、本県の農業農村整備推進プランと軌を一にするものでありまして、四つの方針を柱に、今後、本県の農業農村整備に取り組んでまいり所存でございます。

一つは、産地の生産基盤の強化です。国東地域でも進んでおります園芸品目の生産拡大に向けた大規模園芸団地の整備や水田の畑地化・汎用化等の取組を加速してまいります。

二つは、営農活動に欠かせない農業用水の安定確保でございます。水利施設の計画的な更新整備と適正な保全管理を実施してまいります。

三つは、防災・減災対策です。ため池の計画的な改修や田んぼダムによる流域治水の取組な

ど、安全・安心な農村づくりを推進してまいります。

四つ目は、多面的機能の発揮です。土地改良区の運営基盤の強化と農地・農業用施設の適切な維持管理活動を推進してまいります。

こうした県のプランに基づきまして、農業農村整備事業を着実に進めていくために、国に対しましても、予算の確保等を強く要請しているところでございます。

今後、国の制度を活用しながら、農業生産基盤の整備や農村地域の保全に努めてまいります。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 さきほどもインフラの老朽化についてお話ししましたが、昨年の台風第10号、国東市の頭首工とか用水路とか、やはり老朽化しているところはかなり被害を受けているようであります。その辺の事前防災、しっかりとやっていただきたいと思っております。

それで、やはり農業農村整備事業というのは、今、国の食料安全保障に直接関わることであります。しっかりとそういう事業をやってもらって、やはり効率的な農業、それで、もうかる農業につながるように整備をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、地域医療提供体制の確保についてお尋ねいたします。

昨今、地域医療提供体制の根幹をなす病院の経営難が相次いで報道されています。

総務省の発表によれば、昨年度、自治体が運営する全国678の公立病院事業全体の経常収支は、過去最大の3,952億円の赤字であり、赤字となった病院の割合は過去最大の83.3%となっています。経常収支の赤字額は、これまで最大だった昨年度と比べ、約1.9倍となっていることから、大きく収支が悪化している状況がうかがえます。

また、先月7日には、附属病院の赤字が膨らみ、経営危機に陥っているとして、病院を抱える国立大学の学長らが、国に診療報酬の大幅な増額などを求める緊急要望書を提出しました。

先月の、NHKの番組では、大分大学医学部

附属病院の現状が放映されていました。また、今日、朝のニュースでもこういう関係のニュースが放映されたところであります。

厚生労働省の発表によれば、速報値ではありますが、民間病院の令和6年度決算も49.4%と約半数が赤字となっている状況です。

少子高齢化、人口減少に加え、コロナ禍後の受診控えもあり、近年の医療需要は急激な変化を迎えています。本県も同様であり、令和5年度の人口10万人当たりの入院者数を見てみると、平成29年と比べ、約12%も減少、病床利用率においても同様に、約6%減少している状況です。ここに人件費など物価の高騰もあり、経営が圧迫されているのが実情です。

病院が破綻すれば、地域医療の維持は困難になってしまいます。赤字だからといって、医療の質を落とすわけにはいきません。病院がなくなれば緊急搬送にも影響がありますし、医療圏の維持が困難になりかねません。

こうした状況を踏まえ、本県でもさきの9月補正予算において、入院医療の継続等に取り組む医療機関に対する緊急支援事業が措置されています。また、来年の診療報酬の改定に先んじて対策を講じることとしており、医療機関にとっては明るい見通しが見えているかもしれません。

しかしながら、今後も人件費や物価の上昇が見込まれると同時に、医師確保も含め、人手不足は一層進むと思われる。診療報酬の引上げは医療費の上昇につながるという課題もあることから、その引上げ幅も不透明であるなど、医療機関にとって経営状況の改善も決して楽観視できるものではないと思われます。

一方で、今後ますます少子高齢化・人口減少が進む中、本県のどの地域においても、誰もが安心して医療を受けることができるよう、質の高い、かつ効率的な医療提供体制の整備が引き続き求められています。

そこで、地域における医療提供体制の確保に向け、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、長引く物価高や医療需要の変化等を踏まえまして、食材費や電気代高騰分への助成のほか、病床数の適正化や小児・周産期医療の継続に取り組む医療機関等に対し、支援をしているところです。

また、先月閣議決定された国の補正予算案では、経営や処遇の改善に向けた緊急措置として、医療・介護等支援パッケージが盛り込まれており、今後、その詳細が示され次第、必要な対応を進めてまいります。

こうした中、地域の医療提供体制の確保には、医療機能の分化と連携、在宅医療の推進、さらには人材確保の3点が重要と考えます。

まず、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の人口の増加が見込まれる中、急性期から回復期への病床転換支援など、病床機能の分化と連携を進め、求められる医療機能の確保を図ってまいります。

次に、在宅医療の体制強化に向けましては、昨年度から医療と介護の関係者によります協議体を郡市医師会単位で展開し、議論を深めているところです。

また、医師や看護師などの人材確保対策については、大分大学地域枠や修学資金の貸与などを進めているところです。

引き続き、関係機関と連携しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられる体制の確保に取り組んでまいります。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 ありがとうございます。

国東市の例をいいますと、令和4年度の人口10万人対医師数は166.1人、そして、県全体では297.9人と、大変やっぱり周辺部、医療体制厳しい状態であります。

そしてまた、今、開業医がもし跡取りさんがなくて閉院した場合はもっと影響が出るんじゃないか、かかりつけ医がいなくなる等々の影響が出るんじゃないかと思っています。その点もしっかりと、地域周辺部、支援のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後になりましたが、内部統制に

ついてお尋ねいたします。

大分県では、令和2年から内部統制制度が導入されました。内部統制制度の導入により、事務上のリスクマネジメントが強化され、行政サービスの信頼性、安定性が向上するとともに、職員が安心して働くことができる職場環境の実現や政策的課題への対応に人的資源を振り替えることが可能になることなどが期待されるとあります。

しかしながら、内部統制が導入されてから、毎年のように内部統制運用上の重大な不適切事案が発生しています。大分県内部統制評価報告書において、令和2年度に3件、令和3年度に3件、令和4年度に2件、令和5年度に3件、そして、令和6年度に2件が上げられています。

そこで、お尋ねいたします。職員研修等の対策が取られていますが、内部統制制度が有効に機能するためにどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

大友副議長 若林総務部長。

若林総務部長 内部統制についてであります。

内部統制は、人的ミスや不正を防ぐ仕組みでございまして、制度が有効に機能するためには、職員一人一人の制度理解及び運用に加え、上司らによる複層的なチェックが不可欠と認識しています。

これまでも、毎年度、全部局を対象に制度の適切な運用を周知・徹底するほか、全職員向け研修などを通じまして、内部統制の推進体制の強化を図ってまいりました。

また、不適切事案の内容を検証し、実施要領の改正や間違いの起こりやすいポイントをまとめたリスクの一覧表を見直すなど、制度の改善にも取り組んでおります。

しかしながら、御指摘ありましたとおり、近年、毎年のように重大な不適切事案が発生しておりまして、これを重く受け止め、内部統制による所属のチェック機能を一層強化する必要があると考えております。

そのため、今年度から研修の充実のほか、会計部門の審査の際に、不適切な事務処理を確認した場合には、その担当者のみならず、事務を

所管する所属全体に当該指導内容を共有し、類似の事案の発生を未然に防止を図る仕組みを新たに導入したところであります。

今後も業務の適正な執行を確保するため、不断の見直しを行いながら、内部統制を推進してまいります。

大友副議長 木付親次議員。

木付議員 内部統制、しっかり機能するようによろしく願いいたします。

それで、令和6年3月に、地方公共団体における内部統制制度の導入実施ガイドラインが改定されました。新規項目として、地方自治体のガバナンスと長の役割、過年度の重大な不備を当年度に把握した場合の取扱いが追加されたところであります。

どのような対応をしているのか、総務部長に伺います。

大友副議長 若林総務部長。

若林総務部長 御指摘いただきました、令和6年のガイドラインの改正で、二つほど御指摘いただきましたが、まず、ガバナンスと長の役割については、以前から知事部局と教育委員会や企業局との間で連携をして、それぞれが内部統制を導入する上で必要な助言などを、知事部局のほうから行うなど、支援を行ってきたところであります。現在は教育委員会等においても制度を構築するなど、長の役割も適切に果たしてきたものと認識しております。

また、もう1点、過年度の重大な不備についても御指摘ありましたけれども、これについても適時、議会への説明でありますとか、マスメディアを通じて県民に公表してくるなど、ガイドラインの改正に沿った対応をこれまでもしてきたものと認識しておりますが、改正後のガイドラインに沿って、引き続き、こうした対応については適切に行っていきたいと考えております。

大友副議長 木付親次委員。

木付議員 よろしく願いします。今回の内部統制の質問に当たり、私の師匠であります国東市の財務管理専門委員、地方財務の権威であります。勉強に行きました。国東市は相当進んでいます。例えば国東市資金リスクマネジメン

ト条例を制定しまして、準公金、いわゆる資金に対する不祥事がないような取組を行っているところであります。

それでまた、いつも私もお話ししますが、運用、それから調達、その辺についても全国でもトップクラスの取組をしているところでありますので、是非、そういうところも参考にさせていただければと思っています。

以上で私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で木付親次議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午後1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。吉村尚久議員。

〔吉村議員登壇〕（拍手）

吉村（尚）議員 皆さん、こんにちは。27番、県民クラブの吉村尚久です。

まずは、今回の質問の機会を与えていただきました先輩同僚議員に感謝するとともに、後で一般質問の中で触れたいと思いますけれども、中津ユニバーサルたんけん隊の皆さん、そして、日頃から御支援いただいております皆さん方、傍聴ありがとうございます。

あわせて、大分市佐賀関で亡くなられた方、そして、被災された方に対しまして、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、これまで被災者や被災地域に寄り添った活動をされてきた関係者の皆さん方、全てに感謝と敬意を表したいと思います。一日も早い復旧、復興、日常の生活が取り戻せるようお願いしながら、私ができることをまたやってまいりたいというふうに思っているところであります。

それでは、質問に入りたいと思います。

まずは、社会活動参画に向けた支援の充実による共生社会の実現についてということであります。

耳が聞こえない、聞こえにくい、いわゆるデフアスリートによる国際スポーツ大会であるデ

フリンピックが11月に日本で開催されました。日本では初開催となった本大会は、聾者スポーツの存在と価値を広く社会に知ってもらう絶好の機会となったとともに、聾者と聴者がスポーツを通じて交流し、お互いを理解し合う貴重な機会にもなり、共生社会の実現に向けた大きな一歩になったと思います。

一方、県では、新長期総合計画において、障がい者活躍日本一の実現を新たな目標とし、雇用率の算定対象となる一定規模以上の企業への就職を望む障がい者に対する支援だけでなく、本人の特性や希望に応じた福祉的就労や芸術文化・スポーツ分野等での活躍など、障がい者が支援を受けるだけでなく、社会の対等な構成員として、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参画できる社会づくりを目指し、取組を進めています。

しかし、障がい当事者にとって、社会活動に参画するための外出については、行くこと自体が難しい、以前行ってみたけれども、参加しづらかったなどの理由から諦めてしまったりするなど、依然としてハードルが高い現状があります。

こうした中、中津市では、障がい当事者の意見を聞きながら外出先を決め、体験する、共生社会推進レクリエーション事業が実施されています。

具体的には、余暇活動としての外出をサポートする事業として、中津ユニバーサルたんけん隊、いわゆる通称ユニたんといいますけれども、を企画・実施しており、車椅子の方をサポートが持ち上げて、中津城の天守閣に上り、中津の街並みを眺めたり、路線バスに乗ってショッピングモールに行き、買物や食事を楽しんだり本耶馬溪の青の洞門などをグリーンスローモビリティや自転車で周遊したり、様々な活動を行っています。そして、今日は、大分県議会のバリアフリー化された議場を見学に来ています。

障がい当事者が外出する際は、障がいの特性に合わせて、いろいろな配慮が必要となります。例えば聴覚障がいであれば、手話といった情報保障が重要です。そして、障がい当事者のより

一層の外出支援を図りながら、健常者との交流を促進し、共生社会の実現をしていくためには、タクシー券などの移動支援の充実に加え、視覚障がい者の同行援護等に関わるガイドヘルパーや重度訪問介護のヘルパーの確保、さらには、障がい当事者の企画段階からの参画に取り組むなど、障がい当事者が自らの意思で様々な社会活動に参画できるよう、支援していく必要があると私は考えます。

こうしたことを踏まえ、障がいのある人もない人も、心豊かに暮らせる大分県づくりを目指し、社会活動参画に向けた支援の充実による共生社会の実現にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

以降は、対面席より行います。

〔吉村（尚）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの吉村尚久議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 吉村尚久議員の共生社会の実現についての御質問にお答え申し上げます。

県では、平成28年に制定しました、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例に基づき、次の三つの観点から障がい者の社会参加に向けた取組を行っております。

一つ目は市町村との連携でございます。市町村が実施主体となっていく外出支援や理解促進事業等に対して、国と共に県からも助成を行っています。議員から御紹介いただきました中津市の事例、障がいのある人もない人も楽しめる外出支援の好事例ということで、他の市町村に情報提供していきながら、横展開を図っているところでございます。

二つ目は、専門人材の育成であります。聴覚障がい者の方の社会参加に不可欠な手話通訳者をはじめ、視覚障がい者や重度の障がい者の外出をサポートする支援者の育成に努めております。

昨年度は867人の方々が養成研修を受講いただいたところであり、今後とも障がい特性に応じた専門人材を育成してまいります。

三つ目は施設やサービス、情報等の円滑な利用促進であります。令和5年度にリニューアルしましたユニバーサルデザインマップは、当事者団体に作成を委託して、障がい者目線の分かりやすいマップへと改善が図られてきました。

加えて、昨年度から視覚・聴覚障がい者向けのICT機器の活用に関する相談窓口を開設しまして、714件の相談を受けております。県内各地で25回の体験会を開催したところであります。

引き続き、こうした取組を通じて、情報へのアクセシビリティの向上に努めてまいります。

また、この10月にハーモニーランドで開催しましたインクルーシブをテーマとしたトークセッションでは、座ったまま体重移動によって操作できる次世代型のモビリティロボットが紹介されまして、私も試乗させていただきましたけれども、技術の力で障がい者や多様な人々の困り事を解決していくということが、今後さらに重要であるということを改めて認識したところであります。

大分県は太陽の家の伝統、歴史がございますし、また、大分県が世界に誇る国際車いすマラソンも44回開催されているところでございます。

また、さきほど議員から御指摘ありました東京デフリンピックも開催されまして、デフバレーをはじめといたしまして、大分がある意味で田ノ浦ビーチ等発祥の地というふうな、大分の日本の中でのそのような位置付けではないかというふうに感じております。

障がい者の社会参加をさらに促進しまして、誰もが生き生きと活躍できる「共生社会おおいた」の実現を目指して、さらに取組を進めてまいりますと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 知事、ありがとうございました。

障がいのある方にとって、いわゆる行けるところよりも行きたいところへという思いが強くあります。そのことが可能になるように、これからは施策を進めていただきたいというふうに

思うんですけども、さきほどお話をした、中津ユニバーサルたんけん隊という中で、グリーンスローモビリティですけども、その中で先日参加した方の中からは、やっぱり日頃行けないところに行けてよかったとか、視覚障がいの方からは、風と音、そして、キンモクセイの香りがよかった、感じたというような話がありましたし、逆にサポートした方にとってみれば、視覚障がいの方と初めて触れ合ったと。少し緊張はしたけれども、気さくに話ができてよかったというような話がありました。

いわゆる、こういう触れ合うこととか交流の場とかいうことがやっぱり共に生きていく中ではとても大事なんだろうというふうに思います。そのためには、やっぱり外出の機会を増やしていく、その場を増やしていくということが、何か大事なんだと思うんですけども、そのための、だからこそ移動の支援の充実だとかヘルパーの不足の解消ということについても、また今後とも積極的に進めていただければというふうに思います。

それでは、福祉保健部長に、少しハード面について質問したいというふうに思うんですけども、障がい児・者や高齢者などが様々な活動に参加しやすくするために、県では大分県福祉のまちづくり条例を制定しています。いわゆるユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを目指していますが、現実的には課題も多くあります。その一つが公共施設における多目的トイレや障がい者用駐車場における屋根、道路における点字ブロックの整備などがあります。もちろん予算や優先順位などの事情があることは承知しているつもりですが、障がい者活躍日本一を掲げるならば、外出しやすい環境を合理的配慮の下、さらに整備していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、福祉のまちづくり条例に基づいて、ユニバーサルデザインを基本とした施設整備を進めているところであり、今おっしゃられたような多目的トイレや点字ブロックなどについては、

必要とされる基礎的な基準、それから、目標とすべき誘導的基準というのは2段階で基準を設けておきまして、例えば昨年度リニューアルいたしましたi i c h i c o総合文化センターにおいては、車椅子利用者の席について、その誘導的基準をさらに上回るような数の席を整備したというようなことで取組を進めております。

また、ハード以外にも、合理的配慮が、今、事業者にも昨年度から義務づけられましたので、そういったソフト面の周知、啓発も徹底しているところです。

いずれにしても、今後も公共施設の整備においては、そういう条例の趣旨にのっとり、ユニバーサルデザインの施設整備、土木建築部などとも連携しながら進めてまいります。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 ありがとうございます。

着実に進めていただきたいというふうに思うんですけども、社会活動への参加による障がい者活躍のために、又は障がいのある人もない人も共に生きていける社会づくりのためには、やっぱり障がい当事者に寄り添った、こういうような施策であるとか、又は施設設備の整備だとか、イベントなどの計画というようなことをぜひ具体的に進めていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。特別支援学校等への通学支援についてです。

令和7年度に県内の特別支援学校に通学しているこどものうち約3割がスクールバスを利用して登校している一方で、4割以上は保護者などの自家用車で通学しているという現状があります。スクールバスを利用していない理由としては、そもそもスクールバスの送迎ルートから外れているケースのほか、当初はスクールバスで通学していたものの、様々な事情から乗車が難しいと感じるようになり、最終的には保護者の送り迎えに変わったという事例を聞きます。自家用車で送迎は、保護者にとって負担が大きいため、その精神的、経済的負担を少しでも軽減するための方法を模索することが急務です。

県内でいえば、別府市において、条件付では

ありますが、移動支援のサービスを受けられるような事例もあります。本県においても、スクールバスへの1人での乗車が難しいこどもについて、障がい福祉サービスを使った移動支援を使えるように市町村に助成を行うなど、障がいのあるこどもへの通学支援に、より一層取り組んでいく必要があると考えます。

また、医療的ケア児の通学はスクールバスを容易に利用することができず、保護者が送り迎えをしているとの話を聞きます。2021年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、保護者の付添いがいなくても医療的ケアを含め、必要な支援が受けられるよう、看護師等の配置などの措置を講ずることが求められています。保護者の負担を軽減させる面からも、スクールバスや福祉タクシーなどに看護師の配置をすることができないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、障がいのあるこどもや医療的ケア児が特別支援学校等に通学する際の支援について、県としてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

本県では、県立特別支援学校13校に21台のスクールバスを配備し、自力通学や保護者送迎が困難な児童生徒の通学手段として運行しています。

スクールバス利用者は3割程度で、その他の児童生徒は公共交通機関や保護者の送迎等で通学していますが、交通費は特別支援教育就学奨励費制度により全額支給し、経済的負担の軽減を図っています。

児童生徒の学習機会の確保や保護者の負担軽減のため、スクールバスの運行は重要な通学手段と認識しており、毎年行う通学等状況調査を踏まえ、できる限り送迎ルートの最適化や通学をサポートする添乗員の配置等を行っていきたいと考えております。

医療的ケア児の通学支援については、令和6年度のアンケートによると、スクールバスの利用希望者は23人いるものの、乗車中の医療的

ケアが必要であること等を理由に、3人しか利用できていない状況にあります。

今後は、医療的ケア児の学びの機会を保障するため、福祉タクシーの利用や訪問看護師の添乗など、就学奨励費制度や福祉サービスの活用について、関係部局や市町村と連携して対応を検討していきたいと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 教育長、ありがとうございます。

今の医療的ケア児に関わる部分については、前向きに、今後、検討していただけるということなので、保護者負担については非常に軽減されるんだろうというふうに思いますし、また、一人一人のこどもの学びの保障にもつながっていくんだろうと思うんです。

そういう意味で、通学に関わっていえば、保護者が病気のときはこどもを休ませるというような声も聞きます。そういうようなこともある中でいけば、保護者負担の軽減とそれから、一人一人の学びの保障というところで、せめて条件付でも各自自治体を実施できるように、県の助成ができないかというふうに思うんですけれども、これ、障がい福祉サービスを所管する福祉保健部長に再度お伺いしたいと思います。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

保護者が病気や介護等の理由で送迎ができないというような場合に、そのお子さんを付添いの方を頼んで通学させるというときには、障がい福祉サービスの中で移動支援事業というのがございます。地域生活支援事業の中のメニューとして、移動支援事業というのがございまして、その利用が可能になります。それはもう市町村の事業として取り組む内容で、国と県がそれに補助をするというスキームになっております。現在、別府市のほか大分市、由布市で取組が進んでおります。

ほかの市町村においても、そういうニーズがあれば、そういうサービス、利用は可能となっておりますので、県からもそういう情報提供等、働きかけてまいりたいと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 理解できました。また、県のほうからも情報提供を是非、各自自治体のほうにもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、教育長にもう一回、お聞きしたいんですけれども、支援が必要なこどもの学びを支えるということでもあります。自宅から特別支援学校までの距離が遠い場合などにあっては、自宅近くまでスクールバスが来ないため、スクールバスの停留所まで保護者が送迎しているケースやそもそも保護者の送迎が難しく、やむを得ず地元の学校の特別支援学級に通わせるという話も聞きます。特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、特別支援学校から自宅の距離が遠く、通学が厳しいこどもが増えることが今後予想されます。

そこで、例えば中津市でいえば、耶馬溪地域辺りに中津支援学校の分校や分教室が設置できないかというふうに思います。分校や分教室の設置は障がいのあるこどもと障がいのないこどもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの構築にもつながるというふうに思います。このことにより、特別支援学校の児童生徒は通学の利便性が向上するだけでなく、地域住民との交流を深める機会も得られるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 議員から御提案のありました小学校や中学校、高校の空き教室に分校や分教室を設置するという点について、通学の利便性を高めることに加えまして、お話がございましたように相互交流や相互理解の促進にも効果があるということで、本県が、今年度からスタートしております大分県特別支援教育推進プラン2025においても、この特別支援学校と小・中・高校を一体的に運営するモデルの検討というものを示しているところであります。

一方で、この設置に当たりましては、小・中学校の設置者である市町村の教育委員会、あるいは保護者の理解促進、あるいは地域の実情の分析等の課題もありますので、他県の先行事例

等を調査研究しながら検討してまいりたいと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 ありがとうございます。

分校や分教室の設置ということであれば、さきほど話がありましたように、学校の空き教室を利用したいというようなことの中でも含めて、市町村との連携ということが大事になってくるんだらうというふうに思います。

インクルーシブ教育の理念の下に、こどもたちの学びを保障する、保護者の負担の軽減をするというような視点からも、是非前向きに検討していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

日産自動車の九州生産移管を見据えた対応についてです。

日産自動車は神奈川県の実業団の追浜工場での車両の生産を2027年度末までに段階的に終了し、福岡県苅田町にある子会社の日産自動車九州に移管、統合することを今年7月に決定しました。これを受け、苅田町や北九州市などでは車両生産の円滑な移管に向けて、産業用地や補助制度などを紹介する相談窓口の設置や、今後追浜工場の従業員らが転入してくる場合に備えた住宅情報などの提供、部品メーカーに対する設備投資や工場移転の補助、雇用支援などを実施していくとしています。御承知のとおり、本県においても県北部を中心に多くの企業が立地する自動車産業は重要な柱であり、今後関連企業の進出や設備投資が予想されます。この機会を地域経済の発展の好機と捉え、助成の充実などによる企業誘致はもちろんですが、転入や新たに雇用される方々の住宅や教育、医療などの生活基盤において、地域で安心して暮らせるための体制を関連自治体や経済界とともに整えるべきだと考えます。北九州市においては、庁内に部局横断型の支援プロジェクトチームを発足させ、移管が円滑に進むよう支援体制を組むこととしています。本県においても、こうした事例を学びつつ、独自の戦略を構築すべきではないでしょうか。

そこで、さきに挙げた他県の事例や現状を踏まえ、日産自動車の九州生産移管を見据え、県としてどのように対応しようと考えているか、知事にお伺いします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 日産自動車の九州生産移管を見据えた対応についてでございます。

今回の生産移管は、北部九州における自動車産業の集積をより一層進める可能性のある重要な動きと受け止めております。

日産自動車九州によりますと、昨年度の実績である35万台から、令和9年度には50万台への増産が見込まれております。その経済効果の本県自動車産業の振興につなげるために、次の三つの柱を軸に戦略的な取組を進めております。

一つ目は、関連企業の誘致であります。民間調査会社によると、神奈川県には日産の一次取引先が約350社あることから、こうした企業に対し本県への進出を働きかけています。また、中津市や民間事業者と連携した新たな産業用地の整備も進めているところであります。さらに今月15日には東京で企業立地セミナーを開催いたします。私自身も行きまして、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

二つ目は、進出企業へのフォローアップであります。日産自動車九州の増産を見据えて、既に複数の企業から問合せを受けておりまして、産業用地の紹介、増設に向けた支援制度の活用を提案をしています。市町村とも緊密に情報共有をしまして、関連投資を後押ししてまいります。

三つ目は、地場企業への取引拡大に向けた支援であります。今回の増産を地場企業に波及させるために産業創造機構に設置している自動車産業支援チームを中心に取引のマッチングを支援します。さらに移管予定であります小型車ノートをはじめとする電動車向けの製品開発支援も行い、地場企業の挑戦を支えていきます。

加えて、こうした企業活動の基盤となります人材の確保、育成も重要であります。県立工科短期大学では、日産自動車九州等から講師を招

いて即戦力となる人材を育成していきます。移住者への対応については、東京23区からの移住に対する国の支援制度に加えまして、他の地域からの移住について、県独自に10月からこども1人当たりの加算額を50万円に引き上げるなど、支援策を拡充、充実してきております。これらは市町村とも連携をしまして、部局横断で取り組んでおりまして、引き続ききめ細かにサポートしていきたいと考えております。

自動車産業は本県経済を支える重要な産業でございます。今後とも関連投資の呼び込みや県内企業の挑戦を力強く後押しをしてみたいと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 知事、ありがとうございます。

本当に希望の持てる答弁だったというふうに思います。ありがとうございます。

ただ、トランプ関税がどのような影響をもたらすのかなというようなことについて、少し様子見というようなサプライ企業もあるというふうにも聞いております。そのような課題もありますけれども、やっぱり大分県にとっては非常に大きなチャンスだというふうに思いますので、より有利な融資制度等々も含めて御検討もいただければというふうに思います。

また、2004年にダイハツが群馬県前橋市から大分県中津市に移転をしてきました。その際はやっぱり従業員の方々にとってみれば、また、家族の方々にとってみれば非常に不安であったと、遠い九州にやってくるのにというような声もありましたので、是非そういう方々を支える温かい大分県であってほしいなというふうにも思います。

また、こういう状況が続く、またさらに生産が増加していくというようなことになれば、やはり人手不足の問題も新たに起こってくるかもしれません。そういう中での外国人労働者に頼らざるを得ないような状況もあるんじゃないかというふうに思います。

そこで、商工観光労働部長に再質問させていただきますけれども、そういう外国人労働者、

これまでも受入れだとか、本人、又は企業に対しては様々な取組を行ってきていますけれども、今回こういうような状況が起こってくる中で、さらに外国人の受入れについて、どのような取組ができるのかと、そのことについて伺いたしたいと思います。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

まず外国人の働きやすさという点に関しましては、例えば大分県の自動車関連企業会だとか、春や秋の500社企業訪問、こういったところで今情報収集をしているところでございます。このような現場のニーズをしっかりと把握した上で、きめ細やかなサポートをしていきたいと考えております。さらに産業人材のジョブステーションを通じて、外国人材を雇いたいというような企業に対してきめ細やかなサポートをしておりますので、そういったサポートも続けながら大分県に来る企業をきめ細かくサポートしていきたいと考えているところでございます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 ありがとうございます。

今後の受入れ体制だとか、また、支援の充実というものをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

県外事務所についてであります。本年10月13日に大阪・関西万博が閉幕しました。今回の大阪・関西万博では、本県の大阪事務所が果たした役割は大きかったのではないかと思います。御承知のとおり、本県の県外事務所は東京事務所が関わる「坐来大分」や、福岡事務所が関わる「dot.」など、注目すべき取組を行っています。これらの県外事務所は県政の情報発信や収集において重要な役割を果たしていると考えています。

その一方で、各県外事務所が執行できる予算は、あらかじめ本庁各課との協議を経て予算化されているかと思いますが、年度途中でスピード感を要する新しい案件に取り組む必要がある場合であっても、予算を理由にすぐに着手できないといったようなことがあるのではないでし

ようか。県外事務所の設置目的やその機能をより高めるためには、各県外事務所長がリーダーシップを発揮し、その責任と判断で臨機応変に対応できる独自の予算を確保する必要があると私は考えています。

そこで、予算の確保などを含め県外事務所の機能強化に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

東京、大阪、福岡の県外3事務所では、現地のネットワークをいかして需要の変化に即応し、県産品のPRや観光、移住、それから企業誘致を推進する拠点でありまして、案件に応じて機動的な対応を行っております。例えば直近では、年度途中に開催が決まりました万博の200日前イベントというのがございまして、これに出席をしようという突発的な行政需要がございましたけれども、大阪事務所の事務費等の節約分を活用しまして必要経費を確保するなど、年間を通じて適宜柔軟に対応しているところでございます。さらに地域振興に資するような、割と広域的な事業を行う場合には本庁各課と連携をしまして、県の総合補助金を活用することも可能でございます。こうした予算面での対応もしっかり行い、東京では「坐来大分」等による情報発信や企業誘致、それから大阪事務所において県産品の販路拡大、それから福祉事務所は「dot.」などを活用した若者の移住促進など各県外事務所の役割を着実に果たしてまいります。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 ありがとうございます。

各事務所の目的が達成できるように、今後とも本庁と各事務所が連携を取りながら進めただけならばというふうに思いますけれども、各事務所の役割の中に県人会に関することがあるかと思っておりますので、再質問をさせていただきます。

大分県人会はそれぞれの地域で活発に活動をされ、ふるさと大分との結びつきを深め応援していただく組織となっているようです。これま

ではどちらかといえば中高年層の親睦会の性質が強かったように思われますが、近年は各県人会に置かれた青年部の活動も活発に行われていると聞いています。一方で、最近では20代から30代が中心となってフェイスブックなど、SNSでつながるネオ県人会が全国で広がっているようです。気軽に郷土を語り合えるのが魅力だそうで、自治体や地元企業と連携し、UIJターン希望者向けの情報やイベント案内を発信する団体もあるそうです。企業誘致や人材確保、ふるさと納税などに結びつけ、地域に多様な形で関わる関係人口の拡大にも一役買うことができるとも言われているネオ県人会を、県はどのように捉え、また、連携していくお考えなのか、企画振興部長にお伺いします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 我々、県が把握しているところによりますと、全国でいろいろこういった県人会がございますが、おおむね12団体ほどあるということで捉えております。地域で活発な活動をそれぞれ展開していただいていますし、今、議員御紹介いただいたような、ふるさと大分とのつながりをいろんな形で深めていただいているということで、大変頼りになる重要な存在、団体でございます。

ただ、例えば一番大きい在京大分県人会などにお聞きしますと、会員数がなかなか増えない、減少しているということや、人はいるんだろうと思うんですけども、どうしても若い世代の実際の入会、会員になっていただく数、こういったものが少ないなというお声はよく聞いているところであります。一方で、そうした中でも、各県人会の若手、企業経営者などの方を中心に、元気のいい若手の方を中心とした活動もいくつかの県人会の中では、ネオ県人会といえますか、若手の集まりが見られますけれども、何となくまだ誰かが中心となつてとか、あるいは県外事務所長個人の属人的な人脈の中でつながっているというような例もあろうかと思っておりますので、そういう人がいなくなったらどうなるかというような少し不安定な要因もあろうかと思っております。

県外事務所の役割として、あまり今若い方々はがっちりつながるといふのを好まないというような傾向もあるようですので、緩やかでもいいので継続的につながって、何かあったら、例えば今回みたいに火災のお見舞いをしたいということであれば、緩やかに集まって、緩やかにつながって活動していただけるような、同郷を愛する組織の活動、こういったものを我々県外事務所と、それから本庁各課で少しでも支えていければというふうに思っております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

フェイスブックでつながるといふことですが、フェイスブックの中には出身の都道府県を記入する欄とかありまして、そういう中で大分県同士が、出身者同士がつながったりとか、又は例えば都会で活躍している人とつながったりとか、地元大分で面白いことをやっている人とつながったりとかいうようなことの可能性もあるのかなというふうに思いました。そこに行政がかんでいくということの中で、地元を離れた出身者を全て把握するなんていうことは到底難しいわけですが、そういう方々に大分の情報を発信する、又は大分を身近に感じてもらえるというようなことができたらいいなというふうに思っていますので、是非ネオ県人会というようなことについても、その仕掛けを考えていただいたりとか、また、連携していくというようなことも考えていただければというふうに思うところです。

それでは、観光政策についてです。

私自身、オタクというほどでもありませんし、何鉄というほどでもありませんけれども、小さい頃から鉄道が好きだったものですから、この質問についてはちょっとこだわりがありますので、是非知事、観光局長、答弁をよろしくお願ひしたいと思いますけれども、観光列車の誘致についてです。

インバウンド需要の再拡大や観光の在り方が多様化する中で、移動そのものを楽しむ体験型観光が注目されています。特に鉄道による長距離観光ルートは地方への誘客と地域ブランドの

発信において極めて効果的な手段です。全国的にも観光を目的とした夜行列車の導入や自治体による誘致が進められており、大阪・関西万博期間中の6月にはJR西日本が運行したサロンカー彗星が、大阪と大分間を走り人気を博しました。万博閉幕後も関西圏との結びつきを強化し、県としてもより一層の観光振興に努めていただく好機ではないかと考えます。本県には別府温泉や由布院温泉といった世界的に知られる観光資源があり、これらをつなぐ夜行の観光列車を関西圏から運行することで、観光消費の拡大と広域交流の促進が期待されます。そのためにも鉄道事業者等と協議し、採算性や経済効果を踏まえた上で夜行の観光列車を誘致していただきたいと考えますが、観光局長の見解をお伺いします。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

観光列車は鉄道の旅ならではのゆとりを感じることができるなど、乗車自体が貴重な体験でありまして、誘客とブランド力向上の両面で大変有効なコンテンツだと考えております。

県では今年度県北3市と連携して、宇佐神宮御鎮座1300年に合わせまして、観光列車による日帰りツアーを2回実施いたしました。その結果、実行委員会の想定を上回る合計80名の参加者がありまして、体験型観光の手応えを得ることができました。

議員御提案の関西圏と大分県をつなぐ夜行の観光列車というアイデアは、昨今、夜行列車自体が希少となっていることから、鉄道ファンの憧れを喚起し、本県の誘客を促す契機となる可能性もあると考えています。大変夢のあるプランだと思っています。一方で、実現に向けましては採算性や継続的ニーズ、運行体制等に基づいた鉄道会社の総合的判断でありましたり、集客やダイヤ編成など、路線を管轄する複数の鉄道会社間での調整などが必要となります。県といたしましては、まずはななつ星や或る列車など、九州内で運行されております観光列車の活用に取り組みながら旅行者のニーズを踏まえて、新たな観光列車誘致の実現可能性や経済効果を見

極めていきたいと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 この議場の中には、かつてブルートレイン富士に乗って、東京ー大分間を歩き来した知事もそうだったのではないかなというふうに思いますし、大阪ー大分間を彗星に乗って行き来したと、非常に懐かしい思い出の方もおられるんじゃないかと思えますし、私もそうなんですけれども、今定期運行しているブルートレインとか、寝台列車が東京と出雲、高松間、いわゆるサンライズ瀬戸・出雲というのしかもうなくなっている現状があります。

実は先日というか、以前このサンライズ出雲に同僚の議員と一緒に乗らせていただいたんですけれども、非常にチケットも取りづらいうような人気列車なんですけれども、22時前に東京を出発して、過ぎ行く夜景を眺めながら、旅情を楽しんでといったらちょっと言い過ぎかもしれないんですけれども、翌朝、出雲市に着いて、非常にいい思い出ができて楽しかったなというふうに思っているんですけれども、定期運行ということには到底ならないだろうと思えますけれども、ニーズはあるというふうに思っていますので、よくよくさらに検討をいただいて、夢を夢に終わらせないような形で、是非誘致を引き続き検討していただきたいと思えます。お願いします。

それでは、次に、観光地におけるグリーンスローモビリティの活用についてということで、以下、グリスロと表現したいと思います。

近年、地域内の新たな交通手段として、グリスロが注目されています。グリスロは時速20キロメートル未満で公道を走ることができる環境に配慮した電動小型車両で、今、資料も掲げさせていただいていますけれども、高齢者や観光客の移動支援に有効であり、地域の回遊性を高めるとともに、公共交通空白地の解消にも資すると評価されています。

私も本年9月に日本遺産の取組の一環として、中津市と玖珠町にまたがる景勝地耶馬溪で実施されている「やばはく」の体験プログラムの中でグリスロに乗車し、遠隔で配信される音声ガ

イドを聞きながら、青洞門や耶馬溪橋などの周遊を体験しました。この体験を通じて、グリスロは単なる移動手段にとどまらず、観光資源として非常に魅力があると感じたところです。また、最初の質問で紹介した中津ユニバーサルたんけん隊では、グリスロに乗っている聴覚障がいの方に手話通訳が行われたり、重度の障がいがある方でも家庭にいながら景色や音声を楽しむことができる配信が行われており、今後の観光における新たな可能性を秘めていると感じました。私は観光地においてグリスロを導入し、活用することで体力や身体的な理由でこれまで訪問を諦めていた方などに対しても、新たな観光スタイルとしての誘客や満足度の向上に寄与できると考えます。

そこで、観光地におけるグリスロの活用について、県としてどのように考えるか、観光局長にお伺いします。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

グリーンスローモビリティは、自動車や徒歩での観光では味わえない体験を提供でき、遠隔ガイドや配信を活用できる点など、観光における新たなコンテンツの一つとして大変注目をさせていただいております。例えば由布市では、由布院駅前から周遊便が運行されておりまして、旅行客の利便性の向上が図られております。その珍しさから辻馬車と並んで利用されるなど、観光資源として定着する可能性もあると認識しております。

一方で、グリーンスローモビリティは低速走行であることから、一般車両の通行との兼ね合いでありましたり、地理的な状況から走行に適した観光地であるかなど、導入に際しての精査も必要だと考えています。また、旅行商品として売り出す際の価格設定、非常に大事だと思っておりますけれども、価格設定でありましたり、集客方法、運行体制など取り組むべき課題も多岐にわたることが見込まれております。

まずは、グリーンスローモビリティの走行に併せて、遠隔ガイドによる手話通訳を導入した耶馬溪の大変参考になる事例でありますけれ

ども、これを参考にしながら安全性と利便性、収益化による持続可能性も見極めつつ、二次交通に課題を抱える観光地にとっては大きな希望であると思っておりますので、そういった活用策を地域のプレーヤーとなる事業者の皆さんと一緒に探っていきたいと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

希望となり得るということなんで、これも希望で終わらないように、是非取組を実施していただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

それでは、教育の充実についてです。

教職員の働き方改革についてということで、公立の義務教育小学校等の職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、いわゆる給特法等の改正案が一部改正の上、可決、成立しました。近年、学校は教員不足や長時間労働などの理由により、マスコミなどからブラック職場と言われ敬遠されています。学校が対応する課題が複雑化、困難化する中で子どもたちに豊かな教育を保障するために教員が日々生き生きと子どもたちと向き合っていくことが重要であり、そのためにも教員を取り巻く環境を整備することが急務であると考えます。今後の給特法の改正を受け、本県においても条例改正等の対応が必要かと思ひます。政府は5年後の2029年度までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することを目標に業務量削減と健康確保措置を実施することとしています。具体的には教育委員会に対して業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表を義務づけ、計画の策定実施に関しては県教委から市町村教委への指導、助言が行われることにもなっています。

さらには教員の負担軽減を目的に、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の業務の3分類の改定案が示されました。しかし、具体的にどのように進めていくのか依然として不透明な状況です。また、長時間労働を是正するために時間外在校等時間の把握は行

われていますが、持ち帰り仕事時間の把握は十分ではありません。特に小学校では管理職から早く帰宅するようと言われ、自宅で仕事の続きをするという話をよく聞くため、持ち帰り仕事時間を含め時間外勤務の改善を行っていくことは必要不可欠です。教員不足の解消や優れた人材を確保するためには、今回の給特法等の改正を好機と捉え、長時間労働の是正をはじめとした働き方改革をより一層進めるなど、教員を取り巻く環境や処遇を改善することこそが教職の魅力を上向きさせる唯一の手段と考えます。

そこで、給特法等の改正を踏まえた教職員の働き方改革について、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺ひします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

今般の給特法等の改正は、教員の処遇改善や長時間勤務の縮減等による働き方改革を推進する重要な契機と捉えており、優秀な教員を確保するためにも、教員が働きやすい環境整備を着実に進めていく必要があります。現在、県及び市町村教育委員会では、今年度中を目途に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定作業を進めているところです。

持ち帰り仕事時間も含めた時間外勤務の改善には、教員でなければできない業務に専念できる環境づくりが重要であり、業務の3分類について学校以外が担うべき業務の具体的な役割分担の整理が必要となります。そのためには学校運営協議会等において、関係者による議論を深め学校と地域や保護者、首長部局等の連携を一層強化していかねばなりません。また、教師以外が積極的に参加すべき業務においても部活動の地域展開や各種支援スタッフの充実を加速する必要があります。

今後とも市町村教育委員会に情報共有や適切な助言を行いながら、一人一人の教員が負担軽減を実感し、心身ともに健康で子どもたちと向き合える時間を確保できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

ぜひぜひ持ち帰り仕事のことについても、実態把握等もしていただきたいというふうに思うんですけれども、再質問になりますけれども、策定する計画ですね、これについて年度ごとの進捗状況だとかの把握だとか、目標達成のために進め方を年度年度で改善していくというようなことが重要ではないのかなというふうに思うんですけれども、この辺についての考え方をお聞かせください。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

この実施計画で重要なのは、具体的な目標指標を設定するという事ではないかと思えます。指標に対してどれだけ達成できたかということとを毎年度チェックをし、進捗状況を確認することを行っていききたいと思っております。具体的には計画に基づく取組状況を毎年度総合教育会議に報告するとともに、ホームページで公表することになっております。また、県立学校や市町村教育委員会から時間外在校等時間の状況を毎月県教委に提出させて、状況把握を行いたいと考えております。その中で、時間外在校等時間が増加している県立学校、あるいは市町村がありましたら、その原因分析をしっかりと行って、必要な支援や指導、助言を行っていききたいというふうに考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

是非そういう形で進めていただければというふうに思いますし、教員の業務の3分類ということがありますけれども、これを進めていくんだということなんですけれども、そのことによって、教職員以外の他の職種の、例えば事務職員だとかというようにところに納得のいかないう負担増になるようなことにならないように、ぜひぜひこの辺のところの指導もしていただければと思います。

そして、教員不足のために非常に現場が困っている状況がありますけれども、特に退職した先生方が再任用者となる、ならないという部分も結構大きいんですけれども、これ、教育長自身がもう国に対して賃金の改善等も求めていっ

ていただいているということなんで、引き続きお願いをしたいと思います。

ある若い先生とお話をしていたら、最近こどもから言われてうれしかった言葉として、先生、今日の算数の授業よく分かったよというふうに言ってくれたことがとてもうれしかったと、そういうこどものやり取りができるように、こどもたちのためにやっぱり教材研究をして、授業をして、そして伸び伸びと教育実践ができる、そういう職場環境であればなど、そういう中で魅力ある教員、そして魅力ある学校をぜひぜひ目指していきたいというふうに思うんです。教育長もこのことについては同じだろうというふうに思いますけれども、このことを共有できたということで確認したということでしょうか。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 今、議員から言われたこと全く同感でありまして、さきほど事務局の事務職員にしわ寄せが行ってはいけないということで、正にそのとおりで、事務職員も含めて学校を支えている重要な戦力であります。しっかりと全教職員が生き生きと働ける、そして、さきほどおっしゃったようなこどもたちの成長を見届けられるような、そういう職場環境をつくっていききたいと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 是非一緒に頑張っていきたいと思えます。よろしくお祈りします。

それでは、最後の質問になります。教育事務所についてです。

県内には教育委員会の地方機関として六つの教育事務所が設置されています。これらの教育事務所はこれまで学校教育の指導、助言及び教職員の人事管理などにおいて、学校教育の質を向上させる重要な役割を果たしてきました。ただ、全国的な状況を見ますと市町村合併や行財政改革等により6府県において教育事務所が未設置となっています。資料も配付をさせていただきます。

また、県内の事務所数を一、二箇所にも再編した県もあります。教育事務所を廃止、再編した

県では教育事務所が担ってきた指導や人事の機能について、県と市が直接結びつくことになるので県教委にそれぞれの市町村担当の指導主事等を置き、流れをスムーズにしているそうです。さらには再編し、大きな教育事務所にした目的として指導主事がより専門的な資質を磨くことができ、社会教育や福祉部門との連携や協働を進みやすくすることを上げています。本県においても市町村合併時に教育事務所の存廃についての議論もあったと聞いています。しかしながら、教育事務所は以前と同じ六つのままとなっています。市町村合併後、教育事務所1か所当たりの所管市町村数は減っていますし、人口減少、少子化が進み、児童生徒数及び学校数は大きく減少しています。そのような状況ですが、佐伯市については1教育事務所1市教委であったり、大分事務所管内の大分市は中核市であり、独自性を持って教育環境の整備等に努めていたりする現状があります。

学校では多様な背景を抱えた子どもたちが学び、育てている状況であり、これまでどおりの在り様では、子どもたちや保護者への対応が十分にできないのではないかと私は危惧しています。さらには若手教員の増加や教員不足が大きな課題となっている中で、県教育委員会や教育事務所、市町村教育委員会による学校や教員への支援体制について六つの教育事務所の再編も含め見直しが必要であると考えます。

そこで、今後の教育事務所の果たす役割や在り方について、教育長の見解をお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

教育事務所は、小・中学校教育の充実に向けた指導、助言、教職員の人事管理や広域人事異動の調整、小・中学校教職員の報酬や旅費の支給など、県と市町村や学校をつなぐ重要な幅広い役割を担っています。事務所の数こそ市町村合併前と同じ6か所ですが、数次にわたる権限移譲や業務の見直しを行って、総職員数を平成15年度の93人から現在の50人まで削減し、その分を市町村教育委員会や学校への人的支援に充当してきたところであります。

限られた人員の中でも、市町村教育委員会からの要請にも応え、年間延べ6千回を超える学校訪問を行い、学力向上に向けた授業改善等の指導支援を行っているところです。また、教育をめぐる課題が多様化する中で、地域の実情を踏まえ学校現場に密着したよりきめ細かな支援が必要とされており、教育事務所は本庁では代替し難い日常的な伴走型の支援機能も果たしています。

一方で、若手教員の増加や教育不足など、学校現場の体制強化は喫緊の課題となっていることから、他県の状況を調査研究するなど真に機能的な教育事務所の在り方についても不断の見直しを行ってまいりたいと考えております。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 六つの教育事務所を今すぐ全てなくせとかいうようなことを言っているわけではありませんし、より信頼される教育事務所になってもらいたいというふうに、そのためにも、例えば現在病休者だとか、それから産休者等が増える中で実際代わりの先生が配置できないという状況も起こっていることはもう御承知のとおりだと思いますし、そうなってくると周りの教員に負担がかかっているということも御承知だろうというふうに思います。そういうときに、市町村教委と連携をして教育事務所が学校への支援の仕組みを新たにつくるとか、例えばそのほかの福祉的に支援が必要な子どもたちが今増えてきています。そういう意味で、教育と福祉の連携の役割を果たす職員を配置するとか、大きくすることによって各教科の先生を増やすことができると、こういうようなことについて体制を変えていくべきではないかというふうに思うんですけれども、再度、教育長にお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 今お話がございましたように、専門人材をスクールカウンセラーとか、スクールサポートスタッフとか、スクールロイヤーとか、あるいはいろんなクレーム対応みたいなものを、そういった問題の相談窓口をつくったりとか、様々な形で現場のサポートを強化するというよ

うなことにも取り組んでおります。教育事務所についても、さきほど答弁いたしましたように、非常に学校教育の質の向上に向けて大きな役割を果たしているということで、教育事務所の役割、あるいは仕事の仕方自体を抜本的に見直さないと事務所の組織の見直しというのはなかなか難しいということもありますので、さきほど資料を頂きました教育事務所を置いていないところの状況、あるいは仕事の進め方等をつぶさに調査研究をしてみたいというふうに考えております。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

（拍手）

嶋議長 以上で吉村尚久議員の質問及び答弁は終わりました。梶田貢議員。

〔梶田議員登壇〕（拍手）

梶田議員 皆様、こんにちは。3番、自由民主党の梶田貢です。

今回、一般質問の機会をいただきました会派先輩議員、同僚議員の皆様には感謝、お礼を申し上げます。

そして、本日4番目、一番最後ということで、佐藤知事はじめ、執行部の皆様、よろしく願いいたします。

早速ですが、質問のほうに入らせていただきたいと思っております。

観光政策について、大阪・関西万博の取組を生かした元気づくりについてということで質問をさせていただきます。

大きな盛り上がりを見せた大阪・関西万博は184日間の会期を終え、10月に閉幕しました。大阪での開催は1970年以来55年ぶりとなる今回の万博も経済、文化、科学技術など多岐にわたる分野において、我が国全体に大きな波及効果をもたらしたものと思っております。終盤には来場者が20万人を超える日が続いたところですが、私たち自民党会派でも閉幕前の10月9日に万博会場を訪れ、その熱気を直接感じてまいりました。終了間近とあって多くの人々で会場が埋め尽くされ、万博のすばらしさと未来への可能性も実感したところです。今回の万博には国内で開催された万博史上、過去最大の

158か国、地域が参加し、国内外から2,500万人を超える方々が来場されました。全国各地からも多くの自治体や企業団体が集い、地域の魅力などを発信する絶好の機会になったのではないのでしょうか。

本県においても、5月の万博会場で開催された日経地方創生フォーラムでは、知事自ら登壇されたほか、8月の期間限定アンテナショップ開設や9月の九州7県合同催事の開催など、本県の観光や地域資源のPRにも積極的に取り組まれています。特に本県ブースでは18市町村の観光カードの配布、別府竹細工の体験のほか、キティちゃんが登場し会場を大いに盛り上げたとお聞きしています。中でも、進撃の日田ブースの人気はすさまじく、グッズを買うのに20分以上列ができていたともお聞きしました。その効果などもあって、本県のブースは3日間で1万7千人を超える来場者を迎え、多くの方々に大分の魅力を伝えることができたものと思います。その期間の物販売上げも九州ブースで一番と非常に喜ばしく感じているところです。

また、万博期間に合わせたサンリオキャラクターを活用した観光プロモーションであるハローキティ空港の取組も話題を呼び、当初は万博開催期間中の限定だったものの、今年度末までに延長されたところです。そのほかにも万博を契機とした海外との国際交流なども行われていたとお聞きしています。

一方で、本県の観光の状況を見ると、大阪万博に人を持っていかれたといった声もあるとのこと。私が万博を訪れた際、地元のタクシー運転手に聞くと、お客様は海外の方々より圧倒的に日本人が多いとのことでした。万博により宿泊費が高騰する中、フェリーの利用が好調との報道もありましたが、関西と船でつながっている大分県として、こうした状況を踏まえた戦略も必要と考えています。万博に合わせて様々な事業やイベントなどをこれまで行ってきたと思いますが、こうした県の取組による成果はどのように捉えられているのでしょうか。万博を通じて得られた成果やネットワーク、情報発信の経験を発展させながら元気な大分県づくり

を進めていくことが重要だと考えます。

そこで、大阪・関西万博の取組をいかした本県の元気づくりについて、その成果を踏まえ、今後どのように進めていくか、知事にお伺いします。

以降、対面席にて質問させていただきます。

〔梶田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの梶田貢議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 梶田貢議員の大阪・関西万博の取組をいかした元気づくりについての質問にお答えを申し上げます。

本県では半年間に及んだ大阪・関西万博の開催に先駆けて、三つの目標を立てて関連事業に取り組んできました。

一つ目は本県への誘客促進であります。九州7県合同催事では、本県ブースに1万7千人が来場し、物販売上げも好調でありました。大分ハローキティ空港の愛称使用など、サンリオと連携をした観光PRも国内外のメディアやSNSで拡散され、本県のプレゼンス向上につながったところであります。

二つ目は関西圏における県産品の消費、販路拡大であります。大阪駅周辺の飲食店やホテルとの連携により県産品の認知度が向上し、業者とのネットワークの構築や農産物の取引拡大にも寄与しました。

三つ目はビジネスチャンスや学び、国際交流の場の創出であります。空飛ぶ車のデモ飛行は国内外の注目を集め、未来社会の実装に向けた機運の醸成につながりました。また、カナダ・プリンスエドワードアイランド州など、新たな国際交流の可能性も広がってきました。

こうした万博を契機とした成果を一過性のもとのせず、今後にいかすために10月に公表しました来年度の県政重点方針には、次の三つの施策を盛り込んだところであります。

1点目は持続可能な観光地域づくりであります。外国人向けサイクリングツアーの造成や高付加価値化に取り組む観光事業者への伴走支援等を進め、観光消費額の向上を図ってまいりま

す。また、北海道など新たな圏域からのニーズを掘り起こすための観光PRを実施いたします。

2点目は未来への挑戦であります。JR九州とSky Drive社では2028年頃に空飛ぶ車による別府湾遊覧飛行、そして、別府―湯布院の間のエアタクシーの商用運航を計画しております。九州で初となる空飛ぶ車の実装を目指してまいります。

3点目は国際交流の進化であります。米国や台湾でのプロモーションを今後も継続するとともに、万博を契機として交流を深めた国、地域との友好関係のさらなる発展を図ります。

本県の魅力やブランド力を高め、あらゆる分野で「選ばれるおおいた」の実現に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 答弁ありがとうございます。

知事も今おっしゃいましたけれども、一時的なものではなく、継続的なものということありましたし、私も destinations キャンペーンも、この万博もツールだと思っています。これをきっかけに本当に観光が伸びていくことを期待して、次の質問のほうに入らせていただきたいというふうに思っております。

海外クルーズ船の対応について、船による誘客という意味ではクルーズ船の対応も重要です。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、観光はコロナ禍前と同程度、若しくはそれ以上に活発になっていると感じています。コロナ禍前の2019年にはラグビーワールドカップが日本で開催され、ニュージーランドのオールブラックス戦をはじめ、全48試合中5試合が大分県で行われました。その際、欧米豪からのインバウンドをどのように取り込んでいくかが議論され、当時、別府の北浜公園などではラグビーワールドカップの関連イベントなどを夜中まで行い、たくさんの外国人をおもてなししたことを覚えています。別府市の街中が欧米豪の方々ににぎわう、非常に印象的な光景でした。そうした海外の観光客の来県が盛り上がりを見せる最中、コロナ禍の影響で観光は

完全に止まってしまいましたが、近年ようやく回復してきており、最近では再び大型クルーズ船をよく見かけるようになりました。

県内では、これまで別府港、中津港、佐伯港の3か所に寄港していますが、その大半が別府港となっています。大型のクルーズ船も増えており、ノルウェー・スピリットという2千人以上の乗客を乗せるクルーズ船は今年度既に8回別府港に寄港しています。寄港回数も徐々に増加傾向にあり、令和6年は28回だったのが、令和7年では49回を予定し、前年より倍近く訪れていることが分かります。こうした大型クルーズ船が増えることは非常に喜ばしいことですが、一方で、乗船客向けの移動手段の確保には課題もあります。一時タクシー不足など報道で話題になりましたが、最終的には近隣の営業区域の協力を得てタクシーの招集台数を増やすとともに、有料シャトルバスの運行などの対策を講じ、乗船客の交通手段は確保されたとお聞きしております。関係者の取組には感謝を申し上げる次第です。

ただ、何よりクルーズ船において課題があると感じているのが、その経済効果です。クルーズ船は日帰り観光が基本です。朝方着岸し、日帰りで寄港先の観光地を巡った後、夕方に乗船して出港、船内で宿泊し、県内には宿泊せず、次の目的地へ船で移動する旅行形態です。令和5年度別府市の試算によれば、現在宿泊がなくても3億6千万円の経済効果があるとされています。今後クルーズ船の寄港を契機とした観光消費額の向上を実現するためにも、クルーズ船で本県を訪れる欧米豪を中心とした富裕層へのさらなるアプローチを求められるんじゃないでしょうか。

そこで、今後の海外クルーズ船への対応についてどのように取り組んでいくか、観光局長にお伺いします。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

クルーズ船誘致により期待される効果の一つは、広域に及ぶ経済効果です。1回の寄港でおおむね2千人の乗船客が寄港地を含む県内一円

の観光地を巡り、飲食や買物など様々な消費活動を行うため、その経済効果は県内全域に波及すると考えております。

もう一つは、大分ファンの獲得です。クルーズ船で訪日した乗船客は下船後に引き続き日本国内を旅行したり、改めて再来日したりする傾向にあります。温泉文化の体験や郷土食豊かな食事など魅力ある観光コンテンツを堪能することで、再び大分に来たいと思ってもらえるファンを拡大する効果も期待できると思っております。これらの効果をさらに高めるには、観光コンテンツの高付加価値化が特に重要です。観光事業者向けのセミナー等を通じまして、インバウンドが好む体験メニューの拡充やパンフレットの多言語対応など、専門家のアドバイスの下、改善に向けた取組を支援しているところです。また、神戸市、広島県などとも連携し、欧米豪のクルーズ船運航会社に寄港ルートを提案し、インバウンド富裕層の誘致にも取り組んでまいります。

引き続き乗船客向けの移動手段確保を含め、訪日外国人に選ばれる観光コンテンツを磨き上げ、観光消費額の拡大を図ってまいります。

嶋議長 梶田議員。

梶田議員 昨年、県議会の経済活性化特別委員会にて新潟市役所を訪れました。その際、欧米の富裕層をどのように取り組んでいくかが検討をされているというふうにお聞きしました。その点、大分県は、クルーズ船が来ていますので、そういった部分ではアドバンテージがあるというふうには思っております。これから全国で欧米の富裕層をどのように誘客し、観光消費額を上げていくかが競争になっていくと思います。大分県も後れを取らないよう、しっかり対策を打っていただきたいなということをお願いいたしまして、次の質問に参りたいなというふうに思っております。

国内線の活性化について、去る10月26日、チェジュ空港、大分ー仁川線の毎日運航が復活しました。大分空港としては4年ぶりとなる一昨年国際線復活に続き、本年4月にはタイガーエア台湾による台湾便も就航したところです。

加えて、現在世界的にも知名度の高いキャラクターと連携し、大分ハローキティ空港としても人気を博すなど、大分空港は国際線を中心に活性化が進んでいると感じています。こうした国際線の活性化は非常に重要なことですが、大分空港の利便性向上に向けては、国内線の活性化も不可欠ではないでしょうか。

1971年に空港移転当時には、高松や鹿児島など様々な路線が就航していましたが、今現在残っているのは羽田、成田、大阪伊丹、名古屋の4路線であります。それも羽田行きが1日14便、伊丹が7便、名古屋が2便、成田が1便と利用者にとってはあまり使いやすいとは言えない状況に思われます。かつては、北海道や広島、沖縄などの路線も存在し、沖縄に関しては週7便運航しておりましたが、今では便数を増やしてほしい、福岡空港を利用することも少なくないなどの声を伺うことがあります。また、ほかの行き先を増やしてほしいといった声も耳にします。

現在、物価高や燃料費の増大などにより国内線の事業環境は厳しい状況に直面しており、こうした状況を踏まえ、国においては国内航空の在り方に関する有識者会議を開催し、国内航空ネットワークを維持、拡充するための方策を検討していると伺っています。国内移動需要の喚起、開拓など、国の検討状況も踏まえながら大分空港の利便性や魅力の向上に向け、国内線の充実を図っていただきたいと考えています。我が会派としても一日でも早い実現を目指している東九州新幹線が完成した場合、博多との移動時間が短縮されることから、現在の大分空港を利用している人も福岡空港を選択する可能性があります。そうしたことも視野に入れながら今のうちから大分空港が選ばれるための対策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、大分空港における国内線の活性化に向けどのように取り組んでいくか、交通政策局長にお伺いします。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 議員から御指摘いただきましたように、旺盛なインバウンド需要を背景と

しまして航空会社の戦略に呼応する形で、県としましても昨今は特に国際線の拡充に尽力いたしております。ただ、県民の利便性向上のためには、むしろ大分空港利用者の95%を占める国内線の活性化、これが極めて重要でございます。本県はジェットスター、ANA、JALといった国内航空各社と包括連携協定を締結しておりまして、観光振興をはじめ幅広い分野で協力関係にあるなど、国内線活性化に取り組む上で大きな強みを有しているというふうに考えております。現にコロナ禍以降も航空会社と連携し、利用促進のためのイベント開催やキャンペーンを実施してきたほか、大変好評でありました沖縄チャーター便を運航するなど、地道に粘り強く取組を進めてきたところでございます。

そうしたかいもありまして、今年に入り初めてコロナ禍前と同等以上の水準まで国内線利用者数が回復してきたという月がようやく出始めてきておりまして、今後もこの増加傾向が期待されているところでございます。また、並行してグランドハンドリングなどの受入れ体制の強化も進めておりますけれども、そうした中で、来年4月にはターミナル施設も拡張されまして、ハード面の機能も充実をしていくという予定となっております。これらの変化を好機と捉えまして、国内線のさらなる活性化に向けて、今後も関係者と連携し、まず既存路線の改善であるとか、新規路線などに関するニーズ調査を行ってまいりたいと考えております。

あわせまして、ハローキティ装飾のバージョンアップやテナントのリニューアル、それからホーバークラフトの増便なども含めまして、今後さらに大分空港が選ばれるように取組を総合的に前へと進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 梶田議員。

梶田議員 答弁ありがとうございます。

大分空港も駐車場も広くなって利用しやすくなりました。実際国際線より国内線のほうが難しいのは重々、これはもう承知しております。ただ、今後大分空港、地元の方から選ばれるような空港にならないといけないと思います。そのためにも国際線、国内線ともに利用者にとっ

て魅力のあるような大分空港になっていただいて、利便性向上に向けた取組をお願いしまして、次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

温泉資源の保護について、「おんせん県おおいた」という観光PRキャッチフレーズが商標登録されたのは2013年です。あわせて、湯おけをモチーフとしたロゴマーク「おけちゃん」も同時に誕生し、多くの温泉PRを全国で行ってきました。誕生から10年以上たちますが、現在「おんせん県おおいた」の基盤である温泉の温度低下や枯渇が問題となっています。

私は「おんせん県おおいた」の代表格は別府市であると考えています。大分の温泉と言えば、最初に浮かぶのは別府温泉ではないでしょうか。別府温泉では1960年以降、動力泉の増加により揚湯量が増加したことに伴い、その後8年後の1968年には、亀川、鉄輪、南部の3地域が特別保護地域に指定されました。特別保護地域とは新規掘削を認めない地域を指し、この頃から温度の低下や枯渇が問題視され始めました。その後も別府市では保護地域の既存泉から100メートル以内の新規掘削を別府市広域で認めないなど規制による保護を進め、令和4年4月からは新たに西部、南立石も特別保護地域として指定されました。

京都大学の由佐教授らの調査によれば、別府温泉では近年温泉の温度が低下し、湯量も減少傾向にあることが明らかになっており、特に中心部の泉源では、かつて100度近くあった温度が40度近くまで低下し、将来30度台になる可能性があると言及されています。これは高度経済成長期における大量の源泉開発などが原因と見られます。その一方で、温泉として利用することなく、そのまま自然に戻る未利用湯の有効活用も今後の課題であると考えます。温泉資源は有限な天然資源です。現に湧出している温泉の泉源については、その範囲で利用していくことが重要だと考えます。地元事業者からも温泉の問題をお聞きする機会が増えましたが、「おんせん県おおいた」を守るためには、2,832か所にも上る源泉数を有する別府市の温泉

をはじめ、全国一の源泉数を誇る本県の温泉資源を守っていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、未利用湯の有効活用も含め、今後温泉資源の保護にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長にお伺いします。
嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 温泉資源の保護についてお答えいたします。

本県の温泉資源を守っていくためには、保護地域の指定等、温泉法に基づく規制や指導に加えまして、温泉資源の有効利用が重要であると考えております。衰退化の兆候が見られた別府市内では資源量調査による科学的根拠を基に、新規掘削を認めない特別保護地域を段階的に指定しております。別府市内では現在18か所で泉温、温泉の温度や、揚湯量、温泉を酌み上げる量のモニタリング調査を行っておりますが、その結果は現時点ではおおむね安定をしております。一方、温泉資源の有効利用については温泉台帳に基づいた現況調査を行うことによりまして、湧出状況や利用実態の把握に努めております。この調査等を通じまして、施設の老朽化による漏水等の事案を確認した際は、関係市町村とともに改善指導に当たっております。

現在、県内にある温泉の特徴や現状等を紹介する県民や利用者向けパンフレットの改訂を進めているところでございます。今回の改訂では温泉設備の定期的なメンテナンス、それから未利用泉の適切な取扱いなど、事業者の有効利用を促す内容を新たに盛り込む予定としております。今後も事業者等への指導並びに県民への啓発によりまして、大分の重要な温泉資源を保護し、持続可能な利用を推進してまいりたいと考えております。

嶋議長 榊田議員。

榊田議員 大分県でも深刻な問題と、それは分かりました。別府市も危機感を持ち、令和6年度に別府市温泉マネジメント計画を策定し、その中では、冬場の利用時間の集中時には上流側の施設で多くの温泉を使うため、下流側の施設では供給量が足りなくなる。供給量が少ない施設は男女の浴槽を両方使うと片方が出ない状況

がある。温泉の温度が年々低下しているなど意見が示されています。

私も市議時代、同様の相談を受けることが多くありました。現地をお伺いすると、よく言われるのが温泉の管を定期的に掃除できればといった話です。こうした温泉管の維持管理も含め温泉の適正な利用に向けては市町村の取組も、これ、欠かせないというふうに思っております。

そこで、どのように市町村と連携を取っていくのか、生活環境部長の見解をお伺いします。

嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えします。

さきほど答弁で申し上げました温泉モニタリング調査に関しましては、泉温、揚湯量等の計測を市町村と分担して行っているところでございます。また、その後に開催します監視調査委員会というものがございます。これに関係市町村の出席をお願いしまして、その結果の共有、それから必要な対策等についても、その場で一緒に共有をしているところでございます。

また、別府市は県内で唯一温泉に関するマネジメント計画を定めておりまして、この計画の策定に当たりましては、担当の所属長が委員になりまして参画をしております。今もう計画の実施段階になりましたが、引き続き協力をしてまいりたいと考えております。このほか地域の状況に応じまして、温泉の適正利用に向け必要な取組を市町村と連携して進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 榊田議員。

榊田議員 ありがとうございます。

この質問をする前に、私も別府市のほうに聞きに行ったら、なかなか県と連携取れているような感じがしていなかったもので、ぜひともこれを機にしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

そして、本県にとって、これ、温泉っていうのは、私、重要な資源だと思います。そして、県としてもその保護に力を入れていきたいというふうに思っておりますが、少し話替わるんですけども、「おんせん県おおいた」のPRとして一つ提案がありまして、サウナの後、オロ

ポとポカリスエットを合わせたオロポというドリンクがあるのを御存じでしょうか。そういったのがありまして、それが飲まれる方が多いというふうに聞いております。温泉の後は牛乳というイメージがありまして、栃木県のU字工事、私の服装に似ている芸人なんですけれども、考えたレモン牛乳がばか売れしております。「おんせん県おおいた」も勢いを増すためにも、温泉湯上がりドリンクなどありますが、かぼすを使った乳酸菌温泉ドリンクなど考えてみてはどうかというふうに思っております。PR強化に向けては、そういった取組も検討していただくことをお願いいたしまして、次の質問のほうに入らせていただきたいと思います。

医療提供体制の確保について、介護人材の確保について、国内では少子高齢化の進行に伴い、介護サービスの需要が急速に高まっています。団塊の世代が全員後期高齢者になる2025年度を迎え、いよいよ介護人材の不足が深刻な課題となっています。本県を見ましても全国平均を上回るスピードで高齢化が進行しており、介護人材をいかに確保していくかは待ったなしの課題と言えます。

そうした中、国においても介護職員の処遇改善を継続的に取り組むとともに、県においても介護DXの推進やノーリフティングケアの導入など、介護現場の負担軽減と質の向上に向けた精神的な取組を積極的に推進していることは承知しています。また、こうした取組を広く発信し続けることにより、介護の仕事に対するイメージや社会的評価が向上しつつあることも理解しています。しかしながら、人手不足が進む中、学生など若年層の方々とお話をすると、今後ますます深刻化するであろう介護人材不足に対応するためには、現状の取組だけでは十分とは言えないのではないかと感じています。もっと身体的、精神的な負担を軽減し、働きやすく魅力のある介護現場づくりをより一層強力に推進していくことが求められるのではないのでしょうか。また、生産年齢人口が減少の一途をたどる現状において、外国人材の活用も必要不可欠と考えます。

国内外での人材獲得競争が激化する中、優秀な外国人介護人材に大分県を選んでもらうことは容易ではありませんし、たとえ選んでもらったとしても日本語教育や生活支援、そして、文化の違いへの配慮など定着を促進するためのきめ細やかなサポートが求められます。また、介護事業者からは外国人材を受け入れたくても受入れに要する経費が高く躊躇をしているとの声を聞きます。そのためにも本県としても外国人材を円滑に受け入れることができる体制づくりを進めるとともに、受け入れた介護人材が安心して働き、生活できる環境整備により一層力を入れていくべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、本県における外国人材の確保に今後どのように取り組んでいくか、知事の御見解をお伺いします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 介護人材の確保についてでございます。

高齢者人口がピークを迎えつつあります本県では、介護人材が来年度末には約1,300人不足すると見込まれております。次の三つを柱に取組を進めているところであります。

一つは、介護職員の負担軽減や生産性向上に向けた介護DXの推進であります。昨年度末で特別養護老人ホームなど196施設の85%で介護ロボットやICT機器等が導入されており、手書き記録を音声入力に変更して記録残業がゼロとなった施設もあります。今年度は見守りセンサーやインカム、介護ソフトといった機器を一体で整備する際の補助上限額を引き上げまして、業務改善効果のより高い取組を支援しているところであります。

二つ目は、離職防止と定着であります。働きやすくやりがいのある職場づくりに積極的に取り組む事業者を県独自に評価する、ふくふく認証制度は4年目を迎えました。これまで33法人を認証して、さらに77法人が認証取得を目指して職場環境改善に取り組んでいます。今年度からはより高い基準による上位認証制度としまして、ふくふくプレミアム認証制度を創設しまして、業界全体の模範となる施設の創出を推

進しているところであります。このように、働きやすく進化している介護現場を広く県民に知ってもらうことも重要でありまして、先月には若手介護職員や学生によるトークセッションなど、介護の仕事の魅力を発信するイベントを初めて開催をしまして、5,600人余りに来場いただいて、好評を得たところでございます。

三つ目は、外国人材の受入れ促進であります。県では、受け入れ時の初期費用の負担感から採用を躊躇する事業者を後押しするために、独自に渡航費用や住居確保費用などを助成しています。就労後はレベルに応じた日本語学習支援や介護福祉士の試験対策講座に加えて、定着に向けた相談支援などを実施しているところであります。こうした中で、昨年、連携協定を締結したインドネシアの送り出し機関からは、今年度内に約40名の方が来県予定と聞いております。うち18名は既に就労するなど受入れが順調に進んできております。

これらの取組に加えまして、国の処遇改善策などもしっかり活用しながら、介護人材の確保定着に力を尽くしてまいりたいと考えております。

嶋議長 梶田議員。

梶田議員 ありがとうございます。

2026年度、県内だけでも1,300人ほど不足しているというふうな報道もありました。この間新聞を見たんですけども、技能実習制度から育成就労への制度変更によって転籍が可能になります。そうすると、やっぱり都会のほうに集中してしまうのではないかとこの間、私も新聞で見たばかりで、やっぱりそこら辺を一番、私も不安視していますので、しっかりと選ばれる大分県を目指していただきたいなというふうなことをお願いして、次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

休日の歯科診療体制について、先日、我が会派の大友議員からも質問がありましたが、私も歯科口腔保健対策は重要な政策課題だと感じています。

そこで、本日はその診療体制について質問さ

せていただきます。昔は虫歯になり命を落とした方が多かったようですが、それは抗生物質がなかった時代、虫歯菌が全身に広がり、肺血症や心筋梗塞、脳梗塞などを引き起こしたためとも言われています。今では歯科医療の発達などもあり、そういったことが考えられない時代になりましたが、健康寿命の延伸には県民の口腔ケアはとても大事であり、県としてしっかりと診療体制を整えていくことが非常に重要だと考えます。

そこで今、懸念されているのが、日曜日、祝日、つまり休日の歯科診療体制です。令和6年度から県内において休日の歯科診療を通年で行っているのは佐伯市と別府市の2か所の歯科医師会のみとなっています。特に別府市においては午前9時から午後9時まで休日診療を行っていることから、午前中のみ診療となっている佐伯市を含めた他の市町村からの患者が多数来院している状況です。この結果、令和5年度の患者数は市内428人、市外89人だったのが、令和6年度には市内441人、市外409人となり、市外からの患者数が急増していることが分かります。お話を伺った別府市歯科医師会によれば、物価高騰への対応にも苦労する中、6年度から患者の対象が一気に、これ、全域に広がったと、そして現在の人員での対応も厳しくなってきたとのこと。また、人手不足に人件費の上昇も加わりまして、歯科衛生士を確保するのも非常に、これ、大変だというふうにお伺いしています。

そこで、健康寿命日本一を目指す本県として、休日の歯科診療体制についてどのようにお考えなのか、福祉保健部長にお伺いします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では歯科医師会の御協力によりまして、県内10地域で休日の歯科診療を実施してまいりましたが、令和4年度に県歯科医師会から会員の減少や高齢化などにより体制維持が困難であり、県内全域での実施を見直すよう申出を受けました。その後、郡市歯科医師会とも丁寧に協議いたしました結果、昨年度、令和6年度から

来院患者の少ない地域を統合し、県内5地域に再編した上で診療日や診療時間も見直すことで事業を継続しているところです。これによりまして、全ての日曜、祝日に終日診療を行っていただいている別府市をはじめ、実施地域に患者が集中し負担が増しているということは承知しているところでございます。そのため再編後においては、適正な休日受診を県民に呼びかけるとともに、委託料の見直しも行うなど必要な体制の維持に努めているところです。

先月、閣議決定されました国の総合経済対策での支援内容、来年度の診療報酬改定などの動向も注視しながら、今後とも休日歯科診療体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 答弁ありがとうございます。

別府市の歯科医師会から、休日出勤があるがゆえに難しさや人が確保できず、診療をお断りしたことがあるといった話もお伺いしております。私が聞いたのは、2回ほどしたというふうに聞いています。また、このままいくと経営が3年持たないといった話をお伺いしました。これはもう別府市の歯科医師会と別府市の口腔センターがセットということで人員を派遣しているからということになっています。

このまま患者が別府市口腔センターに集中してしまうと、別府市民だけでなく、これ、大分県の108万人のお口の健康を支えていることを考えていただきたいというふうに思っています。その上で、県民が休日も安心して歯科診療を受けられる体制の構築に努めていただきたいとお願い申し上げまして、次の質問のほうに入らせていただきたいと思っております。

ドローン操縦士の育成について、ドローンの用途はその開発が進むとともに、多くの分野での活用が期待され、ドローン産業の可能性は未知な部分も多く底が知れません。消防庁では、現在従来の屋外スピーカーを用いた防災業務無線等の放送に課題が多いことから、スピーカーを搭載したドローンを情報伝達手段の一つとして位置付けるための検討を進め、今年度中にガイドラインにドローンの項目を設けるとしてお

り、ドローンのさらなる利用拡大が図られる見込みです。

いち早くドローンの活用に取り組んでいる本県では、2017年度に大分県ドローン協議会を設立していますが、他の都道府県からはこうした取組を県レベルで行っているのは珍しいというふうに聞いています。ドローン協議会の主な取組としてはビジネスチャンスや事業化チャンスの発見サポート、ドローン本体や周辺機器等の研究開発支援、そして普及と人材育成、情報提供などとなっています。そのうち人材育成についてはセミナーなどが行われているものの、それは資格を持った方などに向けたセミナーが多いようです。

しかしながら、ドローンスクールを行っている方々からは、まずは操縦できる方を一人でも多く増やしていくことが、これ、課題であるというふうに声を聞きます。ドローンの操縦において、有事のときにはプログラミングやオートパイロットでは役に立たず、手動操作が求められるとお伺いしました。別府市においては2021年に防災協定を結び、消防署の職員が教習に参加するなど、いざというときに迅速な運用ができるよう、ドローン操縦士の確保に努めているところです。

他方、ドローンを操縦する側の環境も変わっていく可能性もあります。2023年7月に九重町でドローンが電柱に衝突し、操縦者がプロペラに触れて、右手の小指を骨折する事故が起きました。航空法の改正による事故報告の義務化後、全国初めてとなる調査対象でした。現在では国土交通省の許可があれば飛ばせますが、今後国家資格がないと飛ばせない状況になっていくのではないかといった話もお伺いしています。こうした中、今後ドローンのさらなる活用に向け、適切に運用できる操縦士を増やしていくことは非常に重要なことだと考えます。

そこで、ドローン操縦士の育成に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

平成29年に意欲ある事業者が集まり、大分県ドローン協議会を設立しまして、分科会活動や会員間の交流、人材育成等に取り組んでいるところでございます。人材育成ではドローンの導入や活用を検討している会員を対象に、国の政策や業界動向をはじめ、全国での活用事例や関連技術をテーマにしたセミナーを毎年開催しているところでございます。国への許可申請が必要となる人口集中地区上空での飛行や農薬散布など、いわゆる特定飛行については、現時点では国家資格がなくても飛行の許可の取得は可能であります。しかしながら、安全にドローンを飛行させるためには、知識や操縦技能を身につけられ、信頼性が高い国家資格の取得が望ましいと考えているところでございます。資格を取得することで、これまで飛行できなかった場所での飛行が可能となるほか、許可申請の簡略化といったメリットもございます。

県では、操縦士の裾野拡大を図るため、ドローン協議会と連携しましてドローンフェスタなどのイベントにおいて初心者向け講習を実施するほか、国家資格を取得できるドローンスクールの紹介を行っているところでございます。

今後も操縦士の確保、育成に取り組んでまいりたいと考えております。

嶋議長 榊田貢議員。

榊田議員 答弁ありがとうございます。

プログラミングができてドローン操縦ができない方がもう本当に多いというふうに私も聞きました。現地の方からですね。各地域で円滑な運用ができるよう取り組まなければならないというふうに思っています。

一方で、ドローンの活用は僻地等への荷物輸送、さきほど言った防災、災害時など、住民に身近な市町村が主体となる場面が、これ、私多いというふうに思っています。こうしたことを踏まえて、ドローン運用の円滑化に向けてやっぱり市町村とどうやって連携組んでいくかということは大事だと思います。その点を再質問させていただきます。商工観光労働部長、お願いいたします。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

県内のほとんどの消防本部においてドローンの導入が進んでいるところでございますが、これは災害時における迅速な状況把握のため、ドローンによる空撮が極めて有効であるからでございます。

一方、県では災害時に必要が生じた場合に、対応可能なドローン協議会の会員の出動を要請しまして、災害現場を空撮の上、その映像を御提供いただいているところでございます。先月、11月の大分市の佐賀関における大規模火災においても、その情報提供を協力いただいているところでございます。また、昨年度には宇佐市において、市の協力を得ながら運送事業者による共同配送とドローン配送を組み合わせた実証実験を実施したところでございます。

このように県としましては、引き続き災害時のドローン活用や物資輸送などについて、市町村と緊密に連携しながら取り組んでまいります。
嶋議長 榊田議員。

榊田議員 2025年度、1月時点で国家資格である無人航空操縦者証明の人数が、全国で一等資格が2,597名、二等資格が2万628名と、これ決して多い数字ではないというふうに思います。2030年にはドローン市場というのが1兆円規模になるというふうなサービス市場への成長が新聞を見ると、予測されています。そのため国家資格を持つことは安全性や信用性につながると私思います。今後、大分県においても操縦士の数を増やしていただけることをお願いしております。

それと、やはり試験会場部分もなかなか大分、許可が取りにくいというふうな話もよく聞きます。本当に操縦士を育てる部分、そして試験会場の部分、観光でたくさん人も来ていますので、いろんな意味で可能性を秘めているドローンだと思います。高市首相も、以前私もちょっとネットで見たんですけども、ドローンにはすごい可能性があるというふうに言っていましたので、ぜひともこのドローンをしっかり大分県、せっかく協議会ありますので、進めていただけたらなというふうに思っております、次の質

問に移りたいと思います。

中山間地域の農地保全について、最後に中山間地域の農地保全について質問をします。

本県の農地の約7割は中山間地域であり、山間部が多い本県においては棚田も多く存在しています。棚田は食料生産の場であるだけでなく、伝統、文化の保存、美しい景観、教育、国土保全といった様々な機能を持っています。こうした棚田をしっかりと保全し、次の世代に継承していくことが重要だと考えます。国では棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解、協力を促進する目的として、令和3年度に「つなぐ棚田遺産」という認定制度を設け、本県においても10か所が認定されています。私の地元、別府においても代表的な内成棚田をはじめ、天間、大所、堂面、東山と県内最多の5か所が認定されています。農地が少ない別府市ではありますが、次世代につなぐべき重要な棚田が各地に点在しているところで

先月には記念すべき第30回の全国棚田サミットが県内で初めて別府市で開催され、私も参加してきました。サミットでは県内外からおよそ1千名の方に参加いただき、初日の事例発表では内成棚田の地域と学生の連携による保全活動の取組が報告されたところです。私の地元の内成棚田は「日本の棚田百選」に選ばれており、最近では別府の商工会議所の女性部が地元の高校生や小学生と田植体験などと同時に食育を実践するなど、若い方に棚田の重要性や維持の大切さを伝える取組を続けています。また、内成棚田は昨年、台風第10号により甚大な被害を受けており、今も被害の爪跡が残る中、一生懸命農地を守ろうとする地元の方々の熱い思いに感銘を受けました。2日目には、その内成棚田など別府の五つの棚田を見学する観光エクスカーションが実施され、改めて棚田の魅力を感じ、また、同時に農地の保全の必要性、重要性を再認識する機会となりました。

特に中山間地域の農地は法面が高く、水路も険しい山中を縫うように設置されている箇所も多く、草刈りと維持管理に多大な労力を要しま

す。農地の多くが中山間に位置する本県にとっては、中山間地域の農地の保全が本県の農地の保全そのものといっても過言ではありません。しかしながら、中山間地域の人口減少、高齢化は平野部より明らかに顕著であり、労働力を要する維持管理作業が一段と困難な状況となっています。このままでは中山間地域の多い本県の農業はますます衰退していき、私の地元の美しい棚田も、おいしい棚田米もなくなってしまうのではないかと危惧してやみません。

そこで、この棚田地域を含む中山間地域の農地保全について、県としてどのように取り組んでいくか、農林水産部長にお伺いします。

嶋議長 渇野農林水産部長。

渇野農林水産部長 お答えいたします。

棚田を含む中山間地域の農地は、県土の保全や水源涵養等の多面的な機能を有する重要な地域資源でございます。これを守っていくには、地域の生産性の向上と農地や水路等の保全体制の強化を並行して推進する必要があります。

生産性向上においては、地域計画の見直しによりまして、担い手への農地の集積、集約化を進めるなど、低コストで安定的な生産体制を目指してまいります。また、省力化に向けましては、ドローンによる農薬散布や水管理システムなど、地域のニーズに応じたスマート農業技術の導入も支援してまいります。

保全体制の強化としましては、日本型直接支払い制度を最大限に活用しまして、人口減少下でも農地や水路等の保全活動が継続できるよう、多様な人材の参画や共同活動の広域化の推進など、地域で取り組む様々な活動を支援してまいります。

また、棚田等の条件不利農地では、花木、果樹や景観作物の栽培など、総合的管理手法の導入など、荒廃農地の発生防止にも取り組んでまいります。さらに今回の棚田サミットでも議論がなされましたけれども、関係人口の増加に向けまして、棚田を活用した観光振興の面からも支援を行っていきたく思っております。

今後も議員御心配の自然災害からの早期復旧も含めまして、市町村等関係機関と連携し、中

山間地域の農地保全を推進してまいります。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 私の地元が浜脇校区ということで、内成が本当、地元中の地元でございます。内成は昔、バスいっぱいにもう生徒がいたということが、あの頃が懐かしいということをとくさん地元の方から聞くことが多くて、やっぱり農地の保全によって地域を保全することにつながるのではないかというふうに思っております。

今回、棚田サミットが別府で行われたことをきっかけに、少しでも今、部長の答弁いただいた観光も多分、別府市、観光が強いですから、そういった部分で観光もセットでやっていると非常にすばらしい棚田になっていくのかなと思えますし、やっぱり今、商工会議所の女性部の方が災害の時用のために電気で米を炊くのではなく火で炊くような作業とかいろんな取組やっています。本当に若い方が一生懸命この棚田を守ろうとしているということは、私も本当に、これ、追い風だと思いますので、しっかりこのサミットを契機に何かいい方向に進めていただけたらなというふうに思っております。

最後に、知事、11月がお誕生日ということで、遅くなりましたけれども、お誕生日おめでとうございます。そして、執行部の皆様、少し早いですけれども、メリークリスマス。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

嶋議長 以上で梶田貢議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

—————→…←—————
嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時47分 散会

令和7年第4回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月5日（金曜日）

議事日程第4号

令和7年12月5日
午前10時開議

第1 第124号議案、第125号議案
（議題、提出者の説明）

第2 一般質問及び質疑、委員会付託

本日の会議に付した案件

日程第1 第124号議案、第125号議案
（議題、提出者の説明）

日程第2 一般質問及び質疑、委員会付託

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	木付 親次
三浦 正臣	古手川正治
元吉 俊博	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 1名

井上 明夫

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局长	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局长	井下 秀子
労働委員会事務局长	一丸 淳司
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

嶋議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、知事室など140か所の定期監査の結果について、中部保健所由布保健部など14か所の臨時監査の結果について、そ

れぞれ文書をもって報告がございました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、第105号議案職員等の旅費に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴取した結果、適当と考える旨、文書をもって回答がありました。

以上、報告を終わります。

—————→…←—————
嶋議長 本日の議事は、議事日程第4号により行います。

—————→…←—————
日程第1 第124号議案、第125号議案
(議題、提出者の説明)

嶋議長 日程第1、第124号議案及び第125号議案を議題とします。

—————→…←—————
第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算(第3号)

第125号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

—————→…←—————
嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。
〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

ただいま追加提案いたしました議案は、第124号議案及び第125号議案の2件であります。

初めに、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

長引く物価高は、県民生活や地域経済に広く影響を及ぼしています。国では総合経済対策が取りまとめられ、県としても情報収集に努めつつ、必要な対応を適時的確に講じていく考えであります。

こうした中、今回の補正では、国の重点支援地方交付金を活用し、生活者、事業者の物価高騰に対する負担軽減と地域経済の下支えを図るため、速やかに実施できる施策を盛り込んだところであります。

まず、食料品などの価格高騰の影響を受ける家計の負担を和らげるため、プレミアム商品券

を発行します。市町村による上乗せ分を含め、プレミアム率は30%とし、発行総額は150億円程度を予定しています。また、電気・ガス料金については、使用量が増える1月から3月にかけて、夏に続き、国による支援が実施されます。県としても、国の取組を補完し、対象外となるLPガス消費者や特別高圧で受電する中小企業等に対し使用料金の一部を助成し、負担の軽減につなげてまいります。

次に、中小企業が物価高や賃金上昇を乗り越え成長できるよう、省力化や生産性向上への取組支援を拡充いたします。今回、国の制度に上乗せして助成してきた省力化に資する汎用製品やデジタルツールの導入に加え、個別の設備に係る多様な省力化投資にも対象を広げます。さらに、補助率を引き上げた賃上げ枠を設け、その活用を促すことで生産性向上と賃上げを実現する環境づくりを後押ししてまいります。

生産資材の高騰が続く農林水産業への対応も重要です。このため、食材費高騰の影響を受けている学校給食での県産農林水産物の利用を支援することで、生産現場を支える需要の確保につなげてまいります。また、学校での出前講座や小売店での情報発信も実施し、県産食材の認知度向上と消費拡大を図ってまいります。

南海トラフ地震や頻発、激甚化する災害から県民の命と暮らしを守る県土づくりも喫緊の課題です。今回、国の第1次国土強靱化実施中期計画に関連する公共事業のうち、年度内着手が可能な約150億円を追加で措置し、その効果を一日も早く発現させてまいります。

まず、土砂災害への備えとして、砂防・治山ダムの整備を一層進めるほか、河道の拡幅や農業用ため池の改修等により、治水機能のさらなる向上に取り組みます。また、災害時の救命活動や物資輸送を支える道路ネットワークの強化を図るため、日田山国道路などの早期完成を目指してまいります。

今後もあらゆる災害リスクに備え、強靱な県土づくりを不断に推進してまいります。

次に、第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

人事委員会の勧告等の趣旨を尊重するとともに、国及び各県の給与改定などの事情を考慮して、一般職の職員等の月例給与や諸手当の改定を行うものであり、これに伴う所要額については、今回の補正予算案に計上しております。

以上、追加する補正予算額は221億7,924万4千円であり、これに既決予算額を合わせますと7,361億646万8千円となります。

なお、今回提出している補正予算案に佐賀関の大規模火災の関連経費は計上していませんが、避難所の運営や、みなし仮設住宅の借り上げ等、当面の対応に必要な経費については、迅速に災害対応できるようにあらかじめ当初予算で措置している災害パッケージ予算を活用してまいります。

また、県では、生活再建と被災地の復旧・復興を早期に進めるため、先週28日に大分県佐賀関被災者生活再建支援本部を設置したところであり、被害に遭われた方々が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、大分市や国、関係機関と連携して引き続き支援に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、提出しました議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

日程第2 一般質問及び質疑、委員会付託

嶋議長 日程第2、第105号議案から第123号議案まで、並びにさきほど議題となりました第124号議案及び第125号議案を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。岡野涼子議員。

〔岡野議員登壇〕（拍手）

岡野議員 おはようございます。5番、自由民主党、岡野涼子です。今回も貴重な一般質問の機会を与えてくださった先輩・同僚議員の皆様へ感謝申し上げます。

本日は、大変心強い応援団の方々に来てくださっております。お忙しい中、本当にありがと

うございます。

3日目のトップバッターとして元気もりもり頑張りますので、知事はじめ執行部の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まずはこども・子育て政策について質問をさせていただきます。

子育て満足度日本一に向けた取組についてです。

全国的にも想定を上回るスピードで進む少子化、人口減少という深刻な課題に直面する中で、本県は子育て満足度日本一を掲げ、誰もが安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進めています。

この理念は、単なる子育て支援というだけでなく、こどもや若者、高齢者も含め、全ての人が大分県で暮らし続けたいと思える社会づくりの柱として非常に重要なものだと考えます。

しかしながら、本県においても、依然として若年層の県外流出、出産・育児期における離職、経済的理由による子育て不安など、すぐに解決するのは現実的に困難な課題が山積しております。

本県の人口は、令和5年10月に戦後初めて110万人を下回りましたが、その減少スピードは今後さらに加速することが見込まれています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2050年、令和32年には84万人余りまで減少すると推計されており、2020年、令和2年と比較すると約4分の1もの人口が本県からいなくなるという厳しい状況が想定されていることとなります。

私も度々一般質問の中で、子育て世代に向けた支援や出生率の向上など質問をさせていただきましたが、将来的な経済不安等から、若い夫婦からは自分たちがこどもを持って果たしてやっていけるのであろうかといった声や、20代で結婚した女性からは、今こどもを産むことが自分のキャリアの妨げになりそうで怖いといった声を伺います。

こういった状況の中、子育て満足度日本一を掲げる本県では、昨年度策定されたビジョン2024においても、子育てに関する多くの施策

が展開されていることとなっています。この際重要なのは、こどもを持つこと、育てることに希望が持てる地域社会をどうつくっていくのかであり、次の時代を担う若い世代が希望を抱けるようなビジョンを示す必要があると考えます。

そこで、若い世代が安心してこどもを産み育てられるよう、子育て満足度日本一に向け、どのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えを伺います。

以降は対面席で伺います。

〔岡野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの岡野涼子議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 岡野涼子議員の子育て満足度日本一に向けた取組についての質問にお答えいたします。

県では、若い世代が結婚や妊娠、出産、子育ての希望をかなえられるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行っています。まず、結婚への支援では、希望する男女を対象とした出会いサポートセンターによるお見合いサービスを実施しておりまして、平成30年の開設からこれまでに253組の成婚につながっております。また、知事公舎をはじめとしまして県内各地でJR九州や商工団体などと連携した婚活イベントを今年度はこれまで7回開催しており、参加者269人から76組のカップルが誕生するなど、一定の成果を上げているところであります。

次に、妊娠・出産に対しては、本県独自に不妊治療費や妊産婦健診等に要する交通費を助成しているほか、産後ケアの利用人数も年々増加しておりまして、安心して出産前後を過ごせるように支援しているところであります。

子育てに対しては、高校生年代までの医療費助成や第2子以降の保育料全額免除、県立学校の給食費無償化など、全国トップクラスの経済的支援を行っているほか、子育て世帯向けの県営住宅改修にも取り組んでおります。

また、子育てと仕事の両立に向けては、男女が協力して家事や育児を行う共育での推進が求

められており、今年度から男性の育児休業の取得に取り組む中小企業への助成金の対象を拡充して、活用を促しております。

先月、共育をテーマにハーモニーランドで開催しましたイベントでは、子育てタレントによるトークセッションや、助産師による子育て相談等を行い、約2千人の参加をいただき、好評を得たというふうに伺っております。

さらに、様々な困難を抱えるこどもと家庭を支援する取組も重要であります。このため、児童相談所の増築や人員体制の強化をはじめ、ヤングケアラーや医療的ケア児への支援、独り親家庭への就業・自立支援など、関係機関と連携してきめ細かく取り組んでいるところでございます。

今後ともこうした取組によりまして、安心してこどもを産み育てられる子育て満足度日本一の大分県づくりを進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 総合的な支援の御回答ありがとうございました。切れ目のない支援、本当に大切だと思いますし、他県に比べて、大分県は今既にそれができているという自負も持っております。

ただ、先日、生活環境部が実施しました女性活躍応援県おおい共創フォーラムに参加させていただきました。知事も出席されておりましたけれども、ビジネスパーソンとしての女性の皆さんからリアルな働くこと、悩み、また希望などが伺えて、大変意義のあるものだと感じました。知事から直接皆さんお話を聞けて、とても喜んでいただようにも感じております。

ただ、その中で、やはり仕事を休むことが職場の迷惑になるような気がして踏み切れないなどという言葉もありまして、どちらかという目の前の課題に対して悩んでいるというよりも、漠然とした不安を感じているというような印象を受けました。

なぜ不安ばかりが先行するのか。そこで、次は若い世代の男女が自身の健康と向き合い、より質の高い生活や健全な妊娠、出産に備えるためのヘルスケアであるプレコンセプションケア

について伺っていききたいと思います。

このプレコンセプションケアは、女性の社会進出が進む中で、働く世代の健康支援やライフデザイン支援を行うものです。女性活躍を推進するだけでなく、子育て満足度向上の面でも大変大切な取組だと思っております。

妊娠、出産を望む前の段階から自分の心身の健康や生活習慣、将来のライフプランについて考え、整えていく取組であり、女性だけでなく、男性を含む全世代への健康支援として非常に重要だと思います。

国においても、こども家庭庁は令和7年、今年ですね、5月にプレコンセプションケア推進5か年計画を策定し、全国的な普及と体制整備を強化する方針を打ち出しました。

この計画では、1、性と健康に関する正しい知識の普及、2、若年層を中心とした啓発、3、相談支援体制、専門相談機関の整備、4、医療、教育、地域が連携した総合的な体制づくりというものが重点施策として示されております。

大分県でもホームページなどでプレコンセプションケアを紹介し、若い世代に向けた啓発を進めているところではありますが、まだまだその認知度は十分とは言えないと思います。プレ、何ですかと言われるようなこともまだまだございます。

身近な例でいいますと、私の周りでも40代を目前に急に出産への焦りを感じ、不妊治療を受けるケース等が多く見受けられます。その反面、厚生労働省の発表によれば、令和6年の人工妊娠中絶の届出数は12万件を超えており、年代別で見ると特に20歳から24歳が最も多く、しかも人口減少が進む中、逆に2年連続で増加しているということがうかがえます。こういった現状からも、正しい知識をしっかりと学び、いざというときに焦らなくてよい状況をつくっていく重要性を強く感じております。

また、このプレコンセプションケアは、女性のみに必要な知識なのではなく、男性や企業、教育機関も巻き込んだ総合的な取組が求められるものであると考えます。

そこで、国の5か年計画も踏まえ、県として

プレコンセプションケアをどのように進められていくのか、福祉保健部長にお伺いたします。
嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、プレコンセプションケアの重要性を認識し、国の計画策定以前から正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実を図ってきたところ です。

普及啓発では、高校生、大学生、社会人等の若い世代に対し、県助産師会と連携し、性や妊娠の正しい知識や妊娠前からの健康管理などに関する出前講座を実施しており、昨年度は36回開催し、2,227人が受講したところです。

また、令和5年度には、プレコンセプションケアに関する6本のYouTube動画を作成、配信しておりまして、これまで9千回以上視聴されているところです。

さらに、ライフデザインについて考えるきっかけとして、20歳前後の方向けの啓発冊子を作成しておりまして、その中でプレコンセプションケアの重要性を伝えております。

相談支援については、県助産師会に委託しておりますおおいた妊娠ヘルプセンターにおいて、予期せぬ妊娠や性に関する相談を昨年度は249件受け付けており、男女を問わず心身の健康管理を支援しているところです。

国の5か年計画も踏まえながら、今後ともプレコンセプションケアの普及促進に力を入れてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。大分県として具体的な取組をされていることはとても理解できました。

こども家庭庁が実施しておりますプレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会の最終報告というのが出ておりまして、それを見ましても、思春期から成人期に至るまで、性別を問わず全ての人が発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアという概念を知り、これに対する知識について適切に身につけることが重要であり、今後プレコンセプションケアを広く普及させることが求められるということで、

プレコンサポーターという専門人材の育成を掲げているようです。

ちなみに、自治体、企業、教育機関等を合わせますと、5年間でプレコンサポーター5万人以上の養成を目指すという記載がございますので、今後の活動は正にこれから活発になっていくことが予想されます。

ただ、そんな状況ではあるのですが、実は学校現場ではプレコンの普及がまだまだ難しいという現状を少しだけお伝えさせてください。

さきほど高校生のところで授業を行っているというお話ございましたけれども、小学校や中学校の授業のもとになる学習指導要領の中に、妊娠や受精、妊娠の経過の詳しい内容には教育内容として制限があるという記述がありまして、これがいわゆる歯止め規定と呼ばれているものです。例えば、小学校5年生の理科では人の受精に至る過程は取り扱わないようにするや、中学校の保健体育では妊娠の経過は取り扱わないようにするというのがございます。

近年、インターネットの普及など社会環境の変化によって、子どもたちが遭遇するリスク、例えば性犯罪であったり性暴力・虐待などは高くなっていると思います。子どもたちは今、インターネットを通じて様々な情報を自分で取得できるようになっておりますが、この歯止め規定があることで、義務教育段階において、受精や妊娠のプロセスや、避妊や中絶、いわゆる現実的な性の事実が学校の中では扱いつらくなっているというところがあるようです。

ただ、そのような中でも、例えば愛媛県の松山市では2024年から市立中学校で思春期教育という授業を行っていたり、文部科学省でも2023年から生命の安全教育を推進していたりと、環境は少しずつ変わってきております。絶対に扱ってはいけないというものではありません。

また、さきほどの子ども家庭庁の報告書の中にも、包括的性教育の仕組みを参考とすること、発達段階に応じた指導内容にすること、保護者の理解を得ながら実施すること等の様々な意見を踏まえ、教育機関等での取組を個別指導も含

め、総合的に進めていくことが重要であるというふうに書かれております。

今後、本県の子どもたちが間違った情報や、また無知によって傷ついたり悲しい思いをしないように、是非現場のこういった状況を踏まえながらプレコンの普及拡大を行っていただきたいというふうに思います。

続きまして、安心して産み育てられる環境づくりについてお伺いいたします。

子育て満足度向上の際にとっても重要なのが、さきほども出てきましたけれども、助産師さんなど専門家の関与ではないでしょうか。自民党女性局では、この夏、大分県助産師会や薬剤師会の皆さんと、女性の健康にまつわる意見交換会を行わせていただきました。テーマは、緊急避妊薬アフターピルの現状についてというものです。

本来、緊急避妊薬は薬局やドラッグストアでは購入ができませんが、現在、将来的に予期せぬ妊娠の可能性のある女性が処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できる仕組みを検討するため、国のモデル的調査研究、一部の薬局において販売が行われております。それがたまたま別府の薬局で行っているということで、今回の意見交換会では、緊急避妊薬の取扱いを行っている現場の薬局の皆さんの大変さや、助産師会のサポートがなかなか困っている人に行き届かない歯がゆさなどのリアルな声が数多く寄せられました。

そうした意見交換会において、異業種の皆さんが一堂に会したことにより、その場で改善点が見つかるなど、大変有意義な会になったと実感しているところです。

大分県助産師会は、さきほどのプレコンの講師や、そして女性や子ども及びその家族の健康相談、産後ケア事業など数多くの事業に携わりながら、妊娠から出産、子育てまで、多くの女性に寄り添ってくださっています。特に産院がない地域では、助産師の存在は大変大きいものだと思います。現場からも、お母さんがよりよい環境で育てられるようにするには、助産師やNPOなど様々な団体による連携が必要といっ

た声を伺います。その一方で、助産師会だけではそうした連携を深めるのは難しいというのが課題としてあるそうです。

さきほどの意見交換会でもそうですが、異業種や異なる団体との連携によって改善される点は多々あると思います。

そこで、県として今後、助産師会をはじめとした専門家などとの連携を促進し、一層安心して産み育てられる環境づくりを進めていくべきだと考えますが、福祉保健部長のお考えを伺います。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

安心して産み育てられる環境づくりには、議員御指摘のとおり、助産師など専門職との連携が欠かせないと認識しております。

おおいた妊娠ヘルプセンターでは、産科医、小児科医、精神科医、また警察や教育関係者など多様な専門家によります会議を毎年開催しており、相談事例の検討や情報交換により、適切な相談体制の確保を図っております。

また、妊娠中から小児科医につながるペリネイタル・ビジット事業は、全国で唯一、県内全市町村で実施をされており、産科と小児科が連携し、産後の育児不安の軽減を図る有効な取組として定着しているところです。

さらに、産後ケア事業については、産科や小児科、助産所の協力により、宿泊型とデイサービス型に加え、昨年度からは訪問型サービスも加わり、実施施設数はこの5年間で約2倍に増え、利用者数も大幅に増加しております。利用者からは、ゆっくり休息ができた、不安が解消したといった声も寄せられ、満足度も高い状況です。

今後も、助産師会など関係団体と一層連携し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。力強いお言葉をいただいたと思っております。

やはり一つの団体では、自分の課されてある目の前の事業を行うのはできたとしても、やは

りいろいろな意見交換であったり課題改善のための取組ができづらいというのを伺っていますし、例えば助産師会でも、産後ケアだけではなくて食育のことであったり情操教育のことであったり、そういうのもできるので、是非いろんな話を一緒にさせていただきというふうに言われておりますので、是非今後ともよろしく願いいたします。

それでは、最後、保育士の確保についてお伺いいたします。

本県の子育て施策支援を進める上で、保育人材の安定的な確保は極めて重要な課題であります。しかし、県内では保育事業が拡大する一方で、保育士の不足が依然として深刻であり、その背景には、保育士の処遇の低さや労働環境の厳しさが大きく影響していると指摘されています。

現在、県内の保育現場では、長時間勤務や書類業務の負担、非正規雇用割合の高さ、他産業に比べ低水準にとどまる給与などが離職の一因となっております。こうした環境では、せっかく資格を取得した若い世代も県外へ流出しかねません。また、潜在保育士の方々がなかなか復職に踏み切れない状況も続いております。

特に処遇改善については、国の処遇改善等加算やキャリアアップ研修制度などの仕組みがあるものの、現場では給与が上がった実感が薄い、加算を受けても業務量が変わらず負担が大きいといった声も聞かれます。

保育士の皆さんが使命感だけで働き続けるのではなく、専門職として適切に評価され、安心して働き続けられる環境整備が急務であります。

そこで、保育士の確保に向け、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、新規保育士の確保策として、返還免除つきの修学資金の貸付けや就職フェアの開催、高校生向けの出前講座などを実施しております。

スマホでも受講可能な保育士資格取得支援のための試験対策講座では、受講者からこの3年

間で36人が保育士に合格しております。さらに、今年度から県外の学生に、県内で就職活動をする際の旅費を助成しているところです。

離職防止、定着支援といたしましては、保護者との連絡や登園、降園の管理などへのICT導入により、業務効率化を支援しております。今年度は未導入の園に対する伴走支援にも力を入れており、現在78%の導入率、これのさらなる向上を目指してまいります。

また、保育士の負担を軽減し、本来の保育業務に注力できるよう、着替えや食事の世話、清掃などを行いますサポート人材、サポート職員について、昨年度を上回る60園、82人配置しているところです。

給与の面については、累次にわたりまして処遇改善を進めており、昨年度は10.7%、月額で約3万8千円の大幅な引上げを行っているところです。国の調査では、県内の女性保育士の月額賃金は全産業の女性よりも2万2千円ほど上回っているというデータもございまして、こうした改善の効果をしっかりと、さらなる周知も図ってまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、引き続き保育人材の安定的な確保に努めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

本当に様々な取組をしてくださっているのは理解しております。特に保育現場の経営者の方々からは、大分県保育士・保育所支援センターの取組は大変ありがたいというふうに伺っております。また、さきほど答弁ありました県外の養成校から県内の園に就職しやすい環境整備、こちら私も以前、一般質問の中で聞かせていただきましたが、かなり充実してきているというふうに認識しております。

ただ、さらなる参画や拡充を求める声が多いのも現実でございます。何を課題と捉え、どのような対策が必要だと考えていらっしゃるのか、再度質問させていただきます。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 今御紹介ありました保育士・保育所支援センターですね、これは正に文字

どおり、働きたい保育士と採用したい園をつなぐ大事な就職あっせん機関ということで、特に今年度、昨年度も20人ぐらい成果をつないでいますし、今年国のほうでも児童福祉法の改正で、センターの体制を取ることが法律でも明確に位置づけられて、県の義務化がされております。

そういった意味で、年々ニーズに応じて拡充に努めているところであり、今年度からは就職フェアの対象に幼稚園も追加するというような取組もさせていただいております。そのほか、出前講座とかいろいろできることをさせていただいておりますので、今後ともセンターの充実を通じて、そういう人材確保につなげてまいりたいと考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

こども・子育て政策なので全て部長にお答えをいただいておりますけれども、やはり保育士の確保、本当に大切だと思っております。こどもの教育時期がどんなふうにごとごしたかによって、大人になってからの価値観であったりそういったものがらりと変わってくるというふうに思っておりますので、是非こちらは引き続き力を入れて取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。農業を巡る諸課題についてです。

一つ、新規就農者の確保についてお伺いいたします。

本県の一次産業は、県民の食を支え、地域の経済や文化を形づくる、正に県土の基盤とも言える産業であります。特に農業は、食料の安定供給はもとより、環境保全や景観形成のほか、防災面においても重要な役割を担っているなど、県民生活と密接に結びついております。

しかしながら、県内の農業就業人口は年々減少の一途をたどり、高齢化も右肩上がりです。農林水産省の統計によりますと、農業従事者の平均年齢は全国でも68歳、本県では70歳となるなど、後継者不足が深刻な課題となっています。

一方で、県の取組により、令和6年度には290人の新規就農者が誕生しております。これは前年度を上回る成果であります。高齡化の現状や県全体の農業人口から見れば、依然として十分な数とは言えないのではないのでしょうか。

今後の地域農業を持続的に発展させていくためには、若者や移住者、さらには企業等の多様な人材が新たに農業へ参入できる環境づくりを一層進めていく必要があると考えます。

新規就農者が地域に根つき、安定した経営を継続するためには、所得の安定化に加え、地域との関係づくりも欠かせません。

先日、新規就農した農家の方々と意見交換をさせていただきました。この農地だと5反は作れますよと言われたんですが、実際測ってみると3.5反しかなかったと。そのとき誰に相談していいか分からなかったという声や、師匠になるような農家さんとは関わるんだけど、ほかの新規就農の方と話す機会がないので、そういった機会をつくってほしいなどといった声が実際に起きておりました。起きた課題に気軽に相談ができる体制の整備を求める声というのが多くありました。

また、近年、農村集落で何う話の多くは、将来への不安です。人口流出や高齡化に伴い、集落機能は低下、集落の存亡を憂う方が多くなっています。こうした集落が元気になるためには、地域の経済基盤である農業を活性化させる必要があると考えています。そうした面からも、農業の担い手の確保・育成は、地域を支える農業の存続に欠かせない政策なのではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、安定した経営継続に向けた就農後のフォローアップも含め、県として新規就農者の確保にどのように取り組んでいくのか、知事の見解をお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 新規就農者の確保についての御質問でございます。

今後、農業従事者の大幅な減少が見込まれる中で、本県農業の持続的発展のためにも、新たな就農者や参入企業等の確保が欠かせません。

そのためには、目指すべきモデルとなる産地の中核的経営体の育成、収益性の高い産地形成など、就農を志す方にとって魅力的な環境づくりが重要であります。

そこで、農地の集積・集約化やスマート技術の導入、農業支援サービス事業体の体制整備など、生産者の経営拡大を支える取組を進めているところであります。

また、県内各地で園芸基幹品目を中心とした大規模園芸団地の整備を推進しまして、意欲あふれる若手生産者や資本力のある企業等とのマッチング等を強化しているところであります。

こうした環境づくりと併せまして、就農に至る各段階に応じた切れ目ない支援によりまして、新規の就農者の確保、定着を図ってきております。

就農前においては、本県での営農に興味を抱いていただくために、SNSや県内外の就農フェアを通じまして、生産者が高収益を実現した経験談を自ら伝えるなど、産地の魅力発信に取り組んでいるところであります。

ファーマーズスクールや就農学校を中心とした研修段階では、今後新たにかぼす等の品目を追加するほか、全ての研修生を対象とした収益力の向上に向けた実践的な経営を学ぶ研修会を実施しております。

就農後の支援では、県独自の給付金を創設して、就農初期の負担軽減を図っております。今年度からは親元就農給付金の対象者を拡大して、さらに制度を充実させたところでありますけれども、早期の経営安定に向けた技術指導や経営相談などのサポートも行って、定着につなげていきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、新規就農者間のつながりも大変大事であります。このため、各地域で交流会を開催して、AFF女性ネットワーク、それから農業青年連絡協議会など活発に活動している組織との情報交換会等も行っているところでございますけれども、これらの活動をより多くの新規就農者の方々に知っていただくような情報発信がやはり大事だと思いますので、今後はそのような周知を強化していきまして、相

談しやすい関係づくりをより一層後押ししていきたいと考えております。

こうした取組によりまして安心して就農できる環境を整えて、新規就農者のさらなる確保に努めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

さきほど答弁の中にもありました実際に西部振興局が行っている交流会なども、大変活気があっていいと思っております。ただ、農林水産省が先週末に発表しました2025年の農林業センサスの速報値によれば、基幹的農業従事者、数は2020年と比べ約34万2千人、率として25.1%もの減少となっています。本県においてはさらに減少が進んでおりまして、僅か5年の間に30.4%も減少しているという。

やっぱりこういうのを見ると大丈夫かなというような気持ちになりますが、一つ、実は私、この新規就農者を確保するのにこういうことをしたらどうだろうというのがございまして、今日お話をさせていただきたいんですけども、実は今年、農業について勉強してみたいと思い、米を作りました。米を作るときに、実際に作っていると、農業に興味があるという若い人たちが大変多く、やってみたいという声をたくさん受けました。

ちょっと調べてみると、都市部の千人の若い世代にアンケートを取ったときに、農業をやってみたい、今後携わってみたいという方々が52%もいたということで、本当に数多くの人たちがそういったことに興味を持っているというのが分かりました。

あくまでもこれは実験的な数字ではありますが、例えばスイスやノルウェーなど国土の面積が小さい国は、食べ物を作るという自分たちにできないことをやってくれている農家へのリスペクトがあり、そこに税金が使われるのは当たり前だという価値観もあるそうです。これは食べ物を高くするべきだという話ではなくて、農家への尊敬の念や感謝の気持ちを醸成していく取組が大切なんじゃないかなと米作りをやってみて改めて思いました。

事実、中津江で取れたお米は本当においしくて、その圃場のよさや水のすばらしさがそのまま地域への愛着となったように感じております。農業を仕事として取り組んでいただく方の確保はもちろん重要なんですけれども、まずは農業を試せるという環境が大切なんだと思います。米作りをやって思ったのは、農業は関係人口を創出する一つのツールになるというふうに感じておりますので、是非そういった取組も参考にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、続いて米を原料とする加工食品についてお伺いさせていただきます。

近年、国内外の需要バランスの変化や生産コストの上昇等により、米価格が高騰しております。この影響は主に主食用米の消費者価格にとどまらず、清酒や焼酎、米菓、米粉製品などの米加工業者にまで波及しており、県内の酒蔵をはじめとする地域産業が厳しい経営環境に置かれております。

大分県には伝統ある酒造業や加工食品企業が数多く存在し、これらは地域の雇用や観光振興、文化の継承にも大きく貢献してきました。しかし、現在、原料米確保の難航に伴う仕込み量の削減や価格転嫁の困難など、事業継承に不安を抱える事業者も少なくはありません。こうした状況は単に一業種の問題にとどまらず、地域の一次産業から加工、流通、観光まで連なる食の循環を揺るがす事態であり、県として早急の対応が求められるというふうに考えております。

そこで、特に清酒、焼酎など酒造業者や米菓、米粉などを製造する中小事業者の現状に対する認識を含め、米価格高騰の影響を受ける米を原料とする加工食品についてどのように対応していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

県では、500社企業訪問や酒造組合との意見交換などを通じまして、原料米の価格高騰や生産量に関する現状把握を進めているところでございます。

原料米の仕入価格が前年比で15から76%

上昇したとの回答があった一方、商品の値上げ幅は5から20%にとどまるなど、顧客離れを警戒し、十分な価格転嫁ができていない事業者も見受けられます。

こうした中、ある酒造会社では、今年7月、厳格なこうじ管理を行った日本酒を定番品の約7倍の価格で販売しまして順調に販売実績を伸ばすなど、商品の高付加価値化に成功する事例も現れたところでございます。

また、ある米菓製造事業者は、商品のアレルギー対応だとか完全無添加を実現しまして、アメリカへの輸出を開始したところでもございます。

県では、こうした新たな取組により、原料価格の高騰に対応しようとする事業者に対しまして、展示会の出展補助ですとか県公式オンラインショップでの販売などを通じまして支援しているところでございます。

引き続き事業者の声を聞くとともに、県産加工食品の高付加価値化や消費拡大の取組を強化してまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

高付加価値化、大変大切だと思っておりますが、小田切部長、大分に来られて3か月ほどですけれども、好きなお酒等はできましたでしょうか。酒どころ大分のお酒はいかがでしょうか。再質問したいので、先にそれだけ聞いていいですか。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 大変申し訳ない、ちょっとお酒飲めないんでありまして、大変申し訳ございませんけれども、よろしく願います。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 それはこちらのほうこそ大変失礼いたしました。

実は高知県などでは、高知県酒米安定供給支援事業費補助金として、酒造事業者が高知県で生産された米を使用して日本酒等を製造する事業に対して、原料費の価格高騰分を補助する制度などが今年度設けられております。また、日

本酒造組合中央会においては、原料米価格の高騰を受け、酒造の存続のための緊急対策として、資金繰りにお困りの酒蔵に向けた金融支援策なども実施しております。

今後も同様の価格変動が想定される中で、県として地産地消の促進や加工用米の生産振興を踏まえた酒造業との連携強化など、持続的な原料調達環境をどのように構築していくのか、改めて商工環境労働部長に伺います。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

原料米の調達支援については、県、酒造組合、さらに全農の3者で定期的に春、秋に協議を行っております。加工用米の動向と国、県の支援策について情報共有しているところでございます。

来年度の農林水産省の概算要求では、酒造好適米への交付金が新たに盛り込まれておりまして、予算が成立した場合には大分県内の加工米を作る生産者に対して、積極的に活用促進を図っていきたいというふうに考えております。

加えて、資金繰りの支援に関しましては、県制度融資の活用、経営環境変動対応融資というんですけれども、こういった融資も周知しているところでございます。

今後とも、酒造組合をはじめ、加工食品事業者、生産者団体や農林水産部と連携を密にし、加工用米の生産、価格動向等を注視しながら、原料調達の円滑化を支援してまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 すみません、ちょっと動揺してしまいましたのでかんでしまいましたけれども、具体的な取組が今後実施されていくであろうということで、大変安心しております。

やはりその地域で取れたお米を使ってちゃんとお酒などを造るというのは、文化継承という意味でも非常に価値のあることだと思いますので、引き続き手厚い支援をしていただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、畜産振興についてお伺いさせていただきます。

牛乳の消費拡大についてです。

県内の畜産業、とりわけ酪農や肉用牛経営を取り巻く環境は、近年ますます厳しさを増しております。円安や国際情勢の影響による輸入飼料価格の高騰が長期化する中、燃料や資材、電気代などの生産コストも上昇を続けております。

一方で、生乳や食肉の販売価格は思うように上がらず、コスト上昇を価格に転嫁できない状況が続いています。

さらに、畜産農家の高齢化や後継者不足が深刻化し、家族経営を中心とした小規模農家では経営継続そのものが難しくなっております。また、ふん尿処理や悪臭対策といった環境対応への投資も求められており、経営体への負担は一層増しているのが現実です。

先日、会派の農林水産振興調査会において、乳牛の改良度合いを競う全日本ホルスタイン共進会の調査に赴く機会がございました。参加された酪農家さんの皆さんからは、牛乳の消費自体が落ち込み、経営が大変厳しい状態が続くというお声をいただいております。牛乳自体の消費量が低迷する中、地域の畜産を守るために具体的な対応が必要だと感じております。

そこで、牛乳の消費拡大に向けた今後の県の取組について、農林水産部長にお伺いしたいと思います。

嶋議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 お答えいたします。

近年、乳価は上昇しているものの、飼料価格や資材費の高騰などもございまして、酪農経営の安定には生産、消費両面での取組が必要と考えます。

生産面においては、青刈りトウモロコシなど自給飼料への転換によるコスト低減を図るほか、大事な需要期でございます夏場の乳量確保に向けまして、換気扇の設置や屋根への暑熱対策など、飼養環境の改善を促進しているところでございます。

もう一つの牛乳消費においては、平成初期をピークに、スポーツドリンクなど競合飲料への転換や人口減少等を背景に、低減傾向となっているところでございます。

県としましても、これまでSNSによる料理動画の配信やプレゼントキャンペーンのほか、たんぱく質やカルシウム等の栄養価や機能性の理解醸成などPRを実施してきているところでございます。また、小学生等への出前授業や搾乳体験を通じました魅力発信にも取り組んでおります。さらに最近では、大手コンビニとの連携協定に基づきまして、先月から牛乳を活用した新たな商品を開発し、そのフェアを実施してきたところでございます。

今後は、こうした取組に加えまして、運動後の早めの補給が筋肉の修復に効果があることなども踏まえまして、スポーツ関連の業界とも連携して消費拡大にもつなげてまいりたいと思っております。

また、常温保存が可能で賞味期限の長いLL牛乳の長所も広めまして、利用拡大につなげたいと思っております。

今後も、関係団体と連携しまして、酪農の経営安定に向けた消費拡大等の取組を進めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

先日、鈴木農水相が記者会見で牛乳を一気飲みするというような、御覧になられましたでしょうか。国といたしましても、冬場の牛乳の需要喚起のための取組であったそうなんですけれども、牛乳は寒い時期のほうが品質も乳量も上がりますということで、大臣自らPRをされておりました。

さきほどの答弁にもありましたとおり、栄養価が非常に高いので、やはりそういったところをもっともっと打ち出していきたいし、スポーツ関連の例えば私学の高校であったり、そういったところには是非飲んでいただくような取組等を行っていただきたいとは思いますが、やはり酪農団体の皆さんからは、栄養価の高い牛乳をまだまだ普及拡大させたいとの御意見をいただいております。特に成長過程にある高校生等に普及拡大をしてくださって、さきほどの答弁にもございましたが、まだまだ拡大させる余地はあると勝手に思っております。

栄養価の高さが成長期の高校生にはぴったりの飲物だと思いますが、改めて部長、この辺りいかがでしょうか。

嶋議長 瀧野農林水産部長。

瀧野農林水産部長 お答えいたします。

大臣ほどではございませんけれども、私も最近、さきほど答弁にも述べましたL L牛乳を箱買いをさせていただきましたので、頑張っ消費をさせていただきます。

議員からも御指摘ございましたけれども、牛乳は成長期の骨や体を支える重要な栄養源でございます。ですけれども、高校段階では給食ではなくなるということもございまして飲む機会が減少することもありまして、これまで関係団体とともに、例えば家庭科の授業の調理実習で牛乳の栄養価や機能性のPRを行っているほか、食材となる牛乳の提供などによりまして消費を喚起してきたところでございます。

また、高校への自販機や冷蔵ショーケースの設置にも取り組んできているところでございまして、昨年度から2校の高校で設置がなされたところでございます。

今後もこうした取組を進めていくほか、関係団体とともにL L牛乳の取扱いを例えば高校の購買部等に働きかけるほか、各種スポーツ団体、そして運動部の指導者等へも牛乳摂取を呼びかけていきたいと思っております。またあわせて、SNSなども活用した魅力ある情報発信にも努めていくことで消費拡大につなげていきたいと思っております。

昨日は榊田議員から、温泉入浴後のレモン牛乳などのお話もいただきました。そして、一昨日は首藤議員から、熱中症対策としての牛乳活用のお話もございました。こうした観点も頭に入れながら、いろんな可能性を模索してまいりたいと思っております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 期せずして、自民党1期生みんな牛乳の販路拡大を行っていきたく思っておりますので、どうぞ今後も力強い御支援をいただけますようお願い申し上げます。強く要望して終わりたいと思っております。

それでは、最後におおいた和牛の販路拡大についてお伺いいたします。

本県が誇るブランド牛、おおいた和牛は、和牛のオリンピックとも言われる全国和牛能力共進会でも高い評価を受けており、肉質や味のよさは折り紙つきであります。しかしながら、知名度や販売力という点では、他県のブランド牛に比べて十分とは言えないのが現状です。

さきほども触れたとおり、県内では生産者の高齢化や後継者不足が進んでおり、また飼料価格の高騰や流通コストの増加など、経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。その中で、生産者の努力が正当に報われるためには、安定した販路の確保とブランド価値の向上が不可欠です。

一方で、県外、海外への販売促進については、まだ十分な体制が整っていないという声もございます。特に飲食店や量販店との連携、観光、ふるさと納税との一体的なPR、さらには輸出に向けた品質管理や認証制度など、課題は多岐にわたっております。

また、県産ブランドの統一的な情報発信がまだまだ弱いのではないのでしょうか。消費者におおいた和牛という名前が届きにくい点も、まだまだ課題だというふうに感じているところです。国内外でのブランド発信力を高めるため、統一的なブランド戦略が求められていると考えます。

その上で、生産者が安心して生産を続けられるよう、流通・販売段階での価格安定や利益還元の仕事づくりも必要です。

こうしたことを踏まえ、ブランド戦略や流通・販売の仕事づくり、おおいた和牛の販路拡大に向け、どのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長にお伺いいたします。

嶋議長 瀧野農林水産部長。

瀧野農林水産部長 お答えいたします。

おおいた和牛は、肉質や餌の高い基準をクリアした本県肉用牛振興のリーディングブランドでございまして、ブランドを立ち上げ後、生産農場はこれまで1.5倍に増え、4等級以上の頭数の割合も約94%に上昇してきているところでございます。今後、さらなる価値向上を目

指し、肉用牛においても生産・流通・販売両面での取組が必要だと考えております。

生産面においては、県産飼料用米の活用のほか、肥育期間の短縮技術などを用いましてコスト低減に取り組んでまいります。

もう一つの流通・販売面においては、これまで県内外のサポーターショップを23店舗まで拡大してきているところをごさいます、今年度については関西圏の名立たる一流ホテルのコンシェルジュと連携しまして、インバウンドなどこのサポーターショップをつなぐ取組を始めたところをごさいます。また、首都圏においては、高級レストランの取引拡大のため、九州出身の有名シェフの力を借りながら、バイヤーへの提案会を実施することとしております。

県内においては、おおいた和牛をはじめとします県産食材の味力、「味」の「力」ですね、を宿泊施設から発信するおおいた旅ごはんフェアを9月から10月にかけて開催させていただいておるところをごさいます。また、小売107店舗でのキャンペーンのほか、学校給食への提供や小学生向けの食育の授業も実施しております。

また、海外においては、台湾、米国等への輸出拡大に向けたカッティングの指導や試食会等によりまして、高級ホテルや飲食店の主力食材として取引が現在拡大してきているところをごさいます。

そして、ブランド価値を大きく左右します全国和牛能力共進会に向け、今回は多くの優秀な候補牛を選抜しているほか、飼養管理の高度化等にも取り組み、上位入賞を目指してまいります。

今後も、関係者が一丸となりまして、観光消費や海外市場の拡大を見据え、認知度やブランド価値の向上、販路拡大に努めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 今回の定例会で報告されました決算特別委員会の中にも、令和7年度決算審査報告書の中に、県農林水産物の海外における競争力強化と輸出先国の多角化や輸出品目と取扱量の拡大に向けた取組のさらなる推進に努められた

いというふうに記載がございます。特に申し上げたいのは、おおいた和牛というのはブランド牛として一般の方が毎日消費をするような種類のものではなく、付加価値をつけて、より高額な商品として販路をつくっていかねば、生産者さんたちの売上げにはつながらない種類のものだということです。

改めて、海外展開の輸出先の多角化について、具体的な政策等あれば教えていただきたいと思っております。

嶋議長 淵野農林水産部長。

淵野農林水産部長 お答えいたします。

まず、昨年度の牛肉の輸出額でございますけれども、台湾とか米国を中心に八つの国・地域で約7億円ということで、前年から比べますと125%増加したところをごさいます。

引き続き輸出拡大に向けた取組を戦略的に推進することが重要であるとともに、いろんなカントリーリスクがございますので、それを回避していくためにも、議員御指摘のとおり輸出先国の多角化が必要だと考えております。

今年4月には、新たな輸出先国を開拓するために、畜産公社がEU向けの輸出施設認定を取得したところをごさいます、EUへの輸出に向け、この10月にはドイツで開催されました国際展示会に出展し、取引開始に向けた商談が進んでいるところをごさいます。

また、米国なんですけれども、一言米国と言っても大変広いわけございまして、輸出入の事業者等と連携していくつかの複数の州で商談を展開しているほか、今後の取引拡大に向けた取組を進めているところをごさいます。

今後も関係機関と連携しまして、その他の地域のいろんな可能性も模索をしながら、継続的な販路拡大と輸出先国の多角化を推進してまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。

正に畜産公社のEUへの輸出のニュース等、私も拝見させていただいて、本当に今、世界情勢不安定な中で難しい面も多々あるとは思いますが、やはりそうやって外に、間口は

広いのでどんどんどんどん出していただく取組を進めていただきたいなというふう感じたところでは。

知事が手を挙げてくださっているのです、よろしいですか、伺って。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 サンフランシスコに出張のときに、サンフランシスコ総領事館の総領事の公邸で歓迎レセプション開いていただきまして、そのときに大分から食材を持ち込みまして、そして領事館の総領事公邸のシェフに全部料理をしていただきました。その中におおいた和牛も入っていきまして、大変好評で、あっという間に全部なくなりました。

そのような機会を捉えまして、そこに来ている方々というのは、サンフランシスコの市役所の方々をはじめとしまして、流通の方でありますとか食材の方とか、観光の方もたくさんお見えていただいていたので、機会を捉えてPRを進めていきたいというふうに考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。大変力強いお言葉いただきました。では、まずはサンフランシスコからということで、しっかり進めていただければと思います。

私が農業、一次産業にまつわる質問をなぜさせていただいたかということ、よく珍珠の市場などにも行かせていただくんですが、事業継承して新しく畜産として法人化する若者がいて、何と年齢が二十歳ということ、そんなに若い人たちがこれからもこの仕事が好きだから続けていきたいとって頑張っている姿を見させていただきました。やはりそういった若者の後押しをするのが私たちの仕事だと思いますので、どうぞ引き続き力強い御支援をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で岡野涼子議員の質問及び答弁は終わりました。三浦由紀議員。

〔三浦（由）議員登壇〕（拍手）

三浦（由）議員 皆さん、おはようございます。日本維新の会、43番、三浦由紀でございます。

ちょっと項目多いんで、さっさと始めたいと思います。

まず最初に、大分市佐賀関の大規模火災からの復旧・復興についてお尋ねいたします。初日に首藤県議が被災者の支援を中心に質問したので、私はその後に関して質問したいと思います。

まずは、大分市佐賀関地区の大規模火災によりお亡くなりになられた方に対して御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

さて、大分市佐賀関地区において11月18日の夕方に発生いたしました大規模火災では、住宅など187棟以上が延焼し、周囲の山林や沖合の無人島にまで飛び火するなど、深刻な被害が報道されております。

出火当時、強風により火の粉が広範囲に飛散し、住宅密集地を中心に延焼が拡大いたしました。焼失面積は約4万8,900平米に及び、市街地で発生した国内の火災としては、平成以降でも最大規模とも言われております。

現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされており、まずはこうした避難者への十分な支援をお願いしたいと思います。

今回私が申し上げたいのは、復旧・復興に関してであります。

被害が大きかっただけに、この地域がかつてのにぎわいや平穏な日常生活を取り戻せるようになるまでの復興を遂げるには、非常に長い時間を要すると思われまます。まずは急ぎ復旧作業を進めなければなりません、一日も早く被災された方々が住み慣れた地域において元の暮らしに戻れるよう、復興の取組にも力を入れなければなりません。

その際気になるのは、この地域の状況でございます。住民の多くは高齢者が占めるとともに、空き家の多い地域だったと伺っております。私が心配なのは、こうした高齢者を中心とした住民の方々が力強く地域の復興に向け取り組んでいくことができるかどうかということでございます。

中には、住宅の再建を諦め、地域を離れる方もいるやもしれません。前向きに取り組むにし

ても、地域に残る方々だけで原状を回復するのは難しいのではないかと考えます。

そこで、地域の復興に向け、地域の方々に寄り添った未来あるランドデザインを描くため、行政としても全力で支援する必要があると考えます。

もちろん、基本的には大分市が中心となって進めていくことになると思いますが、やはり市単独の取組だけでは財政的にもマンパワー的にも十分とは言えず、県からの支援や県と連携した取組が必要不可欠だと考えます。

そこで、大規模火災の被災地である佐賀関地区の復旧・復興に向けて、大分市と連携し、県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

〔三浦（由）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの三浦由紀議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 三浦由紀議員の大分市佐賀関の大規模火災からの復旧・復興についての御質問にお答えを申し上げます。

今回の火災により、将来に不安を抱える被災者が一日でも早く日常の生活を取り戻せるよう、大分市や国、関係機関と協調しながら、個々の状況に応じた支援に取り組んでまいります。

県では、発災当日の18日の深夜に自衛隊派遣の調整を開始するとともに、内閣府と協議を進めて、いち早く災害救助法を適用し、避難所の運営経費や応急仮設住宅の借り上げ経費等を国と県で負担することを決定しました。また、二次避難所の確保などに向けて、県営住宅の空き情報を大分市に提供したところであります。

さらに、県から国に対して強く働きかけた結果、今回の大規模火災は強風による自然災害と認定され、火災では国内4例目となる被災者生活再建支援法の適用に至りました。これによりまして、国と都道府県が拠出している基金から住居の建設や購入等に対して最大300万円の支給が可能となりました。加えて、先週27日には高市総理ほか関係大臣に直接要望を行い、

避難所の設置期間の延長、タミフルの予防投与といった災害救助法の弾力運用、そして災害廃棄物処理への補助などを迅速に決定いただいたところであります。

翌28日には、市や国などと連携して生活再建を支援するため、大分県佐賀関被災者生活再建支援本部を県の中に立ち上げいたしました。発災直後から行っております県保健師やDWA T、災害派遣福祉チームなどの専門職チームの派遣を継続して、災害関連死を出さないよう被災者に寄り添った取組を推進しております。

また、被災者の二次避難や応急仮設住宅への移行は基礎自治体である大分市が主に担いますが、県としましても、県営住宅や民間賃貸住宅、ホテルの空室状況情報の提供など、側面支援を行ってきているところであります。

復旧・復興のフェーズにも備えていかなければなりません。大分市が作成を予定しております復興計画について、九州地方整備局が設置をいたしました大分市佐賀関復興まちづくり・住まいづくり支援チームとも連携いたしまして、計画作成に協力をしてまいります。

なお、災害廃棄物の処理についても、国からの補助を受けて大分市が行うこととなっております。年明けから処理が始まる予定というふうに聞いております。

引き続き、刻一刻と変わっていきます被災者のニーズに寄り添いながら、段階に応じた生活再建と復旧・復興に向けて、大分市としっかり連携をしながら支援策の早期展開を図ってまいります。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 ありがとうございます。

あの地域、非常に狭くてごちゃごちゃしている地域ですので、このまま元のまちなものをつくってしまうと、またいつ何どき同じようなことが起こるか分かりませんので、その辺も考慮した上で大分市とともに復興・復旧に努めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

じゃあ、次の質問に入りたいと思います。続いて、副首都構想についてお尋ねいたしたいと

思います。

自民党と日本維新の会の連立により俄然注目を集めるようになったのが、副首都構想であります。九州内の三つの政令指定都市の市長がその候補に意欲を示したり、九州地域戦略会議で話し合われたり、連立以降、各自治体の動きが活発になってまいりました。

この副首都構想、一体どんなものかといえますと、災害時などに備えて首都機能をバックアップさせる地域を整備するもので、東京一極集中を是正し、多極分散型の国家構造への転換を目指すものであるとされております。

ここまでにしましては私も異論を挟むところではございませんが、日本維新の会の骨子素案によりますと、当該道府県の区域内において、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく特別区の設置が行われていることとされております。要は、東京都と同じ特別区が必要ですよと書かれております。これは、日本維新の会が実現を目指し、2度、大阪の皆さんに否決された大阪都構想が名称を変えて出てきたと言わざるを得ません。

日本維新の会の国会議員の皆さん方に聞きますと、大阪とは書いていない、全国どこの地域でも構わないと言われますが、日本維新の会の代表の吉村大阪府知事の各種コメントを見ますと、完全に大阪を意識しております。

さきほども言いましたが、前提となる都構想は大阪で2度否決されております。今回はそれを東京の力を借りて押し通そうとしており、日本維新の会の本来の姿とはかけ離れた、姑息なやり方としか言いようがありません。

しかし、今は単独ではなく連立政権です。これはあくまでも日本維新の会だけの骨子素案であります。自由民主党さんが必ずや特別区の一部は変えてくれると私は信じて期待をしているところでございます。よろしく願いいたします。

ただ、この部分を除けば、自然災害の激甚化、頻発化に加え、大規模地震の発生が高い確率で予想されている現在においては、災害時の発生時に首都中枢機能を代替できる副首都は必要な

ものであり、副首都構想は早急に推進すべき案件であると私は考えます。

また、東京のバックアップ機能ということがありますが、南海トラフ巨大地震が起きた場合、大阪も被災する可能性が高く、都市機能が維持できるか分からないとも考えます。私は、少しでも東京から離れた位置に副首都機能は設置すべきと考えます。そうなれば、九州は最適な場所ではないでしょうか。

現在、九州の政令都市の3人の市長さんが意欲を示されているだけではなく、福岡県知事も福岡県が中枢機能のバックアップ拠点の候補地になると思っているとの発言をされたと報道で見るところでございます。

そこで、九州の首長のこうした動きに対する思いも含め、知事として副首都構想についてどのようにお考えかお聞かせください。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 副首都構想でございますけれども、人口減少が進む中で、地域産業やコミュニティの衰退、医療、教育等の担い手不足などが全国各地で生じておまして、過度な東京一極集中を是正して、多極分散型の国家を目指していく必要があります。

また、仮に東京が被災した場合に、首都機能を代替する体制がなければ日本全体が機能不全に陥ることとなるため、危機管理機能のバックアップとしまして副首都となり得る地域をつくっていくことは大変重要であるというふうに考えております。

様々な意見がありますけれども、リニア中央新幹線が開通しますと、東京から僅か1時間つながり、スーパー・メガリージョンを形成します大阪、関西が首都機能を分散するという提案は、将来の日本が取るべき有力な選択肢の一つというふうに考えて捉えております。

いずれにしても、今後議論する際には、国と地方の在り方、国民生活に与える影響なども含めて、理念や具体的な将来像を国として明示した上で、広く国民的議論を喚起して結論に導いていくべきだというふうに考えております。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 ありがとうございます。

今、副首都構想全般に関して知事のほうお答えになられまして、あえてかどうか分かりませんが九州に関しての分はコメント全く出なかったようでありますので、私のほうからもう一回突っ込んで聞きたいと思うんですが、私が議員になって今33年目なんですけど、大分県じゃなくて大分市に限定して言いますと、今回の佐賀関地区の大規模火災は別にしまして、大きな自然災害に見舞われたことないんですね。大きなのがあれば大体議員に報告があったり、我々招集かかったりするんですが、本当に今までなかったと。また、水不足に陥ったこともないんです。よく福岡は水がなくなることが、夏はあるんですけど、大分市はなかったと。また、大分は、四国・中国地方では海とつながっております。もちろん、関西、関東へも同様であります。もし東京に何かあったときに、四国とトンネル若しくは橋で陸続きとなっていれば、さらに様々な対応は取れるんじゃないかと私は思っているところでございます。

そこで、突っ込んで副首都に大分県が手を挙げてはいかがでしょう。知事の見解をお聞かせください。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 副首都のやはり要件といたしますか、どういうものかというのが大変重要になってくるというふうに思います。そこのところはまだ正に検討されているといたしますか、明らかになっていないところでもございますので、その動向をしっかりと関心を持って注視してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 ありがとうございます。

何か知事、非常に慎重な答弁で、いろいろ絡んでくるからそういう答弁になるかと思うんですが、これから与党内でまずいろいろ話が出てきて、それからまた国会に出て、いろんな状況出てくると思いますので、それを見ながらチャンスがあれば我こそはと言っていたら面白くないかなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

じゃあ、次に行きたいと思います。留学支援についてをお尋ねいたします。

私はバックパッカーでして、安い航空券を見つけては世界をぶらぶらしていることは知事も御存じのことと思いますが、コロナ禍以前から東南アジアを旅しているときに思っていたことは、日本人は日本のことをお金の国、先進国と認識をしているが、ひょっとして東南アジアの国々の方のほうがある意味裕福ではないのであろうかということでございました。

日本に住んでいる日本人は、お金がある時代にインフラ整備を行っているおかげでふだんの生活に不便を感じるものが少なく、日本はまだ経済的に豊かであると感じているようでございますが、実際はそうではなく、コロナ禍後の今、東南アジアの国々が発展途上国から抜け出しつつあり、日本は逆に経済的に衰退途上国へと向かっている現状が数字に表れております。

私は、海外を旅する中でこれらのことを肌で感じることができました。海外に行くことにより、日本の現状を他国と比較し、その違いを体験すること、これはこの国のかじ取りに必要なことであり、様々な方が海外に出て日本を俯瞰することは大変重要なことと考えております。

しかし、日本人のパスポート保有率は現在17%と、諸外国に比べ著しく低い率となっております。また、本県のパスポート保有率は、2024年に発表されたデータによりまして9.8%となっており、全国でも低い状況であります。こんなことではいけません。

さきほども述べましたように、もっと海外に出て、見て、学ぶべきであります。特に若い方々には、もっと積極的に海外に行ってもらいたいですし、できれば留学をしてもらいたいと考えているところでございます。

しかしながら、現状では、円安や欧米の物価高が大きなハードルとなっております。私の経験から言わせていただきますと、コンビニで500ミリリットルのコーラを購入しますと、日本円で1本800円します。サンドイッチは1,500円、おにぎりは750円といった具合であります。これヨーロッパの値段です。コンビ

ニでこの状況でございますので、普通のレストランに入った場合は、皆さん方、想像がつくと思います。とにかくお金がかかります。これでは若い方々は海外に出ることは難しく、ましてや留学では、長期滞在するとかなりの費用がかかってしまいます。

それでも、私は若い方々には海外で学んでいただき、そこで学んだことを持ち帰り、日本、そして本県のためにいかしてほしいと願っております。

そこで、多くの若い方々が海外で学べるよう、県として県内に在住する大学生に対して、留学のための金銭的な支援を行ってはいかがかと考えますが、総務部長の見解を求めます。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 県内大学生の留学支援でございます。

大学における海外留学は、今後の社会や経済を担う若者が最先端のイノベーションを学び、国際競争力ある人材へと成長する機会として、これは重要なものと認識しております。

また、こうした機会は国全体で後押しされるべきものでもあり、例えば日本学生支援機構は、海外留学する学生に対して奨学金を支給し、現地での活動費や授業料等の一部を支援しているほか、経団連などの民間団体による独自の助成等が設けられていると認識しております。

御指摘の県が主体となった金銭支援でございますけれども、これは留学の成果をどのように県内で公益性のある価値に結びつけられるかありますとか、言わば個人の自由な活動への金銭支援になる可能性もあるということから、こうしたことに県民の理解が得られるか、こういった課題があるものと考えております。

県としては、県内の大学や短大等が留学の活発化を含めた国際化を推進していくこと自体は重要なことと認識しておりまして、今後はスタンフォード大学との連携などに取り組んでまいりたいと考えています。

引き続き、県内大学等が多くの若者から選ばれ、学生が地域に定着をし、地域の活性化につながるよう、県内大学等の魅力向上を後押しし

てまいりたいと考えております。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 部長、答弁ありがとうございます。いろいろ言われたけれども、単刀直入にやらんということですね、取りあえず。

いろいろ課題があるのは分かりました。ただ、部長も多分、海外留学経験ありますよね。ないんですか。ないんですかね。珍しい。知事さんあたり、海外に住まわっていたことあるんで分かるかと思うんですが、やはりほかの国と日本を比べるというのは、非常にやっぱりその人の人生にとっても、またそれぞれその方が住む地域にとっても、私はすばらしいことだと思っております。それをまたその地域、あるいは日本の国に対して役立つってもらうということは、私は本当にそこにかけたお金以上にフィードバックしてもらえものは多いんじゃないかなと思っておりますので、今いろいろな問題があることは分かりました。

私、学生に特化して今こういう形で言わせていただきますけれども、今後、県の職員も含めて、いろんな分野でいろんな方々が海外で学ぶそのチャンスをつくってあげればよいなと思っておりますので、また今後、機会があったら、そのときにそういった形の発言をしていきたいと思っておりますので、そのときはまた県のほうで検討をお願いしたいと思います。

では、次に入りたいと思えます。4番目、大分市に対する県費補助金についてお尋ねいたします。

先般、地元紙に発表されました大分市の2025年度から2029年度までの財政収支の中期見通しによれば、累計で105億円の収支不足が生じる見込みとされております。社会保障関係経費や公債費、人件費等の義務的経費の増大により、私が市議会議員を務めていた頃と比べまして、かなり厳しい状況になっております。

そのような中、大分県から大分市への補助金、いわゆる県費補助金について見てみますと、重度心身障がい者医療費給付事業費補助金や障がい児発達支援早期利用促進事業費補助金など6事業で補助率が他の市町村と異なっております。

具体的には、他の市町村に対しましては2分の1が県から補助される一方、大分市に対しては4分の1と低く抑えられており、金額でいいますと年間5億5千万円ほどの金額になります。このことは知事もよく御存じのことと思います。

他県に目を向けますと、令和6年度に神奈川県において、三つの政令指定都市と一つの中核市に対する補助率の不均衡が是正されております。あの横浜市においても、他の自治体と同じ補助率となっております。

大分県と大分市の経常収支比率を見ますと、平成時代は平均して大分市のほうが低い値を示しておりましたが、令和に入ってからは大分市のほうが高い傾向にあります。さきほども述べましたが、厳しい状況にあると言わざるを得ません。

そこで、他県の見直し状況などを踏まえ、大分市に対する県費補助金について、他市町村と同等の内容に見直すべきと考えますが、総務部長の見解を伺います。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 大分市に対する県費補助金についてでございます。

これまでの行革の取組の中で、福祉や保健衛生など住民生活に身近な事務は、できるだけ中核市である大分市が行うことが望ましいとの考え方に立ちまして、県費補助金の補助率を見直したところであります。

県が市町村へ補助を行う意義は、政策誘導のためのインセンティブの提供に加え、財政力に差がある市町村を財政的に支援することにあると考えております。

大分市の財政力指数を見ますと0.86でございます。引き続き県内の他の市町村に比べ高い財政力を有しておりますことや、過去の議論の経緯等も踏まえ、現在まで補助率を据え置いてきたところであります。

議員からは、県と大分市との財政比較についても御指摘を頂戴いたしました。県の経常収支比率は92.3であります。前年度より0.2ポイント増加をしていること、また県土強靱化関係費の償還本格化による公債費の増など、

今後の県の財政運営の見通しも楽観できる状況ではないと認識しております。

いずれにしましても、御指摘の県と大分市との連携は大変重要でございまして、補助率にとどまらず、様々な政策課題について、県、市それぞれの役割や財政負担の在り方も含めて、引き続き真摯に協議してまいりたいと考えております。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦(由)議員 ありがとうございます。

最後にちょっと真摯にという部分が出たので、今後検討していただけるのかなと思うんですが、こういう形になったのがちょうど平成16年からということを知っておりまして、当時の経常収支比率見ると、確かに大分市がやっぱりかなり低いんですね。その前年度の平成15年見ると市が87.8で県が92.8で5%も違うので、これ見るとね、やっぱり大分市、金持ちちょっといいやねえかと、そういう感じの議論になったんじゃないかなというふうに思いますし、当時、広瀬知事とよく一緒に行事なんかになると、やっぱり広瀬知事が私にちょこっと言っていたのが、大分市やることあるだろう、ラス(ラスパイレズ指数)下げろよとよく言われていたんですよ。今回、大分市もラス下げるといって、それだけやっぱり厳しくなっている状況があるかと思えますので、是非その辺検討していただいて、大分市と協議する中でやっぱり補助率上げられるのであれば上げていただくようお願い申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、コンテンツツーリズムについてお尋ねしたいと思います。

本年第1回定例会で県民クラブの吉村議員も質問いたしております。そしてこの前、戸高議員も同じように観光で質問したようでございますが、少し違う観点から質問させていただきたいと思います。

文教大学の清水麻帆教授によりますと、コンテンツツーリズムとは、小説、映画、テレビドラマ、漫画、アニメ、ゲームなどのコンテンツが観光誘因となってゆかりの地を巡る旅のこと

とされており、ライブへの参加や推し活、聖地巡礼の旅などがこれに該当いたします。

人気のテレビドラマや映画のロケ地、あるいは作者側がはっきりと明言せずともファンの間で関連づけられる場所には多くのファンや観光客が訪れ、地域経済の活性化に大きく寄与しており、地方都市にとっては重要なものとなっております。

本県においては、吉村議員も例に挙げておりましたが、アニメ「進撃の巨人」の日田市大山町や「鬼滅の刃」の別府市八幡竈門神社などがその代表例でございます。

ここでは今、議場の皆さん方が分かるようにメジャーな例を挙げさせていただきましたが、実際はより多様なコンテンツが大分県内には存在しております。

例えば、私が関わったもののみ紹介させていただきますと、前回のデスティネーションキャンペーンの際にJR九州大分支社さんと連携いたしましたして、アニメ「R e L I F E」の登場キャラクターをあしらった限定入場券を製作した事例がございます。これ発売日当日、大分駅は長蛇の列でして、何人かの方に話聞いたら、東京から来ました、名古屋から来ました、たったこの入場券を買うためだけに宿泊してまで大分に来ていただいた。興味のない方から見ましたら、なぜそれが観光につながるんだろうかと思われるかもしれませんが、こうした試みが熱心なファン層の来訪を促し、結果的に地域振興につながることをそのときに実感いたしました。

コンテンツツーリズムの大きな特徴は、従来のツーリズムとは異なり、その場所にしかない一点物の魅力があることでございます。ドラマや映画のロケ地は唯一無二の存在であり、アニメの舞台設定についてはファンの推測によって複数候補が挙がる場合もありますが、それでも他地域と容易に競合しない特別な価値を持つこととなります。大きなライブともなれば、国内で開催できる場所は限られています。この点が、他の観光資源と比べて明確な差別化の要素となり得ます。さらに、ファンは推し活には惜しまず時間とお金を費やす傾向があり、地元経済へ

の波及効果も期待できます。

以上の点を踏まえ、県としても戦略的に政策としてしっかり取り組むべきであると私は考えます。

こんなとき、取組を進める上で重要となることは、業界団体との関係構築でございます。今までであれば、テレビや映画、アニメ、音楽業界だけでもよかったかもしれませんが、現在はNetflixやアマゾンプライムなどのビデオオンデマンドやゲームといったコンテンツも重要でございます。このような業界との関係も構築すべきであります。

こうしたことを踏まえ、コンテンツツーリズムによる観光振興にどのように取り組んでいくのか、観光局長に見解を求めます。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

県内の景観や街並みがアニメや映画等の舞台となることは、作品の世界観への追体験を求める多くのファンの来訪が期待できることから、観光誘客においても大変有効だと考えております。

議員からもお話のありました「進撃の巨人」でありますけれども、既に関連の施設やイベントは多くのファンを呼び込んでおりまして、周遊を促すことで大きな経済効果を生んでおります。

また、宇佐神宮が舞台のアニメ「こめかみっ！ガールズ」というのがありますが、これが制作されまして、あるいはアマゾンプライム配信の「藤本タツキ17-26」という作品がありますけれども、これは佐伯市蒲江がモデルになるというようなことで、そういった新たな候補も生まれているところであります。昨今では「じゃあ、あんたが作ってみろよ」というドラマも大変評判で、大分弁が流れてくると大変うれしくなるところであります。

現在、大分県では、ロケツーリズム推進協会という組織でジャパン・フィルムコミッション等とのネットワークを活用して、制作会社の要望に即応して候補地を紹介するなど努めているところです。アニメや映画にとどまらず、オ

ンデマンド作品やテレビゲーム分野にも働きかけ、新たなロケ候補地も含めて観光資源の活用を広げていきたいと考えております。

また、旅の醍醐味は、作品の舞台を巡るだけではなく、地域ならではの食や温泉、歴史文化、おもてなし等の体験にもあると考えております。市町村や事業者と連携しながら、伝統的コンテンツも取り込んだモデルコースやPRを強化することなどにより、広域周遊とリピーター化にもつなげていきたいと考えております。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 答弁ありがとうございます。

いろいろ取り組んでいるようでございます。細かいこと突っ込むとまたあれだな、後で言いますね。今の答弁でちょっと突っ込みたいところがあったんですが、あまり出すものじゃないなと思うんで、後で言いに行きます。

コンテンツツーリズムに関しまして、従来のツーリズムとは異なりまして、テレビドラマやアニメなど専門的でオタク的な分野を対象とする場合が多く、関連する知識や情報を深く把握していることが重要になります。

そのため、担当者にもある程度の専門的知識や情報収集のためのネットワークづくりが求められます。こうした専門性や適性が求められるコンテンツツーリズムの担当者の人材育成について、どのように取り組んでいるのか、観光局長にお伺いいたします。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

アニメや映画などにとどまらず、観光コンテンツの魅力を語るためには、相応の知識が必要だと認識しております。一方で、多岐にわたる分野をあまねく把握していくことは大変難易度が高いというふうにも考えております。

職員には、観光分野に限らず、常にアンテナを高く張り、トレンドを把握して時世に合った有効なコンテンツを見極める能力を養うことが重要だと伝えておまして、私自身もそのように心がけております。視野の広い三浦議員にもしっかりついていけるよう頑張りたいと思っております。

そうした努力を積み重ねた上で、特定の分野に詳しい外部の人材や事業者とのネットワークを構築するなど、専門的な知見を活用しながら効果的な観光誘客につなげていくということが現実的ではないかなというふうに考えております。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 ありがとうございます。

この分野は本当にゲームまで含めるとかなり幅広くて、本当に深過ぎてどこまで掘り下げていいかわからないという分野なんですけど、これは好きな人に言わせると、それが楽しいみたいなんですよね。掘り下げて掘り下げて、訳分からんようなゲームの端に出てくるようなキャラまで覚えているような方々がおまして、これは育ててどうこうなるような私は分野じゃないと思っています。

ある程度、育てなきゃいかんと思うんですが、できれば人事のときに必ず観光局に聞いて、マニアはやっぱり1人ぐらい置いとかなと、これは進められんのじゃないかなとも思うんで、今育てる場合はどうすればいいかという部分を言ったんですが、私は育てるより、県の職員これだけたくさんいるんですから、中に必ずね、オタクいると思いますんで、そういった人材見つけて、そこに配置して、その彼又は彼女にお任せする中でいろんな分野との関係を持つ中でどんどんどんどん深めていったらいいんじゃないかなと思います。

やっぱり付け焼き刃じゃあこれどうこうもありませんし、相手もやっぱりその辺は分かると思います。こいつ知識薄いのに来たなというのがすぐ分かっちゃいますんで、やっぱりそういう深い人間を是非探していただきたいというふうに思うところでございます。

今、「じゃあ、あんたが作ってみろよ」、話出ました。今テレビドラマで一番視聴率が高いということで、知事、御存じでしたか。OBSで今、「じゃあ、あんたが作ってみろよ」というテレビドラマやっております。（「ざびえる」と呼ぶ者あり）そうです、そうです、はい。出していただいて、ありがとうございます。

今日、現物持ってきたんですが、これがその特別バージョンの「ざびえる」なんですが、これざびえる本舗から言われているんです、もう売り切れているから、必ず議会で言ってくださいと、問合せ来たら困るからというので。もう売り切れている状況です。これ特別バージョンのテレビの中で出てきたんですが、たまたま主人公が大分出身で、大分市立大学のミス、ミスターという設定で、大分ロケは全くやっていないんですが、ドラマの端々に大分に関係のある小物が出てくるという中のその一つが「ざびえる」です。これ売り切れていまして、ざびえる本舗さんに聞いたら、これが売り切れた後は一般の「ざびえる」も今売れ始めていて、桁が変わる売上げだと言っていました。

これやっぱりコンテンツツーリズムの成功例のいい例で、ちょっとやっぱり取り上げるだけでもこれだけものが変わっていく、流れていくという部分がありますので、これやっぱり成功したら面白いなというふうに思いますし、逆にこれやっぱり仕掛けているんですよ、こちら側から。ただテレビで放送されたから売れたんじゃないなくて、やっぱりこういうのを作って売ろうということで仕掛けたから、これがやっぱり売上げにつながっているという部分がありますので、仕掛けなきゃいけないと思います。

逆に、これあんまり、どう言おうかなと思って、仕掛けなかった例というのがありまして、ディズニーで「ベイマックス」という映画あったの皆さん方御存じですかね、アニメで。「ベイマックス」、10年ぐらい前にあったんですが、これ、クリエイターがはっきり言っているんです。その都市のモデルは別府市をモデルとしたというふうにクリエイターは言っているんです。この主人公、ヒロ・ハマダっていうんですよね。当時の別府市の市長さんは浜田博さんなんですよ。こてこてなんです。だけど、これ全然取り組まなかったよね。これやっぱりね、大分側が全然動かんかったんです。だからもうスルーされちゃったんです。だからやっぱりね、必ずやっぱりこっちがそういう情報仕入れて動かなきゃ駄目です。動けば、こういう「ざびえ

る」みたいにどれだけ大きくなるか分からないというふうにありますので、是非県のほうもまたそういう情報をつかんだら、それぞれの自治体と一緒に仕掛けていくというのは私は大事じゃないかと思しますので、その辺も今後もしよろしく願いいたします。

じゃあ、続いて次の質問に入ります。株式会社サンリオ及び株式会社サンリオエンターテイメントとの連携についてお尋ねいたします。

現在、「世界でいちばん、あたたまる空港」として、大分空港にハローキティをはじめサンリオキャラクターが至るところに登場し、多くの方に親しまれていることは、皆様御存じのことと思います。

この取組は、当初、大阪・関西万博の開催期間に合わせて、4月13日から10月13日までの期間限定で実施される予定でありましたが、大変好評だったため、令和8年3月末まで延長されました。今でも大分空港に行きますと、ハローキティをはじめ様々なキャラクターに会うことができ、大分に視察に来た私の友人の議員たちも、SNSなどに写真をアップして楽しんでおりました。

このサンリオのキャラクターたち、特にハローキティは、私が言うまでもなく世界中、特にアジアで大人気のキャラクターであり、様々なコラボ商品、コラボ企画が生まれております。さきほど述べましたコンテンツツーリズムの観点からも、これらのキャラクターとはもっと積極的に連携していくべきと私は考えます。

そこで、現在本県は、株式会社サンリオ及び株式会社サンリオエンターテイメントと包括連携協定を締結しているところでございますが、今後のさらなる連携に向けて、どのように取り組んでいこうと考えているのか、企画振興部長にお伺いいたします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

サンリオ及びサンリオエンターテイメント社については、昨年末に締結をしました包括連携協定に基づきまして、本県の観光促進や地域活性化に広く御協力をいただいております。

4月の開始当初から大変大きな反響をいただいております大分ハローキティ空港をはじめ、サンリオキャラクターのラッピングバスで空港とハーモニーランドを結んでおりますハーモニーライナーも、8月以降、4千人を超えて御利用をいただき、この実施期間を今年度末まで延長したところでございます。

そのほか、OPAMで夏休みに開催しましたサンリオのコラボカフェでは、キャラクターをモチーフにしたメニューが話題を呼びまして、OPAMの10周年に今回花を添えていただいたところでございます。

また、今年度ハーモニーランドで実施をしました例えば防災、あるいはSDGsなどの啓発イベントが例年以上ににぎわいを見せたほか、先日、子育て応援イベントも行いましたけれども、ここにも2千人を超えるファミリーに会場いただくなど、今御紹介の人気キャラクターの効果を大いに実感したところでございます。

こうしたサンリオとの連携でございますが、大変皆さんの笑顔があふれてPR効果が高い一方で、その都度、キャラクター使用料などのコストがそれなりに生じてまいります。今後は、こうした点も踏まえまして、いわゆる費用対効果を十分に見極めながら、より効果的な連携の在り方を現在検討しているところでございます。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦(由)議員 ありがとうございます。

費用対効果というか、やっぱり相手は民間企業ですから、ただで使わせてくれることはないというふうにも思っております。その辺どう考えていくかという部分が今後の課題かなというふうにも思いますし、ただ、これだけの有名なキャラクターですし、日本国内に2か所しかないテーマパークのうち1か所が大分県にあるわけですので、その辺も含めた中で有効に使って、県のPR、それから税収アップになるような形で、今後もいろんな面で協力していただければと思うところでございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。クラサスドーム大分の改修についてをお尋ねい

たします。

本県のコンテンツツーリズムに欠かせない施設、それがクラサスドーム大分であります。8月中旬、クラサスドーム大分を会場といたしまして、ONE OK ROCKのライブが2日間にわたって開催されました。報道によりますと約8万人が来場したということで、ライブ終了後の大分市内中心部はワンオクのTシャツを着た方々が多数歩いており、飲食店もにぎわっておりました。また、中心市街地だけではなく、私の地元高城地区にも同様に、Tシャツを着た方々でにぎわっていました。もちろんホテルも満室であり、ネットで検索しましたところ、かなり高い料金にもかかわらず、部屋が埋まっておりました。経済効果はかなりのものがあつたと推察されます。

九州において4万人を超えて収容できる屋内施設は、みずほPayPayドーム福岡とクラサスドーム大分の2か所しかございません。また、日本全国を見回しましても、これらの施設は数が限られております。音楽関係者によりますと非常に貴重な施設ということで、その効率的運用は本県への経済効果というだけではなく、音楽シーンに与える影響も大きなものがあります。今後は、クラサスドーム大分をいかに効率的、効果的に利用するかが本県におけるコンテンツツーリズムの肝になるのではないかと考えているところでございます。

ただ、今回のライブ後、暑さ対策の不備を指摘するネット上の書き込みが見られました。クラサスドーム大分を設計しました二十数年前ならまだしも、現在の夏の暑さは尋常ではありません。今後、多くのイベントを本ドームに呼び込むためには、この部分を改善しなければならないと考えるところでございます。

そのような中、先日、県はにぎわい創出ができるスポーツ施設の検討を本年度から始めているという新聞報道がなされ、北海道のエスコンフィールドや長崎のスタジアムシティを念頭に置いて検討を進めているような印象を私は持ったところでございます。

ドーム周辺に様々な施設の設置を検討するこ

とは否定いたしません、まずは今あるドームを大規模イベントの開催も含め、年間を通じて安定的に利用できるようにすべきでございます。

クラサスドーム大分については、先般、開閉式の屋根を3か年で約30億円の事業費を投じて改修すると発表されたところでございますが、より効率的、効果的に利用するため、屋根の改修と併せてエアコンを設置すべきであると考えます。

また、ライブや演劇、スポーツなど様々なイベントに参加したときに目立つのが、女子トイレの行列であります。あの行列を見ながら、休憩時間に間に合うのだろうかとはいつも心配しているところでございます。女子トイレの増設も利用者促進に向けて欠かせないものであるかと考えますが、どのようにクラサスドームの改修を進めていくのか、土木建築部長の見解を伺います。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

クラサスドーム大分は、県民のスポーツ振興はもとより、Jリーグやコンサートなど多様なイベントによる地域振興や広域防災拠点も担う多機能施設であり、これまでも主要なイベントに合わせてWi-Fiなど必要な設備を拡充してきました。

さらなる利用促進に向けて、まずは屋根の開閉機能を維持し、全天候型スタジアムとして多くのイベントが安定的に開催できるよう取り組みます。これにより、直射日光を防ぐことで利用環境の改善も図られるため、できるだけ早い復旧を目指すとともに、国の交付金等を積極的に活用し、県の実質負担額の低減にも努めてまいります。

議員御指摘のエアコン設置については、ドームの構造上、困難であることから、主催者側と調整し、ミスト散布など必要に応じた暑さ対策を都度講じてまいります。

また、女性用トイレについては、ドーム内に29か所272基ありますが、大規模イベント等では行列ができることもあります。現在、国において設置基準の見直し等が進められており、

その動向も注視しながら対策を検討してまいります。

引き続き、維持管理を計画的に行うとともに、適宜機能の拡充を図りながら、クラサスドーム大分の効率的、効果的な利用を促進してまいります。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦(由)議員 ありがとうございます。

特に女子トイレなんです、一度ゼビオアリーナ仙台を見に行ってください。あそこの女子トイレ、圧巻です。個室がだあっと並んでいるので、ああいう形でできないこともありませんし、長崎のスタジアムシティは男子トイレをばっと女子トイレに変えるような装置できていますんで、ああいう形にやればいいなと思っております。

いろんな私ライブとか演劇行くんですが、この前、初めて男性アイドルのライブに行っただんですが、やっぱり今まで見たことないぐらいの女子トイレの行列ですね。だって98%が女性なんです。2%がカップルで来ていて、おっさん私一人という状況だったんですけども、物すごいトイレの行列。多分あれ、後ろのほうの人たちは開始まで間に合わなかったんじゃないかなと思うぐらいの行列でしたんで、やはりこの辺やっぱり改修することによって大分のドームで男性アイドルのライブも開けるようになりますので、そうすることによっての経済効果というのは恐らく計り知れないものがあると思います。

是非、クーラーはかなりお金かかりますけれども、トイレは何とかなるんじゃないかと思えますんで、その辺を早急に改善していただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

嶋議長 以上で三浦由紀議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

大友副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般及び質疑を続けます。太田正美議員。

〔太田議員登壇〕（拍手）

太田議員 皆さん、こんにちは。13番、自由民主党、太田正美です。

質問に入る前に、11月18日の大分市佐賀関の大火において犠牲になられた方と御遺族に対しお悔やみ申し上げますとともに、被災に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

また、県執行部においては、一刻も早い復旧・復興に御尽力をお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

産業の振興について。本県農業は、標高ゼロメートルから千メートル近くまで耕作地が広がっており、起伏に富んだ地形をいかした生産活動が県内各地で営まれています。これまでの長い年月をかけてネギやピーマンなど多くの産地が形成されており、地域に根づいた基幹産業として大変重要な役割を担っています。

しかし、農業を取り巻く情勢に目を向けると、温暖化等の気候変動や農業従事者の減少など、危機的状況に置かれています。

全国的にも夏季の高温等の影響による生産の不安定化、高齢化の進行による面積の減少等を背景とした農作物価格の上昇傾向が続いていますが、こうした動きをポジティブに捉ええると、これから先、県内の生産者、産地が生産力を高めていくことができれば生産者の所得向上が図られ、ひいては大分県が全国に誇れる食料供給産地へと成長することにつながるのではないかと私は考えています。

このような中、今年2月に設置された農業成長産業化推進本部において、市町、農業団体とともに成長産業化に向けたシステムづくり等の議論を重ねていることと思います。特に効率的で競争力の高い営農モデルとなる大規模園芸団地の形成については、既に県内各地で取組を進めているところだと聞いております。こうした取組は正に生産力向上に直結すると感じており、これからも多くの地域で大規模園芸団地が形成され、そこで元気な担い手が活躍する姿を少しでも早く見られることを期待しています。

一方で、中山間地域が7割を占める本県においては、傾斜地や狭小な農地など不利な生産条件が多いことも事実であり、こうした地域での農業の発展も重要な課題であります。これまでも高標高地の冷涼な気候を生かした農作物の生産や空き農地を利用した放牧など、創意工夫を凝らした取組が進められていることは承知していますが、推進本部においては、中山間地域農業の将来を見据え、より活性化が図られる取組を進めてほしいと思います。

また、このような取組を強力に進めていくには、県、市町、農業団体が現場の課題を捉え、目標をしっかりと共有し、これまで以上に有機的な連携を図っていけるかが重要な鍵になると考えています。

そこで、農業成長産業化推進本部を通じて、県として市町、農業団体とどのように連携して農業の成長産業化に向けた取組を進めていくのか、知事にお伺いします。

以降は対面席で行います。

〔太田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの太田正美議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 太田正美議員の農業成長産業化に向けた取組についての質問にお答えを申し上げます。

本県農業は、人口減少に伴う担い手不足や気候変動など幾多の変化に直面する一方、国産志向の高まりなど追い風も受けております。こうした変化をチャンスと捉え、本県農業を将来にわたり持続的に発展させ、成長産業へと導くことが必要であります。

そのため、県農業成長産業化推進本部において、現場課題を詳細に把握する市町や農業団体と解決策等の議論を深めながら、次の2点を重点に取り組んでいるところであります。

一つ目は、効率的で競争力の高い営農モデルとなる大規模園芸団地の整備であります。市町が策定した園芸団地化プランに基づき、10ヘクタール以上の農地と担い手とのマッチングを強化するとともに、生産基盤や営農施設の整備

を促進しています。さらに、省力化につながるスマート機器の導入や安定した雇用の確保に向けた環境整備など切れ目のない支援により、生産性の高い園芸団地の形成を急ぎ進めております。

例えば国東市では、大規模な園地造成により耕作放棄地を再生しまして、参入企業が国内最大級となるオリーブ園を開設しました。また、由布市でも、庄内なしの産地活性化に向けて、若手生産者の生産拡大意欲を後押しする新たななし団地を整備しているところであります。

こうした好事例を全県に横展開して、県内外への情報発信も強化して、新たな担い手と呼び込む好循環を数多く生み出してまいります。

二つ目は、中山間地域の農業・農村振興であります。由布市塚原地区では、標高が高く冷涼な気候をいかして、市場ニーズが高い夏秋期のねぎの生産拡大が進んでおります。また、中津市のJAおおいた直売所オアシス春夏秋冬（ひととせ）では、山間部の集落を巡回して多様な地域産品を集荷して販売するなど、地域資源の収益化につなげているところであります。

こうした地域の創意工夫による生産活動の発展や地域活動の活性化等を図るため、今年度、中山間地域農業・農村活性化指針を策定することとしております。地域の皆さんとともに、実情に応じた特色ある取組を展開してまいります。

これらの取組を通じ、関係機関と総力を挙げて本県農業の成長産業化を着実に前進させてまいりますと考えております。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 是非積極的な取組をよろしく願いいたします。

次に、林業についてお伺いします。

県土の71%を占める森林は、県民に多くの恩恵をもたらしています。我々の生活に欠かせない木材を生産する機能はもとより、洪水や濁水を防止し、きれいな水を育む機能や土砂災害を防止する機能など、産出額として表れない機能も含め、我々は多くの恵みを森林から享受しているところです。

2050年カーボンニュートラルの実現に向

け、県民、事業者、行政が一体となり温室効果ガスの削減に努める中、二酸化炭素を吸収し、成長する森林を保全することは、以前にも増して重要となっています。

こうした中、本県では森林環境の保全などを目的に、平成18年度から森林環境税を県独自で導入しています。本年度は、制度開始からちょうど20年目の節目にあたるタイミングであると同時に、令和3年度から始まった第4期の最終年度になります。

県民からは、近年大雨、台風による大規模災害が頻発していることなどから、森林が持つ災害を防止する機能を高めてほしいといった声や、鹿による植栽木の被害を減らし、次の世代に豊かな森林を継承してほしいといった声を伺います。また、森林・林業関係者からは、こどもたちに対し、木を伐ることは悪いことではなく、伐った木を使い植栽することで地球温暖化防止にもつながるということをしっかり教育してほしいといった声も伺っているところです。

令和6年度には国の森林環境税の課税も開始されており、今後も県の森林環境税を継続するかどうかは大分県森林づくり委員会において慎重に議論されてきたところと思いますが、今定例会では、その結果を踏まえた委員会の報告書に基づき、森林環境税の来年度以降の継続に向けて、森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の改正案が提案されたものと理解しております。

こうしたことを踏まえ、来年度以降も継続となった背景も含め、今後、県独自の森林環境税についてどのように森づくりに活用していくか、また国の森林環境税とどのように使い分けていくのか、農林水産部長の考えを伺います。

大友副議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 お答えいたします。

県の森林環境税は、森林環境の保全と県民の森を守り育てる意識の醸成を目的に、再造林の推進など、県全域の課題解決に向け活用しているところです。

第4期の後半を迎え、昨年、県民へのアンケート調査を実施し、そこに寄せられました災害

に強い森づくり等への期待を踏まえ、森林づくり委員会において検討していただいた結果、本税の継続や活用方針、そして名称変更の必要性が報告されたところでございます。

そこで、5期目では三つの柱で取り組みたいと考えております。一つは、安全・安心な暮らしと豊かな自然を守る森づくりです。間伐の推進や県道沿線の危険木の事前伐採など、防災・減災機能を高めてまいります。二つ目は、森林資源を活かし、持続可能で元気な森づくりです。早生樹による低コスト再造林など、資源の循環利用を進めてまいります。三つ目は、みんなで育む森を、未来につなぐ人づくりです。こどもへの森林林業教育をさらに充実させ、次代の森を育む人づくりを推進してまいります。

一方、市町村による公的な森林管理の推進を目的とします国の森林環境税は、経営放棄林の整備など、地域ごとの課題に応じて活用されております。

今後、気候変動対策など森林への期待がさらに高まる中、市町村等と連携しまして、両税を効果的に活用することで森林の公益機能の発揮や資源の循環利用をさらに進めてまいります。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 近年の大雨等で山に災害が起こるといふことで、木を切ったから災害が起こるといふようなことを感じている人もおられますけれども、切らなくてもそのままの木の重みでまた山が崩れることもありますので、やはりしっかりとした管理が大切ではないかと考えております。

続いて、観光産業についてお尋ねします。

観光は、地域経済の重要な柱の一つであり、県内の雇用創出や消費拡大に大きく寄与する産業です。

大分県の観光統計調査によれば、今年の宿泊客数は前年比増の傾向で推移するなど、コロナ禍を上回る水準にまで回復してきており、今後もさらなる成長が期待されています。

その一方で、観光消費額や滞在日数の面では、まだまだ課題が残っていると考えています。実際、民間業者による調査を見ますと、令和

6年度の国内旅行者の1人当たり旅行支出は、全国平均が6万4,100円であるのに対し、大分県では5万7,900円にとどまっていることが分かります。また、観光庁が実施した令和6年度インバウンド消費動向調査によれば、訪日外国人観光客の平均宿泊日数は1.0泊で、全国で42位と低い水準にあります。これは、豊富な観光資源と比較して観光客が県内で十分な消費を行わず、滞在期間も短い傾向にあることを示唆しているのではないのでしょうか。

本年3月、検討結果の取りまとめが行われた「大分県観光の更なる発展に向けた有識者会議」の報告においても、観光消費額単価の低さが指摘されているとともに、それらに対応できる観光推進体制の目指す姿が整理されたものと承知しています。

本県の地域経済の牽引役でもある観光産業のさらなる発展を実現するには、観光業の消費単価の向上や滞在日数の増加など、域内の経済波及効果を高める具体的な方策に取り組む必要があると考えています。

そこで、観光消費額や滞在日数の向上を含め、もうかる観光産業の実現に向け、今後どのように振興策に取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

大友副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

観光産業は、インバウンドの急増などもあり、今や自動車産業に次ぐ国内第2位の輸出産業に成長しておりまして、地域の活性化や経済の発展に不可欠な産業であると認識しております。

こうした中、県内の宿泊客数は過去最高のペースで推移しております一方、議員御指摘のとおり、消費単価が低いことや滞在日数が少ないことが課題となっております。

そこで、県では宿泊客数の増加を成長につなげるべく、周遊観光の促進とコンテンツの付加価値向上に重点的に取り組むこととしております。

周遊観光の促進では、滞在型アクティビティーとして宿泊日数の延伸と相性が比較的よいロングトレイルやサイクルツーリズムなどの魅力

について、ファンコミュニティDIG OITAをはじめ、WebサイトやSNSを通じた情報発信に取り組んでまいります。

コンテンツの付加価値向上については、大阪・関西万博を契機に再発見した県内各地の地域資源をさらに磨き上げ、魅力的な体験コンテンツの商品化を支援するとともに、地域の魅力を語り、体験を深化させるガイドの育成にも力を入れてまいります。

これらの取組に際しましては、多様な関係者の御理解、御協力を得ながら一丸となって進めることが大切だと考えておりまして、その基盤となる観光推進体制の強化も併せて検討しているところであります。

地域の稼ぐ力を高める観光産業の振興にしっかりと取り組んでまいります。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 地域経済の発展に向け、県内の観光産業が持続的に活性化していけるよう、市町村や関係団体とともに連携し、もうかる観光産業の実現を目指していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

他方、観光客、特に私、地元の由布院でインバウンドのお客さんが最近非常に多いんですが、ちょっと気になることがありまして、由布岳の麓に草原が続いておりますが、その方々が原野に立ち入って写真撮影をする姿がよく見かけられます。特に無料というか、お金を取られないせいもあるんですが、そういう豊かな自然環境を堪能したいという気持ちは分かるんですが、あまりにも無防備で原野に入ると、昔放牧していた原野ですのでマダニがおるんですね。そうすると、マダニが媒介するSFTSという病気を持っておりまして、重症化した場合は意識障害などの神経症状や下血などの出血状況が現れるおそれがあります。血小板や白血球が減少、ひどい人になると死に至ることもあるという感染症であります。

本県においては、既に9月時点で13名と、過去最多を更新しているということであります。被害が出ると、悪い評判が立つと観光地にとっては致命傷になることから、観光客に向け、し

っかりとした周知等の対策が必要ではないかと考えておりますが、引き続き観光局長の考えをお伺いします。

大友副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

私も議員に情報提供をいただきました関係で、現地にも視察に行かせていただきました。関係部局とも連携しながら対応したいと考えておりますけれども、訪日外国人を含む観光客が原野など私有地へ無許可で立ち入ることは不法行為であると認識しておりまして、加えまして、マダニなど害虫被害が生じる可能性もあることから、注意喚起を徹底することが必要だというふうに考えております。

県では、海外での現地セミナーや商談会等において原野立入りへの注意喚起を行うとともに、病気や事故が発生した際の対処法でありましたり緊急連絡先などの周知を図っているところであります。

その緊急連絡先としましては、外国人観光客向けに24時間365日利用可能な多言語コールセンターを設置しておりまして、旅行中のアクシデントに対する支援ができる体制を整えております。

引き続き県庁ホームページなどでも情報発信を行いまして、外国人が安全に旅行できるよう、注意喚起や啓発に努めてまいります。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 特にバスツアーでのお客さんが多いということで、今後も地域の実態に寄り添った丁寧な対応をよろしく願いいたします。

次に、環境の保全と経済成長との両立を図っていくため、循環経済への転換が世界の潮流となっています。我が国では、天然資源には恵まれていませんが、廃棄物を資源として捉え、高度な資源循環を行う仕組みを構築することができれば、経済発展の大きな機会となるのではないのでしょうか。

本県では現在、廃棄物の減量や適正処理に関する施策の推進を定めた第5次廃棄物処理計画が最終年度を迎え、次期計画の策定を進めているものと承知しております。これまでの計画は

適正処理の推進に一定の成果を上げてきたと評価するものの、産業活動に伴って排出される産業廃棄物の最終処分量については、令和5年度の実績が7万9,907トンと、県の長期総合計画の目標である6万6,700トンを大きく超過しています。埋立処分することができる廃棄物の量には限りがあり、このような状況が続くようであれば最終処分場が満杯になり、将来世代に負担を先送りすることになりかねません。混ぜればごみ、分ければ資源とよく言われますが、廃棄物を資源として循環利用する取組を推進するとともに、埋立処分される廃棄物の量を減らしていくことが非常に重要です。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムから脱却し、資源を最大限に活用する循環型社会への転換に向けて、リサイクル率のさらなる向上や廃棄物の排出事業者への指導強化など、排出抑制と再資源化を促す具体的な施策が今後の計画において、より一層求められると考えます。

また、新たな計画においては、国の循環型社会形成推進基本計画との整合性を図りつつ、本県独自の施策を盛り込むべきではないでしょうか。プラスチックごみ削減に向けた代替製品の利用促進、リユース・リサイクル促進に向けた啓発強化、廃棄物処理事業者のデジタル技術の導入など、多角的なアプローチを取り入れながら廃棄物を資源として捉える視点への転換を強く推進する内容となることを期待します。

そこで、産業廃棄物最終処分量の増加など、現行計画の成果と課題を踏まえ、今後、循環型社会の構築に向けどのように取り組んでいかれるのか、知事の見解を伺います。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 循環型社会の構築についての御質問でございます。

現行の第5次廃棄物処理計画では、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの普及啓発や使い捨てプラスチック製品の使用削減、廃食用油の再生利用に向けた支援などに力を入れて取り組んでまいりました。

その結果、産業廃棄物の排出量は、平成30

年度の332万トンから令和5年度に311万6千トンまで減少させることができました。一方、最終処分量は目標を達成できなかったことから、次期計画案では発生・排出抑制や再生利用など、資源循環の促進と適正処理の推進を基本方針に掲げて、廃棄物の一層の削減に取り組むこととしているところでございます。

まず、資源循環の促進に向けた取組については、脱プラスチックに取り組むおおいたグリーン事業者制度を広く普及しまして、環境負荷の少ない素材への転換などを促進します。

また、最終処分量の削減には、多種多様な混合廃棄物から有用な廃棄物を循環資源として分別することが重要であります。このため、廃棄物の処分業者に対して、光学センサーやAIなどを利用した高度な選別処理設備の導入を引き続き支援してまいります。

さらに、ごみ処理施設に持ち込まれる粗大ごみの中には、まだ使えるものが含まれております。不用品の取引を仲介するオンラインサービスの活用が由布市などで始まっており、この取組を他の市町村にも広げてまいりたいと考えております。

次に、適正処理の推進であります。電子マネーの導入やデジタル技術の活用を一層推進しまして、廃棄物処理業務の効率化を図っていきます。

加えて、廃棄物の再資源化を担う廃棄物処理業などの静脈産業は、循環型社会の構築に不可欠な産業であります。社会を支える業界への理解を深めてもらうために、その社会的意義や魅力などを積極的に発信していきたいと考えております。

また、世界的なカーボンニュートラルの流れを踏まえて、基本方針に脱炭素化の推進を加え、運搬車両の電動化等を促進し、廃棄物・資源循環分野からも二酸化炭素排出量の削減を進めることとしております。

これらの施策を推進することで経済と環境の好循環を創出し、環境先進県おおいたの実現を目指してまいります。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 コンビナートおおいたとしては、カーボンニュートラル積極的にもっと進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

続いて、県民の安全・安心の確保について、中でも、近年増加する大規模林野火災について伺います。

本年2月には岩手県大船渡市、3月には岡山県や愛媛県で大規模な林野火災が相次いで発生するなど、連日、林野火災に関する報道がなされていたのは記憶に新しいところです。

特に大船渡市の林野火災では、鎮火まで41日もかかり、同市の面積の1割に相当する3,370ヘクタールを焼失しました。これは平成以降最大の規模で、市の人口の14%に当たる4,600人にも及ぶ住民に避難指示が出されるなど、地域社会に大きな影響を及ぼしました。

こうした中、本県においては、先月18日、大分市佐賀関において大規模火災が発生し、山林にも延焼する事態となりました。山林の延焼が大規模に拡大することは何とか食い止めたものの、貴い命が失われ、187棟の建物が延焼するという甚大な被害に見舞われました。

こうした大規模火災は、一たび発生すれば風向きや乾燥した気候条件によって急速に広がり、大惨事に発展することも少なくありません。そのため、林野火災への備えは極めて重要な課題であり、県としても早急に対策を講じる必要があると考えます。

そこで、林野火災の発生リスクを最小限に抑えるための予防策はないでしょうか。例えば、山林の適切な管理や火気の取扱いに関する指導、また火災発生時に迅速に対応できるよう、住民への情報提供体制の強化などは考えられます。

林野庁によりますと、林野火災は1月から5月にかけて発生しやすいとされていますが、特に降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹く時期に多く発生しているとのこと。この時期に向けた予防啓発や広報活動が非常に重要ではないかと考えます。こうした啓発や広報は、市町村と十分に連携し、地域住民への浸透を図っていく必要があると思います。

次に、万が一、林野火災が発生した場合の消

火体制を構築しておくことが重要と考えます。火災の規模や拡大の速さによっては、いかに早期に対応できるかが住民の命を守るための鍵となります。消火活動における防災ヘリの運用はもちろんのこと、今回の佐賀関の火災では、熊本県や福岡市の防災ヘリにも協力をいただきましたが、他県との連携体制の構築など、具体的な消火体制について、あらかじめ整えておくことが欠かせないと考えます。

こうしたことを踏まえ、これから林野火災が増加する時期を迎える中、大規模林野火災に対し、どのように備えるのか、防災局長にお伺いします。

大友副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 大規模林野火災への備えについてお答えいたします。

今回の佐賀関の大規模火災は、住宅から周辺の山林への延焼でありましたけれども、林野火災の出火原因の大部分はたき火や火入れなど、人的要因によるものであり、議員御指摘のとおり、屋外での火の使用について、県民への注意喚起や啓発が重要でございます。

本年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模火災を受け、乾燥や強風で火災リスクが高まった際に、より段階的な注意の呼びかけが可能となるよう、国は従来火災警報に加えまして、林野火災注意報を創設したところです。

県では、発令権限を有する市町村に対し、必要となる条例改正を促すとともに、県の広報誌や防災アプリ、防災メール等を通じて、県民に火の取扱いに関する注意喚起を行ってまいります。

また、九州各県や愛媛県との協定により、防災ヘリの相互応援体制は構築済みでありまして、毎年、九州各県で開催しております緊急消防援助隊の合同訓練、今年本県で11月の8日と9日に行われましたけれども、こういった合同訓練を通じまして、発災時の消火能力の向上や連携の強化を図っているところです。

あわせて、来年4月から新機体の運用を開始する県の防災ヘリの対応力向上にも取り組み、本県の消防力のさらなる充実、強化を進めてま

います。

引き続き、国や市町村、近隣県と連携いたしまして、大規模林野火災への備えを万全にしていきたいと思います。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 昨日の合同新聞で、11月の大分県の降水量が7地点で過去最少というような記事も出ておりました。特にこの時期、火災が発生しやすい条件が整っているということかと思えます。私がこの質問したのは、私の住む湯布院町で80年前に、昭和20年の4月18日なんですけれども、当時、速見郡北由布村で大火がありました。私の住んでる家も焼けましたし、まだ私が出生する前ですけど、10町歩という、津江地区の山林から出火しているんですが、山が10町歩燃えた後に、今度、その飛び火で人家に燃え移って、私たちの地区で50戸、また、その火が自衛隊の上の並柳地区まで飛んでいったということで、全部で89戸、8,289平米を焼失しました。また、2名の方もお亡くなりになられているということで、現在でもこの大火を風化させることがないよう、地元の消防団では、毎月18日に区内巡回をして、この火事を忘れないようにという啓蒙運動を今も後世に伝えております。

今回の佐賀関の火災では、近隣の別府、臼杵の消防本部をはじめ、県内各地域の消防本部から応援が来たと伺っております。延焼を防ぐには、やはり初期活動が非常に重要だと感じたところですが、一方で、鎮圧状態となってからも、山林や離島には複数の熱源がしばらく残るなど、鎮火に至るまで、かなりの時間を要することも痛感しました。住民の安全・安心を確保するためにも、さらなる消防力の強化に取り組んでいただけるようお願い申し上げまして、次に入ります。

続いて、佐賀関の火災でも要請を行いました。自衛隊の災害派遣について伺います。

近年、地球温暖化の影響などにより、自然災害が頻発、激甚化しており、その結果、被災市町村では対応に苦慮することも増え、被災地での人命救助や復旧支援を目的とした自衛隊への

災害派遣要請が増加しているのではないかと感じています。

自衛隊は高度な装備と組織力を備え、迅速かつ的確な行動が可能であるため、災害発生時には住民の命を守る最後のとりでとして、重要な役割を担っています。近年では、孤立地域への物資輸送や避難所運営支援、医療活動など、多様な任務に対応しており、その活動範囲は拡大しているようです。

本県においても、令和2年7月豪雨の際には、7月6日からの記録的な豪雨により、県内各所で甚大な被害が発生する中、翌7日には早々、自衛隊が派遣されました。被害の大きかった由布市においても、救助活動を給水支援活動が行われたところであり、迅速かつ丁寧な支援活動に対し、被災して気落ちしている住民にとって、いかに心強くあったか、感謝申し上げる次第です。

一方、災害派遣の要請は、原則として、自衛隊法に基づき、知事が行うこととなっておりますが、被災直後の混乱の中、被災時期の把握などを進めると同時に、市町村と連携の上、派遣要請の是非を判断しなければなりません。今回の佐賀関の大規模火災においては、スムーズな自衛隊派遣が行われたものと感じておりますが、本年9月、国内最大級の竜巻による被害を受けた静岡県牧之原市では、市長の派遣要請に対し、自衛隊派遣は行われませんでした。その理由については、一時、防衛省と静岡県の見解にそごがあったとの報道もされているところです。人命救助には一刻の猶予も許されないことから、迅速かつ的確な判断が円滑に行えるよう、平時から市町村や自衛隊など関係機関と連携し、万全の体制を構築しておく必要があると考えます。

そこで、自衛隊への災害派遣について、本県における派遣要請手続の現状を含め、その円滑な運用に向け、どのように対応していくのか、防災局長にお伺いします。

大友副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 自衛隊の災害派遣については、熊本地震以降の10年間で、令和2年7月の由布市や日田市の水害を含めまして、九つの災害

に対して合計12回の派遣を要請しております。

今回の佐賀関の大規模火災でも、自衛隊のヘリによる113回にも及ぶ空中消火が鎮圧の決め手となるなど、正に最後のとりでの役割を担っていただき、大変心強く感じているところです。

発災時における円滑な派遣要請には、自衛隊との被害情報の共有が不可欠であります。そのため、元自衛官を我々防災局の職員として採用し、平時から自衛隊と緊密な連絡体制を確立しております。

また、台風など、被害が事前に予想される場合には、あらかじめ自衛隊のリエゾンを県庁内に受け入れ、情報を共有するなど、即応体制を整えています。

こうした自衛隊との連携に加えまして、被災市町村との情報共有も重要であります。今回の火災では、発災当日の深夜に県警ヘリが上空から撮影した延焼状況の現地のライブ映像を大分市にリアルタイムに配信することで、県と市が被災状況に関して共通認識を持つことができ、派遣要請への迅速な判断につながりました。

引き続き、大規模災害時に円滑な派遣要請ができるよう、訓練等も通じて、自衛隊や市町村など関係機関との連携強化に努めてまいります。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 答弁ありがとうございます。

次に、県民の安全・安心を守る上で犯罪の未然防止に向けた取組も重要です。

中でも、昨今多くの著名人等も利用したとして摘発されているオンラインカジノは、これまでになかった新たな犯罪ではないでしょうか。今年に入り、多くの芸能人やスポーツ選手が書類送検されたという報道がなされましたが、こうした状況からすると、オンラインカジノが既に世の中に浸透しているのではないかと危惧しています。

警察庁の公表するオンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況を見ると、令和4年が59人であるのに対し、令和6年は279人と、僅か2年で4.7倍にも増加していることが分かります。特に20代から30代の市場規模が非常

に大きいとの調査結果もあり、若者を中心とした対策が必要であると感じています。

最近では、中高生の摘発といった報道も増えてきたようにあります。10月に入り、海外のオンラインカジノで暗号資産を賭けたとして、警視庁が中学1年生の少年を児童相談所に通告したとの報道も目にしましたが、これが、金額の多寡にかかわらず、誰でも気楽に触れられるというところに犯罪の入り口が迫っていることのアカシではないでしょうか。

しかし、オンラインカジノの利用は、賭博罪又は常習賭博罪に問われる可能性があります。賭博罪は50万円以下の罰金又は科料、常習賭博罪では、常習として賭博をした者は3年以下の拘禁刑となっていますが、こうした犯罪に該当する認識もないまま、自覚なしに安易にゲーム感覚で始めてしまうケースが多いのではないのでしょうか。

そこで、県民が安易にこうした犯罪に着手しないよう、オンラインカジノへの対策にどのように取り組まれているのか、警察本部長に伺います。

大友副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 オンラインカジノに関するお尋ねにお答えいたします。

議員から御指摘ありましたとおり、オンラインカジノについては、スマートフォン等で誰でも容易にアクセスが可能であるということ、また、違法性について誤った情報を提供する広告、また、初めは無料で利用できるサイトなど、そういったものもございまして、未成年者も含め、利用者のさらなる広がりというのが危惧されるところでございます。

そこで、県警察では、ホームページやSNS、また街頭の大型ビジョンやデジタルサイネージ、そういったものをはじめ、様々な媒体を用いまして、オンラインカジノの違法性や、また依存症の危険性について、周知を図っているところでございます。

また、学校や地域等における防犯講話などの機会も通じまして、主に若年層に向けた広報啓発にも取り組んでおります。

本年9月25日に施行されました改正ギャンブル等依存症対策基本法においては、家庭、学校、職場、地域での教育や広報活動等を通じまして、オンラインカジノが禁止されているということについて周知徹底を図ることが地方公共団体の義務として明記されたところでもございまして、県警察といたしましては、学校現場における連携を一層強化するとともに、関係団体や企業等とも協力いたしまして、オンラインカジノの違法性、また危険性についての認識が広く県民の皆様に浸透するよう、必要な取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 若年層が手を染めたことと、負けが込むと、その負けを取り返そうとして、やっぱり借金をすることで、親に内緒でもう1千万近い借金をしているとか、そういう事例もあるそうですので、今後ともしっかりとした啓発等を含めた取締りをよろしくお願いいたします。

最後に、昨今、学校現場でも働き方改革の推進が進んでいます。本年6月、教育職員に関する給特法等一部改正法が成立し、約50年ぶりに教職調整額の上げが決定されるとともに、サービスを監督する教育委員会では、さらなる働き方改革の推進に向け、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられるなど、大きな動きが続いています。

学校における働き方改革を進めるためには、学校や教師が担う業務の役割分担、適正化を図り、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要です。そのような中、授業や宿題プリント等の印刷、軽微なパソコン入力、採点業務の補助等を行い、教員の業務をサポートすることで、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、負担軽減を図る教員業務支援員、スクール・サポート・スタッフに注目が集まっています。その導入により、時間外在校等時間が減となるなど、効果が上がっていると伺っています。

コロナ禍の際に消毒等を行うために大幅に増員して以来、所要額は増えたままとなっていることから、やはり費用対効果や現場での声な

ども考慮しながら、どのような手法がよいか検証することが大切だと考えます。また、予算額に比して、決算額が減少していることから、現場できちんと雇用ができていないのか、ネックになっていることはないのかなども併せて検証する必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、スクール・サポート・スタッフの効果及び今後の見通しについて、教育長にお伺いします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

スクール・サポート・スタッフは、平成30年度に30人の配置からスタートし、コロナ禍の令和2年度以降、大幅に増員しており、今年度は、県立学校に80人、市町村立学校に196人、合計276人を配置しています。

スクール・サポート・スタッフが授業準備や採点業務補助など、教員の業務の円滑な実施に必要な支援を行うことで、教員が教師本来の仕事に専念できる環境づくりが進み、時間外在校等時間も徐々に減少しております。

課題としては、県立学校は全校に配置しておりますが、市町村立学校の配置率は55%にとどまっており、市町村によってはスクール・サポート・スタッフの有効性は認めるものの、財政上の理由から経費負担が難しいという声も伺っております。

国は、時間外在校等時間の削減にあたり、スクール・サポート・スタッフの活用は有効な方策の一つとしており、教員の働き方改革を推進する上でも、市町村立学校における配置率向上は大きな課題と認識しております。

県では、今年度からスクール・サポート・スタッフの学校規模に係る配置要件を緩和して、市町村の活用促進を図っているところでありますが、市町村立学校における、さらなる配置拡大に向け、今後どのような方策が取れるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

大友副議長 太田正美議員。

太田議員 ありがとうございます。今回、質問の機会をいただきましたが、ちょうどもう1年以上前になるんですが、この場で体調を崩しま

して、皆さんに御心配おかけしましたが、やっと復帰したということ、お礼を申し上げまして、質問終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で太田正美議員の質問及び答弁は終わりました。原田孝司議員。

〔原田議員登壇〕（拍手）

原田議員 34番、県民クラブの原田孝司です。よろしくお願ひします。今定例会最後の一般質問となりました。皆さん、お疲れだと思いますが、もうしばらくお付き合いをお願いしたいというふうに思います。

早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、今後の県政運営について、知事に質問させていただきます。

10月21日、高市早苗自民党総裁が第104代首相に指名され、高市内閣が発足しました。首班指名を巡って、与野党の様々な思惑が交錯し、まるで連続ドラマのような展開が続きました。憲政史上初の女性首相の誕生は、世界各国で女性指導者が増えている中で、日本においても画期的な出来事だと思っています。これまでガラスの天井と言われてきた壁を破ったことは、女性活躍社会の象徴的な一歩であると思います。

高市首相は就任会見で、決断と前進の内閣を掲げ、強い日本経済をつくり上げ、外交、安全保障で日本の国益を守り抜くと決意を示しました。また、責任ある積極財政を掲げ、物価高対策で財源不足になれば、赤字国債の増発を容認する考えも示し、経済成長を優先する方針を打ち出しています。私は赤字国債の増発について危惧もしていますが、今、最も重要な課題である物価高対策にこれからどのように取り組んでいくのか注視しているところであります。

また、新たな内閣が発足したこのタイミングで、野党の立場の地方議員である私たちが口酸っぱく注文をつけていくことは必要なことだと考え、意見を述べさせていただきます。

報道によれば、高市首相は保守色の強い政策を打ち出していくとのことですが、例えば国家安全保障戦略など、安保関連三文書の改定や外国人を巡る問題、歴史認識の問題などについて、

今後具体的にどのように取り組んでいくのか注視しています。私としては、国際社会で孤立するような発言や行動は避け、東アジア情勢がさらに緊張することのないよう、慎重な対応を望んでいます。

さらに、大規模な経済対策が閣議決定されたところですが、その事業内容はもとより、地方に対する財政支援がしっかりと措置されているかなど、新しい内閣がどのような対策を講じてくるのか注視していく必要があると考えます。

そこで、高市内閣に対して、どのような期待を寄せているのか、また、そうしたことを踏まえて、今後の県政をどのように進めていくのか、知事のお考えを伺います。

以降の質問は対面席から行わせていただきます。

〔原田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの原田孝司議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 原田孝司議員の今後の県政運営についての御質問にお答えを申し上げます。

高市総理は、総務大臣や経済安全保障担当大臣のほか、自民党の政務調査会長を歴任するなど、豊富な経験を持ち、地方行政や経済政策など、多岐にわたる分野に精通された方でありま。国として大きなビジョンを示して、地方創生に資する国でしかできないプロジェクトについて、リーダーシップを発揮して、強力に推進していただくことを期待しております。

先般の佐賀県の大規模火災を受けまして、先週、高市総理へ緊急要望を行ってまいりました。嶋議長と一緒に行ってまいりました。発災直後に総理自身がSNSで最大限の支援を行うと発信をされまして、要望の翌日には多岐にわたる支援策を速やかに官房長官から発表していただいたところでありま。

また、先月21日には総合経済対策を取りまとめ、暮らしの安全・安心を確保するとともに、強い経済を実現していくための施策が打ち出されたところでありま。

県では、この経済対策を踏まえて、早速本日、

補正予算案を追加提案させていただきました。

まずは、何といたっても物価高騰への対応でございまして、拡充される国の重点支援地方交付金なども活用して、プレミアム商品券の発行や省力化投資補助金の上乗せ支援など、物価高騰の影響を受ける生活者、事業者への支援を強化をしていきたいと考えております。

次に、災害に強い県土づくりについても、河川護岸の改修、砂防施設・緊急輸送道路の整備、治山ダムの建設など、国の第一次国土強靱化実施中期計画に基づく対策予算を活用して、強靱な県土づくり不断に推進いたします。

現在、来年度予算の編成も、今、本格化させているところでございます。予算編成について本格化させておりますが、ビジョン2024のさらなる加速に向けまして、県政重点方針に掲げました12の推進項目を中心として、予算特別枠を活用しながら効果的な施策を積み重ねて実行してまいりたいと考えております。

なお、佐賀関の火災については、約180棟が延焼したものの、地域の防災力や住民同士のつながりが功を奏しまして、多くの方々が無事に無事に避難していただきました。今後も被災者の生活再建と復旧・復興に向けて、大分市、国、関係機関としっかり連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

また、このたびの教訓をいかして、地域での防災訓練等を通じた実践力の、対応力の向上と、木造建築物の密集地域などを抱える自治体の消防力の充実にも急ぎ対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 ありがとうございます。よく分かりました。高市政権の話になれば、台湾有事の発言による日中関係の問題というのものもあるんでしょうけど、私はそれ以上に、赤字国債のことがとても気になっています。今回の補正で11兆6千億円もの国債が発行されています。これは同時期に昨年度は3兆6千億でしたから、3倍くらいになっているわけですね。これから当初予算編成というものが関わってくると思うんですけども、これまで以上の国債の発行にな

るんじゃないかなというふうに思っております。その影響を受けて、当分の円安は続くんだろうなというふうに思いますし、それに伴い、物価高というのもまだまだ続くんじゃないかなと思います。そういった意味で、全国の自治体でもその対応が求められますが、本日午前中に佐藤知事、追加議案として補正を提案されていますけど、これからも引き続き物価高騰対策に是非取り組んでいただきたいなということをお願いしたいと思います。

続いて、県内進出企業の環境対策について質問させていただきます。

昨日、大友議員からも企業誘致について質問がありました。本県では、これまで多くの企業誘致を実現してきました。企業誘致は地域経済の活性化や雇用の確保に直結する重要な施策であり、人口減少が進む中で、若者が県内に働く場を見いだせるかどうかの鍵を握っています。特に地元に着定する若年層の雇用創出は、地域の活力維持に不可欠であり、単なる企業誘致の数だけでなく、質の高い雇用の創出が求められています。

1か月ほど前になるんですけども、「豊後土工（ぶんごどっこ）」という番組がOBSでありました。これ、トンネル工事を専門とする県南の技術者が全国各地で頑張ってきたという番組でした。その中で集団就職の場面がありました。大分からも多くの若い方々が集団就職をしていました。その中で、それを見た当時の立木知事が、大分のこどもたちが大分で働ける場所をとることを考えて、当時、通産省の官僚であった平松知事とともに、一緒に新産都の計画を練っていたという放送がありました。それを見て、ちょっといろんな文献を調べていったんですけども、大分県は大分県知事を中心として、企業誘致に脈々と取り組んでいるということを感じた次第であります。

昨年、私は企業立地推進課長に、企業から立地に関して、どのような要望があるのかと尋ねたところ、まずは人材の確保、次に高速道路インターチェンジが近いこと、そして、すぐに使える物件を求めている企業が多いと話を聞きま

した。こうした企業の要望を把握し、地域の特性や資源と適正にマッチングさせながら、実績を重ねてこられた関係者の皆様方の努力に心から敬意を表したいと思います。

本県にとって、企業誘致が進むことは大変喜ばしいことですが、進出する企業には、水質、大気汚染対策や廃棄物の削減など、環境対策にもしっかりと取り組んでいただかなければなりません。

お隣の熊本県では、河川水に含まれるP F A S（ピーファス）の濃度上昇が確認され、因果関係は明らかになっていませんが、企業誘致の稼働による影響を心配する声が生じています。

有機フッ素化合物P F A Sの問題はこれまでも幾度となく、本議会でも取り上げられてきました。これらの物質は2000年頃までフライパンのコーティングや食品包装、衣類の防水加工のほか、半導体や自動車の製造過程でも使用されてきました。これらは水に溶けやすく、煮沸消毒では除去できない上、分解されにくく、体内に蓄積され、発がん性や甲状腺異常、コレステロール値の上昇を引き起こす可能性があるとして指摘されています。そのため、厚生労働省はその製造、使用、輸入を禁止するとともに、各種有機フッ素化合物の合計値については、水質検査において1リットル当たり50ナノグラムという指針値を示して注意喚起しています。

岡山県吉備中央町では、水道水から指針値の28倍にあたる1,400ナノグラムのP F A Sが検出される事案が発生しました。原因は、取水上流の資材置場に10数年以上放置されていた使用済み活性炭に吸収された物質が、長期間にわたり、河川に流出したと推測され、町は水源の変更などの対策を講じています。

本県においても、昨年第3回定例会でP F A S問題が取り上げられた際、生活環境部長は、県内132か所で水道水を調査したが、いずれも検出されなかった。調査結果や最新の科学的知見を県のホームページで周知しており、今後も引き続き県民の不安解消に努めていくと答弁しています。

私は、この有機フッ素化合物について、大分

県に進出する企業に対し、汚染防止を努力義務として課することはできないかと考えます。努力義務を課すことは、企業にとって進出のハードルが高くなる印象を与えるかもしれませんが、環境に配慮する大分県と環境意識の高い企業をアピールする契機にもなると考えています。

そこで、P F A Sへの汚染防止策を努力義務として課すことを含め、本県に進出する企業に対し、環境対策をどのように求めていくのか、商工観光労働部長に伺います。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

本県では、これまでの積極的な企業誘致により、多様な企業がバランスよく立地し、地場企業とともに地域で発展する中で、競争力を高めてきた歴史がございます。

県民の健康や自然環境を守るため、関係法令を遵守し、環境対策に取り組むことは、議員御指摘のとおり、進出企業に限らず、事業者にとっての責務でございます。

加えて、企業の環境保全意識の向上に対する取組も同時に大事だと考えております。県では、経済産業省が実施しています緑化優良工場等表彰制度など、企業に対し、地域との共生や環境保全に資する取組への参加を促すとともに、好事例を積極的にPRしているところでございます。

一方、企業に過度の規制を課すことは、その競争力を損なう可能性があることから、慎重に判断する必要があると考えておりますけれども、進出企業に対しましては、誘致交渉の際に担当課から規制基準も示しながら説明しているところでございます。また、立地が決まれば、環境対策も含めて、地元との協議を重ねて相互理解を得た上で、操業につなげているところでございます。

今後も環境保全と経済成長のバランスを保ちながら、企業が持続可能な成長と環境に配慮した事業活動を継続できるよう努めてまいります。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 ありがとうございます。今、全国の地方銀行において、環境を大事にする企業に対

して、金利の優遇をするなど、環境保護は新たな価値とする動きが出ていると聞きます。このような動きと連帯して、企業誘致を進めていくということ、大分県でも取り組んでいく必要があると思うんですか、いかがでしょうか。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 県内の金融機関においても、環境に配慮する企業に対する金利の優遇をするなど、環境保護を新たな価値とする動きがあることは認識しているところではあります。県でも、環境に配慮した設備を導入する事業者に対しまして、県制度資金による融資制度、新エネルギー施設等導入融資というものを拡充したほか、令和6年度にはGX投資促進補助金というものを創設したところでございます。こうした制度も積極的にPRしながら、これらの融資制度だとか補助金の対象となるような環境意識の高い企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 実は、知り合いの金融機関に勤めている知人に聞いたんですが、そういった優遇制度の利用というのは、あるんだけどなかなか進んでいないとも言うんですね。その理由として、やっぱり環境保護の証明が難しく、企業規模が大きいところでは、その利用のための手続がやっぱりなかなか大変だということですよ。そういったことを含めて、何か支援がやっぱりあってもいいかなというふうに思いますので、是非これから、また考えていただければというように思います。

では、続いて、地域公共交通の維持・確保について質問させていただきます。

現在、県内各地で毎年のように、路線バスが減便、廃止されています。路線バスは住民が通勤、通学、買物、医療機関への通院など、日常生活を送る上で必要不可欠な交通手段であり、地域公共交通の要と言えます。そのため、路線バスの減便や廃止は、多くの住民にとって、その地域に住み続けられるかどうか直結する重要な問題であり、地域の衰退要因となるおそれがあります。また、景勝地や観光地へのアクセ

スにも支障を来し、地域の観光振興にも悪影響を及ぼしかねません。

こうした状況を踏まえて、別府市では市民や観光客の移動需要を補い、休止するバス路線の代替措置等として、昨年6月から順次、湯けむりライドシェアの実証運行を進めています。これは別府市が運行主体と業務委託契約を結び、市民や観光客を有償で輸送する仕組みです。地域の新たな交通手段として、おおむね好評価のようですが、私はライドシェアに頼る交通施策は、継続性を含め、これからも注視していく必要があると考えています。

他方、公共交通を維持、充実させるための新たな財源として注目を集めているのが交通税で、全国で初となる導入を滋賀県が検討しています。本年3月の滋賀県議会特別委員会で示された地域交通計画の骨子案によると、人口が減少する中でも、将来の交通体系を充実させるためには、既存の地域交通の維持に必要な公費負担として61億4千万円を含む、年間148億5千万円が必要と試算し、そのための財源として、交通税の創設を提案しています。

また、滋賀県税制審議会は、交通税を、実情を踏まえた地域交通の充実のための施策に充当することが望ましいと今年10月に答申しています。これを受けて、滋賀県は新税の具体的な制度設計について検討を進めており、来年3月には制度設計案が公表される予定です。

滋賀県の三日月知事は、JR西日本での勤務経験や、国土交通副大臣として公共交通行政を担った経験を有しており、交通税の構想はそうした経験を踏まえた提案でもあるとも言えます。この交通税は、地域公共交通を支える安定的な財源を確保できるというメリットがある一方で、県民に新たな税負担を求めることになり、とりわけ、日常的に公共交通機関を利用しない人々からは、負担感や不公平感が生じるといった懸念もあるようです。

私は、大分県にもおいても、直ちに同様の新税を導入すべきとは申しませんが、滋賀県の先進的な取組は、今後の地域公共交通をどのように維持、確保していくのかを考える上で、大い

に参考になるものと考えています。

そこで、滋賀県が取り組む交通税について、県としてどのように捉えているのか、また、ライドシェアを含む地域公共交通の維持、確保についてどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺います。

大友副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 議員御紹介いただきました滋賀県で導入の検討が進んでいる交通税については、将来における本県の地域公共交通のあるべき姿を考えていく上で、参考になり得る取組であると感じております。我々も関心を高くしながら、この動向を今注視しているところでございます。

本県でも、路線バスやコミュニティバスなどの維持のため、国、県、市町村合わせまして年間でおよそ30億円の予算を確保しております。運行赤字の補填や車両購入補助などの支援を行っております。今後もこの増加が見込まれる状況となっております。

一方で、滋賀県では、これら路線バスなどの維持費に加えまして、昨年度から上下分離方式での存続が決まった近江鉄道、この施設維持などのために、県や沿線市町に少なくとも今後10年間でおよそ116億円以上の負担が発生する見込みとされております。

こうした背景や追加財源の切迫性など、地域交通を取り巻く環境の違いを踏まえますと、本県において直ちに交通税を導入すべきかどうかという議論を要する段階にはないというふうに考えておりますけれども、議員御指摘もありましたので、引き続きしっかりと研究は続けてまいりたいと考えております。

その上で、地域公共交通の維持・確保に向けてましては、例えば昨年度は県内全域でバス無料デーを実施して大変好評でございましたけれども、今後、より一層のこういった利用促進であるとか乗務員確保対策、こういったことにやはり重点的に取り組みながら、交通空白や時間帯の隙間をデマンド交通やライドシェアで埋める、補完するといったことで、総合的に施策を進めてまいりたいと考えております。こうした

考えや取組を、現在見直し中であります県の地域公共交通計画にも適切に反映していきたいというふうに考えております。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 ちょっと局長にお伺いしますけれども、いわゆるこの交通税というのは、公共交通を軸とした整備のための財源確保でありまして、今、地域の存続に関わる公共交通に係る予算は、今のままでこれから足りていくとお考えなのか、知事がいる場で答えるのも答えるにいくとも思うんですけども、どういうふうに考えているか、ちょっと率直にお伺いしたいと思います。

大友副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 この経費が今後も増えていくだろうということは恐らく間違いないと思いますけれども、今後、これが足りていくのかどうかということに関しては、今、現時点で何か数字を持ち合わせているところではございませんので、これも、今、この県計画を検討している中で、今後の県負担であるとか市町村負担の見通しなんかも考えていければというふうに考えております。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 今のこの社会情勢の中で、増税っていう話はなかなか難しいというふうに思います。今現在、実際には県で宿泊税の問題があります。そのことを含めて、これから税の問題というのは総合的にやっぱり考えていかなきゃいけない問題だなと思いますが、この交通税の滋賀県の取組については、是非また、これからも注視して行ってほしいなと思います。

続いて、教育行政について、義務教育段階における教育課程の在り方について質問させていただきます。

これまで学校現場における過重労働が、県議会をはじめ、様々な場で問題として取り上げられてきましたが、その一因はカリキュラム・オーバーロードにもあると私は考えています。カリキュラム・オーバーロードとは、教育課程における授業内容が過剰に詰め込まれている状態を指し、その結果、児童生徒や教職員に過度な物理的、精神的な負担がかかることを言います。

教職員から共通して聞かれる声は、教える内容が多過ぎるということです。具体例として、私の経験をもって、小学校5年の算数の話をさせていただきますと思います。

5年生では、数の仕組みや比例、平均、百分率、図形の面積、体積などを学びます。数の仕組みでは、整数も小数の十進法、偶数・奇数・倍数、約数を理解し、比例では、二つの数量の変化を表を使って理解します。平均や百分率を用いて、全体と部分の関係を把握することも学びます。また、図形では、様々な図形の面積や体積、円周率についても学習します。理解が進まない子どもたちには個別指導を行いながらも、学級全体の進度に合わせて、次の単元にも進まなければなりません。

6年生になると、分数の掛け算、割り算や図形の対称、角柱、円柱の体積、グラフの読み取りなど、さらに専門的な発展的な内容に進みます。前学年までに学習した内容を土台にして、新たな学びに進むわけですが、ある時点でつまずきが起き、それが解決されないまましていると、次の学習に進めなくなってしまいます。その結果、中学校で掛け算の九九や、高校での分数の掛け算、割り算を教え直さなければならないことがあり、個別指導が十分ではなかったという指摘だけでは済まされない問題です。学習内容が質、量ともに過剰過密であることにより、個別に指導する時間が確保できなかったこともあるというふうに思います。

さらに、昨年度の文部科学省の問題行動・不登校調査では、小・中学校で不登校だった児童生徒は35万人を超え、過去最多を更新したことが10月に公表されたところです。これは、コロナ禍以降、無理に登校しなくてもよいという意識変化が生じたことのほか、学習指導要領が改訂のたびに学習内容が難しくなり、教科書のページ数が増えていることが、子どもたちの負担を増大させていることも挙げられます。

学校現場では、慢性的な教職員不足も続いており、児童生徒の豊かな学びを保障しながら働き方改革を進めることが重要ですが、それだけは不十分です。安心して過ごせるインクルーシ

ブな学級や学校をつくるためにも、次期学習指導要領の内容精選や標準授業数の削減が、国の対処すべき喫緊の課題だと考えます。また、学校ごとに教育課程をより柔軟に編成することで、カリキュラム・オーバーロードを改善することができるのではないかと考えております。

こういったことを踏まえ、義務教育段階における教育課程の在り方について、教育長の見解を伺います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

各学校には、学習指導要領を踏まえ、こどもの発達段階や学校、地域の実態に応じた適切な教育課程の編成が求められています。

平成20年の指導要領改訂以降、指導内容の充実に伴い、内容、分量ともに増加した教科書を網羅的に指導すべきとの考え方が根強く学校にあり、それが負担につながっているとの指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、国では、カリキュラム・オーバーロードの解消も含め、指導要領の改訂に向けた議論を進めているところです。

その中では、週当たりの授業コマ数の見直しや学校裁量の時間の設定等により、教師と子どもに時間的な余裕を生み、豊かな学びにつなげることと合わせ、教科書の内容を吟味し、量を減らすこと等も示されており、今後の議論の動向を注視したいと考えています。

県では、改訂を待たず、現行の指導要領下でできることとして、教科間で関連する内容を整理して、重なりを避けたり、授業コマ数の削減に向けた実施状況の定期的な検証を行うなどといったノウハウの周知を図っているところです。

今後もこれらの取組を通じて、教師と子ども、双方の負担軽減と学びの充実に取り組んでまいります。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 是非そういった取組を進めていただきたいと思います。

続いて、公立通信制高校について質問させていただきます。

先日、県民クラブで、大分県立学びヶ丘中学

校が新設される大分県立爽風館高校を訪問し、お話を伺ってきました。爽風館高校は、通信制の碩信高校、定時制の大分中央高校、別府鶴見丘高校定時制を統合し、独立単位制高校として2010年春に大分市上野丘に開設されました。

爽風館高校には、4月の時点で生徒数438名が在席する定時制と1,214名が在席する通信制が設置されています。定時制というと、夜間に学ぶ苦学生をイメージする方も多いと思いますが、現在では、午前のⅠ部、午後のⅡ部、夜間のⅢ部と、生徒の生活スタイルに合わせた時間帯で学べるシステムが整っています。もちろんアルバイトをしながら学ぶ生徒もいます。

驚いたのは、通信制の生徒が千名を超えているということです。全国的にも通信制高校に通う生徒は増えているそうです。令和7年度の学校基本調査速報値によると、通信制の生徒の割合は高校生全体の9.6%、約10人に1人が通信制に通っているということになります。全日制高校の生徒数が減少する中で、通信制高校の生徒数は増加し続けており、特に茨城県ではその割合が36.3%に達しているということでした。ただ、この36.3%にはちょっと若干の数字のマジックがありまして、茨城県には大手の私立の通信制高校の学校がありまして、関東一体のこどもの、通信制の通っているこども、そこを茨城県の本校でカウントするみたいで、特に茨城県の数が突出しているということになっています。いずれにしろ、通信制のこどもたちが増えているということでもあります。

通信制高校の生徒数が増えている主な理由として、不登校生徒の増加が上げられますが、学校ニーズの多様化や時間の自由度なども要因の一つとも考えられます。爽風館高校の石井校長先生は、本校の定時制・通信制のシステムや校風が、全日制高校になじまない多くの生徒を救っているとも言われていました。

また最近では、大手私立通信制高校が有名芸能人を起用してテレビコマーシャルやネット広告を展開するなど、今後、全国的に、そして本県においても、通信制高校を選択する生徒がさらに増えてくるのではないかと推察します。そ

うなってくると、県内唯一の公立通信制高校である爽風館高校を選択する生徒も増え、今でも生徒数の増加に苦慮していることを考えると、通信制高校の新設など、何か対策が必要になってくるのではないかと考えています。

そこで、通信制高校の新設含め、公立通信制高校の在り方について、教育長の見解を伺います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

通信制高校は、従前は集団での学習活動になじめない生徒の学習の機会を保障する場と認識されてきましたが、近年は自分のペースで自由に学べる場として人気が高まっています。

爽風館高校の入学者数自体には大きな変化はありませんが、在籍のみで活動しない生徒の割合は減少し、他方、スクーリングを受講する実活動生が、令和元年度に比べ、1.5倍の約900名に増加しています。

そのような中、県外の学校法人が県内にも教室を設けている広域通信制高校についても、県の調査では、平成29年度に比べ、2校、9施設増え、現在は14校、29施設が県内七つの市に設置されています。これに伴い、入学者数も年々増加しており、今年度は260名以上が進学しています。県内の私立高校にも通信制新設の動きがあることから、公立の通信制高校の新増設については、慎重な検討が必要と考えています。

他方、爽風館高校における進学、就職ニーズの多様化に対応するため、国の基準による教員配置に上乘せをして、今年度は非常勤講師を昨年度から7人増やして24人としたところです。

今後もスクーリングの在り方や添削指導の効率化について研究し、多様な生徒の受皿として、学びの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 もう既に取り組んでいただいていることもあるようですけれども、この前行ったときに、先生方、各教科ごとに生徒に課題を出して、返却されたレポートを添削して返している

わけですね。それが本当にもうたくさんの方で、それでも先生方は皆さん方の頑張りを受け止めて、親身な添削で生徒を元気づけようとしているのを感じました。ぜひとも、教職員の加配も含めて、是非、また検討していただきたいと思います。

この通信制を選ぶ生徒の増加、また不登校児童生徒の増加というのは、いわゆる、私は既存の教育の仕組みに対するアンチテーゼの一つじゃないかなというふうにも考えています。いろんな生徒がいて、いろんな教育の仕組みがあっていいのではないかなというふうに考えるんです。今回、来週、いよいよ県立夜間中学が開校しますが、いろんな教育機関の整備にも取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

最後に、カスタマーハラスメントについて質問させていただきます。

まず、県職員等に対するカスタマーハラスメントについて質問します。

今年の第1回定例会において、県民クラブの福岡議員が、カスタマーハラスメント防止条例を制定すべきという立場で質問していますが、繰り返しになりますが、私も条例制定は必要であると考え、質問させていただきます。

まずは、県職員等に対するカスタマーハラスメントについてお尋ねします。

昨年11月、県は魅力ある職場環境づくりの実現、カスタマーハラスメント対策の一環として、職員を対象にアンケート調査を実施し、その結果を今年1月に公表しました。回答のあった2,361名のうち、おおむね5年以内に被害があった、受けたが1,104人で46.8%、見聞きしたことがあると回答した360人を合わせると、回答者の6割以上が被害の当事者又は目撃者であったと報告されています。

被害を受けた職員に具体的な内容を複数回答で聞いたところ、窓口や電話対応で長時間の対応を強いられたが72.3%、侮蔑、大声で威圧、乱暴な言動を受けたが70.7%となっており、さらにインターネットへの書き込み被害を訴えた職員も27人、2.4%いました。

また、2024年に県教育委員会が県立学校

を対象に実施したアンケート調査でも、延べ130件を超える苦情が学校に寄せられており、そのうち数件は解決に至らず、長時間にわたり対応を余儀なくされているということでありました。

2019年の労働施策総合推進法の改正では、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務づける規定が追加され、さらに本年の改正では、職場におけるカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務づける規定も追加されました。

このような状況を受けて、県知事部局は今年1月、県教育委員会は8月にそれぞれカスタマーハラスメント対応マニュアルを作成しています。

そこで、県職員及び教職員に対するカスタマーハラスメントについて、防止策や対応策について、どのように取り組んでいるのか、総務部長と教育長にお尋ねいたします。

大友副議長 若林総務部長。

若林総務部長 まず、私から、県職員についてお答え申し上げます。

県職員は、全ての県民に公平公正にサービスを提供するとの考えの下、真摯に話を聞き、説明を尽くすことが行動原則であります。不当な申出や要求、あるいは不適当な手段、態様によられる場合には、毅然とした対応も必要と考えております。

このため、御紹介いただきました本年1月に、職員向けのマニュアルを作成いたしました。カスタマーハラスメントとすべき行動を四つの類型に分類し、対応を明確にするとともに、事案発生時には担当者任せにせず、上司がフォローするなど、組織的な対応を推進しております。

加えまして、執拗な電話により、職員が長時間拘束されるなど、業務の進行が著しく阻害される場合は、弁護士あるいは警察へ適切に相談する体制を構築しているところです。

今後、通話内容の録音や録音する旨の音声案内など、効果的と考えられる取組について、他県の事例も参考にしながら研究してまいりたい

と考えています。

引き続き、職員が安心して働き、行政サービスを適切に提供できるよう、警察を含めた関係機関とも連携を図りながら組織的な対応を進めてまいります。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 教育委員会関係についてお答えします。

県教育委員会においても、学校を除く教育機関及び教育庁について、知事部局に準じて、今年8月にカスタマーハラスメント対応マニュアルを作成しました。

県民等からの相談対応では、傾聴、共感の姿勢で真摯に話を聞き、説明を尽くすという基本姿勢を徹底し、適切に初期対応を行うことが、カスタマーハラスメントの防止には何より重要と考えます。

こうして説明を尽くしても、なお、苦情等が長期化、複雑化する場合には、当該マニュアルに基づき、特定の職員に負担が集中しないよう、組織的な対応を行うこととしております。

学校現場においては、保護者や地域からの意見や要望が多様化していることから、県教委に学校からの相談窓口を設置し、伴走型の支援を行っています。また、違法性が疑われる場合などは、必要に応じて法的な助言を行うスクールロイヤーを活用した支援も行うこととしております。

なお、学校向けのマニュアルの作成については、別途検討していきたいと考えております。

今後、教育関係職員が安心して働くことのできる職場環境の整備に努めてまいります。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 教育現場のカスハラについては、私も教職員として勤務した頃に、そのような事例を直接目にしたこともありますし、同僚や知人からも苦労話を聞いたことがあります。当時、クレマーとかモンスターペアレントという言い方だったんですけど、正にカスタマーハラスメントだということになると思います。

教育長の答弁の中に、いわゆる相談窓口の開設というのありましたが、その取組状況をもう

ちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 相談窓口についてお答えします。

学校だけでは解決が難しい問題等に対しまして、教員の負担軽減を図る目的で、今年の6月に県の教育委員会の中に学校問題相談窓口を設置したところであります。窓口には、学校管理職の経験者である学校問題相談コーディネーターを配置して、市町村教育委員会や県立学校、保護者、地域住民からの相談を受けておりました、これまで半年間で約90件の対応を行っているところであります。

相談者からは、助言により問題点が明確化されて解決の糸口になったといった声もいただいております。また、問題解決に向けた市町村教委や学校との早期の情報共有の機会としても機能しているところであります。

マニュアルについては、先日、東京都がマニュアルの案を公表しましたがけれども、一般のカスハラ対応と違って、学校現場の場合、議員も御承知のとおり、例えば保護者との関係というのが一過性のものでなくて、ずっと継続するということが、縁を切るわけにいかない。また、こどもが傷つかないようにという、そこにも配慮していかなければいけないということで、非常に難しい面があるということがございますので、今後、東京都など、先行自治体の事例も参考にしながら、マニュアルを検討していきたいと考えております。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 ありがとうございます。まずは、担任1人だけでは対応しないということが大事なのかなというふうに私たちは思っています。また、私たち議員は、逆に加害者にもなり得るし、やっぱり同じようにカスタマーハラスメント受ける被害者にもなり得るということよくあるんですよね。そういったものというの、やっぱり仲間たちと、皆さん方と相談しながら、どういうふうに対策していかなきゃいけないのかなというのをまた考えていきたいと思っています。

次に、カスタマーハラスメントの防止条例について、防止に向けた取組について質問させて

いただきます。

厚生労働省の顧客ハラスメント対策企業マニュアルでは、顧客ハラスメントを次のように定義しています。顧客や取引先から言動である、要求の内容が妥当ではない、又は要求実現のための手段、態様が社会通念上、不相当であるというような場合であります。簡潔に言えば、顧客が企業に対して理不尽なクレーム、言動をするということだと思えます。

顧客ハラスメントが増加している背景としては、日本企業特有の過剰なサービスにより、消費者の基準が高くなり、より高度な要求を行うようになっていくことや、企業に対する不満がSNSで拡散され、その不満に共感した不特定多数の人からの迷惑行為が増加することなどが指摘されています。そもそも、サービスを提供する企業側が逆らえない状況であることに付け込み、日常のストレスのはげ口として顧客ハラスメントが生じている場合もあると推測いたします。

顧客ハラスメントを受けると、精神的にもきつくなります。場合によっては、深く傷つき、トラウマになることもあると思えます。そのために、一人では対応せず、複数で対応することが重要だと思えます。そして、顧客ハラスメントに対し、毅然とした対応を取るべきだと考えます。

民法第709条で規定する不法行為による損害賠償には、顧客ハラスメントにより精神的苦痛等を受けた者に対する損害賠償も含まれるとされています。また、暴行、脅迫、業務妨害、名誉毀損などの行為を行った場合は、刑法の規定により、犯罪が成立するケースもあるようです。

しかし、まず大事なことは、顧客ハラスメントを未然に防止する手だてを講じることだと考えます。

2025年4月、東京、北海道、群馬において、全国で初めて顧客ハラスメントの防止に特化した条例が施行されました。東京では、東京都顧客ハラスメント条例に基づき、顧客ハラスメントの防止に関する指針を

策定しています。ガイドラインでは、顧客ハラスメントの具体的な内容、顧客、就業者、事業者の責務、都の施策、事業者の取組など、その防止に必要な事項が定められています。他都道府県において条例がされている中で、本県においても、顧客ハラスメント防止条例の制定が求められているのではないのでしょうか。

そこで、条例の制定を含め、実態を踏まえた顧客ハラスメントの防止対策にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

顧客ハラスメントは令和5年度の国の調査によれば、相談件数、該当事例ともに、増加傾向にありまして、企業活動への影響や、何より対応する方の心身の負担を考えると、許されるものではないと認識しているところでございます。

国は本年6月に全ての事業主に対して、相談体制の整備や、迅速かつ適切な対応等を義務づける法改正を行いまして、来年の10月の施行に向けて、先般、具体例や対応方法を盛り込んだ指針案を示したところでございます。

県ではこれまでも事業主に対し、具体事例を示した上で、従業員からの相談に適切に対応するための体制整備について、セミナーだとか広報誌、SNSなどを通じて呼びかけてきたところでございます。

加えて、消費者への啓発も重要であることから、市町村と連携した出前講座等で、事業者へ意見を伝える際の留意点等を周知しているところでございます。

県としましては、条例制定の前の段階に対して、まずは顧客ハラスメントの発生防止策やプライバシー保護を含む被害者の安全面や精神面への配慮など、改正法や国の指針案と相まった施策の推進に注力したいと考えております。

引き続き、事業主に対して、労働局など関係機関とも連携しながら、適切な対応を促してまいります。

大友副議長 原田孝司議員。

原田議員 ありがとうございました。引き続きの取組をお願いしたいと思います。

最後になりますが、佐賀関の大規模火災は、発生から17日目となる昨日、鎮火されたと発表されました。この火災で亡くなられた方へのお悔やみと、被災された方々へお見舞い申し上げるとともに、大火災に関わり、御尽力された消防関係の皆さん、行政の皆さん、自治体の皆さん方に敬意を表し、一日も早い復興を御祈念し、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で原田孝司議員の質問及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっております第105号議案から第125号議案まで及び今回受理した請願2件は、お手元に配付の付託表及び請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いします。

—————→…←—————

付 託 表		
件 名	付 託 委 員 会	
第105号議案	職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	総務企画
第106号議案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	総務企画
第107号議案	当せん金付証票の発売について	総務企画
第108号議案	森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について	総務企画
第109号議案	公の施設の指定管理者の指定について	福祉保健生活環境
第110号議案	大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第111号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	福祉保健生活環境
第112号議案	食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第113号議案	公の施設の指定管理者の指定について	福祉保健生活環境
第114号議案	大分県中小企業活性化条例の一部改正について	商工観光労働企業
第115号議案	大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正について	商工観光労働企業
第116号議案	公の施設の指定管理者の指定について	農林水産
第117号議案	公の施設の指定管理者の指定について	土木建築
第118号議案	工事請負契約の締結について	土木建築
第119号議案	工事請負契約の変更について	土木建築
第120号議案	工事請負契約の締結について	土木建築
第121号議案	大分県地方港湾審議会条例の一部改正について	土木建築
第122号議案	工事請負契約の変更について	土木建築
第123号議案	大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について	文教警察

第124号議案	令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）	総務企画 商工観光労働企業 農林水産 土木建築 文教警察
第125号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務企画

—————→…←—————
大友副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。8日、9日及び10日は常任委員会のため、11日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、8日から10日まで及び11日は休会と決定しました。

なお、6日及び7日は、県の休日のため、休会とします。

次会は、12日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

—————→…←—————
大友副議長 本日は、これをもって散会します。
 午後2時40分 散会

令和7年第4回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和7年12月12日（金曜日）

議事日程第5号

令和7年12月12日

午前10時開議

- 第1 第105号議案から第125号議案まで及び請願14、請願15
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 第2 第126号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第3 議員提出第11、12号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第4 議員派遣の件
- 第5 閉会中の継続審査及び調査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第105号議案から第125号議案まで及び請願14
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 第126号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第3 議員提出第11、12号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の継続審査及び調査の件

出席議員 43名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎

清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	井上 明夫
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	久家 里三
人事委員長	和田 久継
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渊野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局长	馬場真由美

交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
労働委員会事務局長	一丸 淳司
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

嶋議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、11月の例月出納検査の結果について、文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴取した結果、適当と考える旨、文書をもって回答がありました。

次に、広報委員長から出前県議会について報告したい旨の申出がございますので、これを許します。広報委員長大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕

大友広報委員長 おはようございます。本年度開催いたしました出前県議会について御報告申し上げます。

去る10月17日に竹田市において、県議会から15名の議員が出席をし、「豊肥地域の魅力ある地域づくり」をテーマに開催いたしました。

当日は、地域で活動されている4名の方からそれぞれの取組内容について発表していただき、その後、意見交換を行いました。お伺いした御意見については、今後の議会、議員活動に反映させていきたいと考えております。

報告書については、本日SideBooksに

掲載しておりますので、御一読の上、御活用いただきますようお願い申し上げます。

以上で出前県議会の報告を終わります。

嶋議長 以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第5号により行います。

日程第1 第105号議案から第125号議案まで及び請願14、請願15

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長今吉次郎議員。

〔今吉議員登壇〕

今吉福祉保健生活環境委員長 おはようございます。

福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案5件及び請願2件であります。

委員会は、去る8日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第109号議案公の施設の指定管理者の指定について、第110号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、第111号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、第112号議案食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正について及び第113号議案公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

次に、請願14物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

また、請願15OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出については、さらに審査を要するので、別途議長宛て、

閉会中継続審査の申出をいたしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告といたします。

嶋議長 商工観光労働企業委員長小川克己議員。

〔小川議員登壇〕

小川商工観光労働企業委員長 おはようございます。商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案3件であります。

委員会は、去る9日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第114号議案大分県中小企業活性化条例の一部改正について、第115号議案大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

なお、第115号議案については、総務企画委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にいたしました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告といたします。

嶋議長 農林水産委員長森誠一議員。

〔森議員登壇〕

森農林水産委員長 おはようございます。農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案2件であります。

委員会は、去る9日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第116号議案公の施設の指定管理者の指定について及び第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって農林水産委員会の報告といたします。

嶋議長 土木建築委員長阿部長夫議員。

〔阿部（長）議員登壇〕

阿部（長）土木建築委員長 おはようございます。土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案7件であります。

委員会は、去る8日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第117号議案公の施設の指定管理者の指定について、第118号議案工事請負契約の締結について、第119号議案工事請負契約の変更について、第120号議案工事請負契約の締結について、第121号議案大分県地方港湾審議会条例の一部改正について、第122号議案工事請負契約の変更について及び第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって土木建築委員会の報告といたします。

嶋議長 文教警察委員長清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕

清田文教警察委員長 おはようございます。文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案2件であります。

委員会は、去る8日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第123号議案大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

なお、第123号議案については、土木建築委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にいたしました。

以上をもって文教警察委員会の報告といたします。

嶋議長 総務企画委員長太田正美議員。

〔太田議員登壇〕

太田総務企画委員長 おはようございます。総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案6件であります。

委員会は、去る9日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第105号議案職員等の旅費に関する条例等の一部改正について、第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、第107号議案当せん金付証券の発売について、第108号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会関係部分及び第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

なお、第105号議案については、福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会に、第108号議案については農林水産委員会に、第125号議案については文教警察委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にいたしました。

以上をもって総務企画委員会の報告といたします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤でございます。

今定例会に上程をされました議案について、賛成、反対両方の立場から討論を行います。

まず、第108号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正については、賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、森林環境の保全や守り育てる県民意識の醸成のため、県民税均等割に係る税率の特例の適用期間を延長するものです。

森林が有する多面的機能は、国民に様々な恩恵をもたらしております。これらの機能を十分に発揮させるためには、間伐などの森林環境整備を着実に実施する必要があります。必要な財源を確保し、資源循環型の林業や木材産業の再生を図る取組が重要であります。問題はその財源をどこに求めるかということです。

そもそも環境に関わる分野では、環境破壊、環境汚染を引き起こす原因を発生させている汚染者に対し、その損害の費用を払わせる、いわゆる汚染者負担の原則が一般的に定着をしています。森林の減少や化石燃料の使用増大によるCO2など温室効果ガスの急増が地球温暖化の原因とされています。温室効果ガスを削減するためには、国内のCO2排出量の多くを占める産業部門での取組、とりわけ、電力、鉄鋼など大口排出者の対応が決定的に重要です。平成24年度から施行されている地球温暖化対策のための税は、CO2排出量に応じて負担するというものではありませんが、この税制度の拡充を図るとともに、その用途として森林吸収源対策を位置付けるようにするべきだと考えます。

森林は木材供給という面はもとより、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など多面的な機能を有しています。地方創生という言葉が今強調されていますが、林業の活性化は中山間農業の振興と並び、山村の活性化、地域経済の活性化につながる重要なテーマだろうと考えます。

木が育つためには30年、50年という長い年月が必要であり、林業政策というものは私たちの子どもや孫、さらにはそれに続く世代にどのように国土、どのような環境、どのような産業を残すのかという、すぐれて未来への責任が問われる分野であります。また地球温暖化対策も、人類の未来を守る喫緊の課題であります。今後は汚染者負担の原則にのっとり、森林整備のための財源を確保することを求め、賛成討論といたします。

次に、第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。

今回の改正案では、人事委員会勧告等を尊重し、職員の月例給の改定、期末勤勉手当などの引上げが実施をされます。そして、知事等特別職、県議会議員の期末手当も同時に引き上げるものです。

公務員は、憲法第15条によって、全体の奉仕者としての役割が規定されています。また、地方公務員法第24条では、職員の給与はその職務と責任に応じるものでなければならないと規定されています。地域経済浮揚のためにも、職員の給与の引上げは必要なものであり、その役割にふさわしく、さらなる引上げが必要と考えます。

しかし、問題点として、教育職員の教職調整額があります。残業代不支給に手をつけず、教職調整額を現行の4%から段階的に10%に引き上げます。これは現状の労働実態に全く見合わないことは明らかで、適正な処遇改善とは言えません。

また、国は2027年から特別支援教育に携わる教員への給与の調整額を引き下げる方針を提示しているようですが、今回の条例改正には提出をされていません。障がいに応じて専門知識を身につける研修を自費で受け、こども一人一人に向き合う特別支援教育を担う教員の特殊性や重要性を理解していないことであると指摘をし、実施しないよう求めます。

また、主務教諭は、教員間に階層化と分断を生み、業務負担の増大も懸念されます。さきに主任教諭を導入した東京都では、対等に支え合う教員の同僚性が壊されている実態があり、主務教諭の導入は実施すべきではありません。

会計年度任用職員の期末勤勉手当等の引上げも実施をされますが、県職員と同様に過去に遡って支給されることを求めます。

今申し上げたように、本議案にはいくつかの問題点がありますが、これらをもって条例改正に反対するものではありません。しかし、特別職や県議会議員の期末手当の引上げについては、多くの県民が物価高騰で苦しんでいる中、引上

げを実施することには県民が納得できるものではありません。よって、この部分には反対いたします。

今回の条例改正では、県職員等と知事等特別職や議員の引上げが同時に提案されている以上、反対せざるを得ません。是非次回の条例改正においては、職員と特別職等の給与等の改正について別々に提案していただくことを要望し、討論いたします。

以上、各議案の討論を終わります。

嶋議長 猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算(第3号)について、賛成の立場から討論いたします。

まず、一般会計12月補正予算案第3号についてです。

物価高騰対応プレミアム商品券支援事業については、購入方法などが一部の人が有利にならないよう、低所得者に配慮し、必要な人に届くよう配慮すべきです。

LPGガス等価格激変緩和対策事業での県の独自支援はもちろん必要でありがたいものですが、1,866円、1回限りでは不十分ではないでしょうか。

中小企業等省力化・生産性向上支援事業については、県の上乗せ補助については評価するものの、対象は国の中小企業等省力化投資補助金又はIT導入補助金の採択を受けた事業者であり、計95件を見込んでいるとの説明です。大分県内の中小事業者約3万社のうち、国の業務改善助成金に上乗せ支援する県の業務改善奨励金の昨年度の支給件数は181件であり、その割合は僅か0.57%です。本県の中小企業は、県内全事業数の99.9%を占め、雇用の7割を占める県経済の屋台骨です。物価高に賃上げが追いつかない中で、賃上げは国民の最大の関心事とも言える問題です。しかし、中小企業では賃上げしたくても厳しい状況があり、補助金漬けの大企業立地優先の施策ではなく、県内の中小企業全体に支援策が届くようにすることを

求めます。

岩手県、徳島県、群馬県、奈良県、茨城県などでは、中小企業等の賃上げへの直接支援を実施しています。さらに、福島県と山形県も12月補正で県独自の直接支援を提案しています。国への働きかけを強めるとともに、先進地に学び、条件をつけない県独自の賃上げ支援を求め、賛成の討論とさせていただきます。

次に、請願14物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

物価高騰の中で、暮らせる年金を求める声は深刻です。例えば、熱中症防止にエアコンを使うように言うけれども、猛暑でも電気代が心配でエアコンを我慢せんといけんという声も多い状況です。介護サービス利用料の2割負担の拡大、ケアプランの有料化、高額療養費の一部患者の自己負担の増などが議論されているようですが、介護保険料は制度創設時の2倍を超えるなど、高齢者の負担や不安は増すばかりです。

自民・公明政権は、この13年間、国の社会保障費を削減するため、社会保障が高齢者に偏っている、高齢者向けの予算をこどもや若者に回すなど、世代間の対立をあおる宣伝を繰り返しながら、年金、介護、医療などの制度改悪を強行してきました。政府が自ら日本社会の分断を進めるやり方はやめるべきだと思います。自公政権の13年間に公的年金は実質8.6%も削減され、高齢者の年金とともに現役世代が将来受け取る年金も削り込まれてきました。これは、自公政権が100年安心とあって導入したマクロ経済スライドにより、年金を物価や賃金の伸びより低く抑えて目減りさせてきたためです。この年金実質削減制度を今後も12年間続けることにしたために、高齢者も現役世代が将来受け取る年金も実質10%削減されます。月10万円の年金を1万円減らすことになるのです。

高齢者も現役世代も減らない年金にすることこそ、緊急に求められる年金改革です。現在290兆円、給付の5年分もため込んでいる年金積立金を計画的に活用することや、高額所得者

の年金保険料の頭打ちをする優遇を見直し、応分の負担を求めることなど、改革を行えば、現在も将来も全世代に物価、賃金に連動して引き上がる年金を保障することができます。現役労働者の賃金、待遇の抜本的な改善を図るなど、年金の保険料収入と加入者を増やす対策を進めることも必要です。

欧州諸国の年金積立金は、ドイツが給付の1.6か月分、イギリスが給付の2か月分、フランスが給付の1か月分未満などで、日本のため込みはそもそも異常です。低年金の底上げ、最低保障年金制度の導入など、頼れる年金にしていこうとこそ求められています。

御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

嶋議長 三浦由紀議員。

[三浦(由)議員登壇]

三浦(由)議員 おはようございます。日本維新の会、三浦由紀でございます。

第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

毎年申し上げているように、一般職などの給与等の引上げには反対するものではありません。しかし、議員などの期末手当の支給月数引上げに関しては、日本維新の会として、党の基本的な立場で反対であります。

昨年、一昨年も申し上げましたが、一般職などの給与に関する条例と議員の報酬に関する条例の改正案が分かれて上程されていけばよいのですが、残念ながら、今年も一本の条例改正案として提案されております。したがって、本議案に関して反対いたします。

また、昨年も申し上げましたが、今回は是非条例ごとに改正案を提案していただきますようお願い申し上げます。(拍手)

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第105号議案から第115号議案まで及び第117号議案から第124号議案までについて採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり決定しました。

〔井上議員退場〕

嶋議長 次に、第116号議案について採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

〔井上議員入場〕

嶋議長 次に、第125号議案について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数であります。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願14について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数であります。

よって、本請願は、不採択とすることに決定しました。

日程第2 第126号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第2、第126号議案を議題とします。

第126号議案 教育委員会委員の任命について

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。ただいま上程されました人事議案について説明を申し上げます。

第126号議案教育委員会委員の任命については、岡田豊弘氏の任期が来る12月21日まで、鈴木恵氏の任期が令和8年1月31日で満了するため、両氏を再任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

日程第3 議員提出第11、12号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第3、議員提出第11号議案及び第12号議案を一括議題とします。

議員提出第11号議案 トラック運送事業者を取り巻く深刻な問題への対応を求める意見書
議員提出第12号議案 共有林の処分に関する制度整備を求める意見書

→…←
嶋議長 提出者の説明を求めます。清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕

清田議員 ただいま議題となった議員提出第11号議案トラック運送事業者を取り巻く深刻な問題への対応を求める意見書の提案理由を説明します。

国の物流を支えるトラック運送事業者を取り巻く環境は、消費者動向の変化による需要増や物価の高騰、人手不足など厳しい状況が続いています。また、トラックドライバーは、厳しい労働環境が人手不足の要因となっています。昨年4月、トラックドライバーの労働時間の基準が改正されたところですが、労働環境の整備や人材確保、業務効率の向上など、早急に対応しなければならない課題を多く抱えています。

県では、荷主との価格交渉に臨む事業者への支援や政労使会議を通じた運賃転嫁の促進等をサポートしてきたところですが、依然として低調な状況が続いています。

よって、国会及び政府に対しまして、トラック運送事業者の持続可能な経営を維持できるよう、標準的運賃に基づく適正な運賃の確保に向けてさらなる働きかけを行うとともに、改正物流効率化法等の改正内容の周知徹底により、積載効率の向上や商慣行の見直しといった措置などを講じるよう強く要望するものです。

続きまして、議員提出第12号議案共有林の処分に関する制度整備を求める意見書の提案理由を説明します。

我が国の森林のうち約3割が所有者不明の状態にあり、その多くは、相続未了や共有者の不在などにより、適正な経営管理や処分が著しく困難となっています。このため、森林の荒廃、土砂災害防止機能や水源涵養機能など森林が持

つ公益的機能の低下、林業経営の停滞を招き、国土保全、環境保全、地域経済の持続的発展に深刻な影響が及んでいます。

現行制度では、共有物の処分や重要な変更には全共有者の同意が必要なため、所在不明の共有者が一人でもいれば処分ができない状態となっています。また、民法の規定により、裁判所の判断で共有物の分割ができるとされていますが、訴訟費用等の負担が重くのしかかり、森林所有者にとって使いやすい制度とは言い難い状況となっています。

このままでは、脱炭素化、木材供給安定化にも支障を来すことが懸念されるため、共有林の施業、管理から一歩進めた処分に関する早急な制度整備が森林政策と地域経済の再生に不可欠と考えます。

よって、国会及び政府に対しまして、共有林処分の特例制度を創設するよう強く要望するものです。

案文はお手元に配付しています。朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同よろしくお願い申し上げます。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

各案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件

嶋議長 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣

その1

1 目的

議員出前講座出席のため

2 場所

豊後高田市

3 期間

令和8年1月26日

4 派遣議員

若山雅敏、佐藤之則

その2

1 目的

議員出前講座出席のため

2 場所

由布市

3 期間

令和8年2月18日

4 派遣議員

二ノ宮健治、猿渡久子

嶋議長 お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配付のとおり各議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり各議員を派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第5 閉会中の継続審査及び調査の件

嶋議長 日程第5、閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

閉会中の継続審査事件

福祉保健生活環境委員会

請願15 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について

閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件

総務企画委員会

1、職員の進退及び身分に関する事項について

2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について

3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について

4、条例の立案に関する事項について

5、デジタル政策の推進に関する事項について

6、学事に関する事項について

7、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について

8、国際交流及び文化振興に関する事項について

9、広報及び統計に関する事項について

10、地域振興及び交通対策に関する事項について

11、出納及び財産の取得管理に関する事項について

12、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会

1、社会福祉に関する事項について

2、保健衛生に関する事項について

3、社会保障に関する事項について

4、県民生活に関する事項について

5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について

6、男女共同参画及び青少年に関する事項について

7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する

る事項について

8、県の病院事業に関する事項について
商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、先端技術に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について
- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会への助言に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実に関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

—————→…←—————
嶋議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、

会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

—————→…←—————

嶋議長 これをもって令和7年第4回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前10時38分 閉会

—————→…←—————

なお、閉会后、永年勤続議員に対する表彰が行われたので、参考のためその氏名を掲載する。

全国都道府県議会議長会表彰

勤続30年以上 志村 学

勤続25年以上 麻生栄作

勤続10年以上 二ノ宮健治

木付親次

井上明夫

木田 昇

大友栄二

森 誠一

後藤慎太郎

議会表彰

勤続30年以上 志村 学

勤続25年以上 麻生栄作

勤続10年以上 二ノ宮健治

木付親次

井上明夫

木田 昇

大友栄二

森 誠一

後藤慎太郎

知事感謝状

勤続30年以上 志村 学
勤続25年以上 麻生栄作
勤続10年以上 二ノ宮健治
木付親次
井上明夫
木田 昇
大友栄二
森 誠一
後藤慎太郎

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
14	令和7年11月27日	大分市下郡1602-1 大分県保険医会館2F 大分県労連内 全日本年金者組合大分県本部 委員長 山本 茂	
件 名 及 び 要 旨			
<p>物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について</p> <p>2025年度の年金額改定は、前年度から1.9%のプラス改定となったが、物価との関係でみれば、実質的に0.8%の減額となっている。</p> <p>近年、消費税や75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料や国民健康保険料といった社会保険料の増加や物価高騰などで、年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしており、この結果、働かざるを得ない高齢者が増加し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっている。</p> <p>高齢者世帯の3分の2は公的年金が家計収入の全てとなっており、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させるだけでなく、地域経済にも大きな影響を及ぼしている。</p> <p>よって、下記事項について、国に意見書を提出していただきたい。</p> <p>1 若者も高齢者も安心して老後を過ごせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
猿 渡 久 子 堤 栄 三	福祉保健生活環境	不採択	

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
15	令和7年11月28日	大分市古ヶ鶴1-4-1 大分県医療生協内 大分県社会保障推進協議会 会長 川野桂吾	
件 名 及 び 要 旨			
<p>OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について</p> <p>政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込み、2026年度中に実施する方針を示している。</p> <p>OTC類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化する懸念が指摘されている。また、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねない。</p> <p>多くの市町村ではこども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなどの施策を強めてきたが、助成対象となっていた処方薬がOTC類似薬の保険適用除外によって市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になる。</p> <p>については、医療費削減ありきではなく全ての国民が必要な医療を受けることができるように、OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書を国に提出していただきたい。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
堤 栄 三 猿 渡 久 子	福祉保健生活環境		継続審査